



三重県新地震・津波対策行動計画

わたしたちの「郷土」みえの未来を守るために
今、なすべきこと



平成26年3月

三重県

はじめに

東日本大震災の発生から3年が経ちました。東北地方では、今も、復興に向けた懸命の努力が続けられています。

震災から約1か月が経過した頃、私は、被災地を訪れました。津波によってすべてが流された現地の光景を見て、言葉を失い立ち尽くしたこと、三陸海岸の入り組んだ地形と海岸線を見て、三重県でも同じような悲劇が起こってしまうのではないかとの危機感を強く抱いたこと、それらの記憶は今も私の頭に鮮明に焼きついています。

生きるために備えてください。生きるために逃げてください。

このことを県民の皆さんにお願いして、私は、地震・津波対策の推進を県政の最重点施策に位置づけ、災害に強い三重づくりに取り組んできました。

この「三重県新地震・津波対策行動計画」は、平成23年度から緊急的に取り組んできた津波避難対策や防災教育などの取組に加えて、災害時要援護者対策や観光客対策、緊急輸送・拠点機能の強化、復興プロセスの検討など、総合的な観点から、これからの三重県の地震・津波対策の方向性と道筋を示したものです。

東日本大震災は、我が国の防災対策のあり方を根底からくつがえすこととなりました。南海トラフ地震の脅威にさらされている三重県にとっても、それは同じです。そこで、東日本大震災が突きつけた教訓と課題をしっかりと受けとめ、三重県は今後、新たな地震・津波対策に取り組んでいくのだという強い思いを込めて、計画の名称に、「新」という一文字を入れました。

地震・津波対策に終わりはありません。「防災の日常化」をめざし、「自助」「共助」「公助」が一体となった取組を進めていくことが、県民の皆さんの命や財産を守ることにつながります。

この新たな計画を、「公助」を担う行政や防災関係機関だけでなく、「共助」や「自助」の取組を実践する地域や県民の皆さんとも共有し、全員の力を結集して行動していきたいと考えています。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました「防災・減災対策検討会議」の委員の皆さま方をはじめ、貴重なご意見やご教示をいただきました方々に、心より感謝申し上げます。

平成26年3月

三重県知事 鈴木英敬



目次

第1章	計画策定の背景～これまでの取組と今後の方向性～	1
1	東日本大震災の教訓	1
2	三重県における大規模地震発生の緊迫性	7
3	三重県のこれまでの地震対策	11
4	三重県緊急地震対策行動計画の成果と課題	13
5	国の地震・津波対策の取組方向	22
6	三重県の地震・津波対策の取組方向	26
第2章	計画策定の背景～地震被害想定～	28
1	対策上想定すべき南海トラフ地震の考え方	28
2	対策上想定すべき内陸直下型地震の考え方	30
3	今回の地震被害想定調査の特徴	31
4	今回の地震被害想定調査結果の概要	32
第3章	計画の基本的な考え方	59
1	目的	59
2	「防災の日常化」のあるべき姿	60
3	それぞれの取組主体に期待される役割	61
第4章	計画の基本事項	63
1	計画の位置づけ	63
2	施策体系	63
3	計画期間	65
4	進行管理	65

第5章 行動計画 66

- | | | |
|---|-----------|-----|
| 1 | 災害予防・減災対策 | 67 |
| 2 | 発災後対策 | 107 |
| 3 | 復旧・復興対策 | 152 |

第6章 「県民の命を守り抜く」ための選択・集中テーマ 165

- | | | |
|---|--------------------------------|-----|
| 1 | テーマ設定にあたっての基本的な考え方 | 165 |
| 2 | 基本方針Ⅰ：強い揺れへの備えと対策を行う | 167 |
| 3 | 基本方針Ⅱ：津波への備えと対策を行う | 173 |
| 4 | 基本方針Ⅲ：「防災意識」を「防災行動」に結びつける | 181 |
| 5 | 基本方針Ⅳ：災害時に特別な配慮が必要となる人々への対策を行う | 191 |
| 6 | 基本方針Ⅴ：発災後 72 時間の救助力・輸送力を強化する | 210 |
| 7 | 基本方針Ⅵ：命をつなぎとめるための災害医療機能を強化する | 225 |
| 8 | 基本方針Ⅶ：県民生活の再建復興への準備を進める | 233 |

第7章 減災効果 239

- | | | |
|---|------------------|-----|
| 1 | 施策推進による減災効果 | 239 |
| 2 | 減災効果の考察にあたってのまとめ | 259 |

(参考資料) 260

- | | | |
|---|-----------------------|-----|
| 1 | 三重県新地震・津波対策行動計画の策定の流れ | 260 |
| 2 | 用語の説明 | 263 |

※本文中、「*」が付いている語句は、巻末の「参考資料」に用語の説明を掲載していません。

コラム

インタビュー

震度とマグニチュード	9	中村 保親氏 (南が丘地区自主防災協議会)	76
過去の南海トラフ地震の津波教訓を今に伝える	10	福和 伸夫氏 (名古屋大学減災連携研究センター)	93
2階で寝ていて助かった ～逃げ出す時に切った足、入浴時に気づく～	74	川合 一明氏 (産学連携企業防災研究プロジェクト「きぼう会」)	105
家庭での防災対策の状況 ～平成25年度防災に関する県民意識調査～	75	尾中 弘明氏 (熊野市防災対策推進課)	133
194か所もの孤立地区が発生(岩手県)	121	西村 鎮雄氏 (大紀町防災安全課)	134
誰が何に困ったのかリスト ～震災時、誰が、いつ、どんなことが発生したために、何に困ったのか～	122	宗片 恵美子氏 (特定非営利活動法人イコールネット仙台)	141
女性視点に立った避難所での洗濯支援 (宮城県)	140	山本 康史氏 (特定非営利活動法人みえ防災市民会議)	158
円滑に行われなかった避難所の運営・管理 (岩手県)	151	浅野 聡氏 (三重大学大学院工学研究科)	164
被災により日常的な生活機能も低下(宮城県)	151	畑中 重光氏 (三重大学大学院工学研究科)	172
すぐに着工できなかった仮設住宅の建設 (岩手県)	163	山本 浩平氏 (熊野市有馬町 中の茶屋・サントウン自主防災会)	180
なぎ倒された煙突にショック	171	川口 淳氏 (三重大学大学院工学研究科)	190
日頃からの防災意識が園児を救った(岩手県)	179	松田 慎二氏 (特定非営利活動法人ピアサポートみえ)	200
東日本大震災の発生後、全国に広がった 観光行動の自粛	207	和田 京子氏 (特定非営利活動法人伊賀の伝丸)	201
風評被害の払拭に向けた観光関係者の取組	208	山岡 耕春氏 (名古屋大学大学院環境学研究科)	209
困難を極めた災害対策本部の活動(岩手県)	215	室崎 益輝氏 (公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構)	224
状況に応じた災害対策要員の確保(石川県)	216	竹田 寛氏 (桑名市総合医療センター)	232
		末村 祐子氏(復興庁岩手復興局) 佐藤 稲満氏(大槌町安渡町内会) 岡本 翔馬氏(特定非営利活動法人桜ライン311)	238



第1章 計画策定の背景～これまでの取組と今後の方向性～

第1章では、計画策定の背景として、東日本大震災の教訓、三重県における大規模地震発生への緊迫性、これまでの地震対策の取組などを整理するとともに、これらをふまえ、三重県の今後の地震・津波対策の取組方向を示すこととします。

1 東日本大震災の教訓

東日本大震災は、従来の想定をはるかに超える津波により東北地方に甚大な被害をもたらしただけでなく、2分以上続いた震度5以上の強い揺れ、長周期地震動*、液状化*等により、東日本の広範囲にわたってさまざまな影響を及ぼし、その対応には被災地外から多数の応援が行われました。

一方、日頃からの避難訓練等の地震・津波対策によって救われた命も数多くありました。東日本大震災を教訓として、今後二度と同じ被害を繰り返さないよう、あらゆる対策を検討することが求められています。

(1) 東日本大震災で起こったこと

① 想定をはるかに超える津波

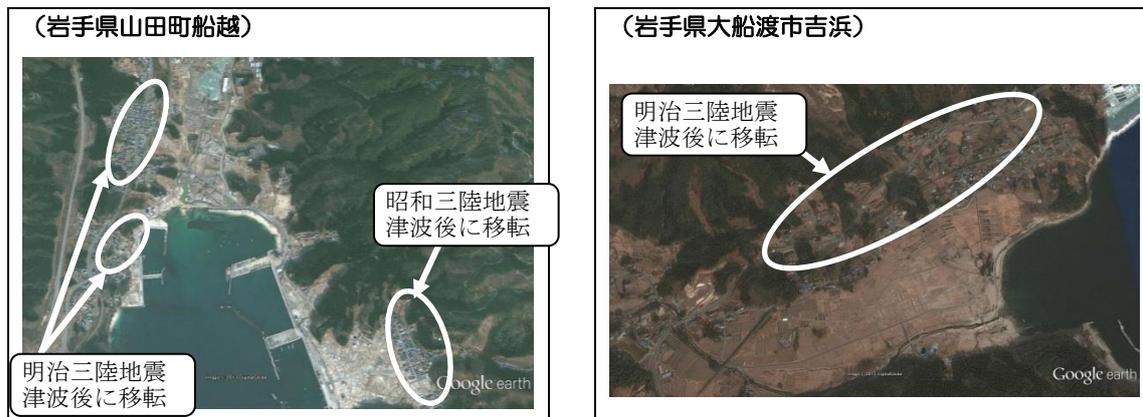
地震直後に発生した津波が、整備されていた防潮堤を越えて市街地を襲いました。これまでの想定をはるかに超えた津波により、堤防や護岸が損壊し、道路橋や鉄道橋、家々が押し流されるなど、その破壊力をまざまざと見せつけられました。

また、特に平野部では、津波浸水ハザードマップ*で想定されていた浸水範囲よりもはるかに内陸まで浸水するに至り、多くの被害をもたらしました。

地震発生後に直ちに高台へ避難していた人々は助かりましたが、過去の体験等から「自分のところには津波が来ても大した被害はない」と考えて逃げなかった人や、家族を迎えに行ったり、渋滞に巻き込まれたり、避難場所が分からないなどの理由で逃げ遅れた人々の多くが被害に遭いました。

過去に浸水履歴のある地区でも大きな被害が発生した一方で、岩手県山田町船越地区や、大船渡市吉浜地区のように、先人の被災経験に学び、高台に

移転した集落の中には、被害を受けずに済んだ場所もありました。



中央防災会議*東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会「今回の津波における高地移転等を行った地域の状況」（平成23年7月10日第5回会合 参考資料1）より

②揺れ、液状化による被害

津波による被害だけではなく、強い揺れにより、広い範囲で建物被害や斜面の崩壊、道路や橋、鉄道施設等への被害が発生し、被災地への通行が困難となったことが、地震発生直後の災害対応全般の遅れにつながりました。

また、ライフラインが途絶して日常生活に大きな影響が発生したほか、埋立地では液状化によって建物が傾くなどの被害がありました。

さらに、東北地方から遠く離れた地域でも、人々が集まるホールにおいて天井の落下事故が起きたほか、長周期地震動の影響を大きく受けた高層建築物では、エレベーターの停止、閉じ込め事象等が発生しました。

③不自由な生活環境

自宅を失った被災者は膨大な数となり、水や食料をはじめとする物資はもちろん、それらを運ぶ車両や、ガソリンまでもが不足しました。また、市町村の職員が被災したために、被災者を支援する人手も大幅に不足することとなりました。

また、避難所等での不自由な生活環境が原因となって病気を発症したり、持病が悪化したり、被災地から遠方へと避難する際に体調を崩す被災者もいました。

④被災地外からの支援活動

被災地では全国からの救助・救援活動の支援が行われました。被害が甚大であった地域に隣接し、比較的被害が少なかった地域（岩手県遠野市や住田町、宮城県登米市等）が、人員や物資等の中継拠点として、また被災者の一時的な生活場所として、大きな役割を果たしました。

⑤長期にわたる復興への道のり

震災から3年が経過しましたが、元の暮らしを取り戻すまでには至っていません。

津波で大きな被害を受けた地域では、二度と同じ被害を繰り返さない新しい「まち」をつくるため、被災者、行政、ボランティア、有識者・専門家たちが総力を挙げて復興に向けた取組を進めています。多くの住民の意見を取り入れ、新たな生活をスタートさせるための「まち」の実現には、長い年月を必要とします。

(2)震災から得られた教訓・明らかになった課題

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓に学び、明らかになった課題をふまえ、今後の対策に生かしていくことが重要です。

震災後、各省庁をはじめとするさまざまな機関が、教訓をまとめ課題の検証を行いました。そして、これらの教訓・課題については、国の中央防災会議の専門部会「防災対策推進検討会議」が、平成24年3月にまとめた「中間報告」において、「東日本大震災から学ぶもの」として総括が行われました。

以下、その総括で述べられたことの中から、三重県の今後の地震・津波対策において考慮すべき重要なものを挙げました。

【事前の備えは十分であったのか】

(対策の基本的な考え方)

- 東日本大震災では、自然災害を構造物だけで防ぎ切ることはできないことが明らかになった。人命が失われないことを最重視し、ハード・ソフトのさまざまな対策を組み合わせることで災害時の被害を最小化する「減災」の考え方が浸透していなかった。

(教訓の活用・伝承、教育、訓練)

- 「此処より下に家を建てるな」などが刻まれた石碑の教訓を守り高台に住んでいた住民は助かった事例があった。一方、過去の災害の教訓が時間の経過とともに忘れ去られ、多くの方が犠牲になった地区もあった。
- 住民の生命を守ることを最優先として、迅速な避難を確実に行うためにも、防災教育・避難訓練等を組み合わせた対策を講じていくことが必要である。
- 地域の防災力を高めるためには、市民参加型のマニュアル作成等を通じ、市民の力を育てるとともに、日頃からのコミュニケーションが重要である。

【災害応急対応はうまく機能したのか】**(被災地方自治体の体制)**

- 市町村は、応急対策、被災者支援などの業務が増大し、対応能力の限界を超え、また、職員や庁舎が被災し行政機能が著しく低下する例も多かった。

(情報発信・情報把握)

- 被災した市町村において、通信の途絶のみならず、首長や職員の被災、庁舎の被災により、被害の把握や被害状況の報告・発信などが行えない状況が多く発生した。
- 政府は現場の実情がきちんと把握できない状況下で、一部の市町村の機能が失われていることすら当初は把握できなかった。市町村からの情報が来ない場合には積極的に出かけていくことも必要であったのではないかと。

(医療)

- 発災直後の医療支援について、重複して医師や看護師が配置されるなど、医療チームの配置等のコーディネート機能などに改善すべき余地があった。

(発災直後の避難のあり方)

- 地震後すぐに避難しなかったり、避難後に再度戻ったこと等により犠牲になった方も多かった。
- 自動車による避難で難を逃れた方がいる一方で、自動車内で被災した方も多かった。

(広域避難)

- 市町村や県を越える避難が必要となったが、そのような避難を想定した備えが十分ではなく、他の地方自治体による避難者の受入れや広域避難者に対する支援の実施までに時間を要した。

(災害時要援護者*への配慮)

- 障がい者、高齢者、外国人住民、妊産婦等の災害時要援護者について、情報提供、避難、避難生活等さまざまな点で対応が不十分な場面があった。

(男女共同参画の視点)

- 避難所の運営等、災害現場での意思決定に女性がほとんど参画していなかった。女性の視点がないために、女性用の物資が不足したり、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室が設置されないなど、女性が避難生活に困難を抱えていた。

(避難所の設置・運営)

- 避難所によって運営に大きな差があり、被災者や支援者が困惑したが、日頃から行政と地域住民が一体となった訓練を実施していた避難所では、円滑な運営が行われた。
- 避難所での栄養管理や健康管理に課題があった。

(ボランティア活動)

- ボランティア活動の受援側である被災地において、ニーズの把握・発信が容易にできないなど、ボランティアの受入体制が速やかに整えられなかった。

【生活再建や復旧復興はスムーズに進んでいるのか】**(復興の制度)**

- 東日本大震災においては、時間の経過とともに変化する重点課題等に対処するためさまざまな制度的な特別対策や運用上の改善・柔軟化が逐次図られ、必ずしも迅速な対応が取れなかった措置もあった。

(応急仮設住宅)

- 応急仮設住宅の設置場所については被災地の地形上やむを得ない面があるが、砂利道の不便さ、寒さ、玄関や風呂のバリアフリー、部屋の広さ等についても問題が生じた。

(災害廃棄物処理)

- 東日本大震災によって生じた災害廃棄物は、一般廃棄物に位置づけられ、市町村が処理することとなっているが、市町村によっては膨大な量の災害廃棄物の処理に時間を要し、復旧復興の妨げとなっている。今後起こりうる震災では、現行制度下での処理は、被害状況等によってはかなりの困難が予想される。

(医療・健康確保・こころのケア)

- 生活不活発病やこころの不調を訴える被災者が少なからず発生し、阪神・淡路大震災の教訓をふまえ取組が強化された保健師による巡回保健指導や、こころのケアチームによる相談支援等の重要性が改めて認識された。

(働く場の確保と産業振興)

- 自営業、農林水産業、中小企業などの早い段階からの仕事の確保は非常に重要である。

東日本大震災は、人々が長年住みなれた町をがれきの町に一変させただけでなく、多くの人々の人生、そして価値観をも一変させるものでした。

繰り返された「想定外」という言葉に言い表されているように、これまでの常識の多くが通用しませんでした。

東日本大震災を境として、防災対策は大きな転機を迎えています。

我が国の防災対策の最も基本となる法律である「災害対策基本法」は二度にわたって改正が行われました。主な改正点については、本章の「5 国の地震・津波対策の取組方向」の項において述べますが、今回のような大幅な見直

しは、阪神・淡路大震災が発生した平成7年以来17年ぶりとなるものです。

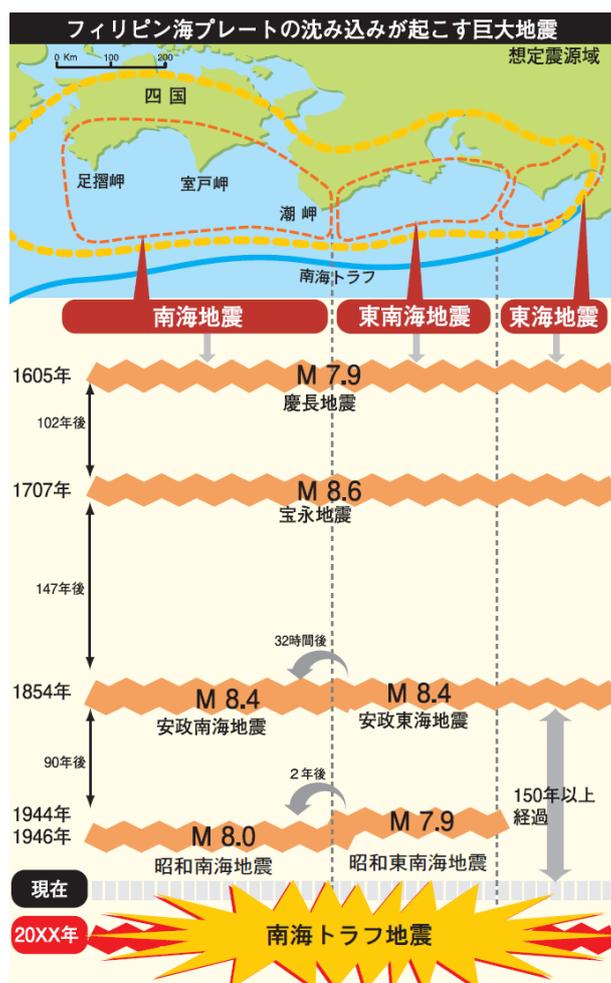
また、防災対策では、かねてより「自助」「共助」「公助」による取組の必要性を訴えてきたところでしたが、震災直後に行政機能の一時的な低下が生じた中、「自助」「共助」の重要性を改めて認識させられることとなりました。

東日本大震災が突きつけた教訓と課題をしっかりと受けとめ、わたしたちの「郷土」みえの未来を守るために、今、なすべきことは何かを考え、着実に対策に取り組んでいきます。

2 三重県における大規模地震発生 の 緊迫性

三重県は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈みこむプレート境界付近に位置するとともに、国内でも活断層*が特に密集して分布する中部圏・近畿圏に位置しています。

過去には、1605年（慶長9年）の慶長地震、1707年（宝永4年）の宝永地震、1854年（安政元年）の安政東海地震、安政南海地震、1944年（昭和19年）の昭和東南海地震など、概ね100年から150年の間隔で南海トラフ*を震源域とするプレート境界型地震が繰り返し発生し、県内全域にわたっての強い揺れ、また沿岸部に押し寄せた津波により、多くの人命が失われてきました。また、1586年（天正13年）の天正地震や1854年（安政元年）の伊賀上野地震など、活断層を震源とする内陸直下型地震も発生しており、そのたびに大きな被害を受けてきました。



概ね100年から150年の間隔で繰り返し発生してきた南海トラフを震源域とする巨大地震

なかでも、津波による被害について、先人たちは、津波到達地点を示す碑（鳥羽市浦村町、熊野市新鹿町地内等）や津波供養塔（南伊勢町贅浦、紀北町紀伊長島区地内等）を建立することにより、被害の様相を伝え、教訓を決して忘れることのないよう、それぞれの地域において今に継承するなど、三重県は、長年にわたり繰り返される、地震・津波による被災の歴史と真正面から向かい合ってきました。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（平成26年1月1日時点）では、南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）の今後30年以内の発生確率を70%程度としており、大規模地震発生の際迫度が高い状況にあります。



昭和東南海地震による被害（現在の津市）
写真提供／太田金典氏



昭和東南海地震による被害（現在の尾鷲市）
写真提供／太田金典氏

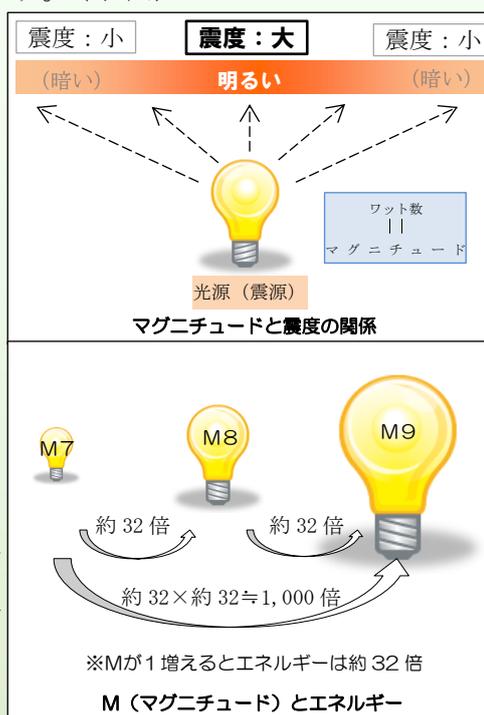


震度とマグニチュード

震度とは、ある大きさの地震が起きた時の私たちが生活している場所での揺れの強さを表す尺度のことを指します。日本では、揺れの度合いを10階級（0、1、2、3、4、5弱、5強、6弱、6強、7）に分けた「気象庁震度階級」が使われています。（下表）

一方、マグニチュードとは、地震そのものの大きさ（規模）を表す尺度のことです。

マグニチュードと震度の違いを、右図を用いて説明すると、マグニチュード（M）は、光源の強さ、つまりワット数に例えることができ、震度は光源から受けた、ある地点での明るさに例えることができます。つまり、震源（光源）から近い場所では震度は大きく（明るく）、遠い場所では震度は小さく（暗く）なります。したがって、震度は、マグニチュードとは異なり、場所によって変わり、ある地震に対して1つの値とは限りません。



また、マグニチュードが1大きくなるとエネルギーは約32倍に、2大きくなると約1,000倍になると考えられています。

地震による揺れと被害

震度階級	人	屋内の状況	木造建物（耐震性低）
5強	・ 大半の人が、物につかまらなると歩くのが困難になります。	・ 固定していない家具などが倒れることがあります。	・ 壁などにひび割れや亀裂が入ることがあります。
6弱	・ 立つことが困難になります。	・ 固定していない家具の多くが移動し、倒れるものも出てきます。	・ 壁などに大きなひび割れや亀裂が入り、傾いたり、倒れるものも出てきます。
6強	・ 人は立っていられなくなり、動くことが難しくなります。	・ 固定していない家具の多くが倒れます。窓ガラス等も落下します。	・ 多くが、壁などに大きなひび割れや亀裂が入り、倒れたり、傾いたりします。
7	・ 揺れにほんろうされ、飛ばされることもあります。	・ 固定していない家具のほとんどが倒れ、飛ぶものもあります。	・ 傾くものや倒れるものがさらに多くなります。

コラム

過去の南海トラフ地震の津波教訓を今に伝える

東日本大震災では、過去の地震・津波の教訓が刻まれた石碑や供養塔の内容が正確であったことが注目されています。

県内でも、過去に発生した南海トラフ地震の津波教訓を今に伝える、こうした石碑や供養塔が、熊野灘沿岸部を中心に、50基ほど現存しています。



【碑文】

津浪之碑

嘉永七年卯寅十一月四日、天氣陰慘卯時地大震巳時蒼海潮如湧白浪如山須臾至村前中央直衝山腹入寺門者三寸許此時民室頽裂財物尽亡男女老少只以死免為幸或構草舍或苦覆而待震之定殆一月余其辛苦豈可言哉諺曰震動之後海嘯必至今果遭是災因記大略以示將來者

安政五戌年五月

【訳】

安政元年（一八五四年）十一月四日は、天気は暗くて重苦しかった。午前六時頃、大地が大きく揺れ、十時ごろ海の潮がわくように盛り上がり、山のような白波が瞬くうちに、村の前面の真ん中の山を直撃し、三寸ばかり山門に浸水してきた。この時民家は崩れ裂け、家財等はすべて波に洗い去られてしまった。男も女も老少の別なく、やっと死から免れたことは幸いであった。ある者は草葺きの飯屋を構え、ある者は苫（すげ、かやなどで編んだむしろ）を覆って地震の治まるのを待った。その間約一か月余り、その辛さ苦しきは到底言葉では言い表せないものであった。俚諺（俗なことわざ）に「震動の後には必ず津波が来るものだ」と言われてきたが、今現にその通りこのような災難に遭った。そこでそのあらましを書きつけて後世の者たちに教訓として示す次第である。

「三重の碑百選」（三ッ村健吉著）より

3 三重県のこれまでの地震対策

(1) 東日本大震災の発生前における地震対策（平成14年度～22年度）

三重県では、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」に基づく地震防災対策強化地域*として、18市町村（現在は10市町）が指定を受け、地震防災対策を強化すべき地域となっています。また、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域*には、県内全域が指定されるなど、地震防災対策を推進すべき地域ともなっています。

こうしたことから、県では、平成14年度に「三重地震対策アクションプログラム（平成14年度～18年度）」、平成19年度に「第2次三重地震対策アクションプログラム（平成19年度～22年度）」を策定し、これまで対策を進めてきました。

しかしながら、東日本大震災の発生は、多くの教訓や課題を残すとともに、これまでの対策のあり方が問われることになりました。

(2) 津波浸水予測調査の実施（平成23年10月、平成24年3月）

東日本大震災では、被災自治体の地域防災計画*で考慮されていない規模の津波が指定避難所等に押し寄せ、避難した多くの住民の命が失われました。

このような教訓をふまえ、津波浸水予測区域における避難所配置の検証等、津波避難体制について早急に検討する必要が生じました。

一方、国の中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」では、今後の津波防災対策の基本的な考え方について、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波は、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波である」とされました。

そこで、当時の県津波浸水予測図（平成16年3月実施、東海・東南海・南海地震連動発生を想定、マグニチュード8.7）では十分反映できていない規模の津波に対応するため、東日本大震災と同等規模の地震（マグニチュード9.0）を想定した、県独自の津波浸水予測調査を実施しました。（平成23年10月に速報版、平成24年3月に確定版を公表）

この調査結果については、現在、県内各地域において、津波避難対策を立案・実施するための基礎資料として活用されています。

(3) 三重県緊急地震対策行動計画の策定と推進（平成23年10月～24年度）

また、東日本大震災の発生を受けて、待ったなしの危機感から「三重県緊急地震対策行動計画（平成23年10月～24年度）」（以下「緊急地震対策行動計画」という。）を策定しました。

この計画では、県民の皆さんの命を守るために、「備えるとともに、まず逃げる」ことを基本方針に掲げ、避難路や避難所の安全点検と整備、津波避難訓練の実施、住宅の耐震化、防災教育の推進など、「緊急」かつ「集中的」に取り組むべき対策を進めてきました。

「緊急地震対策行動計画」の成果とその検証については、次の「4 三重県緊急地震対策行動計画の成果と課題」の項に記載しています。



(4) 命を守る緊急減災プロジェクトの推進（平成24年度～27年度）

さらに、平成24年度から、県総合計画「みえ県民力ビジョン」における選択・集中プログラムの一つとして、「命を守る緊急減災プロジェクト（平成24年度～27年度）」を位置づけ、現在、プロジェクトの達成に向けた取組を進めているところです。

4 三重県緊急地震対策行動計画の成果と課題

(1) 成果と課題

「緊急地震対策行動計画」では、東日本大震災がさまざまな課題を残す中で、「すぐさま着手し、すぐに備えられ、すぐに改善できる」行動として、13の「行動」を掲げ、具体的な取組を進めました。

その結果、それぞれの「行動」について、「着手」、「備え」、「改善」など確かな前進が見られました。平成23年度から24年度における主な取組結果（成果）と今後の方向性は以下のとおりです。

行動1 避難計画・避難訓練

（取組結果）

「最大クラスの津波」への住民避難対策として、県独自の津波浸水予測調査を活用した避難計画づくりと、住民の避難訓練が実施されるように取組を進めました。

津波浸水が予測される19市町に対しハザードマップの作成支援を行いました。

また、津波避難訓練を実施し、50地区の実施目標に対して46地区と、ほぼ目標に達したほか、平成24年9月の三重県・鈴鹿市総合防災訓練や同年11月の三重県・鳥羽市合同防災訓練など、住民参加による大規模な避難訓練も実施されるようになりました。



（今後の方向性）

津波避難計画の策定については、平成24年度に実施した「津波避難に関する三重県モデル*事業」の取組を進め、県内沿岸部の各地域において、住民一人ひとりの津波避難計画の普及を図っていくことが必要です。

また、避難訓練の実施については、住民の迅速な津波避難や災害時要援護者対策など、地域の課題や特性をふまえた、より実践的な防災訓練等を実施していくことが必要です。

行動2 避難場所（施設・設備）

（取組結果）

適切な避難場所及び必要な資機材を確保するための取組を進めました。

津波避難に適した避難施設については、地域の状況に応じ検討が進められま

した。衛星携帯電話*や非常用発電機の整備支援も行いましたが、全市町の避難所の防災機能の点検では、「避難所としての機能」不足が判明してきています。

また、津波に関する統一標識に関して、設置指針の改訂や地域減災対策推進事業により市町支援を行いました。

(今後の方向性)

今回の地震被害想定調査の結果をふまえ、避難所の再検証を行うなど、津波からの適切な避難場所を確保していくことが必要です。

また、避難所の機能強化や必要な資機材の整備も早期に進めていくことが必要です。

行動3 避難方法

(取組結果)

適切な避難行動が行われるよう、避難方法の検討や避難路の整備を支援し、また、児童生徒や災害時要援護者の避難についても、重点的に検討が行われました。

円滑な住民避難のための取組として、伊勢市二見町と熊野市有馬町において、住民一人ひとりの避難計画(Myまっぷラン*)と地域の津波避難計画を作成し、避難訓練による検証を行いました。この結果をもとに、「三重県津波避難計画策定のための手引き」を作成しました。



避難路整備については、地域減災対策推進事業により市町支援を行いました。東日本大震災後、地域住民自らが整備した避難路に対して、手すりの設置等が公的支援により行われるなど、住民の取組が主体となった先進事例も出てきています。

また、学校(園)において避難経路の安全点検を実施したほか、災害時要援護者の個別支援計画の作成に全市町が着手するなど、各種取組が成果をあげています。

津波被害が予想される社会福祉施設については、各施設の位置情報を整理し、地図上で把握できるようにしました。障がい者の避難対策においては、関係団体に訓練参加を働きかけ、平成24年の三重県・鈴鹿市総合防災訓練や三重県・鳥羽市合同防災訓練では、車いす利用者の方のほか、聴覚障がいの方や視覚障がいの方にも参加いただき、課題について検証を行いました。

(今後の方向性)

住民の避難方法の検討については、上記「手引き」を活用した取組が、沿岸

部の各地域において展開されるよう、地域防災総合事務所・地域活性化局との連携、みえ防災コーディネーター*等の防災人材の活用等を通じて、県内に水平展開する仕組みを確立させ、対策に取り組んでいくことが必要です。

避難路については、引き続き、市町が進める津波避難路の整備を促進するとともに、学校と地域の連携を通じて、避難経路の確認等をさらに進める必要があります。

また、市町が作成する災害時要援護者個別支援計画*の取組を支援するほか、市町や地域で行われる避難訓練に、障がい者、高齢者等の災害時要援護者に参画していただくよう、今後も働きかけを行うこと、さらには、災害時に施設入所者の避難が円滑に行われるよう、介護保険施設の相互支援協定の締結の促進等にも取り組んでいくことが必要です。

行動4 避難基準

(取組結果)

住民の迅速な避難のために避難勧告*・指示*の発令基準（避難勧告等の判断・伝達マニュアル）の見直しや、避難支援に携わる防災関係職員等の行動ルールの周知などを進めました。

防災関係職員の避難行動について、地域防災計画の修正、陸閘*等の操作要領を改訂し、全市町と協定を結び直すことで、水防団*（消防団*）、自治会等の津波避難に関するルールの周知を図りました。

(今後の方向性)

津波対策としての判断マニュアルは見直し・策定が行われましたが、洪水や高潮など風水害対策としては引き続き検討が必要であることから、継続した支援が必要です。

また、陸閘等の操作については、防潮扉や水門等を安全かつ確実に閉鎖するため、動力化や遠隔操作化等を進める必要があります。

行動5 情報提供体制

(取組結果)

迅速な避難のため必要な正しい情報が提供される体制を構築するよう、取組を進めました。

県・市町の防災行政無線*の総点検を実施し、県防災行政無線の機器や非常用電源の配置を見直しました。その他、緊急速報メール*の全市町導入や、市町の防災行政無線（戸別受信機）の整備、海拔表示の設置等の取組を進めました。

また、避難所での外国人への情報提供の支援ツールとして「避難所情報伝達キット—絵表示・多言語—つ・た・わ・るキット」を作成し、平成24年の三重

県・鈴鹿市総合防災訓練での避難所運営訓練において、外国人住民に参加いただき、キットの検証を行いました。

(今後の方向性)

防災行政無線（屋外スピーカー等）の総点検をふまえ、津波浸水による影響が懸念される市町の無線設備の適正配置や安定した電源確保に向け、引き続き必要な協議を進めていく必要があります。また、防災みえ.jp や携帯電話会社による緊急速報メールなど、メール配信サービスの普及促進にも取り組んでいく必要があります。

さらに、災害時要援護者や観光客の避難行動を促進するための防災啓発や訓練実施など、災害時に支援を必要とする人々への情報提供体制の強化にも取り組んでいく必要があります。

行動6 住宅の耐震化等

(取組結果)

住宅の耐震化や家具類の固定化について、取組を進めました。耐震診断は、平成 23 年度から 24 年度の2か年で、計 7,000 件を目標として取組を進め、6,929 件の診断を行うなど、ほぼ目標を達成しました。

家具固定については、啓発と市町への財政支援を行いました。平成 24 年度防災に関する県民意識調査*によれば、家具を固定していない人の比率は半数近くの 45.8%（参考：平成 25 年度調査では 45.0%）にとどまることが明らかになりました。

(今後の方向性)

木造住宅の耐震化については、引き続き、診断、設計、補強工事等の補助を行うとともに、住宅訪問、診断を終えた方を対象とする耐震補強相談会等を市町と連携して実施していくことが必要です。

家具類の固定化については、行動促進に結びつくような防災啓発のほか、対策に取り組む市町に対して、必要な支援を行っていくことが必要です。

また、県民や事業者の皆さんが必要な地盤対策に取り組むことができるよう、地震被害想定調査の結果を用いて、液状化危険度にかかる情報について周知を図っていくことが必要です。

行動7 重要施設の耐震化

(取組結果)

災害時、県庁舎がその機能を発揮することができるかどうかについて緊急点検を実施し、非常用発電機の位置や冷却方法など、設備改修の方向性を定めることができました。

また、学校の耐震化、災害拠点病院*等の耐震化を進めました。

(今後の方向性)

災害対策本部が設置される県庁舎について、被災時に各施設が機能を果たすことができるよう、引き続き検討を進めていく必要があります。

県立学校については、平成25年度に耐震化が完了することから、今後、非構造部材*の耐震対策を進める必要があります。私立学校についても、耐震補強(改築)を進めていく必要があります。

また、災害拠点病院、社会福祉施設、多数の者が利用する建築物の耐震化の促進にも引き続き取り組んでいく必要があります。

行動8 防災教育と人材の育成

(取組結果)

高い防災意識の定着を図るため、学校や地域での防災教育の実施や、防災人材の育成・活用を図る取組を推進しました。

具体的には、「防災ノート*」等を活用して、すべての学校で防災教育を実施したほか、地域での防災啓発については、新たな啓発コンテンツを利用した取組を進めました。しかし、啓発コンテンツに関しては、一度に利用できる数に限りがあるなどの課題により、活動の展開に一定の限界がありました。



防災人材の育成については、地域や企業等において防災力向上の一翼を担う「みえ防災コーディネーター」の育成を行い、2か年で新たに250人を認定するとともに、三重大学と協働して実施した「さきもり塾」では、入門コースと特別課程をあわせて2か年で、のべ122人が修了しました。また、地域の自主防災活動の主導的立場にある「自主防災リーダー」の育成や、専門性のある職種に従事する女性の防災人材の育成にも取り組みました。

さらに、学校における「学校防災リーダー*養成事業」も平成24年度から始まり、ほぼすべての県立及び小中学校にて学校防災リーダーを養成しました。

(今後の方向性)

「防災ノート」等を活用した防災教育の充実を図るほか、保護者や地域住民等との訓練や防災学習の実施など、学校・家庭・地域の連携による防災対策を促進していくことが必要です。

また、「防災ノート」等を活用して正しい知識と行動力を身につけることができた児童生徒が、引き続き、地域住民の一員として「Myまっぷラン」に取り組むことによって、次世代の防災の担い手として育つことができるよう、「防災

ノート」と「Myまっぷラン」を関連させた取組についても、地域において進むよう支援していく必要があります。

地域の防災人材については、特に女性を中心とした人材育成に取り組むほか、みえ防災コーディネーター、三重のさきもり*、自主防災リーダーなど、これまで育成してきた防災人材のフォローアップを図るとともに、「育成から活用へ」を主眼に、防災人材の育成と活用、さらには交流の促進に関する新たな仕組みを検討していくことも必要です。

行動9 避難場所（運営）

（取組結果）

東日本大震災時の避難所運営について、女性や災害時要援護者への配慮の必要性が指摘されたことから、適切な避難所運営ができるよう、検討を行いました。

例えば、「三重県避難所運営マニュアル策定指針*」については、平成24年度に、学識経験者やNPO等、さまざまな分野の委員で構成する策定委員会を開催するとともに、被災地の避難所運営等についてのヒアリング調査（看護協会、イコールネット仙台、岩手県国際交流協会）も実施するなど、委員意見・調査結果を策定指針に盛り込んだ上で、平成25年1月に改定を行いました。また、地域で活用するために「避難所運営マニュアル基本モデル」をあわせて作成しました。



一方、県立学校の資機材整備については、非常用発電機・簡易トイレ・毛布等を全校に整備し、加えて、孤立が想定される学校に衛星携帯電話等の整備を進めました。

また、福祉避難所*未指定の市町へ働きかけを行った結果、未指定の17市町のうち7市町で福祉避難所が新たに確保されました。

（今後の方向性）

平成24年度に改定した「避難所運営マニュアル策定指針」及び新たに作成した「基本モデル」が、避難所運営訓練などを通じて実際に現場で活用されるよう、地域防災総合事務所・地域活性化局との連携、防災人材の活用等により、取組を進めていく必要があります。

また、福祉避難所の指定状況等を引き続き確認するとともに、未指定の市町に対し、確保に向けた働きかけを行っていく必要があります。

さらに、避難所における保健衛生管理体制の確保等にも取り組んでいく必要があります。

行動10 避難者支援

(取組結果)

避難者に必要な物資を輸送できるようにするとともに、円滑な避難者支援の取組について検討を行いました。

具体的には、津波等により孤立した地域への救援ルートを確保する道路啓開*作業に迅速に取り組むことができるよう道路啓開マップ*の作成を行いました。また、広域防災拠点*の備蓄のあり方や、市町の備蓄のあり方について検討を行いました。

また、災害ボランティア支援センターのマニュアルの見直しや運営訓練を実施し、避難者支援で重要な役割を担うボランティア支援体制の強化を図りました。

(今後の方向性)

災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路*に指定されている県管理道路の整備を引き続き推進していく必要があります。また、道路啓開作業に迅速に取り組むため、道路啓開基地*の整備、道路構造の強化に取り組んでいくことが必要です。

備蓄のあり方については、「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」において、市町と情報共有しながら具体的な検討を進めていく必要があります。

また、みえ災害ボランティア支援センターの運営について、見直しを行うとともに、市町における災害ボランティア受入体制の強化のため、研修や訓練を実施していくことが必要です。

行動11 災害医療業務

(取組結果)

東日本大震災では、津波被害による病院機能の麻痺等があったため、災害時にも適切な医療が受けられるよう、対策について検討を行いました。

県独自の津波浸水予測調査を基にした災害拠点病院及び二次救急医療機関*の緊急点検を実施し、「三重県災害医療対応マニュアル」の見直しを進めました。

(今後の方向性)

災害医療体制の整備については、医療関係機関との連携を図りながら、医療従事者に対して災害医療に関する訓練や研修等を実施するとともに、「三重県災害医療対応マニュアル」に基づく訓練等により、マニュアルの実効性を確認していくことが必要です。

また、「三重県保健医療計画*（第5次改訂）」に基づき、災害医療対策に取り組んでいくことが必要です。

行動12 応急体制の充実・災害対策本部の機能強化

(取組結果)

東日本大震災、紀伊半島大水害の教訓をもとに、災害対策本部の機能強化のため、本部組織の見直しを行いました。また、図上訓練*や実動の防災訓練を通じて、災害対策本部体制についての検証を行いました。

また、専門的な知識や技術、資機材等を活用していくため、35件の防災関係協定の締結（見直しを含む）を行い、さらに、連絡会議等の開催により、日常からの防災関係機関との連携強化も図りました。

(今後の方向性)

引き続き、図上訓練や地域住民の参加・連携強化に主眼を置いた実践的な防災訓練を行っていくことが必要です。

また、発災時における非常通信の確保、県の業務継続計画*の策定、防災関係機関との連携強化、災害時の支援等に関する協定の拡充にも取り組み、災害対応力の強化を図ることが必要です。

さらに、地震被害想定調査の結果をふまえ、「地域防災計画（地震・津波対策編）」の見直し、また、石油コンビナート等防災アセスメント調査*を実施し、「石油コンビナート等防災計画*」の見直しにつなげていくことが必要です。

行動13 広域応援体制

(取組結果)

大規模災害に対応した広域応援（受援）体制について、検討を進めました。

中部圏及び近畿圏応援協定の見直しを行うとともに、広域防災拠点や緊急消防援助隊広域活動拠点*について「三重県広域防災拠点施設等構想検討委員会*」を設置し、北勢地域の拠点整備を検討するとともに、広域防災拠点等のあり方について検討しました。

(今後の方向性)

今後も、訓練等を通じて他府県や防災関係機関等との連携を強化していく必要があります。

また、県と市町の広域的な応援・受援体制の整備に向けては、「三重県市町災害時応援協定」に基づく物的支援や広域避難等について、検討を進めていく必要があります。

さらに、「三重県広域防災拠点施設等基本構想〔改訂版〕」に基づき、北勢地域における広域防災拠点の整備を進めるとともに、県内各拠点の資機材の整備、拠点を活用した訓練の実施など、機能強化を図っていく必要があります。

(2) 総括

対策を絞り込んだ「緊急地震対策行動計画」の集中的な取組により、津波浸水が予測される市町において、津波浸水予測調査を活用したハザードマップの作成や津波避難計画づくりが進むなど、着実な成果がありました。

一方、県が毎年実施している「防災に関する県民意識調査」によると、東日本大震災後、時間の経過とともに、県民の皆さんの防災意識が薄れつつあることも確認されました。

震災を機に高まった防災意識を、行動に結びつけていくことができるか、そのまま風化させてしまうのか、今まさに、大きな分岐点にさしかかっています。震災で得た貴重な教訓をしっかりと受けとめ、そして伝承することにより、県民の皆さんに芽生えた意識を風化させず、むしろ、さらに高めることによって、「防災の日常化」を定着させるための取組が必要です。

「緊急地震対策行動計画」で前進させた取組を後退させることなく、「行動」別にまとめた「今後の方向性」等に基づき、「三重県新地震・津波対策行動計画」（以下「新地震・津波対策行動計画」という。）へと引き継ぎ、さらに取組を進めていきます。

なお、「防災の日常化」については、第3章「計画の基本的な考え方」において改めて記述します。

5 国の地震・津波対策の取組方向

県の地震・津波対策を強力に進めていくためには、国の方針や施策の方向性について把握しておく必要があります。

東日本大震災の発生以降の国の中央防災会議の動き等について、以下にまとめました。

(1) 全般的な防災対策

① 防災対策推進検討会議（平成23年10月11日設置）

国の中央防災会議の専門調査会として設置され、東日本大震災における政府の対応を検証し、震災の教訓の総括を行うとともに、首都直下地震や東海・東南海・南海地震等の大規模災害や頻発する豪雨災害に備え、防災対策の充実・強化を図るため、検討が行われました。

平成24年7月31日に公表された最終報告では、災害対策のあらゆる分野で、被害の最小化を図る「減災」の考え方を徹底し、以下のような基本原則の下に防災政策を推進すべきである、とされました。

- 一つの災害が他の災害を誘発することを認識する
- 最新の科学的知見を総動員する
- あらゆる行政分野について、「防災」の観点からの総点検を行う
- ハード・ソフトの組合せにより災害に強い国土・地域を実現する
- 自らの命と生活を守ることができる「市民」の力と民間との「協働」に期待する
- 災害リスクにしたたかな「市場」を構築する
- 防災対策に関しては、「楽観」を避け、より厳しい事態を想定する
- 災害対応にあたって、「平時」を物差しとすることは禁物である
- 限定的な情報の下、状況を把握・想定し、適時に判断する
- 災害対応は、「人の命を救う」ことをはじめとして、すべて「時間との競争」であることを意識すべきである
- 被災者のニーズ変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応する
- 被災地を以前の状態に戻すのみならず「よりよい復興」を実現する
- 被災地の復旧・復興は、地域特性や「地域力」への配慮が大切である

②災害対策法制の大幅な見直し

東日本大震災の発生を受け、災害対策法制の見直しが行われる中、その第1弾として、平成24年6月27日に、「大規模広域な災害に対する即応力の強化」、「教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上」等を柱とした「災害対策基本法」の改正が行われました。

続いて、第2弾として、平成25年6月21日に、「住民等の円滑かつ安全な避難の確保」、「被災者保護対策の改善」等を柱とする「災害対策基本法」のさらなる改正、また、「復興に関する組織」、「復興計画の作成」、「災害復旧事業にかかる工事の国等による代行」など、あらかじめ復興の枠組みについて定めておく「大規模災害からの復興に関する法律」が新たに施行されました。

【「災害対策基本法」の主な改正点】

- 大規模・広域な災害が起こった場合の、国・都道府県による応援調整や、応援の対象となる業務の拡大（第1弾）
- 被災地外からの物資等の供給や、都道府県・市町村の区域を越える広域避難に関する調整規定等、被災者対応の改善（第1弾）
- 住民による災害教訓の伝承や防災教育の努力義務化等、地域の防災力の向上（第1弾）
- 緊急的に安全を確保するための避難場所の確保や、防災マップの作成、要援護者名簿の作成及び関係機関等への情報提供等、住民等の円滑かつ安全な避難の確保（第2弾）
- 被災者の支援状況を集約した被災者台帳の作成及び個人情報の利用等、被災者保護対策の改善（第2弾）
- 事業者の事業継続の責務や、住民自身による備蓄の責務等、平素からの防災への取組の強化、廃棄物処理の特例措置（第2弾） 等

【「大規模災害からの復興に関する法律」の主な概要】

- 政府における復興対策本部の設置、復興基本方針の策定
- 都道府県及び市町村による復興方針や復興計画の作成
- 災害復旧事業にかかる工事の国等による代行、市町村等からの要請を受けた都道府県等による都市計画の決定等の代行 等

(2) 南海トラフ地震対策

① 南海トラフの巨大地震モデル検討会（平成 23 年 8 月 28 日設置）

中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」中間報告（平成 23 年 6 月 26 日）をふまえ、東海・東南海・南海地震の新たな想定地震を設定していくための方針を検討する目的で設置されました。

この検討会では、想定する南海トラフ地震として、最新の科学的知見に基づく理論上最大クラスのものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生する地震を対象としました。

この最大クラスの地震・津波について、平成 24 年 3 月 31 日に、震度分布と津波高（50mメッシュ）の推計結果（第一次報告）がとりまとめられました。また、平成 24 年 8 月 29 日には、津波高（10mメッシュ）と浸水域の推計結果（第二次報告）がとりまとめられました。

これらの結果によると、県内での地震による揺れは、震度 7 が 17 市町、震度 6 強が 10 市町、震度 6 弱が 2 市町、また県内で最大の津波高は 27m と示されました。

現在、長周期地震動の計算手法など、さらなる検討が行われています。

② 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（平成 24 年 4 月 20 日設置）

「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による震度分布と津波高の発表（平成 24 年 3 月 31 日）を受け、人的・物的被害や経済被害等の推計及び被害シナリオを検討するとともに、東日本大震災の教訓をふまえた南海トラフ地震対策の方向性等について検討するため、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に設置されました。

平成 24 年 8 月 29 日に、南海トラフ地震発生時に想定される人的被害・建物被害の推計結果（第一次報告）が、また平成 25 年 3 月 18 日に、施設等の被害及び経済的な被害想定（第二次報告）がとりまとめられました。

この結果によると、県内における建物の全壊棟数は最大で約 239,000 棟、死者数は最大で約 43,000 人と推計されました。なお、全国での被害は、全壊棟数が最大で約 2,386,000 棟、死者数は最大で 323,000 人と推計されています。

こうした被害想定をふまえて、平成 25 年 5 月 28 日に、南海トラフ地震に対する具体的な対策をまとめた最終報告書（以下「国の報告書」という。）が公表されました。

国の報告書では、「住民一人ひとりが主体的に」という言葉が端々において

用いられるなど、防災対策として「自助」の取組を重視する方針が改めて示されるとともに、以下のような具体的に実施すべき対策がまとめられました。

- 事前防災
 - 〔津波防災対策、建築物の耐震化、火災対策、土砂災害・地盤災害対策、ライフライン・インフラの確保対策、防災教育・防災訓練の充実、ボランティアとの連携 等〕
- 災害発生時対応とそれへの備え
 - 〔災害対策本部の設置、救助・救命対策、医療対策、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動、避難者等への対応、帰宅困難者*等への対応、災害廃棄物等の処理対策、広域連携・支援体制の確立 等〕
- 被災地内外における混乱の防止
 - 〔基幹交通網の確保、民間企業等の事業継続性の確保、国・地方自治体の業務継続性の確保〕
- 多様な発生態様への対応
- さまざまな地域的課題への対応
 - 〔ゼロメートル地帯の安全確保、石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保、孤立可能性の高い集落への対応 等〕
- 本格復旧・復興
 - 〔復興に向けた総合的な検討、被災者等の生活再建等の支援、経済の復興〕

③南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の制定（平成25年12月27日施行）

「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の一部を改正して、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下「南海トラフ地震対策特別措置法」という。）が、平成25年12月27日に施行されました。

法律の対象地震が東南海・南海地震から南海トラフ地震に拡大されるとともに、主な内容として、「南海トラフ地震防災対策推進地域の指定」、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成」、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定」、「津波避難対策緊急事業計画の作成」及び「これに基づく事業にかかる財政上の特別の措置」等が定められており、南海トラフ地震対策の最大の課題である津波避難対策の充実・強化を図ることとしています。

6 三重県の地震・津波対策の取組方向

(1) 三重県地震被害想定調査の実施

県では、平成17年3月に地震被害想定調査の結果をとりまとめました。しかしながら、同結果について、ハザードや被害の甚大さを表現する被害数量など啓発材料としての活用はできていたものの、地域課題の抽出や課題解決のための減災取組の設定といったことへの活用は、必ずしも十分なものではありませんでした。

一方、東日本大震災では、巨大津波や、津波に伴う広範囲かつ極めて大きな被害に加え、平成17年の調査では考慮していなかったような被害事象や生活支障等が発生しました。

これらを考慮し、今回実施している新たな地震被害想定調査では、今後の防災・減災対策での効果的な活用を図るため、以下のような考え方のもと、調査を実施しました。

①調査結果の活用促進

- ・ 県、市町等による今後の防災・減災対策での活用や、地域課題の抽出に資するような被害予測結果の提示をめざすものとする。
- ・ 被害予測結果については、後年度の減災取組による効果が把握できるような内容の提示をめざすものとする。

②想定地震

- ・ 南海トラフを震源域とする巨大地震については、さまざまな観点からの対策検討の基礎資料とするため、複数レベルの発生パターンを想定する。
- ・ また、三重県内に数多く分布する活断層を震源とした地震についても想定する。

③被害想定項目

- | | |
|------------|---------------------|
| ■ 人的被害 | ■ 建物被害 |
| ■ ライフライン被害 | ■ 交通施設被害 |
| ■ 生活支障等 | ■ 廃棄物 |
| ■ 経済被害 | ■ その他の被害（孤立集落の発生等）等 |

④災害シナリオ

- ・ 災害発生時にどのような事象が発生するのか、時系列で表現した定性的な災害シナリオを作成する。

(2) 三重県地域防災計画（地震・津波対策編）の見直し

「三重県地域防災計画」については、東日本大震災で得た教訓や国の防災基

本計画の改正をふまえ、これまでの「震災対策編」を「地震・津波対策編」と改め、その内容についても、全体構成の再編に加え、「防災人材の育成・活用」、「災害時要援護者対策」、「広域的な受援・応援体制の整備」等の対策を新たに加えるなど、平成25年修正として抜本的に見直しました。

(3) 今後の地震・津波対策の取組の方向

国が平成24年8月29日に公表した南海トラフ地震の被害想定は、あらゆる可能性を考慮するという観点から想定された、理論上の最大クラスのものであり、時間軸で言えば、千年、万年単位の周期で発生する地震を想定したものと言えます。

南海トラフ沿いに位置する三重県では、これまで史実として、概ね100年から150年間隔で巨大地震が発生し、国難ともいえるべき大きな被害を受けてきました。この発生周期によると、南海トラフ沿いでは、刻々と大規模地震発生の緊迫度が増している状況にあります。

県が、直ちに取り組まなければならない地震・津波対策の基本は、こうした過去繰り返し三重県を襲ってきた巨大地震が次に発生した際、いかにして人的・物的被害を最小限に食い止めるかということです。理論上の最大クラスの地震への対策は、過去繰り返し三重県を襲ってきた巨大地震への対策に万全を期していく延長線上にあるものです。

このことについては、国の報告書においても、外力のレベルに応じた対策の確立として、「これから実施すべき地震・津波対策の前提を、すべて『理論上最大クラスの地震・津波』とすることは現実的でなく、『100年から150年の周期で発生してきた南海トラフ沿いの大規模な地震・津波』への対応を基本とする」という趣旨が盛り込まれるなど、県の取組の方向性と合致する考え方が示されています。

今後、県では、新たな地震被害想定調査をはじめとする最新の知見も活用しつつ、地震・津波に対して粘り強く機能が維持・発揮されるような社会基盤の整備に計画的に取り組むとともに、ソフト面の対策も総動員させた上で、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を進めていきます。



第2章 計画策定の背景～地震被害想定～

第2章では、三重県の地震・津波対策の前提とする地震や津波についての考え方や特徴を述べるとともに、今回実施した地震被害想定調査の概要を示すこととします。

1 対策上想定すべき南海トラフ地震の考え方

対策の前提とする地震を想定するにあたり、地震被害想定調査では、主にハザードとリスクという2つの面から予測を行っています。

ハザード予測とは、地震に伴う揺れの大きさや液状化*の可能性、津波高や津波浸水の状況など、地震や津波によって発現する可能性のある事象を予測することを言います。

一方、リスク予測とは、死者や負傷者といった人的被害、揺れや津波による建物被害、避難生活等の生活支障など、ハザードによって引き起こされる可能性のある被害の量や様相を予測することを言います。

今回の地震被害想定調査では、これらの予測を行うにあたり、南海トラフ*を震源域とする地震について、以下の2つのクラスの地震を想定しました。

(過去最大クラスの南海トラフ地震)

過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こりうることが実証されている南海トラフ地震を想定したものです。

過去に実際に発生した、宝永地震(1707年)、安政東海地震(1854年)、安政南海地震(1854年)、昭和東南海地震(1944年)、昭和南海地震(1946年)における各地の揺れと津波を概ね再現する地震です。

この地震が、第1章の「6 三重県の地震・津波対策の取組方向」の項で述べたとおり、ハード・ソフト両面から県が直ちに取り組まなければならない地震・津波対策の基本となるものです。

このため、今回の地震被害想定調査では、このクラスの地震を想定したハザ

ード予測とリスク予測を提示し、防災・減災対策につなげていくことを主な目的としています。

そこで、対策が着実に実施された場合の減災効果についても、「津波死者の減少」という項目を除いて、基本的にはこのクラスの地震を想定して試算を行っています。

（理論上最大クラスの南海トラフ地震）

あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こりうる最大クラスの南海トラフ地震を想定したものです。

国の地震調査研究推進本部による「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」によれば、過去最大クラスに比べて、発生確率は一桁以上低く、少なくとも最近2,000年間は発生していない地震とされています。

県内各地での震度や沿岸部での津波高など、予測されるハザードの規模は極めて大きく、ほとんどのハード対策が及ばないクラスの地震であると言えます。

そのことから、「どこまで避難すれば命が助かるのか」を示した津波浸水想定など、津波避難対策に活用するハザード予測を除けば、過去最大クラスの地震と比べて、地震被害想定調査結果の活用は限定的にならざるを得ません。

そこで、このクラスの地震に対しては、「津波から逃げるために最善を尽くす」、「津波から逃げて命を落とさない」ための対策を講じることを基本としていきます。

さて、この津波浸水想定についてですが、今回の地震被害想定調査では、国が示した南海トラフ地震の震源モデル等を用いて、津波浸水予測図を提示しています。

南海トラフ地震対策として国が公表した被害想定は、マクロな視点での概観をつかむことが目的であり、都府県別の数値は詳細には示されませんでした。また、平成23年12月に制定された「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき知事が行う津波浸水想定の設定では、この国の震源モデルを用いるよう求められています。

これらをふまえ、今回の津波浸水想定は、上述した法律への適合を図りながら、本県がこれまで進めてきた津波避難対策をさらに加速させることをめざすためのものとしています（調査の前提条件等については、本章の「4 今回の地震被害想定調査結果の概要」の項にて後述します）。

なお、南海トラフ地震による被害が予測されている他の都府県においても、基本的に本県と同じ条件のもとで調査に取り組まれています。

一方、本県では、東日本大震災直後の「待ったなしの危機感」から、平成23年度に、県独自の津波浸水予測調査を実施したことについては、第1章の「3 三重県のこれまでの地震対策」の項において、すでに述べました。

この調査では、津波から命を守るため、より安全サイドに立ち、本県への津波の影響が大きい震源モデルを用いるとともに、現存する海岸や河川にある護岸、防潮堤、防波堤等の施設がすべて存在しないという厳しい条件のもとで、各地域で想定しうる最大級の津波浸水範囲を提示しています。

こうしたことから、本県には平成23年度と平成25年度に作成した2種類の津波浸水予測図があることとなります。

これら2つの津波浸水範囲を比較すると、平成23年度の浸水予測図は堤防条件等をより厳しい設定としているため、相対的に浸水面積が広がっています。

しかしながら、こうした被害想定を活用して対策を講じる場合に留意しなければならないのは、「想定シナリオは決して1つではない。」ということです。特に、津波に関する予測は、不確定要素が大きいとされており、東日本大震災でも従前のハザード予測をはるかに超えた津波が内陸部まで浸水し、被害をもたらした事例が報告されています。また、国の被害想定においては、11ケースもの検討が行われています。

県では、「緊急地震対策行動計画」の策定以降、津波からの避難については、県民の皆さんの命を守ることを最優先としてきました。このことは、計画を「新地震・津波対策行動計画」に引き継いだのちも変わることはありません。

そこで、今回の地震被害想定調査結果の提示にあたっては、平成25年度の浸水予測図に、平成23年度の浸水予測図を重ね合わせることにより、想定しうる最大級の津波浸水範囲を改めて明示することとしました。

津波から逃げることに最善を尽くすための対策、津波から逃げて命を落とさないための対策については、この津波浸水範囲を基本に、本県の津波避難対策をより確実なものにしていきたいと考えています。

なお、防災対策上、特に重要な施設や設備については、基本的にはこのレベルの地震でも機能を完全に喪失することがないように、対策を講じていくこととします。

2 対策上想定すべき内陸直下型地震の考え方

プレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が

活発化することが知られています。

東日本大震災の発生直後にも各地で内陸地震が頻発しました。

南海トラフ周辺においても、過去、1854年12月に安政東海地震、安政南海地震が相次いで発生しましたが、その約5か月前の同年7月には、伊賀上野地震が発生しており、約1,300人の死者を出すなど大きな被害をもたらしました。

近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視される中、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要です。また、理論上最大クラス地震を持ち出すまでもなく、過去最大クラスの地震でさえ、県内は内陸部でも強い揺れが想定されており、耐震対策は県全域にわたって取り組まなければならない必須の対策です。

そこで、今回の地震被害想定調査では、県内に存在が確認されている活断層*のうち、それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される3つの活断層（①養老―桑名―四日市断層帯、②布引山地東縁断層帯（東部）、③頓宮断層）を選定し、揺れに伴うハザード予測とリスク予測を行っています。

これらの地震は、特に内陸部における揺れ対策に生かしていくことを目的としたものです。建物の耐震化や家具等の転倒・落下防止等を徹底するとともに、斜面崩壊やため池の決壊等の地盤災害を未然に防止できるよう、対策を講じていきます。

3 今回の地震被害想定調査の特徴

今回の地震被害想定調査は、東日本大震災の被害状況をふまえるとともに、平成17年の調査と比較して、以下のような情報を新たに提示するなどの特徴を有したものとなっています。

（避難に役立つ新たなハザード予測情報の提示）

- 津波避難の具体的な検討に生かすため、「どこまで逃げるべきか」の情報を示した従来の「津波浸水予測図」に加えて、避難行動がとれなくなる目安である浸水深30cmに到達するまでの時間変化（時系列）を示した「津波浸水深30cm到達予測時間分布図」を作成することにより、「いつまでにどの方向に逃げるべきか」の情報を新たに提示しています。

（対策に直結する新たなリスク予測情報の提示）

- より具体的な対策に結びつけることができるよう、建物倒壊、火災、がけ崩れといった事象ごとの人的被害に加え、津波については、人命に危険が

及ぶ原因（①逃げ遅れ、②建物倒壊等による自力脱出困難）別の人的被害についても新たに予測しています。

- 東日本大震災の教訓をふまえ、平成 17 年の調査では予測していなかった、応急仮設住宅の必要戸数、災害廃棄物の発生量、避難所生活を余儀なくされる災害時要援護者*数、孤立集落の発生数等について新たに予測しています。
- 地震による揺れや津波に伴う人的被害や建物被害のように定量的に予測することができる想定項目だけでなく、東日本大震災の際に発生した津波火災のように事前に想定しておくべき事象については定性的に予測しています。

4 今回の地震被害想定調査結果の概要

(1) 被害想定的前提条件

①地形、地盤データ

平成 17 年の調査と比較して、最新のレーザー航空測量データや近年のボーリング調査による地盤データ、地震観測記録など、より忠実に三重県の地形や地盤、地震時の揺れを再現できるよう、詳細なデータを活用しました。

②被害想定の実現範囲（メッシュ（計算格子））

平成 17 年の調査では、強震動予測の計算格子間隔は 500m、津波浸水予測の格子間隔は 50mとしていたものを、今回の調査では、強震動予測については 250m、津波浸水予測については 10mとするなど、より具体的な対策に生かすことができるようにしました。

③揺れによる被害の予測

阪神・淡路大震災では、昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準、いわゆる旧耐震基準で建築された建築物（特に木造住宅）に大きな被害が出たことから、平成 17 年の調査と同様、この傾向を再現しました。

さらに、今回の調査では、現行の耐震基準で建築された建物についても、年代別に分類を行い、建築年が新しい建物ほど揺れに対して耐震性を備えているとの新たな知見を加えました。

④津波による被害の予測

地震による揺れや津波に伴って、さまざまな外力を受ける堤防施設の条件については、液状化等を考慮に入れ、①耐震対策未済の盛土構造物は一律 75%沈下させる、②沈下後の構造物を津波が越流した時点で破堤とする、③

コンクリート構造物は震度6弱以上の地域ではすべて破壊とする、と設定しました。これらは、前述した法律に基づくガイドライン「津波浸水想定の設定の手引き」（国土交通省）に沿ったものとなっています。

次に、津波避難については、地震後に避難を開始したか、津波に巻き込まれる前に高台等に到達（避難完了）することができたか等の条件を設定しました。また、マンションの居住者など津波浸水深よりも高い階に住んでいる人や、津波避難ビル*など津波避難施設*を有した地域での被害軽減効果を考慮する一方、東日本大震災の被害状況をふまえ、高齢者については逃げ遅れ等により死亡率が高くなるなどの傾向なども加味しました。

(2) 主な被害想定の結果

今回の地震被害想定調査における主な被害想定項目は次のとおりです。

種別	予測項目
■ 人的被害	○建物倒壊による死者数、負傷者数 ○屋内移動・転倒物による死者数、負傷者数 ○津波による死者数、負傷者数 ○山・がけ崩れによる死者数、負傷者数 ○火災による死者数、負傷者数
■ 建物被害	○揺れによる全壊・半壊棟数 ○液状化による全壊・半壊棟数 ○津波による全壊・半壊棟数 ○山・がけ崩れによる全壊・半壊棟数 ○延焼による全壊・半壊棟数
■ ライフライン被害	○断水人口・断水率 ○停電件数・停電率 ○通信の不通回線数・不通回線率 等
■ 交通施設被害	○道路施設（緊急輸送道路*）の利用可能性 ○鉄道施設の利用可能性 等
■ 生活支障等	○避難者数 ○飲料水・食料の需要量 ○医療対応力不足数、日常受療困難者数 ○応急仮設住宅等入居希望世帯数 等
■ 廃棄物	○災害廃棄物等発生量 等
■ 経済被害	○直接的な経済被害額 等
■ その他の被害	○孤立集落数 等

これらの被害想定項目のうち、本計画においては、以下の項目の予測結果の概要をお示しします。

なお、調査結果の詳細については、別途、「平成 25 年度三重県地震被害想定調査報告書」としてとりまとめの上、ホームページ「防災みえ.jp」(<http://www.bosaimie.jp>)に掲載しますので、そちらにて確認してください。

(ハザード予測結果)

- ① 強震動予測結果（震度分布）
- ② 強震動予測結果（液状化危険度）
- ③ 津波予測結果

(リスク予測結果)

- ① 人的被害（死者）
- ② 人的被害（負傷者）
- ③ 建物被害
- ④ ライフライン被害（上水道への影響）
- ⑤ 交通施設障害（道路施設）
- ⑥ 生活支障等（避難者）
- ⑦ 生活支障等（医療機能支障）
- ⑧ 生活支障等（住機能支障）
- ⑨ 災害廃棄物等
- ⑩ 直接経済被害額
- ⑪ その他の被害（孤立集落の発生）

【ハザード予測結果】

① 強震動予測結果（震度分布）

震度分布については、今回想定した地震（5ケース）のいずれかにより、すべての市町で震度6強以上（最大震度）が想定されています。

各市町最大震度一覧表

市町名	最大震度				
	南海トラフ (過去最大)	南海トラフ (理論上最大)	養老-桑名- 四日市断層帯	布引山地東縁 断層帯(東部)	頓宮断層
桑名市	6弱	7	7	6強	5強
いなべ市	6弱	6強	7	6弱	6弱
木曽岬町	6弱	7	7	6強	5強
東員町	6弱	6強	7	6弱	5強
四日市市	6強	7	7	6強	6弱
菰野町	6弱	6強	6強	6弱	5強
朝日町	6弱	6強	7	6強	5強
川越町	6弱	7	7	6強	6弱
鈴鹿市	6強	7	7	7	5強
亀山市	6弱	6強	6強	6強	6弱
津市	6強	7	6強	7	6弱
松阪市	6強	7	6弱	7	5強
多気町	6強	7	5強	6強	5強
明和町	6強	7	6弱	6強	5強
大台町	6強	7	5強	6強	5弱
伊賀市	6弱	6強	6弱	6弱	6強
名張市	6弱	6強	5強	6弱	6弱
伊勢市	6強	7	6弱	6弱	5強
鳥羽市	6強	7	6弱	6弱	5強
志摩市	7	7	5強	6弱	5弱
玉城町	6強	7	5強	6弱	5強
南伊勢町	7	7	5強	6弱	5弱
大紀町	6強	7	5強	6強	5弱
度会町	6強	7	5強	6強	5強
尾鷲市	6強	7	4	5弱	4
紀北町	6強	7	5弱	6弱	5弱
熊野市	7	7	4	5弱	4
御浜町	7	7	4	5弱	4
紀宝町	6強	7	4	4	4

北勢地域	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市
中勢地域	津市、松阪市、多気町、明和町、大台町
伊賀地域	伊賀市、名張市
伊勢志摩地域	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、南伊勢町、大紀町、度会町
東紀州地域	尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町

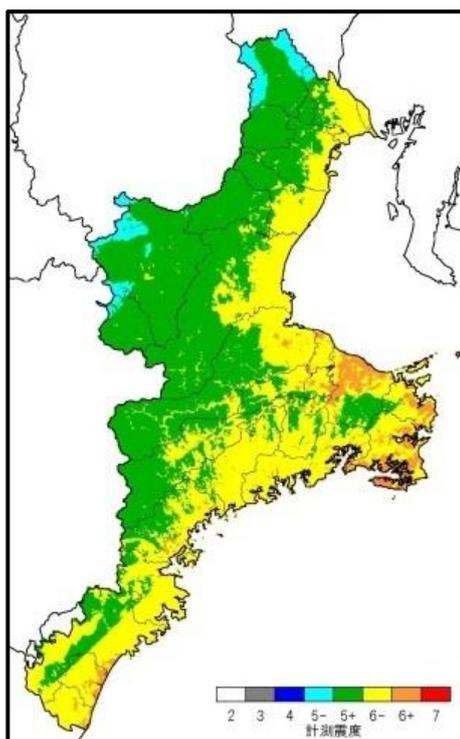
(地震被害想定調査による地域別の市町区分)

過去最大クラスの南海トラフ地震（以下、本項では「過去最大クラスの地震」という。）では、三重県南部の大半と県内の人口が集中する伊勢湾沿岸部において、震度6弱が想定されています。また、伊勢志摩地域の沿岸部を中心として、震度6強が想定されています。

理論上最大クラスの南海トラフ地震（以下、本項では「理論上最大クラスの地震」という。）では、県内のほぼ全域で震度6弱以上が想定されています。また、三重県南部の大半と、県内の人口が集中する伊勢湾沿岸部では、震度6強が想定されています。さらに、伊勢志摩地域の沿岸部を中心として、震度7が想定されています。

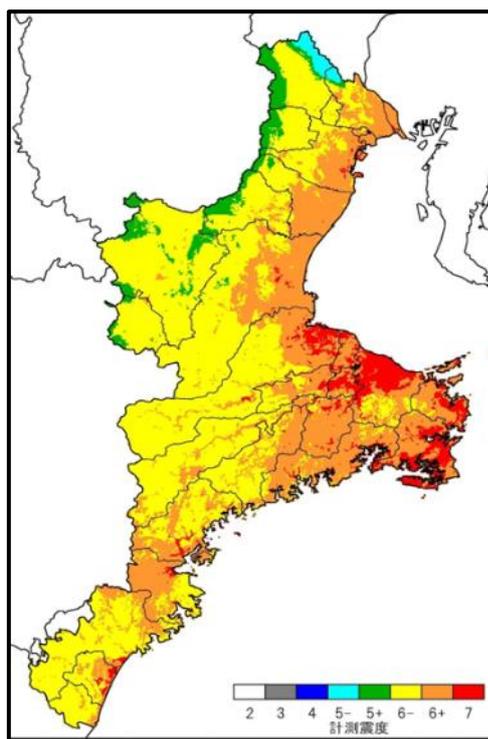
想定地震における震度予測図

過去最大クラスの南海トラフ地震



	南海トラフ過去最大クラス						
	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)	0.00	0.00	191.47	2,843.87	2,449.16	287.18	5.63
面積割合 (%)	—	—	3.3%	49.2%	42.4%	5.0%	0.1%

理論上最大クラスの南海トラフ地震



	南海トラフ理論上最大クラス						
	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)	0.00	0.00	44.43	261.44	3,163.97	1,919.29	388.19
面積割合 (%)	—	—	0.8%	4.5%	54.8%	33.2%	6.7%

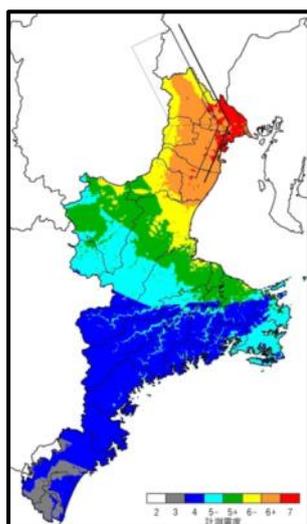
次に、内陸直下型地震については、養老－桑名－四日市断層帯を震源とする地震（以下、本項では「養老－桑名－四日市断層帯地震」という。）では、北勢地域の大半で、震度6強以上が想定されています。断層近傍では、震度7の想定となっています。

布引山地東縁断層帯（東部）を震源とする地震（以下、本項では「布引山地東縁断層帯地震」という。）では、北勢地域から中勢地域にかけての伊勢湾沿岸部を中心とした地域で、震度6強以上が想定されています。伊勢湾沿岸部の断層近傍のごく一部では、震度7の想定となっています。

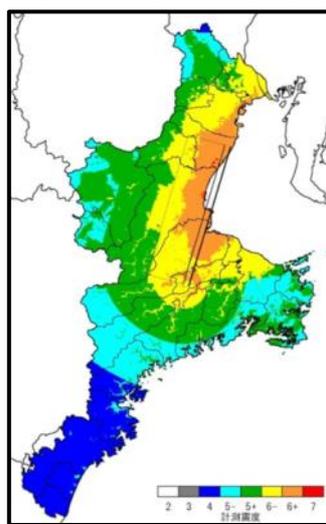
頓宮断層を震源とする地震（以下、本項では「頓宮断層地震」という。）では、伊賀地域を中心とした地域で、震度6弱以上が想定されています。断層近傍では、震度6強の想定となっています。

想定地震における震度予測図

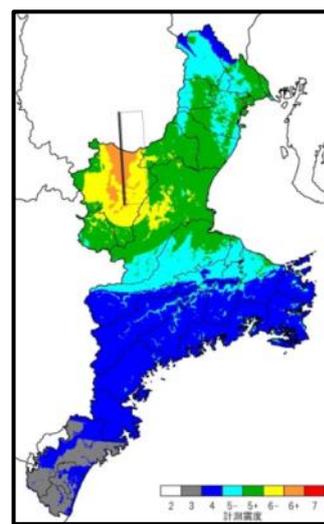
養老－桑名－四日市断層帯



布引山地東縁断層帯(東部)



頓宮断層



		養老－桑名－四日市断層帯						
		3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)		204.92	2,119.87	1,143.56	975.84	534.11	669.66	129.35
面積割合 (%)		3.6%	36.7%	19.8%	16.9%	9.2%	11.6%	2.2%

		布引山地東縁断層帯(東部)						
		3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)		0.00	831.17	1,154.30	1,991.49	1,236.28	558.48	5.59
面積割合 (%)		—	14.4%	20.0%	34.5%	21.4%	9.6%	0.1%

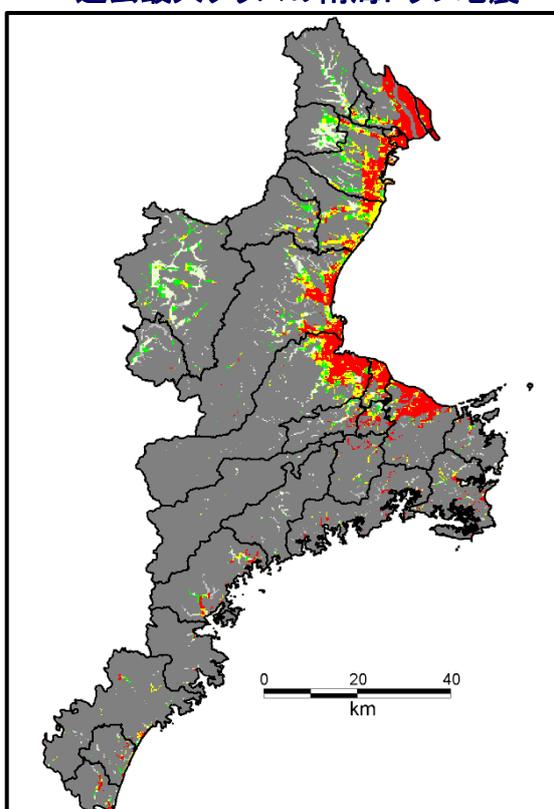
		頓宮断層						
		3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)		340.49	2,221.54	1,115.89	1,543.25	436.18	119.95	0.00
面積割合 (%)		5.9%	38.5%	19.3%	26.7%	7.5%	2.1%	—

② 強震動予測結果（液状化危険度）

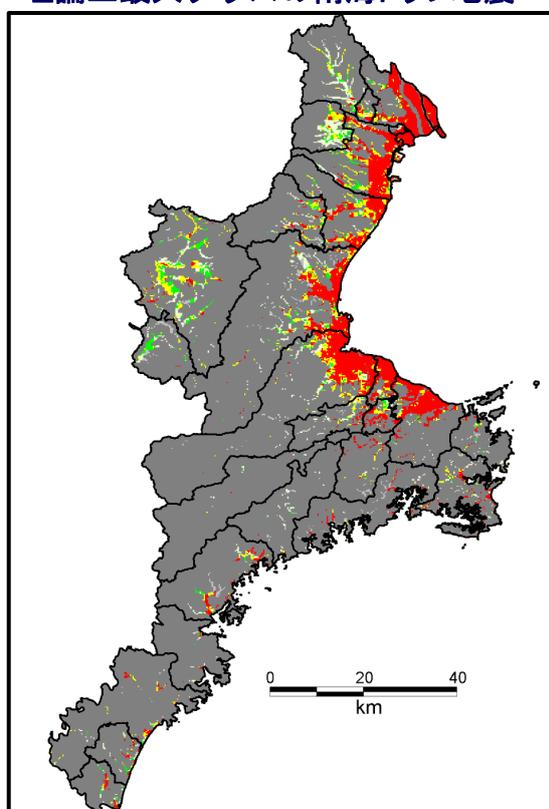
液状化危険度については、南海トラフ地震では、どちらのクラスの地震においても、危険度が極めて高い範囲は、新しい時代の堆積物が厚く堆積している伊勢平野内の伊勢湾沿岸部に集中しており、その分布傾向はほとんど変わりません。

想定地震における液状化危険度

過去最大クラスの南海トラフ地震



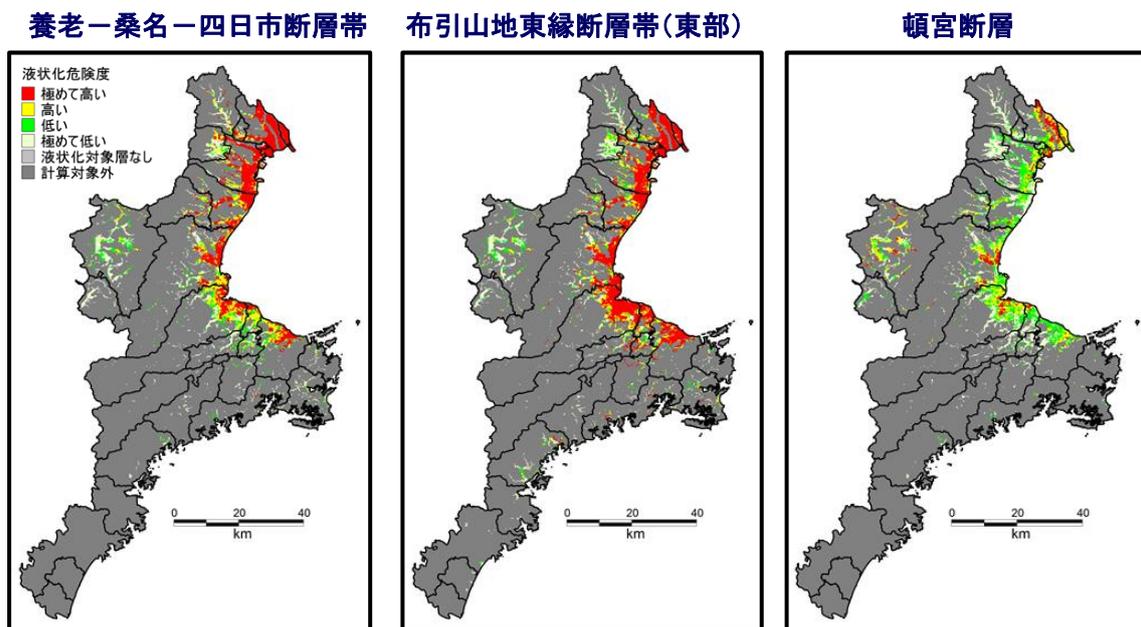
理論上最大クラスの南海トラフ地震



次に、内陸直下型地震については、いずれの地震でも伊勢平野内の伊勢湾沿岸部に、液状化危険度が極めて高い範囲が広がっています。

特に、頓宮断層地震では、伊賀地域内の断層近傍だけでなく、比較的距離が離れている伊勢湾沿岸部でも液状化危険度が極めて高い範囲が広がるとの予測となっています。

想定地震における液状化危険度



③ 津波予測結果

今回の地震被害想定調査では、理論上最大クラスの地震を想定した津波浸水予測図について、従来型の「津波浸水予測図」に加え、新たに「津波浸水深 30cm 到達予測時間分布図」を作成したことは、前項の「3 今回の地震被害想定調査の特徴」において、既に述べました。

本項では、これらの津波浸水予測結果のうち、伊勢湾沿岸部と熊野灘沿岸部から各1か所を選び、41頁から42頁に掲載しました。

なお、県内全体での津波浸水面積は、約 280 km²と予測しています。

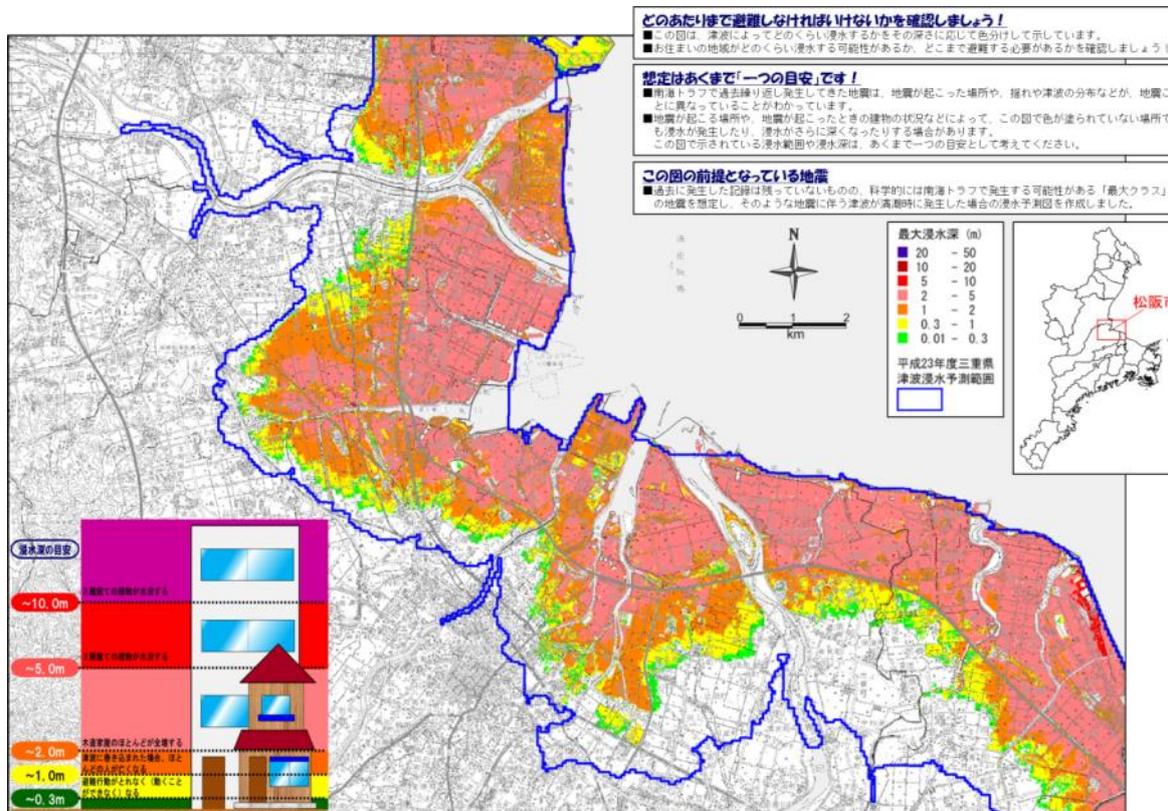
東日本大震災における青森県から千葉県にかけての6県の津波浸水面積の合計は 561 km²（うち宮城県 327 km²）でしたので、今回の津波浸水予測結果は、その約半分に相当し、宮城県内の津波浸水面積に近くなっています。

(km²)

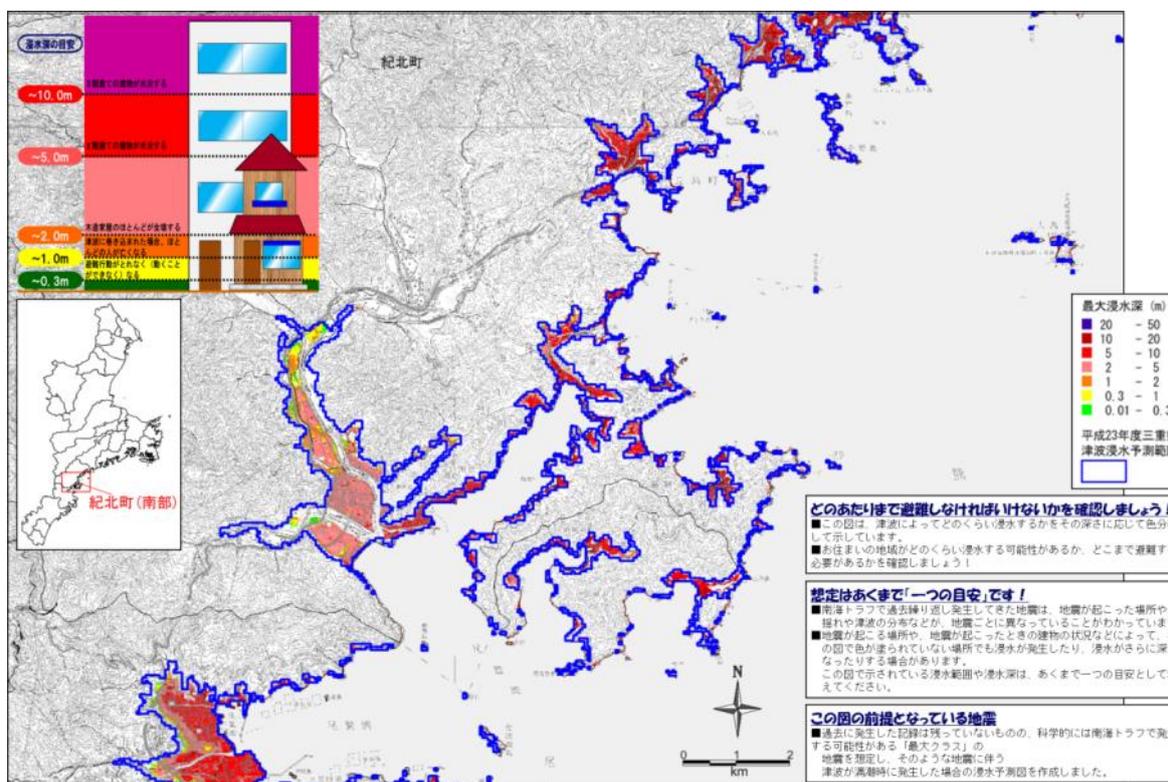
三重県	東北地方太平洋沖地震(※)					
理論上最大	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県
約 280	24	58	327	112	23	17
	561					

※国土地理院「津波による浸水範囲の面積（概略値）について（第5報）」（平成23年4月18日）より

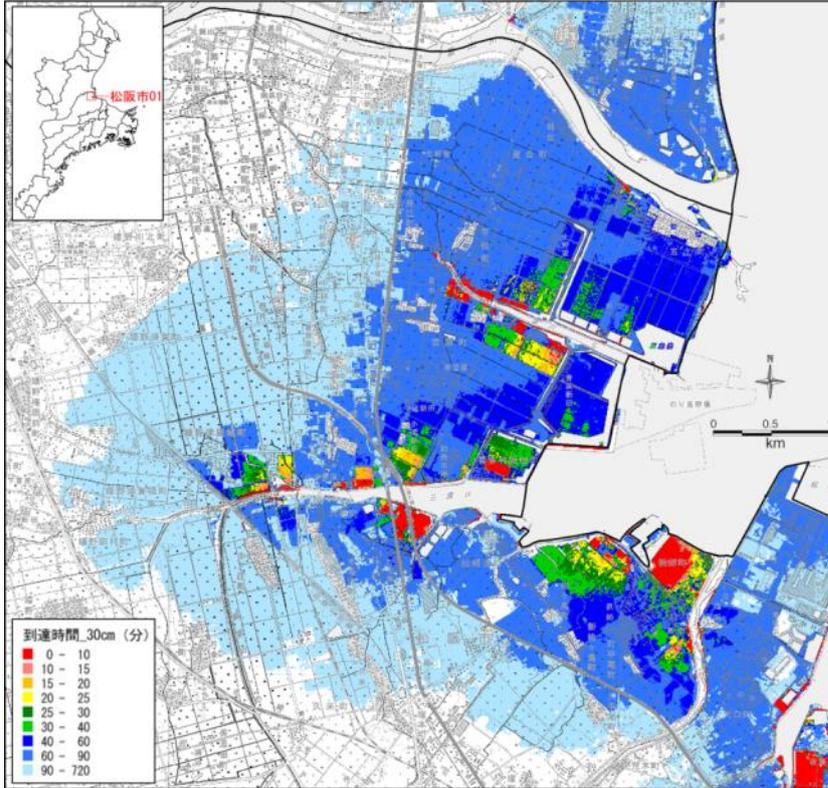
津波浸水予測図（松阪市）



津波浸水予測図（紀北町（南部））



津波浸水深 30cm 到達予測時間分布図 (松阪市 01)



少なくともいつまでに避難しなければいけないか、その時間を確認しましょう！

■この図は、津波からの避難行動がとれなく（動くことができなく）なる一つの目安とされている津波浸水深30cmにどのくらいの時間で達するかをその時間に応じて色分けして示しています。

■揺れによって堤防などが沈下し、津波が来る前に水が入ってくる可能性のある地域もあります。

■お住まいの地域がどのくらいの時間で浸水するかを確認しましょう！

■強く長い揺れを感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波がくる可能性がある地域にお住まいの方は、動けるくらいの揺れになったら、すぐに避難を開始しましょう！

「生きるために逃げる！」

想定はあくまで「一つの目安」です！

■過去繰り返し発生してきた南海トラフの地震は、地震が起こった場所の広がりや、揺れや津波の分布など、地震ごとに異なっていることがわかっています。

■地震が起こる場所や、地震が起こったときの陸上の建物の状況などによって、この図で示した予測時間よりも早く浸水がはじまる可能性があります。予測時間はあくまで一つの目安として考えてください。

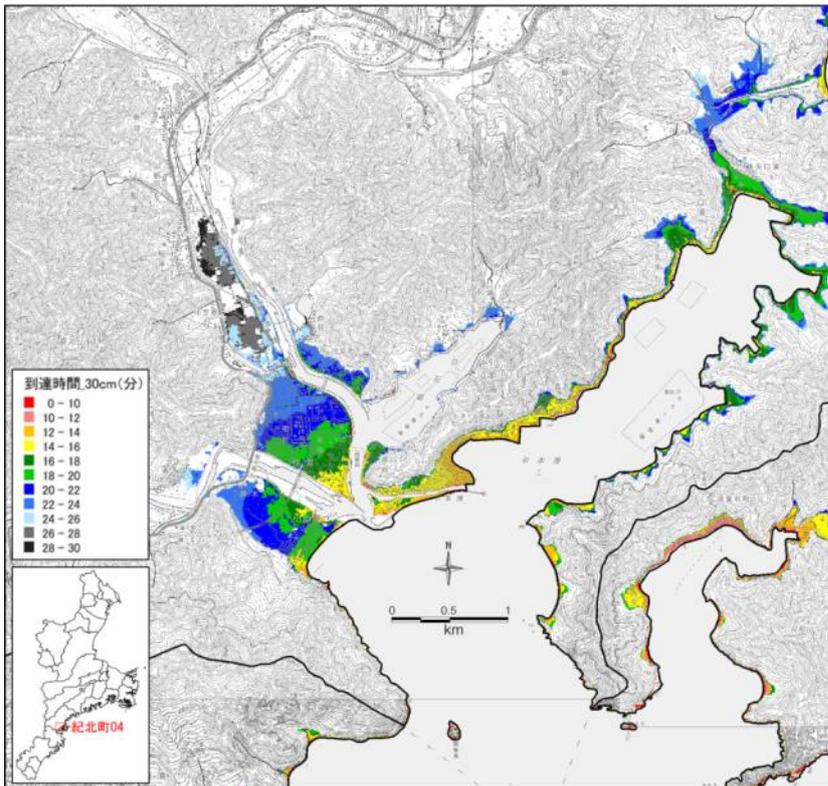
■川をさかのぼった津波が街中に入ってきたり、排水溝など思いがけない場所から、津波が入ってくることもあります。

この図の前提となっている地震

■南海トラフで、歴史記録からも発生した証拠がみつからないような、「最大クラス」の地震（津波）が、満潮時に発生した場合を想定しています。

■海岸や河川沿いにある構造物は、地震によって地震前の25%の高さにまで下がるなど、沈下を考慮した条件で津波浸水の計算を行っています。

津波浸水深 30cm 到達予測時間分布図 (紀北町 04)



少なくともいつまでに避難しなければいけないか、その時間を確認しましょう！

■この図は、津波からの避難行動がとれなく（動くことができなく）なる一つの目安とされている津波浸水深30cmにどのくらいの時間で達するかをその時間に応じて色分けして示しています。

■揺れによって堤防などが沈下し、津波が来る前に水が入ってくる可能性のある地域もあります。

■お住まいの地域がどのくらいの時間で浸水するかを確認しましょう！

■強く長い揺れを感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波がくる可能性がある地域にお住まいの方は、動けるくらいの揺れになったら、すぐに避難を開始しましょう！

「生きるために逃げる！」

想定はあくまで「一つの目安」です！

■過去繰り返し発生してきた南海トラフの地震は、地震が起こった場所の広がりや、揺れや津波の分布など、地震ごとに異なっていることがわかっています。

■地震が起こる場所や、地震が起こったときの陸上の建物の状況などによって、この図で示した予測時間よりも早く浸水がはじまる可能性があります。予測時間はあくまで一つの目安として考えてください。

■川をさかのぼった津波が街中に入ってきたり、排水溝など思いがけない場所から、津波が入ってくることもあります。

この図の前提となっている地震

■南海トラフで、歴史記録からも発生した証拠がみつからないような、「最大クラス」の地震（津波）が、満潮時に発生した場合を想定しています。

■海岸や河川沿いにある構造物は、地震によって地震前の25%の高さにまで下がるなど、沈下を考慮した条件で津波浸水の計算を行っています。

【リスク予測結果】

地震被害想定調査では、リスク予測を行うにあたり、地震が発生する季節や時間帯を、「冬・深夜」、「夏・昼 12 時」、「冬・夕 18 時」の3つのケースに分けています。

「冬・深夜」ケースでは、多くの人が自宅で就寝中であり、倒壊に巻き込まれて死亡する人が多く、また、津波からの避難も遅れると想定しています。

「夏・昼 12 時」ケースでは、多くの人が自宅を離れて仕事先や外出先にいるため、自宅（木造住宅）の倒壊に巻き込まれて死亡する人は、「冬・深夜」ケースよりも少なくなると想定しています。

「冬・夕 18 時」ケースでは、自宅や飲食店等で調理のための火器使用が多く、また、暖房器具も多く使用されていることから、火災が発生する可能性が他のケースよりも高いと想定しています。

これら3ケースのうち、死者が最も多くなるのは「冬・深夜」ケースであり、本項では、基本的にこのケースにより想定される予測結果を示します。

① 人的被害（死者）

過去最大クラスの地震では、県全体で約 34,000 人が死亡すると予測され、このうち、津波による死者は約 32,000 人、建物倒壊等による死者は約 1,400 人となっています。

理論上最大クラスの地震では、県全体で約 53,000 人が死亡すると予測され、このうち、津波による死者は約 42,000 人、建物倒壊等による死者は約 9,700 人となっています。

どちらのクラスの地震においても、共通しているのは、津波の被害が大きい伊勢志摩地域と東紀州地域において、甚大な被害が予測されています。

次に、内陸直下型地震については、養老－桑名－四日市断層帯地震では、県全体で約 6,000 人が死亡すると予測され、そのうちの約 5,900 人を北勢地域での死者が占めるなど、同地域に被害が集中しています。

布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約 4,100 人が死亡すると予測され、その内訳は、中勢地域が約 6 割、北勢地域が約 4 割となっています。

頓宮断層帯地震では、県全体で約 200 人が死亡すると予測され、伊賀地域に被害が集中しています。

■過去最大クラスの地震における死者数 (人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 1,400	約 80	約 200	—	約 700	約 300
うち家具転倒等	約 70	約 10	約 20	—	約 30	約 10
津波	約 32,000	約 1,300	約 3,000	—	約 14,000	約 14,000
うち逃げ遅れ	約 31,000	約 1,300	約 2,900	—	約 13,000	約 14,000
うち自力脱出困難	約 700	約 40	約 70	—	約 500	約 100
急傾斜地等	約 60	—	約 10	—	約 30	約 20
火災	—	—	—	—	—	—
計	約 34,000	約 1,400	約 3,200	—	約 15,000	約 14,000

*地震被害想定調査により予測されるそれぞれの数値は、概数であるため、表中の合計値と必ずしも一致しない。(以下、同じ)

■理論上最大クラスの地震における死者数 (人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 9,700	約 2,000	約 2,800	約 90	約 3,600	約 1,200
うち家具転倒等	約 500	約 100	約 200	約 10	約 200	約 50
津波	約 42,000	約 3,700	約 6,600	—	約 16,000	約 16,000
うち逃げ遅れ	約 37,000	約 2,900	約 5,200	—	約 14,000	約 15,000
うち自力脱出困難	約 5,400	約 800	約 1,400	—	約 2,600	約 700
急傾斜地等	約 100	約 10	約 20	—	約 40	約 20
火災	約 900	約 300	約 400	—	約 300	約 30
計	約 53,000	約 6,000	約 9,800	約 100	約 20,000	約 17,000

■養老-桑名-四日市断層帯の地震における死者数 (人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 5,100	約 5,000	約 100	—	—	—
うち家具転倒等	約 300	約 300	約 10	—	—	—
津波						
急傾斜地等	約 30	約 10	約 10	—	約 10	—
火災	約 800	約 800	—	—	—	—
計	約 6,000	約 5,900	約 100	—	約 10	—

■布引山地東縁断層帯の地震における死者数 (人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 3,500	約 1,400	約 2,100	—	約 50	—
うち家具転倒等	約 200	約 90	約 100	—	—	—
津波						
急傾斜地等	約 50	約 10	約 10	—	約 20	—
火災	約 500	約 100	約 400	—	—	—
計	約 4,100	約 1,500	約 2,500	—	約 70	—

■頓宮断層の地震における死者数 (人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 200	—	—	約 200	—	—
うち家具転倒等	約 10	—	—	約 10	—	—
津波						
急傾斜地等	約 20	—	約 10	—	—	—
火災	—	—	—	—	—	—
計	約 200	約 10	約 10	約 200	—	—

② 人的被害 (負傷者)

過去最大クラスの地震では、県全体で約 18,000 人の負傷者が発生すると予測しています。その内訳は、重傷者（1か月以上の治療が必要となる負傷者）が約 2,800 人、軽傷者（治療に必要な期間が1か月未満の負傷者）が約 15,000 人となっています。

理論上最大クラスの地震では、県全体で約 62,000 人の負傷者が発生すると予測しています。その内訳は、重傷者が約 18,000 人、軽傷者が約 44,000 人となっています。

どちらのクラスの地震においても、揺れの強い伊勢志摩地域において、人口と比較して、負傷者（特に重傷者）が多くなる傾向がみられます。

次に、内陸直下型地震については、養老－桑名－四日市断層帯地震では、県全体で約 34,000 人の負傷者が発生すると予測され、北勢地域にその被害が集中しています。

布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約 29,000 人の負傷者が発生すると

予測され、その主な内訳は、中勢地域が約5割、北勢地域が約4割となっています。

頓宮断層地震では、県全体で約3,100人の負傷者が発生すると予測され、死者数の想定と同じく、伊賀地域に被害が集中しています。

■過去最大クラスの地震における負傷者数（上段：重傷者、下段：軽傷者）（人）

	県計	（北勢）	（中勢）	（伊賀）	（伊勢志摩）	（東紀州）
建物倒壊等	約2,300	約200	約400	約10	約1,300	約400
	約15,000	約2,700	約3,900	約100	約5,600	約2,300
うち家具転倒等	約300	約70	約80	—	約100	約40
	約1,400	約400	約300	約40	約500	約100
津波	約400	約40	約50	—	約200	約200
	約800	約80	約100	—	約300	約300
急傾斜地等	約40	—	—	—	約20	約10
	約40	—	—	—	約20	約10
火災	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
ブロック塀、自販機の 転倒、屋外落下物	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
計	約2,800	約300	約500	約10	約1,400	約600
	約15,000	約2,700	約4,000	約100	約5,900	約2,600

■理論上最大クラスの地震における負傷者数（上段：重傷者、下段：軽傷者）（人）

	県計	（北勢）	（中勢）	（伊賀）	（伊勢志摩）	（東紀州）
建物倒壊等	約17,000	約3,900	約4,700	約200	約6,300	約1,800
	約42,000	約14,000	約12,000	約1,800	約9,800	約3,800
うち家具転倒等	約2,100	約500	約700	約30	約800	約200
	約7,900	約1,900	約2,500	約100	約2,900	約600
津波	約700	約100	約200	—	約100	約200
	約1,300	約300	約500	—	約300	約300
急傾斜地等	約60	約10	約10	—	約30	約10
	約60	約10	約10	—	約30	約10
火災	約200	約60	約70	—	約50	—
	約500	約100	約200	—	約100	約10
ブロック塀、自販機の 転倒、屋外落下物	—	—	—	—	—	—
	約30	—	—	—	約20	—
計	約18,000	約4,100	約5,000	約200	約6,500	約2,000
	約44,000	約14,000	約13,000	約1,800	約10,000	約4,100

■養老-桑名-四日市断層帯の地震における負傷者数（上段：重傷者、下段：軽傷者）（人）

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 9,400	約 9,100	約 300	約 10	—	—
	約 23,000	約 21,000	約 2,300	約 200	約 100	—
うち家具転倒等	約 1,400	約 1,400	約 60	—	—	—
	約 5,300	約 5,000	約 300	約 20	約 40	—
津波						
急傾斜地等	約 20	約 10	—	—	約 10	—
	約 20	約 10	—	—	約 10	—
火災	約 200	約 200	—	—	—	—
	約 400	約 400	—	—	—	—
ブロック塀、自販機の 転倒、屋外落下物	—	—	—	—	—	—
	約 20	約 20	—	—	—	—
計	約 9,600	約 9,300	約 300	約 10	約 10	—
	約 24,000	約 21,000	約 2,300	約 200	約 100	—

■布引山地東縁断層帯の地震における負傷者数（上段：重傷者、下段：軽傷者）（人）

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 6,400	約 2,600	約 3,600	—	約 100	—
	約 22,000	約 10,000	約 11,000	約 100	約 1,300	約 10
うち家具転倒等	約 900	約 400	約 500	—	約 20	—
	約 3,500	約 1,500	約 1,800	約 40	約 100	—
津波						
急傾斜地等	約 30	—	約 10	—	約 10	—
	約 30	—	約 10	—	約 10	—
火災	約 100	約 20	約 90	—	—	—
	約 300	約 50	約 200	—	—	—
ブロック塀、自販機の 転倒、屋外落下物	—	—	—	—	—	—
	約 10	—	—	—	—	—
計	約 6,500	約 2,600	約 3,700	約 10	約 100	—
	約 22,000	約 10,000	約 11,000	約 100	約 1,300	約 20

■ 頓宮断層の地震における負傷者数（上段：重傷者、下段：軽傷者）（人）

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 500	約 10	約 20	約 400	—	—
	約 2,600	約 200	約 400	約 2,000	約 10	—
うち家具転倒等	約 50	—	—	約 40	—	—
	約 400	約 100	約 100	約 200	—	—
津波						
急傾斜地等	約 10	—	—	—	—	—
	約 10	—	—	—	—	—
火災	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
ブロック塀、自販機の 転倒、屋外落下物	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
計	約 500	約 10	約 20	約 500	—	—
	約 2,600	約 200	約 400	約 2,000	約 20	—

③ 建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕 18 時」ケースを想定して予測結果を示します。

過去最大クラスの地震では、県全体で約 70,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 23,000 棟が全壊し、津波により約 38,000 棟が流出すると予測しています。

理論上最大クラスの地震では、県全体で約 248,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 170,000 棟が全壊し、津波により約 37,000 棟が流出、さらに火災により約 34,000 棟が焼失すると予測しています。

次に、内陸直下型地震については、養老－桑名－四日市断層帯地震では、県全体で約 120,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 96,000 棟が全壊し、火災により約 19,000 棟が焼失すると予測しています。

布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約 93,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 65,000 棟が全壊し、火災により約 22,000 棟が焼失すると予測しています。

頓宮断層地震では、県全体で約 8,900 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 4,700 棟が全壊すると予測しています。

なお、いずれの地震でも、液状化に伴う建物倒壊も相当数発生することが予測されており、特に北勢地域において被害が大きくなっています。

■過去最大クラスの地震における全壊・焼失棟数 (棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 23,000	約 2,000	約 3,900	約 60	約 12,000	約 4,800
液状化	約 5,900	約 2,500	約 1,600	約 10	約 1,500	約 300
津波	約 38,000	約 8,500	約 4,800	—	約 16,000	約 9,100
急傾斜地等	約 700	約 20	約 80	約 10	約 400	約 200
火災	約 2,100	約 20	約 70	約 10	約 1,800	約 40
計	約 70,000	約 13,000	約 11,000	約 90	約 32,000	約 14,000

■理論上最大クラスの地震における全壊・焼失棟数 (棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 170,000	約 39,000	約 48,000	約 2,400	約 63,000	約 19,000
液状化	約 6,200	約 2,600	約 1,700	約 20	約 1,600	約 300
津波	約 37,000	約 9,700	約 7,500	—	約 12,000	約 7,900
急傾斜地等	約 1,100	約 100	約 200	約 50	約 500	約 300
火災	約 34,000	約 11,000	約 16,000	約 30	約 5,600	約 500
計	約 248,000	約 63,000	約 73,000	約 2,500	約 82,000	約 28,000

■養老-桑名-四日市断層帯の地震における全壊・焼失棟数 (棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 96,000	約 93,000	約 2,600	約 70	約 40	—
液状化	約 5,500	約 2,700	約 1,600	約 10	約 1,200	約 10
津波						
急傾斜地等	約 400	約 100	約 90	約 30	約 100	—
火災	約 19,000	約 18,000	約 300	—	約 10	—
計	約 120,000	約 114,000	約 4,500	約 100	約 1,400	約 10

■布引山地東縁断層帯の地震における全壊・焼失棟数

(棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 65,000	約 27,000	約 37,000	約 40	約 1,200	—
液状化	約 5,900	約 2,600	約 1,700	約 10	約 1,400	約 100
津波						
急傾斜地等	約 500	約 80	約 200	約 30	約 200	約 40
火災	約 22,000	約 6,000	約 16,000	—	約 20	—
計	約 93,000	約 35,000	約 55,000	約 90	約 2,800	約 200

■頓宮断層の地震における全壊・焼失棟数

(棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 4,700	約 70	約 100	約 4,500	—	—
液状化	約 3,900	約 1,900	約 1,300	約 20	約 600	約 10
津波						
急傾斜地等	約 200	約 50	約 90	約 50	約 50	—
火災	約 70	約 20	約 20	約 30	—	—
計	約 8,900	約 2,100	約 1,500	約 4,600	約 700	約 10

④ ライフライン被害（上水道への影響）

「④ライフライン被害」以降の被害想定項目については、南海トラフ地震を想定した予測結果を示すこととします。

上水道については、停電による浄水場等の被害、揺れや液状化による管路の被害によって断水することが想定されています。

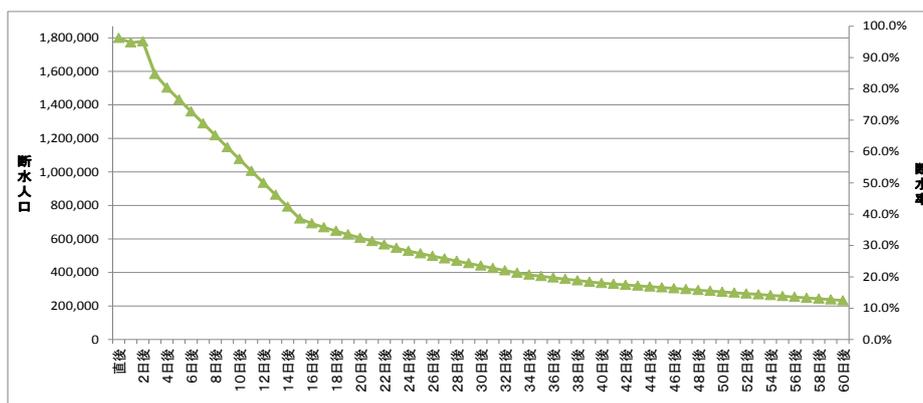
過去最大クラスの地震では、発災直後から県内のほぼ全域にわたって断水し、1週間後で県内の給水人口の7割程度、1か月後でも2割以上、さらに2か月後でも1割程度の断水が継続すると予測しています。

理論上最大クラスの地震では、断水がさらに長期化し、1か月後でも4割程度、2か月後でも2割程度の断水が継続すると予測しています。

なお、これらの断水への影響は、相対的に内陸部よりも沿岸部が大きくなっています。

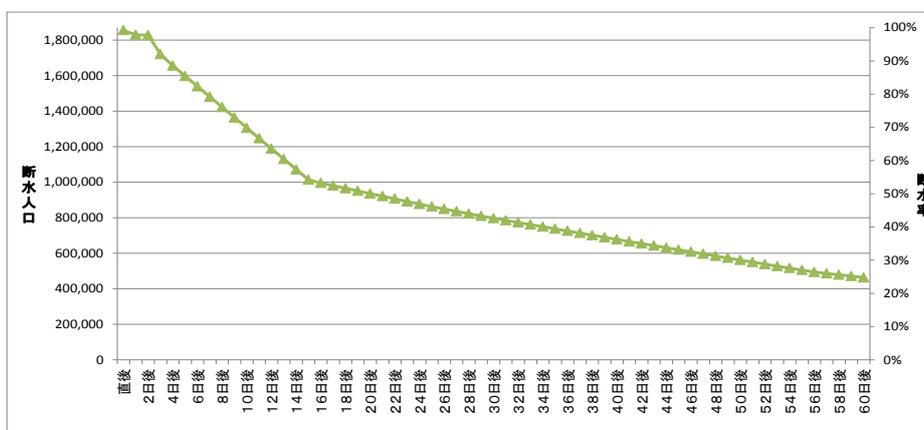
地域区分	断水人口(7日後以降)(人)							
	過去最大クラスの地震				理論上最大クラスの地震			
	断水人口(7日後)		断水人口(1か月後)		断水人口(7日後)		断水人口(1か月後)	
	人口	給水人口に占める割合	人口	給水人口に占める割合	人口	給水人口に占める割合	人口	給水人口に占める割合
北勢	約570,000	67%	約95,000	11%	約665,000	78%	約296,000	35%
中勢	約376,000	75%	約133,000	26%	約407,000	81%	約225,000	45%
伊賀	約45,000	25%	0	0%	約91,000	50%	0	0%
伊勢志摩	約237,000	91%	約179,000	69%	約248,000	96%	約219,000	84%
東紀州	約63,000	80%	約34,000	44%	約72,000	92%	約59,000	75%
計	約1,291,000	69%	約441,000	24%	約1,482,000	79%	約798,000	43%
沿岸市町	約1,135,000	77%	約422,000	29%	約1,234,000	83%	約723,000	49%
内陸市町	約156,000	40%	約19,000	5%	約249,000	63%	約75,000	19%

■県全体の断水率推移（過去最大クラスの地震）



2か月後の復旧率：約90%

■県全体の断水率推移（理論上最大クラスの地震）



2か月後の復旧率：約80%

上記グラフの復旧率には、津波により被災した給水先については復旧対象から除外している

⑤ 交通施設障害（道路施設）

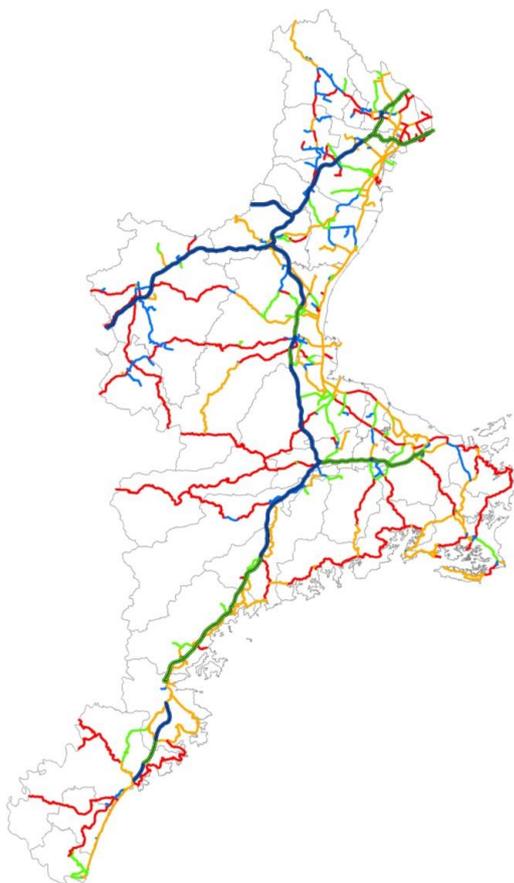
緊急輸送道路への影響は、過去最大クラスの地震では、四日市市以北の伊勢湾奥沿岸部、中勢地域や伊賀地域の内陸部の集落間を結ぶ道路、志摩半島や熊野灘沿岸などにおいて、大きくなると予測しています。

理論上最大クラスの地震では、沿岸部のごく一部で影響度が上がる箇所がみられますが、全体的な傾向としては、ほぼ変わらないと予測しています。

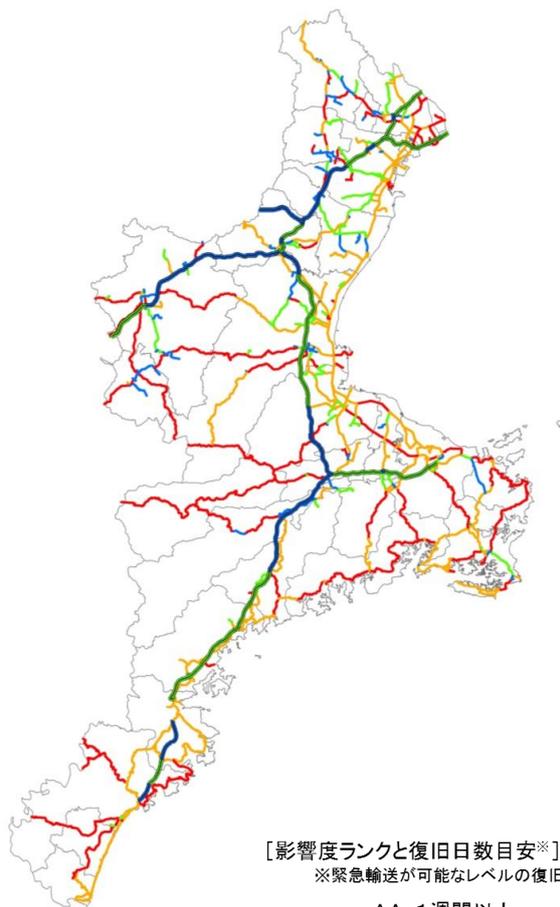
なお、高速道路には大きな施設被害は発生しないと予測されます。

緊急輸送道路の復旧日数目安

過去最大クラスの地震



理論上最大クラスの地震



[影響度ランクと復旧日数目安※]
※緊急輸送が可能なレベルの復旧

- AA: 1週間以上
- A: 3日～1週間
- B: 当日～3日
- C: なし

⑥ 生活支障等（避難者）

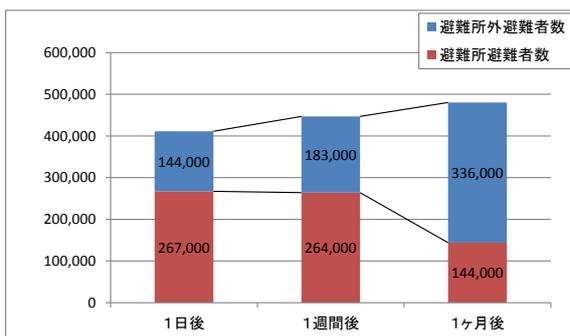
避難者数の予測は、「③建物被害」と同様に、「冬・夕 18 時」ケースを想定しています。これは、火災発生による建物の焼失等を考慮に入れ、建物被害が最大値となる、つまり住む場所を失った人の数が最大となるケースを採用しています。

地震被害想定調査では、避難者を、避難所に入所する避難者と、親族知人家、賃貸住宅、勤務先の施設、屋外避難、自宅避難など避難所外で生活する避難者に区分しています。

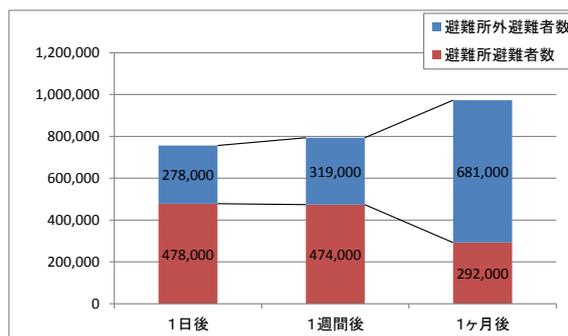
避難者は、発災後の時間の経過とともに増加すると予測されています。

これは、避難所外で生活する避難者が、発災1週間後、発災1か月後と増加することによるもので、上水道の復旧に時間がかかることに起因していると考えられます。

過去最大クラスの地震



理論上最大クラスの地震



■過去最大クラスの地震における避難者数

(人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
1日後	約 411,000	約 135,000	約 120,000	約 400	約 122,000	約 34,000
避難所	約 267,000	約 88,000	約 78,000	約 300	約 79,000	約 22,000
避難所外	約 144,000	約 47,000	約 42,000	約 200	約 43,000	約 12,000
1週間後	約 447,000	約 174,000	約 121,000	約 12,000	約 107,000	約 33,000
避難所	約 264,000	約 100,000	約 69,000	約 5,800	約 68,000	約 21,000
避難所外	約 183,000	約 74,000	約 52,000	約 5,800	約 39,000	約 12,000
1か月後	約 480,000	約 113,000	約 143,000	約 400	約 181,000	約 43,000
避難所	約 144,000	約 34,000	約 43,000	約 100	約 54,000	約 13,000
避難所外	約 336,000	約 79,000	約 100,000	約 300	約 127,000	約 30,000

■理論上最大クラスの地震における避難者数

(人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
1日後	約 757,000	約 264,000	約 251,000	約 8,200	約 185,000	約 49,000
避難所	約 478,000	約 167,000	約 158,000	約 4,900	約 117,000	約 31,000
避難所外	約 278,000	約 97,000	約 92,000	約 3,300	約 68,000	約 18,000
1週間後	約 793,000	約 299,000	約 238,000	約 30,000	約 177,000	約 49,000
避難所	約 474,000	約 172,000	約 141,000	約 15,000	約 115,000	約 32,000
避難所外	約 319,000	約 127,000	約 97,000	約 15,000	約 63,000	約 17,000
1か月後	約 973,000	約 375,000	約 299,000	約 8,200	約 227,000	約 63,000
避難所	約 292,000	約 112,000	約 90,000	約 2,500	約 68,000	約 19,000
避難所外	約 681,000	約 262,000	約 210,000	約 5,800	約 159,000	約 44,000

⑦ 生活支障等（医療機能支障）

建物被害やライフライン機能支障等により、医療機関の対応力が低下する中、一方で、膨大な医療需要が発生します。

発災時に、入院対応が必要となるのは、重傷者等（病院に搬送された後に死亡する方を含む）と被災した医療機関から転院してくる入院患者と想定されますが、入院治療が必要となるものの受入が困難となる患者は、過去最大クラスの地震では、南勢志摩保健医療圏において約 2,900 人、東紀州保健医療圏において約 1,900 人、北勢保健医療圏において約 90 人発生すると予測しています。

理論上最大クラスの地震では、全ての二次保健医療圏*で受入が困難となる患者が発生し、県全体での総数は約 22,000 人に上ると予測しています。

■病院での受入が困難となる重傷者等（過去最大クラスの地震）

(人)

二次保健医療圏	受入可能な患者数 (ベッド数)	受入が必要な患者数		受入が困難となる患者数
		重傷者等	別の病院からの 転院が必要な患者	
北勢	約 1,100	約 400	約 300	約 90
中勢伊賀	約 800	約 300	約 300	—
南勢志摩	約 800	約 3,400	約 200	約 2,900
東紀州	約 100	約 2,100	約 10	約 1,900
計	約 2,800	約 6,200	約 800	約 4,900

■病院での受入が困難となる重傷者等（理論上最大クラスの地震） (人)

二次保健医療圏	受入可能な患者数 (ベッド数)	受入が必要な患者数		受入が困難となる患者数
		重傷者等	別の病院からの 転院が必要な患者	
北勢	約 1,000	約 4,600	約 500	約 4,100
中勢伊賀	約 700	約 2,400	約 500	約 2,200
南勢志摩	約 700	約 12,000	約 300	約 12,000
東紀州	約 100	約 3,700	約 10	約 3,600
計	約 2,500	約 23,000	約 1,300	約 22,000

どちらのクラスにおいても、災害拠点病院*や災害医療支援病院*が機能していると想定
また、同じ保健医療圏内であっても、市町間の医療搬送等は考慮しないと想定

北勢保健医療圏 四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢伊賀保健医療圏 津市、(伊賀サブ保健医療圏)伊賀市、名張市
南勢志摩保健医療圏 松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町、
(伊勢志摩サブ保健医療圏)伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町
東紀州保健医療圏 尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

三重県保健医療計画* (第5次改訂) より

⑧ 生活支障等（住機能支障）

地震被害想定調査では、応急仮設住宅等の需要予測について、県民の皆さんを対象としたアンケート結果（回答者数：1,000人）に基づき、試算を行っています。

自宅が全壊・焼失・流失した世帯が同一市町内の応急仮設住宅等に入居すると仮定した場合、過去最大クラスの地震では、応急仮設住宅、借上げ型応急住宅（民間賃貸住宅等）、公営住宅（県営・市町営住宅等）一時使用、これらの入居希望をすべて足した合計は、県全体で約 13,000 世帯になると予測しています。

理論上最大クラスの地震では、約 48,000 世帯分が必要になると予測しています。

なお、阪神・淡路大震災において建設された応急仮設住宅は 48,300 戸、東日本大震災において宮城県が整備した応急仮設住宅は 22,095 戸とされています。

■地震の発生から約1か月～2年間の仮設住宅等の必要戸数

(世帯)

	応急仮設住宅	借上げ型 応急住宅	公営住宅 一時使用	計
過去最大クラス	8,656	3,730	617	13,003
理論上最大クラス	35,367	12,208	709	48,284

⑨ 災害廃棄物等

災害廃棄物（倒壊した建物等と津波による土砂等堆積物の合計）の発生量は、過去最大クラスの地震では、約 11,000 千トンから約 18,000 千トンと予測しています。

理論上最大クラスの地震では、約 25,000 千トンから約 34,000 千トンと予測しています。

平常時の本県におけるごみの搬入量は、年間 629 千トンであり、過去最大クラスの地震の場合でも、約 20 年分の災害廃棄物等が発生することになります。

また、理論上最大クラスの場合は、本県だけで、東日本大震災における3県（岩手県、宮城県、福島県）の災害廃棄物等発生量（約 27,650 千トン）に匹敵する量となっています。

■災害廃棄物等発生量

(千トン)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
過去最大 クラス	約 11,000～ 18,000	約 3,000～ 5,000	約 2,800～ 5,100	約 10	約 3,900～ 6,200	約 1,300～ 1,900
理論上最大 クラス	約 25,000～ 34,000	約 7,800～ 10,000	約 7,300～ 10,000	約 300	約 7,500～ 10,000	約 2,300～ 3,100
平常時県内 ごみ搬入量	629	276	172	49	101	33

東日本大震災において特に甚大な被害を受けた3県（岩手県、宮城県、福島県）の沿岸 37 市町村での災害廃棄物、津波堆積物の発生推計量（災害廃棄物 約 18,112 千トン、津波堆積物 約 9,538 千トン）

(平成 24 年 7 月現在、平成 24 年 8 月 7 日環境省資料より)

⑩ 直接経済被害額

直接経済被害額の推計は、過去最大クラスの地震では、約 9.08 兆円、理論上最大クラスの地震では、約 21.13 兆円と予測しています。

内訳として多くを占めるのが、民間施設（住宅、オフィスビル、家財等）の被害で、全体の約 9 割を占めています。

被害項目		資産等の被害（兆円）	
		過去最大	理論上最大
民間	住宅	3.94	10.16
	オフィスビル等	1.78	3.86
	家財	1.55	3.97
	その他償却資産	0.38	0.84
	在庫資産	0.24	0.51
ライフ ライン	上水道	0.03	0.03
	下水道	0.11	0.33
	電力	0.10	0.10
	通信	0.16	0.16
	都市ガス	0.00	0.03
交通	道路	0.25	0.37
	鉄道	0.09	0.12
	港湾	0.06	0.13
漁港		0.14	0.15
養殖魚介類		0.01	0.01
農地		0.16	0.18
その他公共土木		0.09	0.18
計		9.08	21.13

⑪ その他の被害（孤立集落の発生）

地震や津波に起因する道路の途絶等により孤立する可能性のある集落は、過去最大クラスの地震では、127 か所発生すると予測しています。

理論上最大クラスの地震では、202 か所の孤立集落が発生すると予測しています。

なお、どちらのクラスの地震においても、孤立集落の発生は、伊勢志摩地域と東紀州地域に集中する傾向があります。

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
過去最大クラス	127	0	0	0	63	64
理論上最大クラス	202	0	21	1	74	106

孤立可能性のある集落数は、平成 21 年度に国が実施した「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査」（内閣府）の結果による



第3章 計画の基本的な考え方

第3章では、改めて本計画の目的について、計画推進にあたっての「三重県の決意」として述べるとともに、「防災の日常化」のあるべき姿について説明します。

また、自助・共助・公助の考え方に基づき、取組の推進にあたって、それぞれの取組主体に期待される役割についても整理しています。

1 目的

東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 の地震が観測され、想定をはるかに超えた巨大津波により、多くの尊い命が奪われました。

この震災の経験を私たちは決して忘れてはいけません。

被災地では、今なお多くの人々が仮設住宅での生活を送るなど、厳しい状況に置かれています。震災からの復旧・復興は道半ばであり、本格的な復興には長い時間が必要であることを教えてくれています。

本計画は、東日本大震災の経験、反省、教訓をふまえた、新たな計画として策定するものです。

これまでの地震対策は、どちらかと言えば、発災時までにはいかに予防策を講じていくかに主眼が置かれていました。

本計画は、こうした予防策に加え、発災直後の対応を的確に行い、人々の命を守ることを、そして、災害が長期化することを念頭に置き、人々の生活の回復を図ることまでを視野に入れ、そのための準備として、今、何をなすべきかを考えるものです。

また、今後の地震・津波対策において、「想定外」という言葉を用いることは許されません。

本計画は、過去最大クラスの南海トラフ*地震への対策を基本としつつ、人命を救うための避難対策や特に防災上重要な施設の機能の確保などにかかる対策については、理論上最大クラスの地震がもたらす最悪のシナリオも念頭に置い

た上で策定します。

そして、本計画では、災害対応の時間軸に沿って、必要な対策を、「災害予防・減災対策」、「発災後対策」、「復旧・復興対策」としてとりまとめるだけでなく、その中でも三重県として特に注力すべき取組課題を「県民の命を守り抜く」ための「選択・集中テーマ」として掲げ、強力に推進していきたいと考えています。

本計画の目的は、こうした地震・津波対策の着実な実施です。

地震・津波対策に終わりはありません。過去、何度も繰り返し大きな被害を受けてきた三重県にとって、地震・津波対策は、これからも取り組み続けなければならない永遠の課題です。

その際に、大切となる考え方。それは、「防災の日常化」です。

本計画では、それぞれの取組（行動項目）の達成はもとより、それらの取組を通じて、地震・津波対策が非日常的な特別な活動ではなく、日々の業務や生活と一体となった当たり前のものとなること、つまり「防災の日常化」をめざすこととします。

2 「防災の日常化」のあるべき姿

南海トラフを震源域とする巨大地震が今世紀前半にほぼ確実に発生すると言われる中、本計画に掲げる対策の着実な実施を通じて、できるだけ早期に、「防災の日常化」の3つのあるべき姿が実現していることをめざします。

あるべき姿 その1

○東日本大震災を機に急速に高まった、県民一人ひとりの防災意識のさらなる向上が図られ、その意識の高まりが行動に結びついている

あるべき姿 その2

○防災・減災に向けた取組が、特段に意識すべき特別な活動ではなく、通常の事業活動や行政運営のベースに位置づけられ、自主的・持続的な活動として定着している

あるべき姿 その3

- 「自助」、「共助」、「公助」の取組の結集により、「県民力」による総力を挙げて、災害に強い三重づくりが進み、子や孫の世代まで引き継がれている

3 それぞれの取組主体に期待される役割

地震・津波対策は、県民の皆さんが自らの身の安全は自ら守る「自助」を実践した上で、自らの地域は皆で守る「共助」に努めるとともに、「公助」の役割を担う県、市町及び防災関係機関は、それら「自助」「共助」を促進または後押しする、という考えを基本として取り組む必要があります。

本計画は、県が主体的に取り組む対策をまとめたものですが、その推進にあたっては、県民や事業者の皆さんによる「自助」や「共助」の取組なくして、対策を進めることはできません。また、市町や防災関係機関等による「公助」の取組も、対策を進めていく上で必要不可欠な要素です。それぞれの主体が自らの役割を担い、力を結集し、連携・協力して「防災の日常化」に向けた取組を進めます。

(1) 県民

「自助」の考えに基づき、自分の命や生活を守る活動を行う個人

「共助」の考えに基づき、地域防災活動を担う団体、自主防災組織*、災害ボランティア など

(期待される役割)

- 自然の脅威を知り、正しい防災知識をもつ。
- 住宅の耐震化、家具の固定、非常時の食料備蓄など、大規模地震に備える。
- 災害時には自らの命を守るため率先して「逃げる」。
- 平常時から防災訓練などを実施して、地域の防災力向上に取り組む。
- 災害時には行政や他の地域団体と連携・協力して、救助・救援活動に取り組む。

(2) 事業者

企業、医療法人、学校法人 など

(期待される役割)

- 従業員や施設の安全確保に取り組む。

- 事業所における防災活動に取り組む。
- 地域の自主防災組織、NPOなどと連携・協力して、地域の防災力向上に取り組む。

(3) 行政

県、市町、防災関係機関 など

(期待される役割)

- 自主的な防災活動が継続して実施される気運を一層高める施策を推進する。
- 防災基盤の整備を推進する。
- 情報収集・情報提供体制など災害時における活動体制を一層強化する。



第4章 計画の基本事項

第4章では、まず、計画の位置づけについて述べます。

次に、具体的な行動項目や「選択・集中テーマ」の説明に移る前に、施策体系により、三重県の今後の防災・減災対策の全体像を示すこととします。

また、計画期間、進行管理の方法についても示すこととします。

1 計画の位置づけ

本計画は、津波避難や防災教育など「緊急地震対策行動計画」からの継続的な取組のほか、緊急輸送道路*や海岸堤防施設の整備など「みえ県民力ビジョン」における「命を守る緊急減災プロジェクト」で進めている取組も含めた、総合的な地震・津波対策計画です。

また、「三重県防災対策推進条例*」に基づく事業計画であり、「三重県地域防災計画*（地震・津波対策編）」を推進するための行動計画と位置づけます。

（三重県防災対策推進条例第10条第2項）

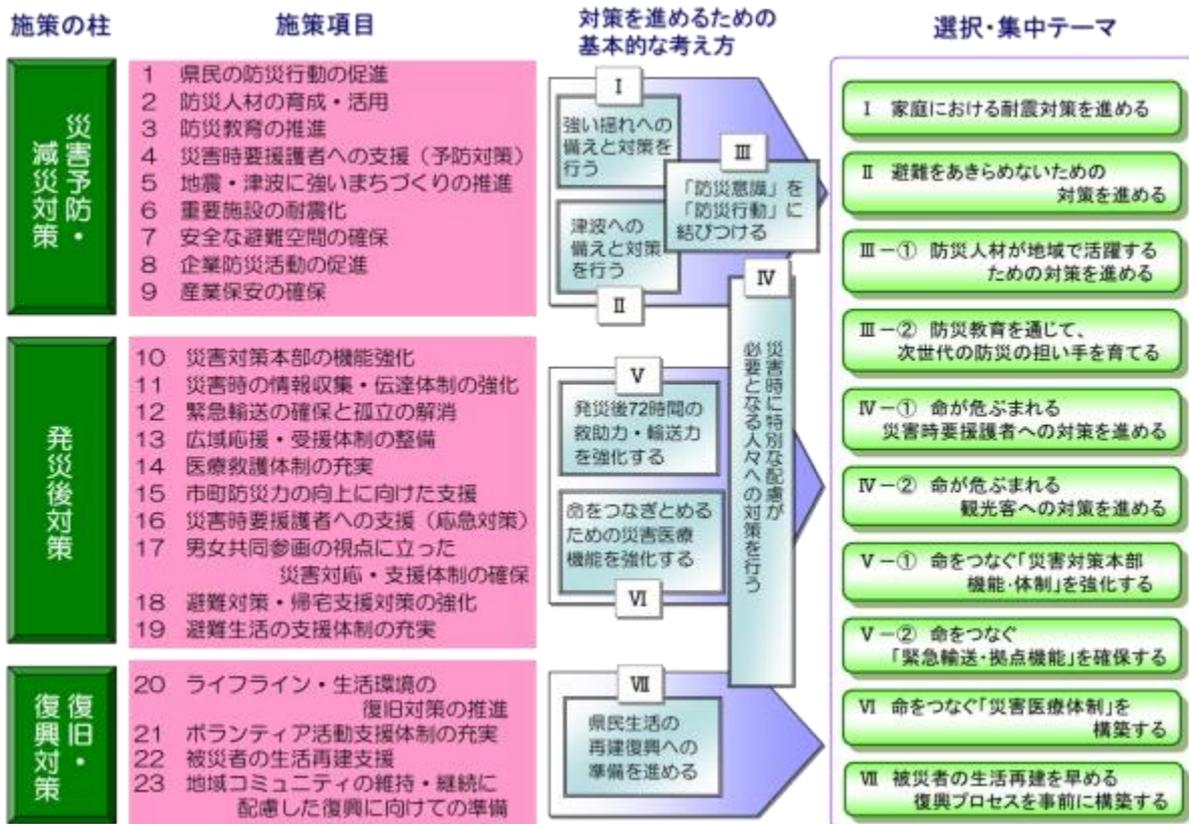
県は、地域防災計画等において定められた防災対策に関する事項の計画的な実施に資するため、事業計画を策定しなければならない。

2 施策体系

本計画では、これまでの「三重地震対策アクションプログラム（第1次：平成14年度～18年度、第2次：平成19年度～22年度）」の施策体系を大きく見直しました。

具体的には、災害対応の時間軸が伸びることを想定に入れ、発災前から発災後までの対応を、それぞれのフェーズに沿ったきめ細かな対策として取り組むことができるよう、「施策の柱」として、「災害予防・減災対策」、「発災後対策」、「復旧・復興対策」の3つの柱を据えています。

＜施策体系＞



次に、これまで継続してきた対策に加え、東日本大震災の発生により明らかとなった課題への対策も進めていく必要があることから、「災害時要援護者*への支援の強化」、「避難生活における男女共同参画の視点の必要性」、「長期孤立の発生」、「広範囲に広がった被災者の避難」、「多くの帰宅困難者*の発生」、「さらなる防災意識向上と人材活用の必要性」、「広域的な応援・受援体制の整備」、「人口減少社会において、地域コミュニティを守るという観点からの防災まちづくりのあり方検討」など、新たな課題もふまえた上で、取りうる手段を尽くした総合的な地震・津波対策の行動計画とするため、必要となる施策を、23の「施策項目」として分類しました。

第5章「行動計画」では、この「施策項目」に沿った具体的な行動の取組内容を、192の「行動項目」として掲げています。

さらに、地震・津波から県民の皆さんの命を守り抜き、また被災後にいち早く県民生活の再建を図るという観点から、「対策を進めるための基本的な考え方」として7つの基本方針（I～VII）を定め、この方針に基づき、計画期間中に特に注力すべき取組課題を、10の「選択・集中テーマ」として整理しました。そして、テーマ実現に寄与する53の行動項目を「重点行動項目」として選択した

上で、集中的に取り組を進めることとします。

第6章『『県民の命を守り抜く』ための選択・集中テーマ』では、それぞれのテーマが置かれた現状と課題を整理するとともに、重点行動項目に位置づけた行動項目を明示しています。

3 計画期間

国の南海トラフ*地震対策の検討が、平成24年度内にとどまらず、平成25年度に及んだため、本計画の策定も同年度となりましたが、これまでの継続取組など必要な対策については、計画策定と並行して、取組を進めています。

そこで、本計画は、平成25年度を初年度とし、平成29年度を目標年とする5か年の計画とします。

4 進行管理

本計画の実効性を確保するため、それぞれの行動項目に主担当部と目標を定め、計画的に推進します。全体の進捗状況については、防災対策部でとりまとめ、毎年度公表するとともに、三重県防災対策会議*などで進行管理を行います。

なお、計画の中間年度にあたる平成27年度は、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の最終年度でもあることから、全庁一斉点検による中間評価を行い、今後の施策の進め方について必要に応じて見直しを図るものとします。

第5章 行動計画

第5章では、計画期間内に、具体的な対策を実行・展開していくための行動項目を、「災害予防・減災対策」、「発災後対策」、「復旧・復興対策」の時間軸に沿って示しています。

ここに掲げた行動項目が、本計画におけるすべての取組となります。

【行動項目の記載例】

行動項目				担当当部
■○○○○○○○○○○ ※1 ○○○○○○○○○○○○○○○○。 ※2				※7 (他の取組主体) ※8
	現状 (24年度末)	3年後 (27年度末)	5年後 (29年度末)	
○○○ ※3	※4	※5	※6	

- ※1 行動項目 具体的な取組（行動）の名称を記載。
 なお、第6章の選択・集中テーマにおいて、「重点行動項目」に位置づけた行動項目については、項目名の後に【選択・集中】と記載。
- ※2 取組内容 当該行動項目にかかる県の主な取組内容を記載。
- ※3 目標項目 取組内容の進捗を把握するための目標項目を記載。
- ※4 現状 目標項目の現状（平成24年度末実績）を、数値あるいは定性的表現で記載。
- ※5 目標（27年度末） 目標項目の平成27年度末での状態、3年間の取組量または毎年の取組量、3年間での進捗率等を、数値あるいは定性的表現で記載。
- ※6 目標（29年度末） 目標項目の平成29年度末での状態、5年間の取組量または毎年の取組量、5年間での進捗率等を、数値あるいは定性的表現で記載。
- ※7 担当当部 中心となって担当する県の担当部を記載。
- ※8 他の取組主体 県以外の取組主体を、第3章の「3 それぞれの取組主体に期待される役割」にて整理した区分をふまえ、次により記載。
 県民 ： 県民一人ひとり、自主防災組織*、ボランティアなど
 事業者： 企業、医療法人、学校法人など
 市町 ： 市町（各部課、教育委員会、消防本部など）

➤ なお、それぞれの行動項目に必要な財政措置については、適宜調整を進めていくものとします。

1 災害予防・減災対策

南海トラフ*を震源域とするプレート境界型地震とそれに伴う津波、県内に分布する活断層*を震源とする内陸直下型地震など、大規模災害が発生した場合、県内では甚大な被害が想定されています。災害の発生そのものを抑えることはできませんが、事前に対策を講じることで、被害の拡大を防ぎ、被害をできる限り少なくすることはできます。

事前対策は、児童生徒から大人までの幅広い年代のほか、観光事業者やコンビニート事業者等の多様な事業者に至るまで、あらゆる県民の皆さんが取り組むことが重要です。

「県民の防災行動の促進」、「地震・津波に強いまちづくりの推進」、「企業防災活動の促進」など、平時からの備えに万全を期すことにより、災害からの予防効果、減災効果を発現させるため、事前に講ずべき対策を進めます。

- 1 県民の防災行動の促進
- 2 防災人材の育成・活用
- 3 防災教育の推進
- 4 災害時要援護者への支援（予防対策）
- 5 地震・津波に強いまちづくりの推進
- 6 重要施設の耐震化
- 7 安全な避難空間の確保
- 8 企業防災活動の促進
- 9 産業保安の確保

(1) 県民の防災行動の促進

建物の耐震化や家具類の固定により死傷を防いだり、訓練の積み重ねにより津波から迅速に避難する、また、家庭において水や食料等を備蓄するなど、日頃からの備えとして、県民の皆さんが自分自身で実施することができる地震・津波対策は沢山あります。

市町や地域等と協力しながら、防災フォーラムの開催や地域での防災講話の実施などさまざまな手段・場所で、県民の皆さんの防災意識を高めるための取組を進めます。

また、県民の皆さんが作成する津波避難計画の策定支援や皆さんが参画する訓練の実施等を各地域で展開するなど、県民の皆さんの防災行動を促進するための対策を進めます。

行動項目				主担当部
<p>■住宅の耐震化の促進【選択・集中】</p> <p>住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う。</p>				県土整備部 (他の取組主体) 県民 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
耐震基準を満たした住宅の割合	83.7%	90.0%	92.0%	
<p>■家具固定、転倒防止対策の促進【選択・集中】</p> <p>家具の転倒や散乱などにより、けがを負うことがないように啓発を行うとともに、市町の取組の支援を行う。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
取組支援市町数	29市町/年	29市町/年	29市町/年	
<p>■ガラス飛散防止対策の促進</p> <p>強い揺れによる窓ガラスの飛散を防止するため、研修会等の機会を通じて啓発を行うとともに、市町等が定める避難所の飛散防止対策事業に対して支援を行う。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
取組支援市町数	29市町/年	29市町/年	29市町/年	
<p>■ブロック塀の耐震対策の促進</p> <p>ブロック塀等の倒壊または転倒による災害を防止し、ブロック塀等の安全を確保するため、耐震対策の啓発を行う。</p>				防災対策部 県土整備部 (他の取組主体) 県民 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
啓発実施回数	—	2回/年	2回/年	

行動項目		主担当部									
<p>■部分的な耐震改修など高齢者等住宅の安全・安心を高める対策の検討【選択・集中】</p> <p>主に経費面の問題から、建替や家全体の耐震化に取り組みず、安全・安心が確保できていない高齢者等の住宅について、その安全性を高めるための対策が促進されるよう、部分的な耐震改修などさまざまな切り口から対策を検討し、方針をとりまとめる。</p>		防災対策部 県土整備部 (他の取組主体) 市町									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等住宅の安全・安心を高めるための方針策定</td> <td>—</td> <td>策定完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	高齢者等住宅の安全・安心を高めるための方針策定	—	策定完了	—		
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
高齢者等住宅の安全・安心を高めるための方針策定	—	策定完了	—								
<p>■出火防止対策につながる啓発活動の実施</p> <p>出火防止対策として、地震を感知して電気を遮断する感震ブレーカー*等の普及促進について、地域や事業所等での防災講話など、さまざまな機会を通じて、啓発活動を実施する。</p>		防災対策部									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発回数</td> <td>—</td> <td>50回/年</td> <td>50回/年</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	啓発回数	—	50回/年	50回/年		
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
啓発回数	—	50回/年	50回/年								
<p>■個人備蓄など災害時の緊急物資等における備蓄のあり方検討</p> <p>支援物資と備蓄物資の役割分担、個人備蓄と公的備蓄の分担割合(個人備蓄のあり方、公的備蓄の必要数量等)、いざ災害発生という場合の円滑な供給方法等について検討を進める。</p>		防災対策部									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時の緊急物資等の備蓄に関する指針の策定</td> <td>—</td> <td>策定完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	災害時の緊急物資等の備蓄に関する指針の策定	—	策定完了	—		
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
災害時の緊急物資等の備蓄に関する指針の策定	—	策定完了	—								
<p>■個人備蓄の促進に向けた啓発活動の実施</p> <p>発災直後に地域で自活する備えとして、水や食料など個人備蓄にかかる意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する。</p>		防災対策部 (他の取組主体) 事業者 市町									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発回数(累計)</td> <td>20回</td> <td>80回</td> <td>120回</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	啓発回数(累計)	20回	80回	120回		
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
啓発回数(累計)	20回	80回	120回								

行動項目				担当部
<p>■津波避難に関する三重県モデル*の促進【選択・集中】</p> <p>住民一人ひとりが作成する「Myまっぷラン*」等を活用し、地域全体での津波避難計画づくりへの支援を行うことにより、地域における津波避難体制の整備を進める。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
「Myまっぷラン」等取組市町数	4市町	19市町	19市町	
<p>■「防災みえ.jp」メール配信サービス等への加入促進</p> <p>「防災みえ.jp」メール配信サービスは、気象警報・注意報のほか地震・津波情報等、多数の気象情報を配信していることから、県民の迅速な避難行動を促すため、当該メール配信サービスへの加入促進を図る。また、メール配信サービス以外に、利用可能な多様な手段を活用し情報を提供する。</p>				防災対策部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
メール配信サービス登録者数	38,500人	50,000人	50,000人	
多様な手段による情報提供	—	提供のあり方 検討完了	情報提供	
<p>■総合防災訓練（実動訓練）の実施【選択・集中】</p> <p>東日本大震災の課題をふまえ、「訓練でできないことはいざ災害の時にも絶対にできない」という視点から、住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化しつつ、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
総合防災訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年	

行動項目				担当部												
<p>■家庭の耐震化につながる防災教育の実施</p> <p>防災啓発素材の活用、防災講話の実施や防災ノート*等を使っての児童生徒の防災教育をきっかけとして、住宅の耐震化や家具類の固定化が促進されるよう啓発する。</p>				防災対策部 県土整備部 教育委員会 (他の取組主体) 県民 市町												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校に対する防災啓発(学習)実施回数(累計)</td> <td>28回</td> <td>128回</td> <td>172回</td> </tr> <tr> <td>防災ノート等を使用して家具類の固定化等の防災対策の啓発を行っている学校の割合</td> <td>—</td> <td>40.0%</td> <td>60.0%</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	学校に対する防災啓発(学習)実施回数(累計)	28回	128回	172回	防災ノート等を使用して家具類の固定化等の防災対策の啓発を行っている学校の割合	—	40.0%	60.0%			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
学校に対する防災啓発(学習)実施回数(累計)	28回	128回	172回													
防災ノート等を使用して家具類の固定化等の防災対策の啓発を行っている学校の割合	—	40.0%	60.0%													
<p>■みえの防災大賞*の実施</p> <p>自主的な防災活動を行っている団体について、その活動内容を表彰し、周知を図ることにより、活動の活性化を促進する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	実施回数	1回/年	1回/年	1回/年							
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
実施回数	1回/年	1回/年	1回/年													
<p>■地震防災シンポジウム・講演会の開催・参加促進</p> <p>地震防災シンポジウムを開催するとともに、市町等が実施する講演会に人的支援を行い、開催を促進する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 市町												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町・企業等と連携したシンポジウムの開催による参加人数</td> <td>1,000人/年</td> <td>1,100人/年</td> <td>1,200人/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	市町・企業等と連携したシンポジウムの開催による参加人数	1,000人/年	1,100人/年	1,200人/年							
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
市町・企業等と連携したシンポジウムの開催による参加人数	1,000人/年	1,100人/年	1,200人/年													
<p>■出前トーク等による住民への周知啓発</p> <p>出前トーク等の実施により住民への周知啓発を行う。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数(累計)</td> <td>153回</td> <td>600回</td> <td>900回</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	実施回数(累計)	153回	600回	900回							
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
実施回数(累計)	153回	600回	900回													

行動項目				担当部							
<p>■体感・体験型の防災啓発の実施</p> <p>防災すごろく*、タブレット端末を用いた「みえデジタルハザードマップ*」、防災啓発車等を活用し、実体験に近い体感・体験を通じた、啓発活動を実施する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数(累計)</td> <td>100 地域</td> <td>250 地域</td> <td>350 地域</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	実施回数(累計)	100 地域	250 地域	350 地域		
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
実施回数(累計)	100 地域	250 地域	350 地域								
<p>■マスメディアを活用した防災啓発の実施</p> <p>防災に関する県民の「意識」を「行動」に結びつけていくため、「防災の日常化」を意識した防災啓発について、マスメディアを活用して発信する。</p>				防災対策部							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マスメディアへの働きかけ回数</td> <td>3回以上/月</td> <td>3回以上/月</td> <td>3回以上/月</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	マスメディアへの働きかけ回数	3回以上/月	3回以上/月	3回以上/月		
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
マスメディアへの働きかけ回数	3回以上/月	3回以上/月	3回以上/月								
<p>■「子どもや孫を地震から守るために」を切り口とした防災啓発の強化</p> <p>「子どもや孫を地震から守るために」を切り口とした防災啓発を実施することにより、自宅の耐震化や、孫の帰省先となる祖父母宅の耐震化を促進する。</p>				防災対策部							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数(累計)</td> <td>153 回</td> <td>600 回</td> <td>900 回</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	実施回数(累計)	153 回	600 回	900 回		
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
実施回数(累計)	153 回	600 回	900 回								
<p>■液状化*危険度予測の県民・事業者等への周知</p> <p>県民や事業者が必要な地盤対策を実施することができるよう、液状化危険度予測にかかる情報について、県ホームページをはじめ、地域や事業所等での防災講話の実施など、さまざまな手段を用いて広報する。</p>				防災対策部							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発回数</td> <td>—</td> <td>50 回/年</td> <td>50 回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	啓発回数	—	50 回/年	50 回/年		
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
啓発回数	—	50 回/年	50 回/年								

行動項目				担当部								
<p>■外国人住民を対象とした防災啓発の実施【選択・集中】</p> <p>外国人住民向けの防災訓練を市町、市町国際交流協会、外国人労働者を雇用する企業等さまざまな主体と連携して実施する。また、こうした取組を、市町で継続し、日本人住民と外国人住民のより良い関係づくりや、将来災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる。</p>				環境生活部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外国人住民を対象とした防災訓練実施回数</td> <td>2回/年</td> <td>2回以上/年</td> <td>2回以上/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	外国人住民を対象とした防災訓練実施回数	2回/年	2回以上/年	2回以上/年			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
外国人住民を対象とした防災訓練実施回数	2回/年	2回以上/年	2回以上/年									
<p>■三重県総合博物館と連携した防災啓発の実施</p> <p>児童生徒をはじめ県民の防災に関する学習活動を支援するため、三重県総合博物館と連携した啓発を実施する。</p>				防災対策部 環境生活部								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発素材作成件数(累計)</td> <td>—</td> <td>3件</td> <td>5件</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	啓発素材作成件数(累計)	—	3件	5件			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
啓発素材作成件数(累計)	—	3件	5件									
<p>■地域の津波遺産継承のための過去の津波痕跡・教訓の発掘【選択・集中】</p> <p>過去の津波痕跡や教訓を発掘し、県民への意識啓発、地域での継承に活用するため、啓発素材等を作成する。</p>				防災対策部								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発素材作成件数(累計)</td> <td>—</td> <td>2件</td> <td>5件</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	啓発素材作成件数(累計)	—	2件	5件			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
啓発素材作成件数(累計)	—	2件	5件									



出前トーク(防災講話)



防災啓発車による地震体験

コラム

2階で寝ていて助かった
～逃げ出す時に切った足、入浴時に気づく～

阪神・淡路大震災（平成7年）

たまたま私たちは2階で寝ていたから助かったけど、下で寝ていたら完全にやられていたと思います。1階の天井が完全に落ちて、2階部分が1階のようになっていましたから。

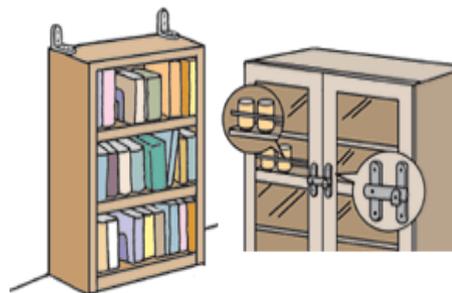
主人が、枕元でライターをつけてくれ、「入り口が開いとるから、先に出る」って言ったけど、2階の窓の棧やガラスが全部飛んでしまって、入り口に見えたのだらうと思います。

ちょうど私たちの寝ている枕元にコタツがあって、こっち側にあんま器、反対側に大きなテレビ。コタツとあんま器とテレビに、ちょうど天井が支えられていたので、私はスリッパをはいて、這って出ました。背の高いタンスは山側に倒れてくれたので、運良く、下敷きにならずにすみました。

その夜、難を逃れた妹の家でお風呂に入ろうとしたら、服がくっついて脱げないのです。おかしいなと思ってみると、太もものあたりが切れて血が固まっていました。地震で落ちた人形ケースのガラスがふとんに突き刺さり、中の羽毛が空中に舞い上がって前が良く見えないほどでしたので、それで切ったのでしょう。割れたガラスは本当に怖いものだと思います。

(兵庫県淡路市 60代 女性)

内閣府「一日前プロジェクト*」より



コラム

家庭での防災対策の状況

～平成25年度防災に関する県民意識調査*～

あなたの家では災害に備えて、どんな防災対策を行っていますか。

(複数回答)

<input type="checkbox"/> 懐中電灯や携帯ラジオなどを置く場所を決めている	→ 58.5%
<input type="checkbox"/> 懐中電灯や携帯ラジオなどを入れた非常持ち出し袋を準備している	→ 52.2%
<input type="checkbox"/> 災害が起きたとき避難する場所を決めている	→ 45.7%
<input type="checkbox"/> 消火器を用意している	→ 41.3%
<input type="checkbox"/> 寝室に転倒の危険性のある家具類などを置いていない	→ 34.1%
<input type="checkbox"/> 3日以上の飲料水を備蓄している	→ 32.3%
<input type="checkbox"/> 地震・高潮・洪水災害時に対応した保険に加入している	→ 30.7%
<input type="checkbox"/> 3日以上の食料を常に確保している	→ 26.0%
<input type="checkbox"/> 懐中電灯や携帯ラジオの電池交換など、こまめに点検している	→ 22.7%
<input type="checkbox"/> 家族がバラバラになったときの待ち合わせ場所を決めている	→ 22.2%
<input type="checkbox"/> 自家用車の燃料メーターが半分程度になった時点で、満タン給油している	→ 21.7%
<input type="checkbox"/> 携帯電話やスマートフォンの予備電源を確保している	→ 15.6%
<input type="checkbox"/> 本棚や食器棚等から物が飛び出ないようにしている	→ 14.0%
<input type="checkbox"/> 枕元にスリッパを置いている	→ 12.7%
<input type="checkbox"/> お風呂にいつも水を入れてある	→ 12.5%
<input type="checkbox"/> 災害用伝言ダイヤル(171)や携帯電話各社の災害用伝言板サービスの活用など、家族間の連絡方法を決めている	→ 11.0%
<input type="checkbox"/> ガラスが壊れて飛び散らないよう防止対策をしている	→ 5.4%
<input type="checkbox"/> いつも笛を身につけている	→ 3.2%
<input checked="" type="checkbox"/> 特に対策をとっていない	→ 11.5%





インタビュー

中村 保親氏 (南が丘地区自主防災協議会 会長) (平成 25 年度みえの防災大賞 受賞団体)

南が丘地区自主防災協議会 (津市) は、南が丘地区 17 自治会と地域の学校が一体となって活動し、地域住民の安全と災害に強いまちづくりをめざしています。

地域住民に自分の地域を知ってもらうために、地震・津波・液状化についての正しい知識の啓発や、大規模災害発生後の避難所生活へのスムーズな移行のため、地区内施設の有効利用や、他地区住民の受入れ・帰宅困難者*の対応について協議の実施、また海岸地域との合同懇談会を開催しています。

また小・中学校の先生・児童あるいは親子で避難所運営訓練を行うなど、次世代層への防災教育、女性や中学生を対象とした防災啓発に力を入れて取り組んでいます。

活動の継続ということについては、ほとんどの自治会長・役員が毎年交代してしまうことの多い中、数年にわたって防災活動を行っている役員が中心となり、勉強会を行うなど、訓練を繰り返し行うことで体験者を地域に増やし、いざという時に避難所で核となれる人材を増やす取組も実施しています。

「三重県自主防災組織交流会」事例発表より (平成 25 年 12 月 8 日 多気町民文化会館)



小・中学校関係者を巻き込んだ避難所運営訓練



ストローハウスと液状化実験



南が丘中学校 全校生徒・先生を対象とした防災講演会



各自主防災会長を中心とした運営委員への指導

(2) 防災人材の育成・活用

地域における防災活動を効果的に進めていくためには、防災に関する専門的な知識を持った人材や、災害時に地域で率先して行動することができる人材を養成する必要があります。また、これまでに育成してきた防災人材を核として、地域の人々の防災意識を高め、防災行動へと結びつけていくことが必要です。

県と大学と共同して、防災人材の育成と活用、新たな人材資源の発掘、防災人材の連携と交流など、防災人材をはじめ防災に関するさまざまなリソースを活用して新たな取組を展開していくための枠組みを構築し、市町、地域、企業支援等を実施していきます。

また、観光事業者を対象とした人材の育成や、災害時要援護者*への支援の強化につながるような研修の実施にも取り組んでいきます。

行動項目		主担当部										
<p>■「みえ防災・減災センター（仮称）」による防災人材等リソースの活用【選択・集中】</p> <p>三重県と三重大学が中心となって、「みえ防災・減災センター（仮称）」を創設し、市町や企業、県内他大学との連携・参画を進めながら、それらを結びつける「防災ハブ機能」を持たせるとともに、他県や国の研究機関等とも連携し、県内外のリソースを集結して「シンクタンク機能」も持たせながら、防災人材の育成と活用、調査研究、情報の収集と発信、地域・企業支援等に取り組む。</p>		防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新たに育成した人材が地域等を支援した回数</td> <td>—</td> <td>3回/年・人</td> <td>3回/年・人</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	新たに育成した人材が地域等を支援した回数	—	3回/年・人	3回/年・人			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
新たに育成した人材が地域等を支援した回数	—	3回/年・人	3回/年・人									
<p>■自主防災組織リーダー等の人材育成</p> <p>自主防災組織による活動を活性化するため、リーダー研修を実施するとともに、市町の研修を促進する。</p>		防災対策部 (他の取組主体) 市町										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>9回/年</td> <td>9回/年</td> <td>9回/年</td> </tr> </tbody> </table>		目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	開催回数	9回/年	9回/年	9回/年			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
開催回数	9回/年	9回/年	9回/年									

行動項目				担当部								
<p>■女性防災人材の育成【選択・集中】</p> <p>主に女性が中心となって活躍している専門職の職員や地域で先導的立場にある女性を対象として、それぞれの職場や避難所運営の防災現場など、さまざまな場面において、女性の視点で主体的に活動し、リーダーシップを発揮できる人材を育成するとともに、育成した人材のネットワークを構築し、相互の連携と継続的な活動を支援する。</p>				防災対策部								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育成人数(累計)</td> <td>53人</td> <td>230人</td> <td>350人</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	育成人数(累計)	53人	230人	350人	
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
育成人数(累計)	53人	230人	350人									
<p>■企業防災担当者の人材育成</p> <p>企業を対象とした防災に関する研修を開催するとともに、企業が独自に実施する研修の支援を行う。</p>				防災対策部 雇用経済部 (他の取組主体) 事業者								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>5回/年</td> <td>5回/年</td> <td>5回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	開催回数	5回/年	5回/年	5回/年	
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
開催回数	5回/年	5回/年	5回/年									
<p>■観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成【選択・集中】</p> <p>県内観光地の防災・減災対策を促進するため、観光事業者・観光関係団体の職員を対象として、意識の啓発や知識の習得など人材の育成に取り組む。</p>				防災対策部 雇用経済部 (他の取組主体) 事業者 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修会・セミナー等の開催回数</td> <td>—</td> <td>5回/年</td> <td>5回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	研修会・セミナー等の開催回数	—	5回/年	5回/年	
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
研修会・セミナー等の開催回数	—	5回/年	5回/年									
<p>■市町、地域、企業等における防災人材の活動支援【選択・集中】</p> <p>地域の防災・減災取組に関するニーズと防災人材を結びつける場を設けるとともに、OJTにより育成した防災人材のフォローアップ、スキルアップを支援し、地域での活躍に結びつける。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修会開催回数</td> <td>3回/年</td> <td>3回/年</td> <td>3回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	研修会開催回数	3回/年	3回/年	3回/年	
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
研修会開催回数	3回/年	3回/年	3回/年									

行動項目				主担当部
<p>■災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施【選択・集中】</p> <p>自主防災組織や消防団*、地域住民等を対象として、災害時要援護者の当事者自らが講師となった研修を実施するなど、障がい者の障がい特性についての理解を深めることにより、要援護者を支援する際の対応力を高める。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
研修実施回数	—	1回/年	1回/年	
<p>■消防職員、消防団員の教育訓練の充実</p> <p>災害時要援護者への支援など災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防職員、消防団員に対する教育訓練を実施する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
教育訓練に参加する職員・団員が所属する市町数等	29 市町	29 市町	29 市町	
	15 消防本部	15 消防本部	15 消防本部	
<p>■民生委員・児童委員に対する研修の実施</p> <p>民生委員・児童委員への研修事業のカリキュラムに、災害時要援護者への支援など防災に関する項目を追加することにより、民生委員・児童委員の防災意識のさらなる向上を図る。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
研修受講率	—	100%	100%	

行動項目				主担当部												
<p>■防災現場における男女共同参画の推進</p> <p>避難所運営等の現場において、男女共同参画の視点をふまえたニーズ把握や意思決定が行われるよう、防災現場における方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、防災と男女共同参画の視点を持って地域で活躍できる人材を育成する。</p>				防災対策部 環境生活部												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県が育成する防災人材に占める女性の割合</td> <td>26.2%</td> <td>35.0%</td> <td>40.0%</td> </tr> <tr> <td>女性消防団員数</td> <td>375人</td> <td>420人</td> <td>430人</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	県が育成する防災人材に占める女性の割合	26.2%	35.0%	40.0%	女性消防団員数	375人	420人	430人			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
県が育成する防災人材に占める女性の割合	26.2%	35.0%	40.0%													
女性消防団員数	375人	420人	430人													
<p>■みえの防災大賞の実施 (再掲)</p> <p>自主的な防災活動を行っている団体について、その活動内容を表彰し、周知を図ることにより、活動の活性化を促進する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	実施回数	1回/年	1回/年	1回/年							
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
実施回数	1回/年	1回/年	1回/年													



自主防災組織リーダー研修



みえの防災大賞表彰式

(3) 防災教育の推進

災害発生時における児童生徒の安全を確保するためには、児童生徒、教職員等が地震・津波に対する正しい知識を習得し、発災時に適切な行動をとることができるよう、防災教育を推進することが重要です。また、児童生徒への防災教育を核として、家庭や地域での防災対策が進むことも期待されます。

そのため、学校における「防災ノート」等の活用促進、教職員に対する教育研修の充実、家庭や地域と連携した防災対策等を進めます。

行動項目				担当部								
<p>■防災ノート等の活用による防災教育の推進【選択・集中】</p> <p>公立小中学校及び県立学校の児童生徒を対象に防災ノート等を活用した防災教育を実施する。また、私立学校についても、積極的な活用を促していく。</p>				教育委員会 環境生活部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災ノート等を活用した防災教育を実施している公立学校の割合</td> <td>98.3%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	防災ノート等を活用した防災教育を実施している公立学校の割合	98.3%	100%	100%			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
防災ノート等を活用した防災教育を実施している公立学校の割合	98.3%	100%	100%									
<p>■学校防災リーダー*の養成【選択・集中】</p> <p>公立小中学校及び県立学校に、防災に関する知識、能力を持った教職員を各校1名以上配置し、中核となり、防災教育に取り組む。</p>				教育委員会 (他の取組主体) 市町								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合</td> <td>99.7%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合	99.7%	100%	100%			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合	99.7%	100%	100%									
<p>■防災に関する学校と地域との連携の推進【選択・集中】</p> <p>公立小中学校及び県立学校において、保護者や地域住民等との合同の避難訓練、避難経路の確認、登下校時の児童生徒の安全確保等の取組を進める。</p>				教育委員会 (他の取組主体) 県民 市町								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合</td> <td>64.9%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合	64.9%	100%	100%			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合	64.9%	100%	100%									

行動項目				主担当部
<p>■「学校における防災の手引」の活用【選択・集中】</p> <p>地震・津波、風水害への備え及び対応、防災教育のあり方などを示した「学校における防災の手引」の見直し・改訂を行うとともに、県立学校や各市町教育委員会に活用を働きかける。</p>				教育委員会 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
「学校における防災の手引」の活用の働きかけ	—	29市町/年	29市町/年	
	—	全県立学校/年	全県立学校/年	
<p>■教職員研修の充実</p> <p>初任者、5年、10年、新任管理職研修等に防災教育の内容を盛り込む。</p>				教育委員会 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
初任者、5年、10年、新任管理職研修等で防災教育研修を実施した割合	100%	100%	100%	
<p>■家庭の耐震化につながる防災教育の実施（再掲）</p> <p>防災啓発素材の活用、防災講話の実施や防災ノート等を使っての児童生徒の防災教育をきっかけとして、住宅の耐震化や家具類の固定化が促進されるよう啓発する。</p>				防災対策部 県土整備部 教育委員会 (他の取組主体) 県民 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
学校に対する防災啓発(学習)実施回数(累計)	28回	128回	172回	
防災ノート等を使用して家具類の固定化等の防災対策の啓発を行っている学校の割合	—	40.0%	60.0%	
<p>■幼稚園・小中学校における地震体験啓発の実施</p> <p>幼稚園、保育園、小中学校、特別支援学校等において防災啓発車を活用して啓発を実施する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
地震体験啓発を行った学校(園)数	277校・園/年	310校・園/年	330校・園/年	

行動項目				主担当部
<p>■三重県総合博物館と連携した防災啓発の実施（再掲）</p> <p>児童生徒をはじめ県民の防災に関する学習活動を支援するため、三重県総合博物館と連携した啓発を実施する。</p>				防災対策部 環境生活部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
啓発素材作成件数(累計)	—	3件	5件	



学校防災リーダー養成研修



防災タウンウォッチング



防災体験キット（防災すごろく）

(4) 災害時要援護者への支援 (予防対策)

東日本大震災は、障がい者、高齢者、外国人住民等のうち、特別な支援や配慮が必要となる人々への対策が課題であることを顕在化させました。

発災時の備えとして、災害時要援護者個別支援計画*の作成促進、社会福祉施設における耐震化の促進、防災関係者に対する研修の実施など、地域ぐるみで要援護者を支援する準備を進めます。

また、災害時要援護者の方に地域の防災訓練に参加していただくための働きかけを行うなど、地域住民と連携・協力した取組も進めます。

行動項目				担当部
<p>■災害時要援護者の個別支援計画作成の促進【選択・集中】</p> <p>市町の災害時要援護者個別支援計画が早期に完成するよう、支援を行う。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
作成済市町数	8市町	14市町	29市町	
<p>■津波避難に関する三重県モデルの促進 (再掲)【選択・集中】</p> <p>住民一人ひとりが作成する「Myまっぷラン」等を活用し、地域全体での津波避難計画づくりへの支援を行うことにより、地域における津波避難体制の整備を進める。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
「Myまっぷラン」等取組市町数	4市町	19市町	19市町	
<p>■障がい者、高齢者等の災害時要援護者が参画した避難訓練の実施の促進</p> <p>市町や地域で行われる避難訓練に、障がい者、高齢者等の災害時要援護者が参画するよう働きかけを行う。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
災害時要援護者が参画した避難訓練の実施回数	8回/年	14回/年	29回/年	

行動項目				主担当部												
<p>■災害時要援護者支援用具等の利用促進及び新たな支援用具等の研究・開発促進【選択・集中】</p> <p>けん引式車いす補助具など、災害発生時の要援護者の避難支援を補助するための支援用具について、避難訓練やシンポジウムなど、さまざまな機会を捉えた普及啓発により利用促進を図るとともに、「みえ防災・減災センター（仮称）」と連携して県内企業等における新たな支援用具の研究・開発を促進する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普及・啓発回数(累計)</td> <td>—</td> <td>20件</td> <td>40件</td> </tr> <tr> <td>県内企業への公募の実施</td> <td>—</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	普及・啓発回数(累計)	—	20件	40件	県内企業への公募の実施	—	1回/年	1回/年	
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
普及・啓発回数(累計)	—	20件	40件													
県内企業への公募の実施	—	1回/年	1回/年													
<p>■障がい福祉サービス施設の耐震化の促進</p> <p>障がい福祉サービスを実施する施設における利用者の安全・安心を確保するため、施設の設置主体が実施する耐震改築等を促進する。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入所施設における耐震化率</td> <td>98.0%</td> <td>100% (26年度末)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	入所施設における耐震化率	98.0%	100% (26年度末)	—					
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
入所施設における耐震化率	98.0%	100% (26年度末)	—													
<p>■高齢者関係施設（特別養護老人ホーム等）の耐震化の促進</p> <p>高齢者関係入所施設の耐震化を促進することにより、入所者等の安全を確保する。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震化率</td> <td>99.2%</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	耐震化率	99.2%	100%	—					
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
耐震化率	99.2%	100%	—													
<p>■児童福祉施設の耐震化の促進</p> <p>地震等の災害発生時に自力で避難することが困難な子どもが利用する児童福祉施設の安全・安心を確保するため、施設における耐震改修等の取組が進むよう働きかける。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者 市町												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震化率</td> <td>86.6%</td> <td>89.0%</td> <td>92.0%</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	耐震化率	86.6%	89.0%	92.0%					
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
耐震化率	86.6%	89.0%	92.0%													

行動項目				担当部
<p>■災害時要援護者の避難に配慮した施設整備</p> <p>「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の理念等をPRし、施設整備を担う人たちの意識向上を図り、施設等のバリアフリー化の推進に努める。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
商業施設などバリアフリー化施設数	2,303 施設	2,845 施設	3,232 施設	
<p>■避難用シェルターや防災ベッド等の利用促進</p> <p>震災時に迅速な行動がとりにくい障がい者や要介護の高齢者等の安全確保を図るため、避難用シェルターや防災ベッド等の利用促進を図る。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
取組支援市町数	29 市町/年	29 市町/年	29 市町/年	
<p>■災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施 (再掲) 【選択・集中】</p> <p>自主防災組織や消防団、地域住民等を対象として、災害時要援護者の当事者自らが講師となった研修を実施するなど、障がい者の障がい特性についての理解を深めることにより、要援護者を支援する際の対応力を高める。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
研修実施回数	—	1回/年	1回/年	
<p>■外国人住民を対象とした防災啓発の実施 (再掲) 【選択・集中】</p> <p>外国人住民向けの防災訓練を市町、市町国際交流協会、外国人労働者を雇用する企業等さまざまな主体と連携して実施する。また、こうした取組を、市町で継続し、日本人住民と外国人住民のより良い関係づくりや、将来災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる。</p>				環境生活部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
外国人住民を対象とした防災訓練実施回数	2回/年	2回以上/年	2回以上/年	

行動項目				主担当部											
<p>■消防職員、消防団員の教育訓練の充実 (再掲)</p> <p>災害時要援護者への支援など災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防職員、消防団員に対する教育訓練を実施する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育訓練に参加する職員・団員が所属する市町数等</td> <td>29 市町</td> <td>29 市町</td> <td>29 市町</td> </tr> <tr> <td>15 消防本部</td> <td>15 消防本部</td> <td>15 消防本部</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	教育訓練に参加する職員・団員が所属する市町数等	29 市町	29 市町	29 市町	15 消防本部	15 消防本部	15 消防本部			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
教育訓練に参加する職員・団員が所属する市町数等	29 市町	29 市町	29 市町												
	15 消防本部	15 消防本部	15 消防本部												
<p>■民生委員・児童委員に対する研修の実施 (再掲)</p> <p>民生委員・児童委員への研修事業のカリキュラムに、災害時要援護者への支援など防災に関する項目を追加することにより、民生委員・児童委員の防災意識のさらなる向上を図る。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修受講率</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	研修受講率	—	100%	100%						
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
研修受講率	—	100%	100%												



災害時要援護者が参画した避難訓練



(5)地震・津波に強いまちづくりの推進

大規模な地震・津波の発生に備えるため、道路、海岸堤防、河川堤防、港湾等の公共施設など社会基盤施設について、その機能を確保するための対策を進めます。

また、高速道路等のミッシングリンク*（未開通区間）の解消など、緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担う高規格幹線道路*の整備促進、早期供用に向けた取組も進めます。

行動項目				担当部
<p>■高速道路等のミッシングリンク（未開通区間）の解消【選択・集中】</p> <p>ミッシングリンクとなっている高速道路等の未事業化区間の早期事業化など、緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担うとともに、産業・経済活動を支える高規格幹線道路の整備促進、早期供用に向けた取組を進める。</p>				県土整備部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
高規格幹線道路の供用延長	216.0km	250.5km	250.5km	
<p>■緊急輸送道路*の整備【選択・集中】</p> <p>災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を推進する。</p>				県土整備部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路(91路線)の改良率	91.2%	94.5%	94.5%	
<p>■道路啓開*対策の推進【選択・集中】</p> <p>迅速な道路啓開を展開するため、熊野灘沿岸の建設事務所管内で資材を備蓄する道路啓開基地*の整備を行うとともに、代替路の確保が困難な箇所が津波に対して粘り強い構造となるように、道路構造を強化する。</p>				県土整備部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
道路啓開基地の整備(累計)	1箇所	13箇所	13箇所	
道路構造の強化(累計)	4箇所	21箇所	21箇所	

行動項目				主担当部												
<p>■鉄道施設の耐震対策の促進</p> <p>より多くの鉄道利用者の安全を確保する観点から、主要駅や高架橋の耐震対策を促進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道駅の耐震化支援駅数</td> <td>—</td> <td>1駅</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高架橋の耐震化支援箇所数</td> <td>—</td> <td>3箇所</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	鉄道駅の耐震化支援駅数	—	1駅	—	高架橋の耐震化支援箇所数	—	3箇所	—	地域連携部 (他の取組主体) 事業者 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
鉄道駅の耐震化支援駅数	—	1駅	—													
高架橋の耐震化支援箇所数	—	3箇所	—													
<p>■海岸堤防における地震・津波対策の推進【選択・集中】</p> <p>大規模地震発生時の津波からの被害軽減を図るため、海岸堤防等の海岸保全施設について、脆弱箇所の補強対策及び耐震対策を実施するとともに、必要な整備を進める。</p> <p>さらに、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、津波対策の検討を進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地・漁港海岸保全施設等整備延長(累計)</td> <td>1,983m</td> <td>4,134m</td> <td>4,604m</td> </tr> <tr> <td>脆弱化した海岸堤防の補強対策箇所(累計)</td> <td>55箇所</td> <td>200箇所</td> <td>200箇所</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	農地・漁港海岸保全施設等整備延長(累計)	1,983m	4,134m	4,604m	脆弱化した海岸堤防の補強対策箇所(累計)	55箇所	200箇所	200箇所	農林水産部 県土整備部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
農地・漁港海岸保全施設等整備延長(累計)	1,983m	4,134m	4,604m													
脆弱化した海岸堤防の補強対策箇所(累計)	55箇所	200箇所	200箇所													
<p>■河川堤防における地震・津波対策の推進【選択・集中】</p> <p>県が管理する河川堤防のうち津波浸水予測区域内の堤防について、津波の河川遡上による被害を軽減させるため、脆弱箇所の補強を行うとともに、河川改修に合わせた耐震対策を進める。</p> <p>さらに、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、津波対策の検討を進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脆弱化した河川堤防の補強対策箇所(累計)</td> <td>0箇所</td> <td>101箇所</td> <td>183箇所</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	脆弱化した河川堤防の補強対策箇所(累計)	0箇所	101箇所	183箇所	県土整備部				
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
脆弱化した河川堤防の補強対策箇所(累計)	0箇所	101箇所	183箇所													

行動項目				主担当部											
<p>■港湾施設の防災・減災対策の推進</p> <p>東日本大震災において被災しても倒壊にまで至らなかった施設は、一定の減災効果を発揮したことから、さらなる津波被害等の軽減を図るため、港湾施設の老朽化対策や耐震対策を推進する。</p>				県土整備部											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対策に着手する港湾(累計)</td> <td>2港湾</td> <td>3港湾</td> <td>3港湾</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	対策に着手する港湾(累計)	2港湾	3港湾	3港湾			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
対策に着手する港湾(累計)	2港湾	3港湾	3港湾												
<p>■漁港施設の防災・減災対策の推進</p> <p>離島及び交通脆弱地にある漁港について、緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁の整備を進める。また、津波による漁港及び背後集落の被害軽減を図るため、防波堤の改修等を行うなど、漁港施設の機能を強化する。</p>				農林水産部											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震強化岸壁に着手した漁港(累計)</td> <td>1漁港</td> <td>3漁港</td> <td>3漁港</td> </tr> <tr> <td>粘り強い構造を有する施設に着手した漁港(累計)</td> <td>1漁港</td> <td>2漁港</td> <td>3漁港</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	耐震強化岸壁に着手した漁港(累計)	1漁港	3漁港	3漁港	粘り強い構造を有する施設に着手した漁港(累計)	1漁港	2漁港
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
耐震強化岸壁に着手した漁港(累計)	1漁港	3漁港	3漁港												
粘り強い構造を有する施設に着手した漁港(累計)	1漁港	2漁港	3漁港												
<p>■水門・排水機場の耐震化の推進</p> <p>県が管理する河川の水門・排水機場のうち津波浸水予測区域内の被災後の復旧が特に困難な施設について、耐震化を行う。</p>				県土整備部											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対策を実施した施設数(累計)</td> <td>0施設</td> <td>3施設</td> <td>10施設</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	対策を実施した施設数(累計)	0施設	3施設	10施設			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
対策を実施した施設数(累計)	0施設	3施設	10施設												
<p>■陸閘*の開閉動力化の推進</p> <p>津波による被害を軽減するため、陸閘の開閉操作の動力化を行う。</p>				県土整備部											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動力化した箇所数(累計)</td> <td>112箇所</td> <td>122箇所</td> <td>122箇所</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	動力化した箇所数(累計)	112箇所	122箇所	122箇所			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
動力化した箇所数(累計)	112箇所	122箇所	122箇所												

行動項目				主担当部												
<p>■下水道施設の耐震化</p> <p>ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせた地震対策計画を策定するとともに、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて施設の耐震化を進める。</p>				県土整備部												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液状化によるマンホールの浮上防止(累計)</td> <td>0箇所</td> <td>10箇所</td> <td>30箇所</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	液状化によるマンホールの浮上防止(累計)	0箇所	10箇所	30箇所				
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
液状化によるマンホールの浮上防止(累計)	0箇所	10箇所	30箇所													
<p>■農業集落排水施設の耐震検討及び耐震化</p> <p>県内にある農業集落排水施設のうち、避難所等の地域防災対策上必要と定めた施設からの排水を受ける施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、必要な耐震検討及び耐震化を行う。</p>				農林水産部 (他の取組主体) 市町												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震検討及び耐震化施設数(累計)</td> <td>54施設</td> <td>60施設</td> <td>62施設</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	耐震検討及び耐震化施設数(累計)	54施設	60施設	62施設				
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
耐震検討及び耐震化施設数(累計)	54施設	60施設	62施設													
<p>■漁船や養殖施設の減災対策の促進</p> <p>津波漂流物による二次的な被害を軽減するため、関係事業者には減災対策の取組を啓発するとともに、養殖施設の構造検証及び改良の取組に対して支援を行う。</p>				農林水産部 (他の取組主体) 事業者 市町												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁船の係留にかかる減災対策の啓発</td> <td>—</td> <td>2回/年</td> <td>2回/年</td> </tr> <tr> <td>養殖施設の減災対策に取り組んだ地区数(累計)</td> <td>—</td> <td>2地区</td> <td>4地区</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	漁船の係留にかかる減災対策の啓発	—	2回/年	2回/年	養殖施設の減災対策に取り組んだ地区数(累計)	—	2地区	4地区
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
漁船の係留にかかる減災対策の啓発	—	2回/年	2回/年													
養殖施設の減災対策に取り組んだ地区数(累計)	—	2地区	4地区													

行動項目				主担当部
<p>■老朽化した土地改良施設の修繕・補修</p> <p>県内にある国営・県営等で造成された土地改良施設（排水機場・頭首工等）のうち、老朽化が著しく地震等の災害発生時に、農地や一般公共施設に被害を及ぼすおそれのある施設について、必要な機能保全対策等を行う。</p>				農林水産部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
整備着手地区数(累計)	29 地区	36 地区	42 地区	
<p>■農業用ため池等における土砂災害対策の推進</p> <p>農業用ため池や地すべり防止施設のうち、老朽化が著しく、大規模地震が発生し崩壊した場合、人命等に被害が及ぶ施設について、必要に応じて耐震化を進める。</p>				農林水産部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
整備着手箇所数(累計)	9箇所	14 箇所	22 箇所	
<p>■農業用ため池決壊等にかかるハザードマップの作成</p> <p>農業用ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップの作成を促進する。</p>				農林水産部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
働きかけを行った市町数	—	26 市町/年	26 市町/年	



海岸堤防施設の老朽化対策（鳥羽市）



漁港での耐震強化岸壁の整備（志摩市）



インタビュー

福和 伸夫氏 (名古屋大学減災連携研究センター センター長・教授)

(三重県防災会議専門部会 防災・減災対策検討会議* 委員、被害想定調査委員会* 委員)

災害対策には、「人」「こと(内容)」「もの(資源)」「場」、これらのすべてが揃っていることが必要です。

これまでの三重県の取組は、どちらかと言えば、「人」「こと」のソフト対策を中心にやってきたのではないのでしょうか。「人」「こと」づくりは時間もかかり大変難しい取組ですので、そのことは、すごいことだと思います。ただ、忘れてはいけないことは、公共的な施設の耐震化やインフラの整備など、「もの」「場」づくりというのは、本来、行政が行うべきハード対策である、ということです。



災害が起きた際、官公庁、消防、警察、病院といった「公助」を担う機関が被災している場合は、県民の皆さんを守ることができませんよね？これら機関の施設の耐震対策は不可欠な取組です。

住宅の耐震化や不燃化が進めば、建物の倒壊や火災の発生を減らし、海岸堤防施設の整備が進めば、津波による浸水を減らすことにつながります。また、広幅員(幅の広い)道路ができれば多くの人が避難できます。ハード対策は一定のコストがかかるのも事実ですが、整備するのであれば、恒久的で確実な「備え」となるように考えていくべきです。

ただ、こうしたハード整備を実現したとしても、その後、別の危険な場所に家が建ってしまえば同じことの繰り返しです。県民の皆さんが、そもそも最初から、危険な場所には住まないという選択を行うことが、災害に強い「まち」の形成につながっていきます。

とは言え、今すぐに、というわけにはいかないでしょう。防災教育にしっかりと取り組むことで、子どもたちが大人となり、自分の自宅を建てる時、そうした住まい方を選ぶことができるようにしていくことも大事です。

そして、公務員の皆さんにお願いしたいことがあります。在宅時に地震が発生した際、災害対応に従事できないという事態にならないよう、自宅の耐震化、家具固定に取り組み、県民の皆さんに「自助」の見本を示してください。

被害を減らすための事前の備え、すべての県民の皆さんに求められています。一人の百人力ではなく、百人の一人力こそが必要です。

(平成26年1月インタビュー)

(6) 重要施設の耐震化

児童生徒の安全を確保するための学校施設をはじめ、災害医療の拠点となる病院施設、障がい者や高齢者等が入所する社会福祉施設、多くの人々が利用する大規模建築物、災害対策の拠点となる県庁舎など、重要施設の耐震化の取組を進めます。

また、建物内での被害を防ぐため、天井等の非構造部材*の耐震対策についても取組を進めます。

行動項目				担当部
■公立小中学校の耐震化の促進 耐震化未完了の市町に対して、早期の耐震化完了に向け働きかける。				教育委員会 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
耐震化率	97.5% (25.4.1)	99.2% (28.4.1)	99.6% (30.4.1)	
■公立小中学校の非構造部材の耐震化の促進 市町に対して、非構造部材の耐震点検と耐震対策の早期の実施を働きかける。				教育委員会 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
耐震対策実施率(※)	0.0% (25.4.1)	64.5% (28.4.1)	71.0% (30.4.1)	
※屋内運動場等における吊り天井等の耐震対策実施率				
■私立学校の耐震化の促進 昭和56年5月31日以前の耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）で建設された私立学校の校舎等のうち、耐震性が確保されていない学校を設置する学校法人に対して耐震化を働きかける。				環境生活部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
私立学校の耐震化率	90.1%	92.4%	100%	

行動項目				担当部
<p>■ 県立学校耐震化完了に向けた工事の実施</p> <p>県立学校の建物について、平成 25 年度の耐震化完了に向け取り組む。</p>				教育委員会
	現状 (24 年度末)	目標 (27 年度末)	目標 (29 年度末)	
耐震化率	99.4% (25.4.1)	100% (26.4.1)	—	
<p>■ 県立学校の非構造部材の耐震対策の実施</p> <p>県立学校の非構造部材について、平成 24 年度に実施した専門家による点検の結果をふまえ、耐震対策に取り組む。</p>				教育委員会
	現状 (24 年度末)	目標 (27 年度末)	目標 (29 年度末)	
耐震対策実施率	4.1% (25.4.1)	100%	—	
<p>■ 災害拠点病院*等の耐震化の推進【選択・集中】</p> <p>災害拠点病院、災害医療支援病院*、二次救急医療機関*等における耐震化を進める。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
	現状 (24 年度末)	目標 (27 年度末)	目標 (29 年度末)	
耐震化率	68.6%	82.9%	91.4%	
<p>■ 障がい福祉サービス施設の耐震化の促進 (再掲)</p> <p>障がい福祉サービスを実施する施設における利用者の安全・安心を確保するため、施設の設置主体が実施する耐震改築等を促進する。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
	現状 (24 年度末)	目標 (27 年度末)	目標 (29 年度末)	
入所施設における耐震化率	98.0%	100% (26 年度末)	—	
<p>■ 高齢者関係施設 (特別養護老人ホーム等) の耐震化の促進 (再掲)</p> <p>高齢者関係入所施設の耐震化を促進することにより、入所者等の安全を確保する。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
	現状 (24 年度末)	目標 (27 年度末)	目標 (29 年度末)	
耐震化率	99.2%	100%	—	

行動項目				主担当部
■児童福祉施設の耐震化の促進 (再掲) 地震等の災害発生時に自力で避難することが困難な子どもが利用する児童福祉施設の安全・安心を確保するため、施設における耐震改修等の取組が進むよう働きかける。				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者 市町
	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	耐震化率	86.6%	89.0%	92.0%
■放課後児童クラブにおける耐震対策の促進 放課後児童クラブ内の本棚やロッカー等の固定など、耐震化対策を働きかける。				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者 市町
	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	県・市町担当者会議開催数	—	1回/年	1回/年
■多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 旧耐震基準で建築されたホテル・病院・物販店舗等の不特定多数の者が利用する大規模建築物について、市町と連携し、耐震化を促進する。				県土整備部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町
	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	耐震化率	81.0% (23年度末)	90.0%	26年度末 までに設定
■大規模空間建築物の天井の脱落防止対策の促進 大規模地震時に、大規模空間建築物の天井の脱落等を防止するため、市町と連携し、防止対策を推進する。				県土整備部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町
	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	啓発実施回数	2回/年	2回/年	2回/年

行動項目				主担当部								
<p>■ 県有建築物の耐震化の推進</p> <p>県が所有する建築物のうち、旧耐震基準で建設された建築物について、耐震化を進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震化率</td> <td>99.0%</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	耐震化率	99.0%	100%	—	防災対策部 総務部 農林水産部 警察本部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
耐震化率	99.0%	100%	—									
<p>■ 県庁各職場における書庫や事務機器等の地震対策の実施</p> <p>県の各職場において、職場巡視を活用し、書庫や事務機器等の固定化等ができていない未改善箇所について対策を進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震対策実施率</td> <td>79.4%</td> <td>90.0%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	耐震対策実施率	79.4%	90.0%	100%	総務部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
耐震対策実施率	79.4%	90.0%	100%									



(7) 安全な避難空間の確保

迅速かつ円滑な避難が行われるためには、避難路、避難場所、避難施設など安全な避難空間を確保することが重要です。

市町が主体的に実施する避難路の整備や津波からの避難施設の整備を促進するほか、急傾斜地崩壊防止施設*の整備を進め避難路や避難場所の保全に取り組みます。

また、道路の途絶を防ぐための電線類の地中化、避難行動中の路上での二次被害防止のための沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板の落下防止等にも取り組みます。

行動項目				担当部									
<p>■市町が進める津波避難路の整備促進</p> <p>市町の津波避難計画に基づき、住民が避難するために必要となる避難路について、その整備に向けた支援を行う。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組支援市町数</td> <td>19市町/年</td> <td>19市町/年</td> <td>19市町/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	取組支援市町数	19市町/年	19市町/年	19市町/年				
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)										
取組支援市町数	19市町/年	19市町/年	19市町/年										
<p>■津波避難のための新たな施設、設備の整備促進</p> <p>市町の津波避難計画に基づき、住民が避難するために必要となる避難マウンド*、ライフジャケット等について、その整備に向けた支援を行う。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組支援市町数</td> <td>—</td> <td>3市町/年</td> <td>6市町/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	取組支援市町数	—	3市町/年	6市町/年				
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)										
取組支援市町数	—	3市町/年	6市町/年										
<p>■津波避難ビル等にかかるガイドライン*に基づく安全性の点検促進</p> <p>庁舎、学校、病院、避難所、避難場所等の施設にかかる、津波からの安全性について、ガイドラインに基づく点検を促進する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>働きかけを行った市町数</td> <td>—</td> <td>19市町/年</td> <td>19市町/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	働きかけを行った市町数	—	19市町/年	19市町/年				
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)										
働きかけを行った市町数	—	19市町/年	19市町/年										

行動項目				担当部
<p>■災害発生時に避難路となる農道及び漁港関連道の整備</p> <p>農山漁村地域において、集落や漁港と幹線道路等を結ぶ避難路として重要となる農道及び漁港関連道の整備を進める。</p>				農林水産部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
整備着手箇所数(累計)	7箇所	12箇所	12箇所	
漁港関連道の整備箇所数(累計)	1箇所	1箇所	1箇所	
<p>■急傾斜地崩壊防止施設整備による安全な避難空間の確保</p> <p>津波浸水予測区域内の急傾斜地崩壊危険箇所において、急傾斜地崩壊防止施設を整備することにより、避難地、避難路の保全に取り組む。</p>				県土整備部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
施設整備箇所数(累計)	55箇所	70箇所	77箇所	
<p>■避難場所となるオープンスペース(公園緑地等)の確保</p> <p>大規模地震が発生した場合、避難場所として利用できる、オープンスペースの確保を進める。</p>				県土整備部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
都市計画区域内一人当りの都市公園面積	9.66 m ² /人 (23年度末)	9.89 m ² /人	10.04 m ² /人	
<p>■電線類地中化の推進</p> <p>大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難や復旧活動に障害が及ぶことが想定される。このため、電線類の地中化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める。</p>				県土整備部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
事業完了箇所(累計)	17箇所	19箇所	21箇所	

行動項目				主担当部
<p>■ブロック塀の耐震対策の促進 (再掲)</p> <p>ブロック塀等の倒壊または転倒による災害を防止し、ブロック塀等の安全を確保するため、耐震対策の啓発を行う。</p>				防災対策部 県土整備部 (他の取組主体) 県民 市町
	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	啓発実施回数	—	2回/年	2回/年
<p>■屋外広告板・窓ガラス等落下物の安全対策の促進</p> <p>一定規模以上等の建築物の所有者に対して、建築物に設置された屋外広告板・窓ガラス等、大規模地震時に落下のおそれのあるものについて、特定行政庁と連携を図り、安全対策の実施を推進する。</p>				県土整備部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町
	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	啓発実施回数	2回/年	2回/年	2回/年
<p>■自動販売機の耐震対策の促進</p> <p>地震被害想定調査の結果を活用するなど業界団体等に対する働きかけを通じて、飲料水、酒類、たばこ等の自動販売機の耐震対策を促進する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 事業者
	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	業界団体等との協議実施回数	—	1回/年	1回/年
<p>■防災上の支障となる空き家の対策にかかる市町支援の検討</p> <p>防災の観点での市町の空き家対策について、国の動向も注視しながら、市町に対する支援体制や支援のあり方等について検討する。</p>				防災対策部 県土整備部 (他の取組主体) 市町
	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	支援体制や支援のあり方についての検討の実施	—	検討完了	—

行動項目				担当部
<p>■エレベーター閉じ込め事故対策の促進</p> <p>エレベーターの管理者等に対して、大規模地震時に乗客の安全を確保するためにエレベーターを最寄の階に停止させる地震時管制運転装置等の設置を促進する。</p>				県土整備部 (他の取組主体) 事業者 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
啓発実施回数	—	1回/年	1回/年	



住民主体で設置した津波避難路（紀北町）



(8) 企業防災活動の促進

地域防災の重要な一翼を担っている企業の被災は、地域経済や雇用にも大きな影響を及ぼします。「みえ企業等防災ネットワーク*」を活用し、企業防災人材の育成、業務継続計画（BCP）*の策定促進、企業と地域との連携の促進など、企業防災力の向上を支援します。

また、神宮式年遷宮を機に三重県への注目が集まるなか、本県を訪れる観光客の安全対策は急務の課題です。県内観光地の防災対策を促進するための検討を行うほか、観光事業者や観光関係団体を対象とした研修等の取組も進めます。

行動項目				担当部
■みえ企業等防災ネットワークを通じた企業防災力の向上 みえ企業等防災ネットワークの活動（分科会、全体会、研修等）を通して、参加企業の防災力を向上させる。				防災対策部 雇用経済部 (他の取組主体) 事業者
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
みえ企業等防災ネットワーク参加企業数	200社	230社	250社	
■企業防災担当者の人材育成（再掲） 企業を対象とした防災に関する研修を開催するとともに、企業が独自に実施する研修の支援を行う。				防災対策部 雇用経済部 (他の取組主体) 事業者
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
開催回数	5回/年	5回/年	5回/年	
■事業所等における業務継続計画（BCP）策定の促進 業務継続計画（BCP）の策定など、事業者等における自主的な防災対策を促進するため、講習会の開催や広報活動による周知を実施する。				防災対策部 雇用経済部 (他の取組主体) 事業者
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
事業所等へのBCPに関する説明会等回数(累計)	12回	50回	75回	

行動項目				担当部								
<p>■主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり【選択・集中】</p> <p>観光事業者や観光関係団体、市町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、津波からの避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための課題検討を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する。</p>				防災対策部 雇用経済部 (他の取組主体) 事業者 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検討テーマ数(累計)</td> <td>—</td> <td>3テーマ</td> <td>6テーマ</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	検討テーマ数(累計)	—	3テーマ	6テーマ	
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
検討テーマ数(累計)	—	3テーマ	6テーマ									
<p>■観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成(再掲)【選択・集中】</p> <p>県内観光地の防災・減災対策を促進するため、観光事業者・観光関係団体の職員を対象として、意識の啓発や知識の習得など人材の育成に取り組む。</p>				防災対策部 雇用経済部 (他の取組主体) 事業者 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修会・セミナー等の開催回数</td> <td>—</td> <td>5回/年</td> <td>5回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	研修会・セミナー等の開催回数	—	5回/年	5回/年	
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
研修会・セミナー等の開催回数	—	5回/年	5回/年									
<p>■従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進</p> <p>企業に勤める従業員の能力や行動力を、地域の防災力向上に生かしていくため、従業員の消防団、自主防災組織等への参加について、理解が進むよう企業に対する啓発を実施する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 事業者 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防団協力事業所数</td> <td>179事業所</td> <td>200事業所</td> <td>220事業所</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	消防団協力事業所数	179事業所	200事業所	220事業所	
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
消防団協力事業所数	179事業所	200事業所	220事業所									
<p>■液状化危険度予測の県民・事業者等への周知(再掲)</p> <p>県民や事業者が必要な地盤対策を実施することができるよう、液状化危険度予測にかかる情報について、県ホームページをはじめ、地域や事業所等での防災講話の実施など、さまざまな手段を用いて広報する。</p>				防災対策部								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発回数</td> <td>—</td> <td>50回/年</td> <td>50回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	啓発回数	—	50回/年	50回/年	
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
啓発回数	—	50回/年	50回/年									

行動項目				主担当部
■企業向け防災対策融資制度の周知 企業が防災・安全対策に取り組むために必要な資金について、融資制度の周知や各種情報を提供する。				防災対策部 雇用経済部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
情報提供回数	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年	



企業での防災訓練



みえ企業等防災ネットワーク全大会



インタビュー

川合 一明氏 (産学連携企業防災研究プロジェクト「きぼう会」、地域地震情報株式会社)
(みえ企業等防災ネットワーク運営委員)

みえ企業等防災ネットワークの運営委員として、また、地域地震情報株式会社として企業防災に関わる中で、次のような機能を持つ組織があれば、県内の企業防災力を向上させることができるのではないかと感じています。

まずは、県内の企業の防災・減災関連の相談窓口の設置です。これまで、わたしが企業から相談を受けた場合、情報の提供や、人と企業を結びつけるお手伝いをしてきましたが、これは、あくまでもわたしが知り得る限りの情報の中で行っているものであり、こういった情報、リソースの集約化は、企業にとっても役に立つものになると考えています。



次に、県内の企業を訪問し、防災・減災の活動支援を直接的に行うことです。このような活動支援は、どの主体が行うのがよいかという議論はあるかと思いますが、行政、大学、商工関係団体等が連携し、企業防災に関する直接的な支援があれば、企業が取組を始めるきっかけになるのではないのでしょうか。

また、企業防災に関する調査研究や情報収集、ライブラリーの管理等、企業防災を進める上での基礎的な取組についても、大学等研究機関が中心となって進めることが重要となります。こういった大学等研究機関が中心となった枠組みの中で、防災・減災に関するコンテンツの開発・紹介をすることができれば、県内企業としてはより一層のメリットを感じることができるでしょう。

また、企業向けの防災・減災セミナーについては、これまでも行政や商工関係団体、大学等で行われてきましたが、セミナーの内容についても、質を担保するような、アドバイザー的な機関があり、講師等の紹介や、セミナーのメニュー等を提示することで、より一層の効果が望めると考えています。

(平成26年2月インタビュー)

(9) 産業保安の確保

石油コンビナート等の危険物施設は、大規模な地震・津波による災害リスクを事前に想定しておくことが重要です。

事業者の理解と協力を得て、被害を最小限にとどめるための対策を促進するとともに、立入検査や保安検査を徹底することで、確実な被害防止に取り組みます。

行動項目				担当部
■石油コンビナート等防災アセスメント調査*の実施 石油コンビナートで起こりうる災害の形態、規模や影響などを事前に把握し、コンビナートの防災対策推進を図る。				防災対策部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
アセスメント調査結果に基づく石油コンビナート等防災計画*の修正	—	修正完了	—	
■高圧ガス製造施設等への立入検査・保安検査の徹底 高圧ガス等を取り扱う事業者に対して、保安検査、立入検査等を実施し、地震・津波対策の徹底を図る。				防災対策部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
保安検査、立入検査等の実施回数	400回以上/年	400回以上/年	400回以上/年	
■危険物等施設の安全管理者に対する講習会の実施 危険物等施設の安全管理者に対する講習会を実施し、危険物等施設の安全対策を促進する。				防災対策部 (他の取組主体) 事業者 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
講習会開催回数	20回/年	20回/年	20回/年	

2 発災後対策

大規模災害の発生時、県や市町の行政機関は災害対策本部を設置し、被害情報を収集しながら、関係機関と連携し、救出・救助・救急等の応急対策活動を展開する必要があります。

また、迅速に避難行動を実行し、さらにその後の避難生活を円滑に行うためには、地域や住民が主体となった取組を進め、その取組に対して支援を行うことが重要です。そして、これらのあらゆる場面では、災害時要援護者への十分な配慮が行われていることが必要です。

「災害対策本部の機能強化」、「災害時要援護者への支援（応急対策）」、「避難生活の支援体制の充実」など、災害発生直後の刻々と変化する状況に対して、迅速かつ的確な対応を行うため、事前に講ずべき対策を進めます。

- 10 災害対策本部の機能強化
- 11 災害時の情報収集・伝達体制の強化
- 12 緊急輸送の確保と孤立の解消
- 13 広域応援・受援体制の整備
- 14 医療救護体制の充実
- 15 市町防災力の向上に向けた支援
- 16 災害時要援護者への支援（応急対策）
- 17 男女共同参画の視点に立った災害対応・支援体制の確保
- 18 避難対策・帰宅支援対策の強化
- 19 避難生活の支援体制の充実

(10) 災害対策本部の機能強化

県災害対策本部は、本県の災害応急対策活動の中核となる組織です。関係職員が想定どおりに参集し、本部が計画どおりに機能するよう、繰り返し訓練と検証を重ねるとともに、防災情報基盤の整備、機能継続のための対策の実施、防災関係機関との連携強化等を進めることにより、本部体制の強化に取り組みます。

また、災害応急対策活動に加え、非常時においても取り組む必要がある行政の業務を実施していくための態勢を確保するため、県の業務継続計画（BCP）の策定についても取り組んでいきます。

行動項目				主担当部								
<p>■災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化【選択・集中】</p> <p>初動体制等にかかる災害対策本部活動計画の見直しを行い、災害時に迅速な対応を行うことができるよう、職員に周知するとともに、その検証を行う。</p>				防災対策部								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部活動計画の見直し</td> <td>—</td> <td>見直し完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	災害対策本部活動計画の見直し	—	見直し完了	—	
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
災害対策本部活動計画の見直し	—	見直し完了	—									
<p>■新たな防災情報プラットフォームの構築【選択・集中】</p> <p>災害対策本部の活動を支援するとともに、県民に分かりやすい情報を発信するため、新しい防災情報プラットフォームを構築する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>システムの運用開始</td> <td>—</td> <td>基本計画の策定完了</td> <td>運用</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	システムの運用開始	—	基本計画の策定完了	運用	
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
システムの運用開始	—	基本計画の策定完了	運用									
<p>■三重県業務継続計画（BCP）の策定【選択・集中】</p> <p>大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続または早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、三重県業務継続計画（BCP）を策定する。</p>				防災対策部								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画策定</td> <td>—</td> <td>策定完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	計画策定	—	策定完了	—	
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
計画策定	—	策定完了	—									
<p>■総合防災訓練（実動訓練）の実施（再掲）【選択・集中】</p> <p>東日本大震災の課題をふまえ、「訓練でできないことはいざ災害の時にも絶対にできない」という視点から、住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化しつつ、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合防災訓練の実施</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	総合防災訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年	
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
総合防災訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年									

行動項目				担当部											
<p>■ 図上訓練*の実施</p> <p>東日本大震災の課題をふまえ、市町、防災関係機関との連携を強化し、災害対策本部及び地方災害対策部の災害対応力の向上を図るため、図上訓練を実施する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 事業者 市町											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図上訓練の実施</td> <td>11回/年</td> <td>11回/年</td> <td>11回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	図上訓練の実施	11回/年	11回/年	11回/年						
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
図上訓練の実施	11回/年	11回/年	11回/年												
<p>■ 防災関係機関との連携強化</p> <p>東日本大震災の災害対策活動から得た連携強化に資するさまざまな教訓をもとに、対策を検討し防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急体制の充実を図る。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 事業者											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連携会議の開催</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	連携会議の開催	1回/年	1回/年	1回/年						
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
連携会議の開催	1回/年	1回/年	1回/年												
<p>■ 初動警察体制の強化</p> <p>大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策、検視*・身元確認等の警察活動を迅速かつ的確に実施するための体制及び装備資機材の整備により初動警察体制の強化を図る。</p>				警察本部											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常参集訓練実施回数</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>現場活動用投光機を整備した警察署数(累計)</td> <td>—</td> <td>9警察署</td> <td>18警察署</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	非常参集訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	現場活動用投光機を整備した警察署数(累計)	—	9警察署	18警察署		
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
非常参集訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年												
現場活動用投光機を整備した警察署数(累計)	—	9警察署	18警察署												
<p>■ 災害発生時における非常通信の確保</p> <p>東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況をふまえ、現在県と市町の間で定めている「非常通信ルート*」について見直しを進める。また、非常通信ルートを使用した市町等との通信訓練を実施する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常通信ルートの見直し</td> <td>—</td> <td>見直し完了</td> <td>点検の実施/年</td> </tr> <tr> <td>訓練実施回数</td> <td>1回以上/年</td> <td>2回以上/年</td> <td>2回以上/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	非常通信ルートの見直し	—	見直し完了	点検の実施/年	訓練実施回数	1回以上/年	2回以上/年	2回以上/年		
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
非常通信ルートの見直し	—	見直し完了	点検の実施/年												
訓練実施回数	1回以上/年	2回以上/年	2回以上/年												

行動項目				主担当部
<p>■災害対策本部機能継続のためのライフラインや燃料の確保</p> <p>災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水を想定した庁舎自家発電施設の燃料や水の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める。</p>				防災対策部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
燃料や水の確保	—	検討完了	燃料・水の確保	
<p>■災害対策本部活動スペースの確保の検討</p> <p>大規模地震発生時のより迅速な初動対応を実現するため、現在の災害対策本部設置手法についての検証を行うとともに、災害対策本部活動に必要となるスペースのあり方について検討を行う。</p>				防災対策部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
災害対策本部活動スペースの確保	—	検証完了	あり方検討の完了	
<p>■津波浸水を考慮した参集のあり方及び災害対策本部代替機能の検討【選択・集中】</p> <p>夜間の大津波発生を想定し、現在参集先となっている庁舎等への参集のあり方について検証するとともに、参集困難を想定した暫定的な代替参集拠点等について検討を進める。</p>				防災対策部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
参集方法と暫定的な代替参集拠点等について検討・見直し	—	検証完了	見直し完了	
<p>■海底地震観測網を活用した情報の確保【選択・集中】</p> <p>熊野灘に展開されている地震・津波観測監視システム（DONET）*等を活用し、大規模地震発生時の災害対策本部活動に資する情報確保に向けた検討を行う。</p>				防災対策部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
基本構想の策定	—	策定完了	—	

行動項目				担当部												
<p>■職員の防災対策の推進【選択・集中】</p> <p>災害時、県職員は災害対策本部の要員としての役割があることから、その前提として、職員及び職員の家族が被災することのないよう、自宅の耐震化、家具類の固定化等の取組を率先して進める。</p>				防災対策部												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震対策の状況調査の実施</td> <td>—</td> <td>調査実施 (26年度末)</td> <td>調査実施</td> </tr> <tr> <td>取組促進に向けた働きかけ</td> <td>—</td> <td>実施/年</td> <td>実施/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	耐震対策の状況調査の実施	—	調査実施 (26年度末)	調査実施	取組促進に向けた働きかけ	—	実施/年	実施/年			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
耐震対策の状況調査の実施	—	調査実施 (26年度末)	調査実施													
取組促進に向けた働きかけ	—	実施/年	実施/年													
<p>■職員の情報伝達訓練の実施</p> <p>県職員の防災意識向上及び災害時に迅速な対応が行えるよう、全職員を対象とした訓練を実施する。</p>				防災対策部												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訓練実施回数</td> <td>3回/年</td> <td>3回/年</td> <td>3回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	訓練実施回数	3回/年	3回/年	3回/年							
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
訓練実施回数	3回/年	3回/年	3回/年													
<p>■職員の防災研修の実施</p> <p>震災に関する豊富な知識と適切な判断力を身につけ、高い防災意識を有することができるよう、職員への防災研修を実施する。</p>				防災対策部												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修実施回数</td> <td>2回/年</td> <td>3回/年</td> <td>3回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	研修実施回数	2回/年	3回/年	3回/年							
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
研修実施回数	2回/年	3回/年	3回/年													
<p>■非常時に備えた通信統制訓練の実施</p> <p>大規模災害発生時は、県防災通信ネットワークの通信量の大幅な増加が予想されることから、重要度の高い情報を適切に選択して収集・発信することができるよう、通信統制操作マニュアルを作成するとともに、通信統制訓練を実施する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訓練実施回数</td> <td>—</td> <td>1回/年</td> <td>2回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	訓練実施回数	—	1回/年	2回/年							
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
訓練実施回数	—	1回/年	2回/年													

行動項目				主担当部
<p>■防災関係機関による通信機器の操作習熟度の向上</p> <p>県が各防災関係機関に配備している通信機器は、通信、TV会議、移動無線等さまざまな機能を備えていることから、これらの機能の有効活用を図るため、防災関係機関による通信機器の操作の習熟度を高める。</p>				防災対策部
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
説明会の開催回数	—	1回/年	2回/年	
<p>■防災行政無線*を操作する無線従事者の養成</p> <p>防災行政無線設備の操作または管理を行うためには、総務大臣の免許を受けた無線従事者の選任が必要となるため、無線に関する一定の知識・技能を身につけた無線従事者の育成を行う。</p>				防災対策部
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
講習会の開催回数	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年	
<p>■交番・駐在所の防災機能の強化</p> <p>地域住民の安全・安心のよりどころであり、発災時、現地における最前線基地となる重要な交番・駐在所について、防災面に配慮した施設の整備及び装備資機材の充実により機能強化を図る。</p>				警察本部
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
避難誘導資機材を配備した交番・駐在所数(累計)	50か所	200か所	—	
<p>■災害時の出納業務の対応能力の向上</p> <p>出納業務にかかる非常時対応マニュアルの職員の対応習熟度の向上を図る。</p>				出納局
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	



総合防災訓練 (がれき救出)



防災ヘリコプター救助訓練



広域防災拠点*活動訓練 (物資荷卸)



図上訓練

(11) 災害時の情報収集・伝達体制の強化

災害発生時には被災地の情報を迅速かつ確実に収集し、必要な対策に生かしていくことが重要です。

災害対策本部活動を情報面から支援する新たな防災情報プラットフォームの構築をめざすほか、映像や画像を活用した災害情報を収集するための体制整備、公共土木施設や建築物の被災状況を迅速に収集するための体制整備にも取り組んでいきます。

また、防災行政無線やメールなど多様な手段を用いて、県民の皆さんに災害情報を伝えていくための取組についても進めていきます。

行動項目				担当部												
<p>■新たな防災情報プラットフォームの構築（再掲）【選択・集中】</p> <p>災害対策本部の活動を支援するとともに、県民に分かりやすい情報を発信するため、新しい防災情報プラットフォームを構築する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>システムの運用開始</td> <td>—</td> <td>基本計画の策定完了</td> <td>運用</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	システムの運用開始	—	基本計画の策定完了	運用	防災対策部 (他の取組主体) 市町				
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
システムの運用開始	—	基本計画の策定完了	運用													
<p>■災害時における映像情報を活用した情報の共有化</p> <p>大規模災害時において、迅速かつ的確な状況判断や複数機関による情報共有を円滑に進めるため、関係機関職員による県防災通信ネットワークを利用した映像情報共有訓練を実施する。</p> <p>また、遠方からの技術者の到着を待たず、各消防本部や県広域防災拠点に配備している可搬型衛星無線装置*を被災地に投入して映像情報配信を行うことができるよう、消防本部職員等を対象とした装置操作訓練を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訓練実施回数</td> <td>—</td> <td>1回/年</td> <td>2回/年</td> </tr> <tr> <td>可搬型衛星無線装置による操作訓練実施回数</td> <td>—</td> <td>1回/年</td> <td>2回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	訓練実施回数	—	1回/年	2回/年	可搬型衛星無線装置による操作訓練実施回数	—	1回/年	2回/年	防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
訓練実施回数	—	1回/年	2回/年													
可搬型衛星無線装置による操作訓練実施回数	—	1回/年	2回/年													

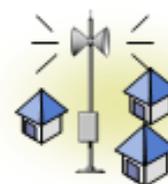
行動項目				主担当部
<p>■ヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達 迅速かつ的確な災害応急対策の実施に有効なヘリコプターテレビシステムの機能確保及びこれを活用した画像情報の収集・伝達を行う。</p>				警察本部
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
画像情報の収集・伝達訓練の実施回数	2回/年	2回/年	2回/年	
<p>■消防救急無線設備のデジタル化への移行促進 「三重県消防救急無線デジタル化広域化整備計画」に基づき、消防救急無線のデジタル方式への移行を促進する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
消防救急デジタル無線(共通波)整備工事の進捗率	0.0%	100%	—	
<p>■災害時における迅速な被災状況の把握 災害発生後の公共土木施設の被災状況を迅速に把握するため、建設企業、測量設計企業との緊急時における協定に基づく情報伝達体制の強化を進める。</p>				県土整備部 (他の取組主体) 事業者
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
災害を想定した訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年	
<p>■被災建築物応急危険度判定コーディネーター*の確保 大規模地震後、被災建築物応急危険度判定を実施する際に、応急危険度判定実施本部と応急危険度判定士との連絡調整にあたるコーディネーターについて、市町単位で必要人数を確保する。</p>				県土整備部 (他の取組主体) 市町
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
コーディネーター数の充足市町の割合	100%	100%	100%	

行動項目				主担当部
<p>■市町の防災行政無線（屋外スピーカー等）の総点検の結果をふまえた改善</p> <p>緊急地震対策行動計画に基づく総点検の結果をふまえ、津波浸水による影響が懸念される市町防災行政無線設備の適正配置や安定した電源確保に向け、市町において改善が進むよう必要な協議を進める。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
市町との協議	—	19市町/年	19市町/年	
<p>■「防災みえ.jp」メール配信サービス等への加入促進（再掲）</p> <p>「防災みえ.jp」メール配信サービスは、気象警報・注意報のほか地震・津波情報等、多数の気象情報を配信していることから、県民の迅速な避難行動を促すため、当該メール配信サービスへの加入促進を図る。また、メール配信サービス以外に、利用可能な多様な手段を活用し情報を提供する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
メール配信サービス登録者数	38,500人	50,000人	50,000人	
多様な手段による情報提供	—	提供のあり方 検討完了	情報提供	
<p>■緊急速報メール*の市町への導入促進</p> <p>大規模災害時にいち早く情報を伝える手段として、緊急速報メールの導入が県内全市町において進むよう、3キャリア（NTT Docomo、KDDI、Softbank）加入にまだ至っていない市町に対して導入促進を図る。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
緊急速報メール3キャリア加入市町数	20市町	29市町	29市町	

行動項目				主担当部								
<p>■ SNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用した情報提供のあり方検討</p> <p>東日本大震災では被災状況や安否確認等の情報のやり取りにSNSが活用されたことから、災害時における情報インフラの一つとしての活用のあり方について検討を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災に関する情報提供手段としてのSNSの活用</td> <td>—</td> <td>活用方針の策定完了</td> <td>活用</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	防災に関する情報提供手段としてのSNSの活用	—	活用方針の策定完了	活用	防災対策部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
防災に関する情報提供手段としてのSNSの活用	—	活用方針の策定完了	活用									
<p>■ 外国人観光客の防災情報入手利便性の向上</p> <p>災害時を想定した10パターン程度のコミュニケーションカード*を主要4言語（英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語）で作成し、外国人観光客を受け入れる観光事業者等に対して配布し、その活用を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニケーションカード作成・配布数</td> <td>—</td> <td>100事業者 (26年度末)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	コミュニケーションカード作成・配布数	—	100事業者 (26年度末)	—	雇用経済部 (他の取組主体) 事業者 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
コミュニケーションカード作成・配布数	—	100事業者 (26年度末)	—									



ヘリコプターテレビシステムを活用した情報収集訓練
(写真はイメージ)



(12) 緊急輸送の確保と孤立の解消

災害発生時には、迅速な救出・救助に必要な人員や物資など緊急輸送にかかる交通手段を確保する必要があります。また、長期孤立の解消にも取り組む必要があります。

緊急輸送道路の整備を進めるとともに、沿道の建築物の耐震化を促進します。また、迅速な道路啓開を展開できる態勢を確保するとともに、被災した公共土木施設に対する応急復旧態勢の強化を進めていきます。

また、陸上輸送に加え、空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの燃料確保対策、船舶による海上輸送を活用した体制の整備など、緊急輸送体制の整備を進めます。

行動項目				主担当部
■発災時における集落の孤立可能性の把握 災害時における集落の孤立可能性について把握するとともに、外部との通信確保に向けた備えとして、市町が実施する孤立化防止対策事業に対して支援を行う。				防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
孤立可能性集落の把握	1回/年	1回/年	1回/年	
■緊急輸送道路の整備（再掲）【選択・集中】 災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を推進する。				県土整備部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路(91路線)の改良率	91.2%	94.5%	94.5%	

行動項目				主担当部															
<p>■緊急輸送道路沿いの一定規模以上の建築物の耐震化の促進</p> <p>県が指定する緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化を促進する。</p>				県土整備部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発実施回数</td> <td>—</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	啓発実施回数	—	1回/年	1回/年										
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)																
啓発実施回数	—	1回/年	1回/年																
<p>■高速道路等のミッシングリンク(未開通区間)の解消(再掲)【選択・集中】</p> <p>ミッシングリンクとなっている高速道路等の未事業化区間の早期事業化など、緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担うとともに、産業・経済活動を支える高規格幹線道路の整備促進、早期供用に向けた取組を進める。</p>				県土整備部 (他の取組主体) 事業者															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高規格幹線道路の供用延長</td> <td>216.0km</td> <td>250.5km</td> <td>250.5km</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	高規格幹線道路の供用延長	216.0km	250.5km	250.5km										
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)																
高規格幹線道路の供用延長	216.0km	250.5km	250.5km																
<p>■道路啓開対策の推進(一部再掲)【選択・集中】</p> <p>迅速な道路啓開を展開するため、熊野灘沿岸の建設事務所管内で資材を備蓄する道路啓開基地の整備を行うとともに、代替路の確保が困難な箇所が津波に対して粘り強い構造となるように、道路構造を強化する。</p> <p>また、国、市町、建設企業と連携した迅速な道路啓開の態勢整備を推進する。</p>				県土整備部 (他の取組主体) 事業者															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路啓開基地の整備(累計)</td> <td>1箇所</td> <td>13箇所</td> <td>13箇所</td> </tr> <tr> <td>道路構造の強化(累計)</td> <td>4箇所</td> <td>21箇所</td> <td>21箇所</td> </tr> <tr> <td>道路啓開訓練の実施</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	道路啓開基地の整備(累計)	1箇所	13箇所	13箇所	道路構造の強化(累計)	4箇所	21箇所	21箇所	道路啓開訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年		
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)																
道路啓開基地の整備(累計)	1箇所	13箇所	13箇所																
道路構造の強化(累計)	4箇所	21箇所	21箇所																
道路啓開訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年																

行動項目				主担当部								
<p>■緊急輸送ヘリコプターの燃料確保【選択・集中】</p> <p>災害応急対策初動期の緊急輸送ヘリコプターの継続運用を可能とするため、航空燃料の備蓄貯蔵所の整備等を進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域防災拠点への航空燃料保管</td> <td>—</td> <td>整備計画の策定完了</td> <td>貯蔵庫等の建設完了</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	広域防災拠点への航空燃料保管	—	整備計画の策定完了	貯蔵庫等の建設完了	防災対策部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
広域防災拠点への航空燃料保管	—	整備計画の策定完了	貯蔵庫等の建設完了									
<p>■ヘリポート、活動拠点に関する活用可能性の検証</p> <p>地震被害想定調査の結果を用いて、ヘリポート、活動拠点（候補地）の活用可能性について検証する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヘリポート、活動拠点(候補地)を活用した各活動要領等への反映</td> <td>—</td> <td>検証着手 (26年度末)</td> <td>反映完了</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	ヘリポート、活動拠点(候補地)を活用した各活動要領等への反映	—	検証着手 (26年度末)	反映完了	防災対策部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
ヘリポート、活動拠点(候補地)を活用した各活動要領等への反映	—	検証着手 (26年度末)	反映完了									
<p>■被災した公共土木施設に対する応急復旧体制の強化</p> <p>建設企業、測量設計企業との緊急時における協定に基づき、被災した公共土木施設への迅速な応急復旧体制の強化を進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害を想定した訓練の実施</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	災害を想定した訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
災害を想定した訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年									
<p>■港湾施設の防災・減災対策の推進（再掲）</p> <p>東日本大震災において被災しても倒壊にまで至らなかった施設は、一定の減災効果を発揮したことから、さらなる津波被害等の軽減を図るため、港湾施設の老朽化対策や耐震対策を推進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対策に着手する港湾(累計)</td> <td>2港湾</td> <td>3港湾</td> <td>3港湾</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	対策に着手する港湾(累計)	2港湾	3港湾	3港湾	県土整備部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
対策に着手する港湾(累計)	2港湾	3港湾	3港湾									

行動項目				主担当部												
<p>■港湾機能継続計画*の策定</p> <p>被災後も港湾機能を継続させるため、港湾機能継続計画を策定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画を策定した港湾(累計)</td> <td>0港湾</td> <td>1港湾</td> <td>1港湾</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	計画を策定した港湾(累計)	0港湾	1港湾	1港湾	県土整備部 (他の取組主体) 事業者 市町				
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
計画を策定した港湾(累計)	0港湾	1港湾	1港湾													
<p>■漁港施設の防災・減災対策の推進 (再掲)</p> <p>離島及び交通脆弱地にある漁港について、緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁の整備を進める。また、津波による漁港及び背後集落の被害軽減を図るため、防波堤の改修等を行うなど、漁港施設の機能を強化する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震強化岸壁に着手した漁港(累計)</td> <td>1漁港</td> <td>3漁港</td> <td>3漁港</td> </tr> <tr> <td>粘り強い構造を有する施設に着手した漁港(累計)</td> <td>1漁港</td> <td>2漁港</td> <td>3漁港</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	耐震強化岸壁に着手した漁港(累計)	1漁港	3漁港	3漁港	粘り強い構造を有する施設に着手した漁港(累計)	1漁港	2漁港	3漁港	農林水産部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
耐震強化岸壁に着手した漁港(累計)	1漁港	3漁港	3漁港													
粘り強い構造を有する施設に着手した漁港(累計)	1漁港	2漁港	3漁港													

コラム  **194 か所もの孤立地区が発生 (岩手県)**

アクセス道路が1本しかない地域が多数存在し、災害により簡単に孤立してしまう可能性は元々指摘されていました。

寸断された道路の啓開に時間を要したうえ、迂回路も少なく、被災した集落や避難所に至る経路の確保が困難でした。

情報連絡手段が途絶した地区では、孤立した地区の把握が全くできませんでした。

「誰が何に困ったのかリスト*」より (岩手県「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」から作成)

コラム

誰が何に困ったのかリスト

～震災時、誰が、いつ、どんなことが発生したために、何に困ったのか～

本計画の策定にあたっては、「事実」に基づく検討を行うため、過去の震災で実際に起こった事実を収集しました。

この収集リストを、「誰が何に困ったのかリスト」と名づけ、対策の検討に生かしました。

震災時、「誰が」「いつ」「どんなことが発生したために」「何に困ったのか」等の区分で整理しています。

このリストについては、本計画をご覧になる皆さんが、今後の対策を検討していく際にも参考としていただけるよう、ホームページ「防災みえ.jp」(<http://www.bosaimie.jp>)にて公開します。

なお、本計画の中でも、リストから引用した事実を、本頁のような「コラム記事」として紹介しています。

項目	誰が	時期	何に困ったか	そして何が起きたか (起きそうになったか)	どんな対策 が考えられるか	出典
避難所	避難者	地震発生 ～1週間 程度	施設の応急危険度判定などが実施されないまま、避難者が入っていた施設があった。	最初、体育館を避難所として使用したが、3日後に落下していたボルトが見つかり、点検の結果、体育館は危険となり、教室を解放した。しかし、3階の教室の入所者から、寝ると床が傾いているという声があり、全員を1階に移した。	避難所施設の耐震化 早期の応急危険度判定の実施(そのための体制整備)	災害の検証(長岡市)
避難所	避難者	地震発生 ～1週間 程度	指定されていない施設が多数避難所となった。 在宅避難者という形態が発生した。 避難所運営にかかる想定や訓練が不十分であった。 生活環境のニーズに対応しきれなかった(仕切り、女性の着替え、おむつ替え等)。 医療、衛生、心のケアが必要になった。	避難者支援が十分に行き届かなかった。	避難所指定の見直し 避難所運営全般にかかる体制整備 避難所医療を担当するスタッフの確保	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書(岩手県)
災害対策本部の体制と活動	行政	地震発生 ～6か月 程度	各部署で災害発生時に、優先すべき業務の選定がなされていなかったため、通常業務の見直しが進まなかった。	年度末であったこともあり、どこまで通常業務をやめるかの調整が困難であった。	事業継続計画(BCP)の策定による大災害発生時に優先すべき業務の明確化	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書(岩手県)

「誰が何に困ったのかリスト」からの抜粋

(13) 広域応援・受援体制の整備

県内全域に被害が及ぶような大規模災害が発生した場合、被災市町が単独で対応できる限界を大きく超え、比較的被災の程度が小さかった県内市町や他府県、防災関係機関等からの支援が必要となることが予想されます。

災害応急対策活動における応援・受援の拠点となる広域防災拠点の整備・機能強化に取り組むほか、災害時の支援等にかかる協定の締結の促進、他府県との訓練を通じての連携強化、県内外からの災害ボランティア等の受入体制の整備など、必要な取組を進めます。

行動項目				担当部												
<p>■広域防災拠点の整備・機能強化【選択・集中】</p> <p>「三重県広域防災拠点施設等基本構想〔改訂版〕」に基づき、北勢地域における広域防災拠点の整備を進めるとともに、県内各拠点の資機材の整備、拠点を活用した訓練の実施など、機能強化を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北勢拠点の整備</td> <td>—</td> <td>造成着手</td> <td>建設完了</td> </tr> <tr> <td>各拠点の機能強化</td> <td>—</td> <td>整備数量等の 検討着手</td> <td>資機材 整備完了</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	北勢拠点の整備	—	造成着手	建設完了	各拠点の機能強化	—	整備数量等の 検討着手	資機材 整備完了	防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
北勢拠点の整備	—	造成着手	建設完了													
各拠点の機能強化	—	整備数量等の 検討着手	資機材 整備完了													
<p>■災害時の支援等に関する協定の拡充</p> <p>災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協定締結・拡充・見直し</td> <td>—</td> <td>協定締結等</td> <td>協定締結等</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	協定締結・拡充・見直し	—	協定締結等	協定締結等	防災対策部 (他の取組主体) 事業者 市町				
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
協定締結・拡充・見直し	—	協定締結等	協定締結等													
<p>■防災関係機関との連携強化 (再掲)</p> <p>東日本大震災の災害対策活動から得た連携強化に資するさまざまな教訓をもとに、対策を検討し防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急体制の充実を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連携会議の開催</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	連携会議の開催	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部 (他の取組主体) 事業者				
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
連携会議の開催	1回/年	1回/年	1回/年													

行動項目				担当部								
<p>■近隣府県との連携訓練の実施</p> <p>近隣府県からの応援・受援など連携の強化を図るため、広域で実施する訓練に参加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域連携訓練</td> <td>2回/年</td> <td>2回/年</td> <td>2回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	広域連携訓練	2回/年	2回/年	2回/年	防災対策部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
広域連携訓練	2回/年	2回/年	2回/年									
<p>■警察災害派遣隊の運用</p> <p>大規模災害発生時に派遣が見込まれる警察災害派遣隊の招集・派遣体制の整備を図るとともに、救出救助等の実戦的訓練を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>他県警察との合同訓練実施回数</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	他県警察との合同訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	警察本部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
他県警察との合同訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年									
<p>■災害時のボランティア受入体制の整備</p> <p>県内外からのボランティアを円滑に受け入れるため、県域の計画やマニュアル等を作成するとともに、関係者と十分な共有を行い、実効性のある受入体制を整備する。</p> <p>また、市町や社会福祉協議会、災害支援団体等との意見交換を通じて、地域におけるマニュアルの整備等平常時からの体制強化を促す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受入体制の整備</td> <td>—</td> <td>全市町でのマニュアル整備完了</td> <td>現地センターの迅速な立ち上げ体制の整備完了</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	受入体制の整備	—	全市町でのマニュアル整備完了	現地センターの迅速な立ち上げ体制の整備完了	健康福祉部 環境生活部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
受入体制の整備	—	全市町でのマニュアル整備完了	現地センターの迅速な立ち上げ体制の整備完了									
<p>■災害時のボランティア活動に関する連携強化</p> <p>災害時にみえ災害ボランティア支援センターを迅速に立ち上げ、支援活動を行うため、構成する幹事団体のほか、実践的な研修や訓練等の実施により、市町社会福祉協議会や災害支援団体、NPO等による「顔の見える関係づくり」を進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時支援活動団体名簿登載数</td> <td>—</td> <td>60団体</td> <td>120団体</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	災害時支援活動団体名簿登載数	—	60団体	120団体	防災対策部 健康福祉部 環境生活部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
災害時支援活動団体名簿登載数	—	60団体	120団体									

行動項目				担当部
<p>■市町広域火葬実施体制整備の促進</p> <p>市町における公衆衛生の確保、遺族等の精神的安寧を図るため、広域火葬計画の策定など、広域火葬の実施体制を整備する。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
三重県広域火葬計画の策定	—	策定完了	—	



伊賀広域防災拠点



災害時応援協定（締結式）



関係機関との連絡会議

(14) 医療救護体制の充実

東日本大震災では、医療機関の被災や医療スタッフの不足等により、被災地における医療体制の確保が課題となりました。

災害時における医療を迅速かつ的確に実施するため、災害拠点病院等の耐震化、非常用電源の確保、医薬品の備蓄や供給体制の整備等に引き続き取り組んでいきます。

また、災害時に円滑な情報収集ができるよう、救急告示医療機関*のEMIS*（広域災害・救急医療情報システム）への参画促進や、地域における災害医療ネットワークづくりなど体制整備も進めます。

さらに、県外からのDMAT*等の支援を適切に配置するための体制、SCU*の機能確保、避難所での衛生管理体制の確保等の取組も進めていきます。

行動項目				担当部
■災害拠点病院等の耐震化の推進（再掲）【選択・集中】 災害拠点病院、災害医療支援病院、二次救急医療機関等における耐震化を進める。				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
耐震化率	68.6%	82.9%	91.4%	
■災害拠点病院等での非常用発電機能の確保 災害拠点病院等が機能停止とならないよう、非常用発電装置の電源確保等の整備を進める。				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
通常時の6割以上の発電容量確保の災害拠点病院数	7病院	10病院	13病院	

行動項目				主担当部
<p>■災害拠点病院等での医薬品の備蓄、供給体制の検討</p> <p>医薬品の備蓄量・使用期限に関する情報把握など医薬品備蓄の管理と更新を行うとともに、供給体制についての検討を進める。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
医薬品供給協定締結済災害拠点病院数	1病院	8病院	13病院	
<p>■災害拠点病院の訓練実施・参加促進</p> <p>災害拠点病院が年に1回以上、訓練を実施または参加するよう促す。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
災害拠点病院の訓練参加率	83.3%	100%	100%	
<p>■災害拠点病院の被災を予測した補完機能の確保【選択・集中】</p> <p>災害拠点病院が機能不全に陥った場合に備えて指定した災害医療支援病院が災害拠点病院と連携して訓練に参加する。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
災害医療支援病院の訓練参加率	—	75.0%	100%	
<p>■救急告示医療機関のEMIS参加促進</p> <p>災害時に円滑な情報収集ができるよう、EMISに参加する救急告示医療機関を増やす。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
EMIS参加率	53.1%	82.0%	100%	
<p>■EMISを用いた災害医療情報の国、県、関係団体間の共有</p> <p>発災時に、大量の発生が予想される重傷者、被災地域内の入院患者、医療施設の被災状況等、災害医療情報を、国、県、市町、関係団体で共有するため、EMISを用いた情報共有の体制強化を進める。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
EMIS入力訓練参加機関数	31機関	50機関	61機関	

行動項目				主担当部
<p>■災害時の医療を迅速かつ円滑に提供できる体制の整備【選択・集中】</p> <p>DMA Tや医療救護班の派遣や受入、調整機能の確保などに必要な体制を確認するため、災害医療コーディネーター*とともに県災害対策本部医療本部の訓練を実施する。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
訓練実施回数	0回/年	1回/年	1回/年	
<p>■地域における災害時の医療に関するコーディネート機能の確保【選択・集中】</p> <p>発災時に災害拠点病院等が災害医療に対処できるとともに、災害医療コーディネーターによる災害医療のコーディネート機能が十分に発揮されるための体制を整備する。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
地域災害医療対策会議開催数	—	地域ごとに 1回/年	地域ごとに 1回/年	
<p>■地域における災害医療ネットワークの構築【選択・集中】</p> <p>地域において、訓練や研修の実施等を通じて災害拠点病院、災害医療支援病院、二次救急医療機関、医師会等の連携を促進するなど、災害医療ネットワークづくりを進める。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
訓練、研修等実施地域数	3地域	9地域	9地域	
<p>■SCUの機能の確保【選択・集中】</p> <p>津波被害を想定し、SCU設置場所の代替地の検討を行うなど、SCUの機能確保に向けた取組を進める。また、SCU設置訓練や関係機関との連携訓練を行う。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
SCU設置訓練等実施回数	0回/年	2回/年	2回/年	

行動項目				主担当部
<p>■避難所や救護所*における医療ニーズの収集方法の検討（体制、ルール作り）【選択・集中】</p> <p>避難所や救護所において医療行為が必要な避難者を把握する方法や、医師、看護師、保健師等による避難者の検診体制の充実など、事前の体制検討やルールづくりを行う。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	地域災害医療対策会議開催数	—	地域ごとに 1回/年	地域ごとに 1回/年
<p>■避難所での衛生管理体制の確保</p> <p>避難所における歯科医療救護等に対応するため、地区歯科医師会と市町との協定締結を促進する。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 市町
	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	地区歯科医師会と協定を締結している市町数	1市町	10市町	15市町
<p>■遺体を取り扱う体制の整備</p> <p>遺体の検視・検案*、身元確認、引渡しが迅速かつ的確に実施できるよう、災害発生時の遺体取扱体制の整備を進める。</p>				警察本部
	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	検視・検案、身元確認研修会の開催	1回/年	6回/年	6回/年



広域医療搬送訓練（SCU本部）

(15) 市町防災力の向上に向けた支援

災害発生時に迅速な応急活動を展開するためには、県民の皆さんに一番近いところで「公助」を担う市町において、十分な災害対応力が発揮されることが求められます。

地域減災対策推進事業による支援、市町職員の能力向上に向けた取組、市町の災害対策本部の機能強化に向けた訓練への支援、消防力の確保・強化など、市町の防災力を高めていくための取組を進めます。

行動項目				担当部								
<p>■市町が主体的に取り組む防災・減災対策への支援の実施</p> <p>地域減災対策推進事業を通じて、市町が実施する強震動対策、津波避難対策、災害時要援護者避難対策、孤立化防止対策等、市町の防災・減災に向けた取組を促進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組支援市町数</td> <td>29市町/年</td> <td>29市町/年</td> <td>29市町/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	取組支援市町数	29市町/年	29市町/年	29市町/年	防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
取組支援市町数	29市町/年	29市町/年	29市町/年									
<p>■「みえ防災・減災センター（仮称）」による防災人材等リソースの活用（再掲）【選択・集中】</p> <p>三重県と三重大学が中心となって、「みえ防災・減災センター（仮称）」を創設し、市町や企業、県内他大学との連携・参画を進めながら、それらを結びつける「防災ハブ機能」を持たせるとともに、他県や国の研究機関等とも連携し、県内外のリソースを集結して「シンクタンク機能」も持たせながら、防災人材の育成と活用、調査研究、情報の収集と発信、地域・企業支援等に取り組む。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新たに育成した人材が地域等を支援した回数</td> <td>—</td> <td>3回/年・人</td> <td>3回/年・人</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	新たに育成した人材が地域等を支援した回数	—	3回/年・人	3回/年・人	防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
新たに育成した人材が地域等を支援した回数	—	3回/年・人	3回/年・人									

行動項目				担当部										
<p>■市町、地域、企業等における防災人材の活動支援 (再掲)【選択・集中】</p> <p>地域の防災・減災取組に関するニーズと防災人材を結びつける場を設けるとともに、OJTにより育成した防災人材のフォローアップ、スキルアップを支援し、地域での活躍に結びつける。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修会開催回数</td> <td>3回/年</td> <td>3回/年</td> <td>3回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	研修会開催回数	3回/年	3回/年	3回/年					
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)											
研修会開催回数	3回/年	3回/年	3回/年											
<p>■図上訓練等を通じた市町との連携体制の確立</p> <p>市町の図上訓練を通じて、市町職員への研修、県との連携の確認を行い、災害対応力の向上を図る。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組支援市町数</td> <td>14市町/年</td> <td>20市町/年</td> <td>20市町/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	取組支援市町数	14市町/年	20市町/年	20市町/年					
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)											
取組支援市町数	14市町/年	20市町/年	20市町/年											
<p>■常備消防の充実強化</p> <p>消防設備や施設の整備、救急搬送体制の整備など、常備消防の充実強化を促進する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>働きかけを行った消防本部数</td> <td>15消防本部/年</td> <td>15消防本部/年</td> <td>15消防本部/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	働きかけを行った消防本部数	15消防本部/年	15消防本部/年	15消防本部/年					
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)											
働きかけを行った消防本部数	15消防本部/年	15消防本部/年	15消防本部/年											
<p>■消防職員、消防団員の教育訓練の充実 (再掲)</p> <p>災害時要援護者への支援など災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防職員、消防団員に対する教育訓練を実施する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育訓練に参加する職員・団員が所属する市町数等</td> <td>29市町</td> <td>29市町</td> <td>29市町</td> </tr> <tr> <td>15消防本部</td> <td>15消防本部</td> <td>15消防本部</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	教育訓練に参加する職員・団員が所属する市町数等	29市町	29市町	29市町	15消防本部	15消防本部	15消防本部		
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)											
教育訓練に参加する職員・団員が所属する市町数等	29市町	29市町	29市町											
	15消防本部	15消防本部	15消防本部											

行動項目				担当部								
<p>■消防団の活動促進</p> <p>団員数の減少、被雇用者団員の増加等の問題に対応し、消防団の充実強化（活性化）を促進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防団の活性化に取り組む市町数</td> <td>29市町</td> <td>29市町</td> <td>29市町</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	消防団の活性化に取り組む市町数	29市町	29市町	29市町	防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
消防団の活性化に取り組む市町数	29市町	29市町	29市町									
<p>■防災担当職員の防災情報システム操作能力向上</p> <p>県が市町等に配備している防災情報システムの端末は、多くの情報収集機能を有していることから、これらの機能の有効活用を図るため、操作説明会の開催など市町担当者、県災害対策本部地方部職員等によるシステムの操作習熟度を高める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>説明会の開催回数</td> <td>1回/年</td> <td>2回/年</td> <td>2回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	説明会の開催回数	1回/年	2回/年	2回/年	防災対策部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
説明会の開催回数	1回/年	2回/年	2回/年									
<p>■防災行政無線を操作する無線従事者の養成（再掲）</p> <p>防災行政無線設備の操作または管理を行うためには、総務大臣の免許を受けた無線従事者の選任が必要となるため、無線に関する一定の知識・技能を身につけた無線従事者の育成を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講習会の開催回数</td> <td>1回以上/年</td> <td>1回以上/年</td> <td>1回以上/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	講習会の開催回数	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年	防災対策部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
講習会の開催回数	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年									



図上訓練（東員町）



消防学校での教育訓練



インタビュー

尾中 弘明氏 (熊野市防災対策推進課 課長)

(三重県防災会議専門部会 防災・減災対策検討会議 委員)

私ども市町の役割は、一言で言えば、住民全てが生き抜くための防災・減災対策を実行することです。住民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすことができれば、被害は確実に減ります。

国による南海トラフ地震の被害想定が次々に公表され、住民の防災に関する気運は一気に高まりました。今後、10年20年という長い期間、これを持続させる取組が重要です。現在の熊野市の状況として、昭和19年の昭和東南海地震で甚大な被害を受けた地域では、過去の教訓を受けとめ、大地震は必ず来るという意識のもと訓練を積み重ねています。一方で、さほど被害を受けなかった地域において、今後、住民の意識の高まりをどう保っていくのか、が大きな課題と考えています。一度高まった意識を低下させない。私ども市町の責任として行っていかなければなりません。



県と市町の関係についてですが、連携ができていないと、いざ災害が発生した時に、さまざまなことが放りつけ合いとなる可能性があります。普段からの関係づくりが重要です。ただ、県庁と市町では、物理的な距離もあることです。まずは、県の地域防災総合事務所・地域活性化局と市町が日頃から良い関係を作っておくことが大事です。

県、市町それぞれに得意分野があります。県には専門知識があります。また、市町に比べて財政力もあります。市町には、地域事情に詳しいという強みがあります。例えば、避難所運営訓練の際には、講師は専門知識を有する県が担当し、地域との調整・準備等は市町が受け持つなど、今後もきちんと役割分担を行うことができれば、良い関係づくりにつながると思います。

さらに、県と市町の連携以前の問題として、県、そして市町も、それぞれの組織内で各部署の連携ができていることが必要です。行政の縦割りの問題はどこでもあるかと思いますが、そのことで災害時に一番困るのは住民です。そのような事態とならないよう、日頃から行政内部での連携も強化すべきです。

私は、三重県市長会を代表して、三重県防災会議専門部会「防災・減災対策検討会議」の委員を務めています。その立場で述べますと、これからも市町は住民の命を守るための取組を行っていきます。すべての市町は、その覚悟を持っています。県にも、住民目線、市町目線に立った対策をしっかりと進めていただきたいと思います。県と市町が連携することにより、災害に強い三重県にしていきましょう。

(平成26年1月インタビュー)



インタビュー

西村 鎮雄氏 (大紀町防災安全課 課長)

(三重県防災会議専門部会 防災・減災対策検討会議 委員)

私たち市町は、大地震・大津波等の災害から地域住民の命と財産を守る役割を担っています。南海トラフを震源域とする地震の発生確率は年々高くなっており、いつ起こってもおかしくない状況の中、万全の態勢を整えるべく防災・減災対策に取り組んでいく必要があります。



大紀町では、昭和19年12月7日に発生した東南海地震の大津波により、多くの尊い人命と財産を失うという大変つらい経験をしました。その惨禍を教訓として毎年12月7日を「大紀町防災の日」と定め、避難訓練など防災事業を実施しています。

さらに、津波緊急避難塔「錦タワー」などの津波避難所の整備をはじめ、防災教育等の啓発活動も強力に推進していますので、住民の防災意識は高い状態にあるものと認識しています。さらに、東日本大震災で想定外とも言える巨大津波を目の当たりにしたことで、この意識は一層高くなったと感じています。一例として、避難訓練に意欲的にご参加いただく方が増加してきました。この意識の高まりを持続させることが重要です。そして、次世代へ継承していくためにも、防災意識や防災行動を日々の生活と一体化する「防災の日常化」を図っていくことが大切だと考えています。

次に、防災の取組を進めていく上での連携という点では、現在、「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」において、広域避難や物資支援体制など、さまざまな協議が進められています。また、市町にとっては、財政面での支援も、市町が実施する防災・減災対策を強化し、市町が抱える課題解決につながるものだと考えています。

「新地震・津波対策行動計画」は、これまでの対策を検証し、それをふまえた上で、今後の方向性が打ち出されていると思います。県や市町に加えて、防災関係機関、そして住民が力を結集し、今、やるべきこと、やらなければならないことにしっかりと取り組むことが、災害に強いまちづくりにつながっていくものと考えます。

(平成26年1月インタビュー)

(16) 災害時要援護者への支援 (応急対策)

東日本大震災では、災害時要援護者への支援について、情報提供、避難、避難生活等さまざまな点で対応が不十分な場面がありました。震災関連死に至ったケースもあり、発災後の災害時要援護者への支援については、万全の体制を構築し、取り組む必要があります。

福祉避難所*の指定や介護保険施設間での相互避難に関する協定の締結、要援護者の避難誘導、避難生活における特別な配慮など必要な対策を進めるほか、要援護者を支援するための相談体制や情報提供体制の整備にも取り組めます。

行動項目				担当部								
<p>■津波避難に関する三重県モデルの促進 (再掲)【選択・集中】</p> <p>住民一人ひとりが作成する「Myまっぷラン」等を活用し、地域全体での津波避難計画づくりへの支援を行うことにより、地域における津波避難体制の整備を進める。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 市町								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「Myまっぷラン」等取組市町数</td> <td>4市町</td> <td>19市町</td> <td>19市町</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	「Myまっぷラン」等取組市町数	4市町	19市町	19市町			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
「Myまっぷラン」等取組市町数	4市町	19市町	19市町									
<p>■三重県避難所運営マニュアル策定指針*の活用促進【選択・集中】</p> <p>東日本大震災の教訓をふまえ、さまざまな避難者に対応するため、平成24年度に改定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の活用促進を図る。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組市町数</td> <td>—</td> <td>15市町</td> <td>29市町</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	取組市町数	—	15市町	29市町			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
取組市町数	—	15市町	29市町									
<p>■福祉避難所の指定等の促進【選択・集中】</p> <p>市町における福祉避難所の指定、社会福祉施設等との協定締結、福祉避難所の代替となる災害時要援護者の避難場所の確保を促進する。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 市町								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉避難所または代替避難場所確保市町数</td> <td>20市町</td> <td>25市町</td> <td>29市町</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	福祉避難所または代替避難場所確保市町数	20市町	25市町	29市町			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
福祉避難所または代替避難場所確保市町数	20市町	25市町	29市町									

行動項目				主担当部
<p>■介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設）の相互支援協定の締結促進【選択・集中】</p> <p>災害時において、施設間で入所者の避難等の相互支援が円滑に行われるよう相互支援協定の締結を促進する。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
働きかけを行った施設の割合	—	100%	100%	
<p>■災害時要援護者の個別支援計画作成の促進（再掲）【選択・集中】</p> <p>市町の災害時要援護者個別支援計画が早期に完成するよう、支援を行う。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
作成済市町数	8市町	14市町	29市町	
<p>■「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進【選択・集中】</p> <p>避難所を管理・運営する立場にある行政担当者や自治会及び学校関係者等と、避難所の運営に関わる避難住民などが、ピクトグラム（絵文字）や多言語表示シート等を用い、外国人被災者に避難所生活に必要な基本となる情報（場所やルール等）を伝えるために作成した避難所情報伝達キットの市町への普及を防災訓練や研修を通じて行う。</p>				環境生活部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
「避難所情報伝達キット」を活用した防災訓練実施回数	2回/年	2回/年	2回/年	
<p>■「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施【選択・集中】</p> <p>さまざまな主体の連携・協力による「みえ災害時多言語支援センター」を通じて、多言語による情報提供、外国人住民からの問い合わせへの対応等を行う。</p>				環境生活部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
多言語情報提供を想定した図上訓練の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	

行動項目				主担当部								
<p>■三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進</p> <p>災害時における健康支援活動は、迅速・安全・的確に行うこと、また災害が長期化した場合は、生活環境の変化等による公衆衛生的な側面から継続した支援活動が必要となることから、東日本大震災の教訓もふまえ、平成25年3月に改訂した「三重県災害時保健師活動マニュアル」を活用した研修会または訓練を実施する。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 市町								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マニュアルを活用した研修または訓練への参加市町数</td> <td>—</td> <td>15市町</td> <td>29市町</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	マニュアルを活用した研修または訓練への参加市町数	—	15市町	29市町			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
マニュアルを活用した研修または訓練への参加市町数	—	15市町	29市町									
<p>■災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進</p> <p>被災者への保健活動は、こころのケアの視点を持って行うことや、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の精神疾患の予防のため、継続した支援活動が必要になることから、平成25年8月に策定した「災害時こころのケア活動マニュアル」の活用を図る。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 市町								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こころのケア活動研修会への参加市町数</td> <td>9市町</td> <td>19市町</td> <td>29市町</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	こころのケア活動研修会への参加市町数	9市町	19市町	29市町			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
こころのケア活動研修会への参加市町数	9市町	19市町	29市町									
<p>■男女共同参画の視点を持った相談対応への支援</p> <p>災害時に市町等において男女共同参画の視点を持った相談対応を行えるよう、三重県男女共同参画センターが専門的知見を生かし、相談対応に関するマニュアルを作成するとともに、平時からの普及を図る。</p>				環境生活部								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談対応マニュアルの作成</td> <td>—</td> <td>作成完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	相談対応マニュアルの作成	—	作成完了	—			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
相談対応マニュアルの作成	—	作成完了	—									



(17) 男女共同参画の視点に立った災害対応・支援体制の確保

東日本大震災では、避難所運営など災害現場での意思決定に女性がほとんど参画しておらず、女性の視点がないために、女性用の物資が不足するなど、避難生活に困難を抱える場面がありました。

男女のニーズの違いをふまえた災害対応を行うことができるよう、女性防災人材の育成など、防災現場における男女共同参画を進めます。

行動項目				担当部												
<p>■女性防災人材の育成（再掲）【選択・集中】</p> <p>主に女性が中心となって活躍している専門職の職員や地域で先導的立場にある女性を対象として、それぞれの職場や避難所運営の防災現場など、さまざまな場面において、女性の視点で主体的に活動し、リーダーシップを発揮できる人材を育成するとともに、育成した人材のネットワークを構築し、相互の連携と継続的な活動を支援する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育成人数(累計)</td> <td>53人</td> <td>230人</td> <td>350人</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	育成人数(累計)	53人	230人	350人	防災対策部				
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
育成人数(累計)	53人	230人	350人													
<p>■防災現場における男女共同参画の推進（再掲）</p> <p>避難所運営等の現場において、男女共同参画の視点をふまえたニーズ把握や意思決定が行われるよう、防災現場における方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、防災と男女共同参画の視点を持って地域で活躍できる人材を育成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県が育成する防災人材に占める女性の割合</td> <td>26.2%</td> <td>35.0%</td> <td>40.0%</td> </tr> <tr> <td>女性消防団員数</td> <td>375人</td> <td>420人</td> <td>430人</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	県が育成する防災人材に占める女性の割合	26.2%	35.0%	40.0%	女性消防団員数	375人	420人	430人	防災対策部 環境生活部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
県が育成する防災人材に占める女性の割合	26.2%	35.0%	40.0%													
女性消防団員数	375人	420人	430人													

行動項目				主担当部							
<p>■三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進 (再掲)【選択・集中】</p> <p>東日本大震災の教訓をふまえ、さまざまな避難者に対応するため、平成24年度に改定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の活用促進を図る。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組市町数</td> <td>—</td> <td>15市町</td> <td>29市町</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	取組市町数	—	15市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
取組市町数	—	15市町	29市町								
<p>■男女共同参画の視点を持った相談対応への支援 (再掲)</p> <p>災害時に市町等において男女共同参画の視点を持った相談対応を行えるよう、三重県男女共同参画センターが専門的知見を生かし、相談対応に関するマニュアルを作成するとともに、平時からの普及を図る。</p>				環境生活部							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談対応マニュアルの作成</td> <td>—</td> <td>作成完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	相談対応マニュアルの作成	—	作成完了
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
相談対応マニュアルの作成	—	作成完了	—								
<p>■防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、防災関連計画等への男女共同参画の視点の反映を進める。</p>				防災対策部 環境生活部							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性の視点を盛り込んで方針や対策を検討すべき会議等のうち女性委員が参画している会議の割合</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	女性の視点を盛り込んで方針や対策を検討すべき会議等のうち女性委員が参画している会議の割合	—	100%
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
女性の視点を盛り込んで方針や対策を検討すべき会議等のうち女性委員が参画している会議の割合	—	100%	100%								

コラム

女性視点に立った避難所での洗濯支援（宮城県）

避難所には洗濯機や物干し場がありませんでした。

洗濯をしても物干し場がないので、衣服が生乾きでも我慢して着ていたり、汚れた衣服や下着を着続ける方もいました。

洗濯代行サービスを思い立ち、困りごとなどの相談を受けて信頼関係を築く一方で、洗濯物を預けやすくする工夫をしました。

受け渡しは「せんたくネット*」のメンバー8人に固定し、実際の洗濯は287人のボランティアがそれぞれの家庭で行うようにすることで、誰の洗濯物なのかが分からなくなる方式にし、女性が洗濯物を預けることへの拒否感をなくしました。

「誰が何に困ったのかリスト」より

（仙台市「東日本大震災1年の記録 ともに、前へ 仙台」から作成）



女性を対象とした みえ防災コーディネーター*育成講座





インタビュー

宗片 恵美子氏 (特定非営利活動法人イコールネット仙台 代表理事)

(三重県避難所運営マニュアル策定指針策定委員会 委員)

私たちの団体は、男女共同参画をテーマに幅広い活動に取り組んでいます。仮設住宅に足を運んで、被災者の方々と接するたびに、住まい、健康、仕事など、個人単位の単位では格差が広がるなど、問題がさらに深刻化しているような印象を持っています。

東日本大震災では、避難所生活が長期化する中、私たちは避難所を回り、女性たちから聞き取りをし、支援活動を行いました。

避難所を運営したのは、ほとんどの場合、男性でした。一生懸命、被災者のために力を尽くしていただきましたが、どうしても女性の声が届かないという現実もありました。

非常時であるため、女性たちも、なかなか自分たちの要望を声に出すことはありませんでしたが、それでも長期にわたる避難所生活は、更衣室や授乳室等プライベート空間が十分ではない等、多くの負担とストレスを与えました。

被災した女性を対象に実施したアンケート調査では、「女性のリーダーがいて欲しかった。」との回答が、数多く寄せられました。

一方で、女性たちは、決して困難の中にとどまっていたわけではありません。自分自身も被災者でありながら、震災発生時または発生後の被災者支援として、飲料水や食料の助け合い、隣近所の安否確認、避難所の支援など、7割近い女性が支援する側として行動したと回答しています。女性たちは、さまざまな困難を抱えていたことは事実ですが、そうした状況の中であっても何とか乗り切ったのです。

しかし、そうしたことを、個人的な問題として片付けられては困るのです。震災を通じて顕在化した社会的な問題なのです。

東日本大震災が発生した時間帯、地域にはほとんど男性がいませんでした。地域においてリーダーとなる女性の存在が必要です。また、復興を検討する場面においても、女性が発言する場が少ないのが実際です。

女性たちが責任を持って発言し行動していくため、私たちの団体では現在、女性を対象とした人材育成に力を入れて取り組んでいるところです。

「津波防災シンポジウム」基調講演より (平成 25 年 11 月 4 日 阿児アリーナ)



(18) 避難対策・帰宅支援対策の強化

地震の揺れや津波による人的被害の軽減を図るためには、ハード面での施設整備だけに頼るのではなく、確実な避難などソフト面での対策についても強化・推進していくことが必要です。

特に、津波からの避難については、Myまっぷランを活用した「津波避難に関する三重県モデル」の取組が、市町や地域において広く展開されるよう支援を行っていきます。また、広範囲の浸水が予測される海拔ゼロメートル地帯については、広域的な避難方法、避難者の受入態勢の整備等の検討を進めていきます。

なお、発災直後は、地理に不案内な観光客の避難行動に多くの困難が伴うとともに、多数の帰宅困難者の発生も想定されます。観光客の安全対策の促進、帰宅支援の取組等についても進めていきます。

行動項目				担当部
■津波避難に関する三重県モデルの促進（再掲）【選択・集中】 住民一人ひとりが作成する「Myまっぷラン」等を活用し、地域全体での津波避難計画づくりへの支援を行うことにより、地域における津波避難体制の整備を進める。				防災対策部 (他の取組主体) 県民 市町
	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	「Myまっぷラン」等取組市町数	4市町	19市町	19市町
■災害時要援護者の個別支援計画作成の促進（再掲）【選択・集中】 市町の災害時要援護者個別支援計画が早期に完成するよう、支援を行う。				防災対策部 (他の取組主体) 市町
	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	作成済市町数	8市町	14市町	29市町

行動項目				主担当部								
<p>■市町の避難整備計画作成の促進</p> <p>市町において必要な避難路、避難施設等の整備計画作成に向けた働きかけを行う。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>働きかけを行った市町数</td> <td>29市町/年</td> <td>29市町/年</td> <td>29市町/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	働きかけを行った市町数	29市町/年	29市町/年	29市町/年			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
働きかけを行った市町数	29市町/年	29市町/年	29市町/年									
<p>■避難所や避難場所・津波避難ビル等の整備支援</p> <p>市町における避難所、避難場所、津波避難ビル、資機材等の把握を行い、整備に向けた支援を行う。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組支援市町数</td> <td>26市町/年</td> <td>29市町/年</td> <td>29市町/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	取組支援市町数	26市町/年	29市町/年	29市町/年			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
取組支援市町数	26市町/年	29市町/年	29市町/年									
<p>■避難者視点から見た災害リスクの見える化</p> <p>避難者視点から見た災害リスクの見える化を図るため、災害リスク情報に関する「標識」について、地域が主体的に検討を行い設置が進むよう、必要な働きかけなど支援を行う。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 市町								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標識を設置した地区数(累計)</td> <td>—</td> <td>1地区</td> <td>2地区</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	標識を設置した地区数(累計)	—	1地区	2地区			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
標識を設置した地区数(累計)	—	1地区	2地区									
<p>■避難誘導等における危機回避</p> <p>危機回避のため、避難誘導や防災対応にあたる警察官への津波到達予想時刻等の情報伝達及び情報伝達に基づく現場活動の練度向上を図る。</p>				警察本部								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図上訓練実施回数</td> <td>2回/年</td> <td>2回/年</td> <td>2回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	図上訓練実施回数	2回/年	2回/年	2回/年			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
図上訓練実施回数	2回/年	2回/年	2回/年									

行動項目				主担当部							
<p>■津波避難ビル等にかかるガイドラインに基づく安全性の点検促進（再掲）</p> <p>庁舎、学校、病院、避難所、避難場所等の施設にかかる、津波からの安全性について、ガイドラインに基づく点検を促進する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>働きかけを行った市町数</td> <td>—</td> <td>19市町/年</td> <td>19市町/年</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	働きかけを行った市町数	—	19市町/年
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
働きかけを行った市町数	—	19市町/年	19市町/年								
<p>■海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討【選択・集中】</p> <p>県北部に広がる海拔ゼロメートル地帯では、津波発生時、市町境を越えての広域避難が必要となる可能性が高いことから、広域避難体制のあり方や手続きなどの検討を進める。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域避難に関する具体的な活動内容を記した活動要領の作成</td> <td>—</td> <td>作成完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	広域避難に関する具体的な活動内容を記した活動要領の作成	—	作成完了
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
広域避難に関する具体的な活動内容を記した活動要領の作成	—	作成完了	—								
<p>■大規模移送にかかるバス事業者との協定の締結【選択・集中】</p> <p>観光客等帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等と協定を締結するなど、災害時における輸送手段の確保を図る。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 事業者							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バス事業者等との協定の締結</td> <td>—</td> <td>締結完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	バス事業者等との協定の締結	—	締結完了
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
バス事業者等との協定の締結	—	締結完了	—								
<p>■主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり（再掲）【選択・集中】</p> <p>観光事業者や観光関係団体、市町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、津波からの避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための課題検討を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する。</p>				防災対策部 雇用経済部 (他の取組主体) 事業者 市町							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検討テーマ数(累計)</td> <td>—</td> <td>3テーマ</td> <td>6テーマ</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	検討テーマ数(累計)	—	3テーマ
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
検討テーマ数(累計)	—	3テーマ	6テーマ								

行動項目				担当部							
<p>■観光客への対応を想定した訓練の実施【選択・集中】</p> <p>地理に不案内な観光客が災害発生時の避難行動に迷いや遅れが生じないように、市町、観光事業者、観光関係団体等とともに、観光客への対応を想定した訓練の実施に取り組む。</p>				防災対策部 雇用経済部 (他の取組主体) 事業者 市町							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訓練実施回数</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年		
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年								
<p>■外国人観光客の防災情報入手利便性の向上 (再掲)</p> <p>災害時を想定した10パターン程度のコミュニケーションカードを主要4言語(英語、中国語(繁体字・簡体字)、韓国語)で作成し、外国人観光客を受け入れる観光事業者等に対して配布し、その活用を図る。</p>				雇用経済部 (他の取組主体) 事業者 市町							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニケーションカード作成・配布数</td> <td>—</td> <td>100事業者 (26年度末)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	コミュニケーションカード作成・配布数	—	100事業者 (26年度末)	—		
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
コミュニケーションカード作成・配布数	—	100事業者 (26年度末)	—								
<p>■災害時帰宅支援ステーション*の協定締結の推進【選択・集中】</p> <p>沿道に拠点を有する事業者との協定締結等により災害時帰宅支援ステーションの充実を図るなど、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 事業者							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協定の締結</td> <td>協定締結</td> <td>協定の 適正管理</td> <td>協定の 適正管理</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	協定の締結	協定締結	協定の 適正管理	協定の 適正管理		
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
協定の締結	協定締結	協定の 適正管理	協定の 適正管理								
<p>■災害時帰宅支援ステーションの周知</p> <p>大規模地震が発生した場合、公共交通機関は不通となる可能性が高く、多くの方が徒歩で帰宅すると考えられることから、災害時帰宅支援ステーションについて、協定事業者を通じての周知などを行う。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 事業者							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ステッカー等の配布</td> <td>毎年、継続的に実施</td> <td>毎年、継続的に実施</td> <td>毎年、継続的に実施</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	ステッカー等の配布	毎年、継続的に実施	毎年、継続的に実施	毎年、継続的に実施		
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
ステッカー等の配布	毎年、継続的に実施	毎年、継続的に実施	毎年、継続的に実施								



津波避難タワー（御浜町）



第2錦タワー（大紀町）



津波避難ビル（防災拠点施設）（紀宝町）



災害時帰宅支援ステーション・ステッカー

(19) 避難生活の支援体制の充実

東日本大震災では、多数の被災者が長期にわたる避難所生活を余儀なくされる状況の中、災害発生直後から災害時要援護者への対応が課題となったほか、避難生活が長期化するにつれて、心身の機能の低下、さらには施設管理者主体の運営から避難住民主体の避難所運営への切替がスムーズに進まなかったこと等も課題となりました。

避難生活において避難所運営が円滑に進むよう、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の活用促進を通じて、事前の体制づくりを進めます。

また、避難所等における障がい者の相談体制の確保、栄養や食生活への支援、多言語による情報提供、衛生管理体制の確保に向けた取組のほか、応急仮設住宅を確保するための取組についても進めていきます。

行動項目				担当部								
<p>■三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進 (再掲)【選択・集中】</p> <p>東日本大震災の教訓をふまえ、さまざまな避難者に対応するため、平成24年度に改定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の活用促進を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組市町数</td> <td>—</td> <td>15市町</td> <td>29市町</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	取組市町数	—	15市町	29市町	防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
取組市町数	—	15市町	29市町									
<p>■福祉避難所の指定等の促進 (再掲)【選択・集中】</p> <p>市町における福祉避難所の指定、社会福祉施設等との協定締結、福祉避難所の代替となる災害時要援護者の避難場所の確保を促進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉避難所または代替避難場所確保市町数</td> <td>20市町</td> <td>25市町</td> <td>29市町</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	福祉避難所または代替避難場所確保市町数	20市町	25市町	29市町	健康福祉部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
福祉避難所または代替避難場所確保市町数	20市町	25市町	29市町									

行動項目				主担当部
<p>■介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設）の相互支援協定の締結促進（再掲）【選択・集中】</p> <p>災害時において、施設間で入所者の避難等の相互支援が円滑に行われるよう相互支援協定の締結を促進する。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
働きかけを行った施設の割合	—	100%	100%	
<p>■三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進</p> <p>東日本大震災の教訓をふまえ、災害時の保健活動における栄養・食生活支援活動を迅速かつ効果的に展開するため、平成24年度に初版を策定した「三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」の活用促進を図る。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
ガイドライン活用を促す研修等を行った市町数	19市町	29市町	29市町	
<p>■給食施設災害時体制づくりの推進</p> <p>給食施設巡回・集団指導の機会を活用して、災害時給食マニュアルの整備状況の把握及び整備への指導・助言を行う。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
災害時給食マニュアル策定給食施設の割合	76.5%	85.0%	100%	
<p>■「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進（再掲）【選択・集中】</p> <p>避難所を管理・運営する立場にある行政担当者や自治会及び学校関係者等と、避難所の運営に関わる避難住民などが、ピクトグラム（絵文字）や多言語表示シート等を用い、外国人被災者に避難所生活に必要な基本となる情報（場所やルール等）を伝えるために作成した避難所情報伝達キットの市町への普及を防災訓練や研修を通じて行う。</p>				環境生活部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
「避難所情報伝達キット」を活用した防災訓練実施回数	2回/年	2回/年	2回/年	

行動項目				担当部
<p>■避難所や救護所における医療ニーズの収集方法の検討（体制、ルール作り）（再掲）【選択・集中】</p> <p>避難所や救護所において医療行為が必要な避難者を把握する方法や、医療救護班の派遣が必要と判断される避難所の決定方法など、事前の体制検討やルールづくりを行う。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	地域災害医療対策会議開催数	—	地域ごとに 1回/年	地域ごとに 1回/年
<p>■避難所での衛生管理体制の確保（再掲）</p> <p>避難所における歯科医療救護等に対応するため、地区歯科医師会と市町との協定締結を促進する。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 市町
	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	地区歯科医師会と協定を締結している市町数	1市町	10市町	15市町
<p>■応急的な住宅の確保（応急仮設住宅）</p> <p>災害救助法*に基づく応急仮設住宅の供給が円滑に行えるよう、県・市町担当者会議等を通じて、市町における建設候補地の選定や台帳整備等準備作業を促進する。</p>				健康福祉部 県土整備部 (他の取組主体) 市町
	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	県・市町担当者会議開催数	—	1回/年	1回/年
<p>■応急的な住宅の確保（一時提供住宅）</p> <p>災害救助法での対応以外の応急期に必要な住宅の供給を円滑に行うための手順を整理したマニュアルを作成する。</p>				県土整備部 (他の取組主体) 市町
	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	マニュアルの作成	—	作成完了	—

行動項目				担当部
<p>■「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施（再掲）【選択・集中】</p> <p>さまざまな主体の連携・協力による「みえ災害時多言語支援センター」を通じて、多言語による情報提供、外国人住民からの問い合わせへの対応等を行う。</p>				環境生活部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
多言語情報提供を想定した図上訓練の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	
<p>■男女共同参画の視点を持った相談対応への支援（再掲）</p> <p>災害時に市町等において男女共同参画の視点を持った相談対応を行えるよう、三重県男女共同参画センターが専門的知見を生かし、相談対応に関するマニュアルを作成するとともに、平時からの普及を図る。</p>				環境生活部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
相談対応マニュアルの作成	—	作成完了	—	
<p>■災害時支援活動団体への支援</p> <p>被災者の多様なニーズに対応できる専門性の高いNPOを発掘・育成するとともに、災害時の支援活動に意欲と能力があるNPOと事前に協定を締結し、迅速に被災者を支援する体制を拡充する。</p>				健康福祉部 環境生活部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
協定締結団体数	0団体	3団体	5団体	
<p>■「ペットの防災対策ガイドライン」の策定・普及</p> <p>ペットの飼い主が平常時から備えるべき対策や飼い主責任を基本とした同行避難について県民に啓発するため、「ペットの防災対策に関するガイドライン」を策定し、普及を図る。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
ガイドラインの策定	—	策定完了	—	



避難所運営訓練（尾鷲市）



キットを活用した外国人被災者の受入準備（鳥羽市）

コラム

円滑に行われなかった避難所の運営・管理（岩手県）

避難所運営のためのマニュアル、ルールが十分に生かされていませんでした。

避難所の自治が避難者によって円滑に行われていたところもあれば、運営をボランティア・自衛隊・市町村職員に任せきりだったところなど、避難所により、運営に差が生じました。

また、避難所支援業務に携わるスタッフの数も足りませんでした。

受入人員以上の避難者が集中したため、他の避難所に移送せざるを得ない状況も生じました。

「誰が何に困ったのかリスト」より（岩手県「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」から作成）

コラム

被災により日常的な生活機能も低下（宮城県）

宮城県南三陸町で実施された生活機能調査では、震災前は非要介護認定者だった人の1～3割が、震災7か月後の時点で「歩くのが難しいまま」と答えており、自宅生活者が生活不活発となっている傾向にあることが判明しました。

また、長引く避難生活の中、避難所での弁当支給に慣れてしまい、仮設住宅に移った被災者の調理意欲が下がっているケースも見られました。

「誰が何に困ったのかリスト」より

（中央防災会議*地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会「地震対応の事例集」から作

つ

3 復旧・復興対策

被災地の復旧・復興は、すべての人が早期の再建を願ったとしても、多大な時間を要することが、東日本大震災によって、改めて明らかになりました。現在、東北地方の被災地では、仮設住宅や仮設店舗、代替校舎、代替交通機関など災害前とは全く異なる環境の中で、生活や事業活動の再建に向けて、活動が進められています。

三重県においても、発災後、県民の皆さんが被災から立ち直り、早期に平穏な生活を取り戻すことができるよう、被災地の復興事例や被災地での支援活動の経験等を参考として、復興まで視野に入れた取組を進めていくことが必要です。

「ライフライン・生活環境の復旧対策の推進」、「被災者の生活再建支援」、「地域コミュニティの維持・継続に配慮した復興に向けての準備」など、被災後の生活環境の回復や、安定した住まい・雇用の確保、復興に向けて、今から準備できることなど、事前に講ずべき対策に取り組みます。

20 ライフライン・生活環境の復旧対策の推進

21 ボランティア活動支援体制の充実

22 被災者の生活再建支援

23 地域コミュニティの維持・継続に配慮した復興に向けての準備

(20) ライフライン・生活環境の復旧対策の推進

災害発生時には、電力・ガス・通信・上下水道といったライフライン機能や鉄道等の公共交通機関に障害が発生することが予想されます。県民生活の回復にはライフラインの復旧が欠かせません。

地震被害想定調査の結果に基づき、想定される被災シナリオを関係機関と共有し連携強化を図るとともに、上下水道施設、工業用水施設の耐震化など、仮復旧・本格復旧を早期に実現するための対策を進めます。

また、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、県災害廃棄物処理計画を策定するとともに、市町計画が策定されるよう取組を進めていきます。

行動項目				担当部												
<p>■災害廃棄物処理計画の策定【選択・集中】</p> <p>発災後、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うために、県及びすべての市町で災害廃棄物処理計画が策定されるよう取組を行う。また、策定済の21市町についても、国災害廃棄物対策指針に沿った見直しを進める。</p>				環境生活部 (他の取組主体) 市町												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画策定市町数</td> <td>21市町</td> <td>29市町</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>県計画の策定</td> <td>—</td> <td>策定完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	計画策定市町数	21市町	29市町	—	県計画の策定	—	策定完了	—	
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
計画策定市町数	21市町	29市町	—													
県計画の策定	—	策定完了	—													
<p>■ライフライン関係機関との災害復旧シナリオの共有</p> <p>災害時におけるライフライン機能の維持確保、早期復旧を図るため、ライフライン関係機関（電力、ガス、通信、水道、鉄道、バス等）との間で、地震被害想定調査に基づく災害復旧シナリオ等の共有を図る。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 事業者												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訓練の実施</td> <td>—</td> <td>1回以上/年</td> <td>1回以上/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	訓練の実施	—	1回以上/年	1回以上/年					
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
訓練の実施	—	1回以上/年	1回以上/年													
<p>■水道の主要施設である水管橋*の耐震化推進</p> <p>水道用水供給事業の主要施設である水管橋は、被災した場合、構造が複雑で応急復旧に長期間を要するものが多数あることから、被災時の影響が大きい水管橋の耐震化を優先的に進める。</p>				企業庁												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水管橋の耐震化率</td> <td>96.5%</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	水管橋の耐震化率	96.5%	100%	—					
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
水管橋の耐震化率	96.5%	100%	—													
<p>■市町水道事業者の応急給水体制の情報共有</p> <p>「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、市町の応急給水体制（給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等）について、事前に情報の共有を図る。</p>				環境生活部 (他の取組主体) 市町												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急給水体制の情報共有</td> <td>33.0%</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	応急給水体制の情報共有	33.0%	100%	—					
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
応急給水体制の情報共有	33.0%	100%	—													

行動項目				担当部
<p>■下水道施設の耐震化 (再掲)</p> <p>ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせた地震対策計画を策定するとともに、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて施設の耐震化を進める。</p>				県土整備部
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
液状化によるマンホールの浮上防止(累計)	0箇所	10箇所	30箇所	
<p>■下水道地震・津波BCP計画の策定</p> <p>大規模地震時のリスク低減のための危機管理対策の強化及び迅速な応急対応や活動支援のための準備行動など、業務継続等に資する計画の策定に取り組む。</p>				県土整備部
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
処理場のBCP計画策定(累計)	0処理場	5処理場	5処理場	
<p>■農業集落排水施設の耐震検討及び耐震化 (再掲)</p> <p>県内にある農業集落排水施設のうち、避難所等の地域防災対策上必要と定めた施設からの排水を受ける施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、必要な耐震検討及び耐震化を行う。</p>				農林水産部 (他の取組主体) 市町
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
耐震検討及び耐震化施設数(累計)	54施設	60施設	62施設	
<p>■工業用水道の主要施設である水管橋の耐震化推進</p> <p>工業用水道事業の主要施設である水管橋は、被災した場合、構造が複雑で応急復旧に長期間を要するものが多数あることから、被災時の影響が大きい水管橋の耐震化を優先的に進める。</p>				企業庁
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目				
水管橋の耐震化率	79.7%	97.3%	100%	

行動項目				主担当部												
<p>■工業用水道の浄水場等における主要施設の耐震化推進</p> <p>工業用水道事業の浄水場等における沈澱池、ポンプ所等の主要施設は、被災した場合、人命や社会的に甚大な被害を及ぼすと考えられることから、浄水場等における主要施設の耐震化を進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要施設の耐震化率</td> <td>84.4%</td> <td>93.8%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	主要施設の耐震化率	84.4%	93.8%	100%	企業庁				
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
主要施設の耐震化率	84.4%	93.8%	100%													
<p>■鉄道施設の耐震対策の促進 (再掲)</p> <p>より多くの鉄道利用者の安全を確保する観点から、主要駅や高架橋の耐震対策を促進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道駅の耐震化支援駅数</td> <td>—</td> <td>1駅</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高架橋の耐震化支援箇所数</td> <td>—</td> <td>3箇所</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	鉄道駅の耐震化支援駅数	—	1駅	—	高架橋の耐震化支援箇所数	—	3箇所	—	地域連携部 (他の取組主体) 事業者 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
鉄道駅の耐震化支援駅数	—	1駅	—													
高架橋の耐震化支援箇所数	—	3箇所	—													



水道施設（水管橋）の耐震化（玉城町）



工業用水道施設（水管橋）の耐震化（四日市市）

(21) ボランティア活動支援体制の充実

ボランティアによる支援は、東日本大震災においても被災地の復旧・復興を進める多くの場面において、大きな支えとなりました。

被災地のニーズの把握や被災地への情報提供、県内外からのボランティアの受入など、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、支援体制の整備を進めます。

また、災害時に発生する多様なニーズに対応するため、研修や訓練を通じて災害時に支援活動を行う団体の連携強化にも取り組みます。

行動項目				主担当部
<p>■災害時のボランティア受入体制の整備 (再掲)</p> <p>県内外からのボランティアを円滑に受け入れるため、県域の計画やマニュアル等を作成するとともに、関係者と十分な共有を行い、実効性のある受入体制を整備する。</p> <p>また、市町や社会福祉協議会、災害支援団体等との意見交換を通じて、地域におけるマニュアルの整備等平常時からの体制強化を促す。</p>				<p>健康福祉部 環境生活部 (他の取組主体) 市町</p>
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
受入体制の整備	—	全市町での マニュアル 整備完了	現地センター の迅速な立ち 上げ体制の 整備完了	
<p>■災害時のボランティア活動に関する連携強化 (再掲)</p> <p>災害時にみえ災害ボランティア支援センターを迅速に立ち上げ、支援活動を行うため、構成する幹事団体のほか、実践的な研修や訓練等の実施により、市町社会福祉協議会や災害支援団体、NPO等による「顔の見える関係づくり」を進める。</p>				<p>健康福祉部 防災対策部 環境生活部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町</p>
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
災害時支援活動団体名簿登録数	—	60 団体	120 団体	

行動項目				主担当部
<p>■災害時支援活動団体への支援 (再掲)</p> <p>被災者の多様なニーズに対応できる専門性の高いNPOを発掘・育成するとともに、災害時の支援活動に意欲と能力があるNPOと事前に協定を締結し、迅速に被災者を支援する体制を拡充する。</p>				健康福祉部 環境生活部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
協定締結団体数	0団体	3団体	5団体	



みえ災害ボランティア支援センター運営訓練





インタビュー

山本 康史氏 (特定非営利活動法人みえ防災市民会議 議長)

(元みえ災害ボランティア支援センター長)

みえ災害ボランティア支援センター (以下「支援センター」という。)では、さまざまな形で東日本大震災の被災者への支援を行ってきましたが、とりわけ中心的な活動となったのが、「みえ発! ボラパック」事業でした。「みえ発! ボラパック」とは、被災地へ行ってボランティア活動をしたいと考える方々に対し、費用などさまざまな負担や不安を軽減し、一人でも多くの方が現地で活動していくためのボランティアバスパックツアーです。



東日本大震災発生後、先遣隊が現地で調整を行ったうえで、岩手県山田町を支援することが決定し、平成 23 年 4 月にボラパック第 1 便が出発してから、平成 25 年 9 月の最終便までの約 2 年半の間にわたって、合計 72 便 1,290 人の方々に参加していただきました。あらためて、参加していただいた皆さんに心から感謝を述べたいと思います。

災害ボランティア活動で一番大切なことは、応援しているという気持ちを届けることだと思います。被災している方が思い詰めたり、沈み込んだりしているのを奮い立たせるには、行政の支援も大事ですが、血が通い、顔のみえる、笑顔のみえる、感情のみえる支援が必要であると思います。行政はすべての被災者になるべく公正な、復興の土台となる支援が得意です。一方、ボランティアは被災された一人ひとりに対し感情を通わせながら支援できることが強みです。どちらがよいかということではなく、それぞれに足りないところを補完し合って、復旧・復興に向けて支援活動を行っていくことが重要だと考えます。

南海トラフ地震では、人が行くことすらままならない状況も生まれると思われれます。東日本大震災における石巻専修大学のようにボランティアに拠点の提供を行うことで多くのボランティアが集まり、情報が不足し混乱する被災地の中でもボランティア同士の情報交換や連携がうまくいった例もあります。多様なボランティアやNPOが効果的な連携をするためには、こうした事例のように、ボランティア活動を支える人や団体が集う拠点場所の確保、インフラの整備も必要になってくると感じています。今後の支援センターの幹事会においても、センターとして何が出来るのかをしっかりと考えていきたいと思えます。

最後に、「東日本大震災」を看板に掲げた支援センターは、平成 25 年 12 月 28 日をもって閉所となりましたが、支援に携わった方々は、きっとそれぞれの方法で東北の方々や三重に避難されてきた皆さんと関わり続けてくれることと信じています。それは、「支援」からさらに一歩前に踏み出した「交流」となり、さらにこれからは教訓への「継承」へとつながっていくものと思えます。

(平成 26 年 1 月インタビュー)

(22) 被災者の生活再建支援

県民生活の早期再建を図るためには、避難所や応急仮設住宅での生活を早期に解消し、住まいの再建、雇用と収入の確保を支援する必要があります。

住宅確保や健康支援など被災者からの相談体制の構築、被災地での雇用創出に関連する情報収集等に取り組むとともに、事業者に対しては融資制度にかかる情報提供など、必要な取組を進めます。

行動項目				担当部							
<p>■住宅相談体制の構築</p> <p>被災者住宅確保のための相談需要に応えるための体制（地域ごとの体制も含む）を構築し、被災者の自宅再建等の判断を支援できるようにする。</p>				県土整備部 (他の取組主体) 市町							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域で建築技術者等と連携した相談体制が構築できた割合</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">50.0%</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	地域で建築技術者等と連携した相談体制が構築できた割合	-	50.0%	100%		
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
地域で建築技術者等と連携した相談体制が構築できた割合	-	50.0%	100%								
<p>■三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進（再掲）</p> <p>災害時における健康支援活動は、迅速・安全・的確に行うこと、また災害が長期化した場合は、生活環境の変化等による公衆衛生的な側面から継続した支援活動が必要となることから、東日本大震災の教訓もふまえ、平成25年3月に改訂した「三重県災害時保健師活動マニュアル」を活用した研修会または訓練を実施する。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 市町							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マニュアルを活用した研修または訓練への参加市町数</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">15市町</td> <td style="text-align: center;">29市町</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	マニュアルを活用した研修または訓練への参加市町数	-	15市町	29市町		
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
マニュアルを活用した研修または訓練への参加市町数	-	15市町	29市町								
<p>■三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進（再掲）</p> <p>東日本大震災の教訓をふまえ、災害時の保健活動における栄養・食生活支援活動を迅速かつ効果的に展開するため、平成24年度に初版を策定した「三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」の活用促進を図る。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 市町							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガイドライン活用を促す研修等を行った市町数</td> <td style="text-align: center;">19市町</td> <td style="text-align: center;">29市町</td> <td style="text-align: center;">29市町</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	ガイドライン活用を促す研修等を行った市町数	19市町	29市町	29市町		
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
ガイドライン活用を促す研修等を行った市町数	19市町	29市町	29市町								

行動項目				担当部
<p>■災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進 (再掲)</p> <p>被災者への保健活動は、こころのケアの視点を持って行うことや、心的外傷後ストレス障害 (PTSD) 等の精神疾患の予防のため、継続した支援活動が必要になることから、平成 25 年 8 月に策定した「災害時こころのケア活動マニュアル」の活用を図る。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24 年度末)	目標 (27 年度末)	目標 (29 年度末)	
こころのケア活動研修会への参加 市町数	9市町	19市町	29市町	
<p>■被災時の緊急雇用創出のための情報収集とノウハウの蓄積【選択・集中】</p> <p>早期に県民生活の回復を図るためには、雇用の創出が不可欠であることから、震災時緊急雇用対応事業*等の制度を用いて東北地方の自治体がどのように雇用を生み出したのか等、効果的な制度の活用方法について、情報収集とノウハウの蓄積を進める。</p>				雇用経済部
目標項目	現状 (24 年度末)	目標 (27 年度末)	目標 (29 年度末)	
他県の事例など必要な情報収集 の実施	—	実施完了	—	
<p>■企業向け防災対策融資制度の周知 (再掲)</p> <p>企業が防災・安全対策に取り組むために必要な資金について、融資制度の周知や各種情報を提供する。</p>				防災対策部 雇用経済部
目標項目	現状 (24 年度末)	目標 (27 年度末)	目標 (29 年度末)	
情報提供回数	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年	
<p>■被災農林水産業者の経営再建資金制度の周知</p> <p>被災した県内農林水産業者への融資制度の周知や各種情報を提供する。</p>				農林水産部
目標項目	現状 (24 年度末)	目標 (27 年度末)	目標 (29 年度末)	
各関係団体への情報提供	1回/年	1回/年	1回/年	

(23) 地域コミュニティの維持・継続に配慮した復興に向けての準備

一日も早い被災地の復興を進めていくためには、被災前の地域のコミュニティの継続性を念頭に置いた上で、復興に向けたさまざまなプロセスを確立し、円滑な復興支援を行うための体制を検討していく必要があります。

震災復興にかかる指針を策定するほか、被災地から学ぶ教訓や震災復興にかかる情報やノウハウについて関係者と共有するなど、復興に向けての事前準備を進めます。

行動項目				担当部								
<p>■「三重県復興指針（仮称）」の策定【選択・集中】</p> <p>大規模な地震・津波による甚大な被害からの速やかな復興を目的に、東日本大震災の被災地の復興事例を参考として、県の復興体制や復興の手順等を整理した本県の震災復興にかかる指針を策定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指針の検討及び作成</td> <td>—</td> <td>作成完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	指針の検討及び作成	—	作成完了	—	防災対策部 (他の取組主体) 事業者 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
指針の検討及び作成	—	作成完了	—									
<p>■住宅復興計画策定のための事前検討【選択・集中】</p> <p>実際の被害に応じた住宅再建等の戸数の算定（災害公営住宅*を含む）、支援策等についての計画が速やかに策定できるようにするため、事前に検討しマニュアルを作成する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マニュアルの作成</td> <td>—</td> <td>作成完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	マニュアルの作成	—	作成完了	—	県土整備部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
マニュアルの作成	—	作成完了	—									
<p>■震災復興に関する市町への情報提供</p> <p>被災地における復旧・復興事例、他地域における事前復興の取組事例等、復興に向けて必要となる情報について、市町との共有化を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報提供回数</td> <td>—</td> <td>1回以上/年</td> <td>1回以上/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	情報提供回数	—	1回以上/年	1回以上/年	防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
情報提供回数	—	1回以上/年	1回以上/年									

行動項目				担当部
<p>■復旧・復興期まで視野を広げた防災啓発の実施</p> <p>さまざまな防災講話等の場において、予防対策に加え、東北地方の復旧・復興過程を学ぶ内容を盛り込むなど、県民が自分自身の復興イメージをつかむことができるような、防災啓発を行う。</p>				防災対策部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
研修会等実施回数	—	1回/年	1回/年	
<p>■地震津波に強い都市計画指針検討【選択・集中】</p> <p>被災地のほか、他府県の取組等も参考としながら、中長期的な視点に立った地震津波に強い都市計画について検討し、指針を作成する。</p>				県土整備部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
三重県地震津波対策都市計画指針(仮称)の策定	—	作成完了	—	
<p>■地籍調査*の促進</p> <p>大規模災害への備えとして、現地復元性のある地図を整備するため、市町が行う地籍調査の促進を図る。</p>				地域連携部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
地籍調査の進捗率	8.4% (23年度末)	10.0%	27年度末 までに設定	
<p>■東日本大震災被災地での活動等の共有と活用</p> <p>被災地の教訓を防災・減災対策に生かしていくため、派遣職員等からの報告を通して復旧・復興状況を把握する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
活動報告等の件数(累計)	3件	21件	33件	

コラム



すぐに着工できなかった仮設住宅の建設（岩手県）

用地の選定や確保に時間を要したことにより着工遅延が生じました。
用地選定にかかる職員の知識が不足していました。

地震を想定した候補地選定となっていたため津波により候補地を消失しました。

建設候補地がヘリポート、がれき置場、学校の校庭等と競合しました。

「誰が何に困ったのかリスト」より（岩手県「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」から作成）



インタビュー

浅野 聡氏 (三重大学大学院工学研究科 准教授)

(三重県新地震・津波対策行動計画庁内検討 WG アドバイザー)

東日本大震災による被災地の復興はようやくこれから着手という段階です。阪神・淡路大震災では、被災後の3年目には復興事業はかなり進んでいました。東北の被災地で復興がなかなか進まない理由は2つあると思います。

一つは、東日本大震災は、あまりに被害が大きかったため日本全体でどのように復興していけばよいかの手探り状態であること、もう一つは、震災以前から、被災地では高齢化や過疎化により、元々地域再生に向けて苦勞されていたことが原因であると思います。

三重県でも他人事ではありません。しかし、希望はあります。阪神・淡路大震災以降、復興まちづくりの必要性について議論が行われ、多くの知見が蓄積されてきています。こうした知見をふまえ、私たちは復興に向けた事前準備に取り組むことができます。

20世紀は人口増の時代で、多少の復興の遅れはその後の経済成長で巻き返せました。しかし、21世紀の大災害は、復興のスピードが遅いと地域の衰退に拍車がかかります。また、自治体が早期に復興ビジョンを示せないでいると、特に企業が県外へ移転、その結果、従業員とその家族も県外に移転し、人口流出に歯止めがかからなくなります。

復興まちづくりでは、初期段階において、暫定的な土地利用のあり方を決めておくことが重要となります。特に、仮設住宅の建設場所と災害廃棄物の仮置場を事前に決めておくことで、その後の復興は格段に速くなります。

避難所で生活する被災者にとっては、仮設住宅への入居時期の目安を伝えることができます。また、行政にとっては、場所探しに要する時間を、復興まちづくり計画の策定に費やすことが可能となります。

被災当日は避難することで精一杯ですが、2日目からは復興が始まるのです。あらかじめ復興まちづくりの基本方針を決めておけば、2日目から皆が希望をもって復興に取り組めるはずです。

日頃の防災訓練も、もちろん重要ですが、被災後すみやかに復興するための事前準備として、この「新地震・津波対策行動計画」の策定を機に、県、そして市町において、復興まちづくりの基本方針の策定に本格的に着手されることを期待しています。

(平成26年1月インタビュー)





第6章 「県民の命を守り抜く」ための 選択・集中テーマ

第6章では、第5章に掲げた行動項目により地震・津波対策を総合的に進めていくことを前提とした上で、それらの行動項目のうち、「県民の命を守り抜く」という観点から特に注力すべき取組課題を「選択・集中テーマ」として整理し、強力に推進していくこととします。

1 テーマ設定にあたっての基本的な考え方

本計画では、第5章で192の行動項目をとりまとめました。行動項目はそのすべてが重要な取組であり、県は総力を挙げて取り組んでいきます。

しかしながら、東日本大震災においては、地震や津波により多くの尊い人命が失われるとともに、せっかく助かった命を、その後の避難生活等の中で震災関連死という形で失うという悲劇が生じました。

南海トラフ*を震源域とする巨大地震やそれに伴う大津波は、近い将来、三重県に襲来することが確実視されています。そのとき、東日本大震災の悲劇を再び繰り返すようなことがあってはいけません。また、過去の南海トラフ地震の発生前後には、内陸直下型地震が発生しているという歴史的事実もあります。

そのように考えたとき、

○発災と同時に県民の命を失わないために

〔地震による強い揺れによって、倒壊した家屋や、屋内で転倒した家具等に巻き込まれて命を落とさない。〕

○津波から確実に避難するために

〔津波に巻き込まれない。そのため、できる限り迅速に、かつ、安全な場所に避難する。少しでも高く、遠くへ逃げる。〕

○少しでも早く助けるために

〔負傷者や孤立者の救助・救出、避難者への支援物資等の調達を直ちに行うことができる体制を構築する。〕

○救うことができた命を失わないために

〔 急性期の救命医療、避難生活における医療や健康支援など、災害時における医療提供体制を確保する。 〕

○被災者の生活を一日でも早く再建するために

〔 被災者が生きていくことに希望を持てる生活を再建するために、事前に復興対策の方針を検討・構築しておく。 〕

といった視点から、本県の現状に照らし、特に注力すべき取組課題を整理し、確実に推進していくことが必要であると考えました。

第4章の「2 施策体系」の項において、「県民の皆さんの命を守り抜き、また被災後にいち早く県民生活の再建を図る」という観点から、「対策を進めるための基本的な考え方」として7つの基本方針を示しています。

この基本方針に沿って、本県が取り組むべき課題を、10の「選択・集中テーマ」として設定するとともに、テーマ実現に特に寄与すると考えられる行動項目を「重点行動項目」として選定しました。

今後、県では、これらの対策を特に強力に進めていくこととします。

【基本方針と選択・集中テーマ】

I 強い揺れへの備えと対策を行う

選択・集中テーマ：家庭における耐震対策を進める

II 津波への備えと対策を行う

選択・集中テーマ：避難をあきらめないための対策を進める

III 「防災意識」を「防災行動」に結びつける

選択・集中テーマ①：防災人材が地域で活躍するための対策を進める

選択・集中テーマ②：防災教育を通じて、次世代の防災の担い手を育てる

IV 災害時に特別な配慮が必要となる人々への対策を行う

選択・集中テーマ①：命が危ぶまれる災害時要援護者*への対策を進める

選択・集中テーマ②：命が危ぶまれる観光客への対策を進める

V 発災後72時間の救助力・輸送力を強化する

選択・集中テーマ①：命をつなぐ「災害対策本部機能・体制」を強化する

選択・集中テーマ②：命をつなぐ「緊急輸送・拠点機能」を確保する

VI 命をつなぎとめるための災害医療機能を強化する

選択・集中テーマ：命をつなぐ「災害医療体制」を構築する

VII 県民生活の再建復興への準備を進める

選択・集中テーマ：被災者の生活再建を早める復興プロセスを事前に構築する

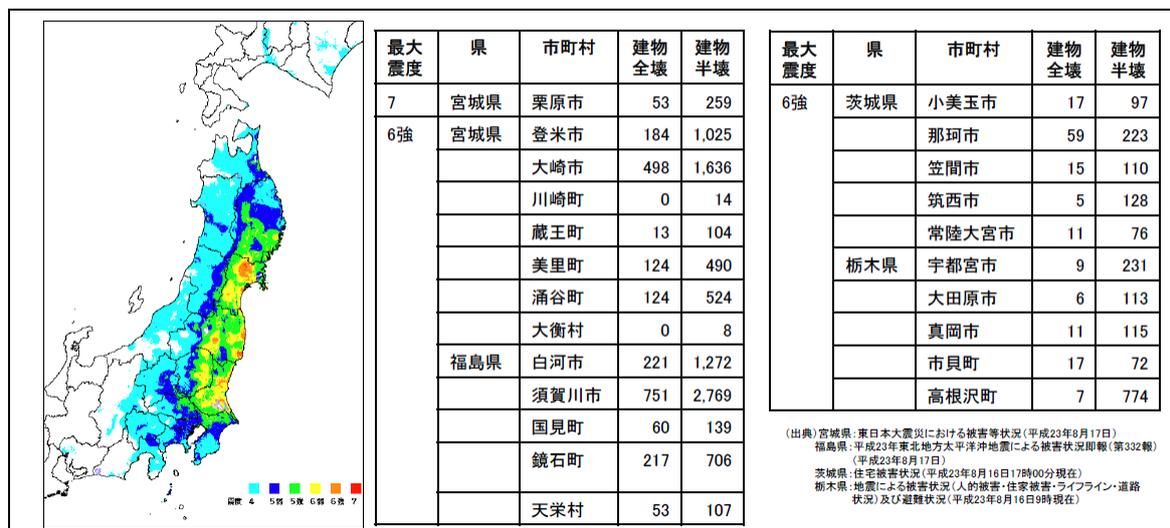
2 基本方針 I : 強い揺れへの備えと対策を行う

選択・集中テーマ 「家庭における耐震対策を進める」

1 現状と課題

東日本大震災では、津波によって多数の建物が流失するという甚大な被害が生じましたが、沿岸部だけでなく内陸部においても、広い範囲が強い揺れに見舞われ、多数の建物倒壊が発生しました。役場や学校等、防災拠点や被災住民の避難所としての利用が予定されていた公的施設が、揺れによって被害を受けたケースもありました。

[図 東日本大震災の内陸部における建物被害]



建物倒壊が発生すると、死傷するだけでなく、身動きが取れなくなって津波に流されることや、火災から逃げ遅れることも考えられます。

建物倒壊による被害が甚大であった過去の地震として、平成7年の阪神・淡路大震災では、強い揺れによって全半壊した建築物が20万棟以上にも及び、死者の約9割は、これらの建築物の倒壊や家具等の転倒によるものでした。さらに、倒壊した建物からは火災も発生し、市街地大火につながる原因となりました。

現在、県内の建築物のうち、公的建築物の平成24年度末の耐震化率は、県立学校を含む県有建築物が99.0%、公立小中学校が97.5%(平成25年4月1日現在)に達するなど、ほぼその目標を達成しつつある状況です。

これまでに「緊急地震対策行動計画」の行動項目として緊急的に対策を講じ、

さらに、「みえ県民力ビジョン」の選択・集中プログラムとして「命を守る緊急減災プロジェクト」を位置づけ、重点的に取り組んできたことから、着実な進捗が図られているところです。

一方で、個人住宅における耐震化率は、平成 24 年度末時点で 83.7%にとどまっています。

さらに、「平成 25 年度防災に関する県民意識調査*」の結果では、耐震診断や耐震補強工事の補助対象となる「昭和 56 年 5 月以前に着工・建築された木造の一戸建ての持ち家・借家」について、「耐震診断を受けたことがある」人の割合は 12.0%であること、そのうち「耐震補強工事を行った」もしくは「建て替えた」人の割合は 34.0%である反面、「工事を行うつもりはない」人の割合も 28.7%にのぼることが明らかになりました。

また、家具等の転倒防止についても、半数近くの 45.0%（平成 24 年度調査では 45.8%）の人が「家具類を固定していない」など、対策がまだまだ広がりを見せていない実態も浮き彫りとなっています。

第 1 章の「6 三重県の地震・津波対策の取組方向」の項において、県が直ちに取り組まなければならない対策の基本は、「過去繰り返し三重県を襲ってきた南海トラフ地震が次に発生した際、いかにして人的・物的被害を最小限に食いとめるかということであり、理論上最大クラスの地震への対策は、前者の地震への対応に万全を期していく延長線上にあるものである。」と述べました。

今回の地震被害想定調査では、対策の基本となる過去最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、県内では 4 市町で震度 7、15 市町で震度 6 強、10 市町で震度 6 弱が想定され、その結果として、県全体では約 23,000 棟の建物が地震動により倒壊、約 1,400 人が倒壊した建物や転倒した家具等により命を落とすと予測しています。このように過去最大クラスの地震においても、強い揺れが県全域を襲います。例外なく県内すべての地域において、この揺れに対する万全の備えを進めていかなければなりません。

また、第 2 章の「2 対策上想定すべき内陸直下型地震の考え方」の項で述べたとおり、活断層*を震源とする地震に対しても十分に備えていく必要があります。

今、この瞬間に大地震が発生した場合、自宅内の多くの居住者が命を左右する危険にさらされるだけでなく、家具の転倒や建物の一部損壊により家に閉じ込められ、火災に巻き込まれたり津波によって命を落とすこともあります。また、家屋の倒壊は火災の誘発や延焼、道路の閉塞など、消火・救助活動の妨げ

となるおそれもあります。さらに、膨大なけが人の発生は、災害時の医療活動に大きな負荷をかけることにもなります。加えて、大量のがれきの発生は復旧活動の遅れにもつながるなど、二次的・三次的な被害に派生する可能性も高まります。

さまざまな分野にまたがる防災対策の中でも、家庭における耐震対策は、自分や家族を守ることに加え、発災時に地域の災害対応力をいかに発揮する上でも必要不可欠な対策であり、すべての防災対策の大前提となるものです。

家庭における耐震対策の進展なくして、本県の防災対策は進みません。「緊急地震対策行動計画」の策定以降、あらゆる防災啓発の場面において本県が力説してきたこの対策に、引き続き注力して取り組んでいく必要があります。

2 取組方針

家庭における耐震対策を進めるにあたって、住宅の耐震化と家具等の転倒防止は双璧をなす取組です。

住宅の耐震化については、引き続き、木造住宅の耐震診断や補強工事等に対する補助を行うとともに、診断がまだの方への戸別訪問、診断を終えた方への耐震補強相談会を市町や建築関係技術者と連携して実施するなど、現在約 11 万戸と推計される未耐震化住宅を減らしていきます。

また、今後の検討課題として、技術的に裏づけされた部分的な耐震改修など完全な倒壊を避けるための対策についても検討していくことが必要です。経済的な余裕がない、改修しても長く住めないなどの理由で、特に高齢者等の住宅の耐震化が進まないのが実態です。少しでも被害の軽減を図ることができるよう、国の報告書においても必要性が打ち出されているところであり、住宅に関わる安全・安心を高めるため、さまざまな切り口から対策を検討していきます。

次に、家具等の転倒防止については、耐震補強工事と比較し、はるかに経済的負担は少なく、かつ比較的短時間で対策を講じることが可能な取組です。

県の政策アドバイザーに就任いただいている関西大学の河田恵昭教授からも、「さまざまな事情から、直ちに家屋の耐震化を行うことは難しいとしても、せめて家具固定を行うなど、県民に何らかの行動を起こさせるための行政からの強いメッセージが必要である。」とのアドバイスをいただいています。転倒防止対策に取り組む市町への支援を実施するほか、例えば、「子どもや孫を地震から守るために」といった切り口での防災啓発を強化するなど、これまでも増して家具固定の必要性を県民の皆さんに強く訴求していくことが必要です。

さらに、三重県では、「防災ノート*」の活用が、防災教育の現場において進められています。家庭における耐震対策の重要性を学んだ三重県の子どもたち

が、そのことを家庭で語ること、話し合いが行われること、こうした三重県独自の取組も組み合わせながら、対策につなげていきます。

3 重点行動項目

- ① 住宅の耐震化の促進
- ② 部分的な耐震改修など高齢者等住宅の安全・安心を高める対策の検討
- ③ 家具固定・転倒防止対策の促進
- ④ 防災ノート等の活用による防災教育の推進

行動項目				担当部
■住宅の耐震化の促進 住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う。				県土整備部 (他の取組主体) 県民 市町
	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	耐震基準を満たした住宅の割合	83.7%	90.0%	92.0%
■部分的な耐震改修など高齢者等住宅の安全・安心を高める対策の検討 主に経費面の問題から、建替や家全体の耐震化に取り組めず、安全・安心が確保できていない高齢者等の住宅について、その安全性を高めるための対策が促進されるよう、部分的な耐震改修などさまざまな切り口から対策を検討し、方針をとりまとめる。				防災対策部 県土整備部 (他の取組主体) 市町
	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	高齢者等住宅の安全・安心を高めるための方針策定	-	策定完了	-
■家具固定、転倒防止対策の促進 家具の転倒や散乱などにより、けがを負うことがないように啓発を行うとともに、市町の取組の支援を行う。				防災対策部 (他の取組主体) 市町
	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	取組支援市町数	29市町/年	29市町/年	29市町/年

行動項目				担当部
■防災ノート等の活用による防災教育の推進 公立小中学校及び県立学校の児童生徒を対象に防災ノート等を活用した防災教育を実施する。また、私立学校についても、積極的な活用を促していく。				教育委員会 環境生活部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
防災ノート等を活用した防災教育を実施している公立学校の割合	98.3%	100%	100%	

コラム

なぎ倒された煙突にショック ～ランドセル姿で見守った祖母宅の解体～

阪神・淡路大震災（平成7年）

揺れた直後はまだ水が出ていて、2階から降りるやいなや、父が「水をすぐにためろ!」と言ったので、とりあえず器という器に、母が水をためていました。父は建築系の人なんですけど、お風呂にちょうど水がいっぱいになったぐらいで断水になったので、びっくりしました。

小学1年生の私が一番ショックだったのは、長田にあった祖母の家が取り壊されたことです。祖母の家は銭湯で、私はそこに預けられて育ったので、私にとってすごく大事な家だったんです。「全壊」の赤い紙が張られるとショベルカーでつぶされるという話を聞いていたので、1回勝手にその赤紙をはがして怒られた記憶もあります。

その日は短縮授業で、お昼ぐらいに学校から帰ると、祖母の家はもう半分ぐらいつぶされていました。銭湯で大きいので、なかなか一気にはつぶせなくて。それをランドセルを持ったまま、ずっと見ていたのを覚えています。

すごく立派な煙突が立っていたんですけど、根元からバーンと一気になぎ倒されてしまいました。丸1日で更地にされてしまった光景は、今でも鮮明に覚えています。

(神戸市 20代 女性 学生)

内閣府「一日前プロジェクト*」より





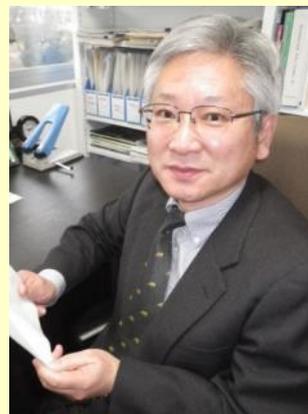
インタビュー

畑中 重光氏（三重大学大学院工学研究科 教授）

（三重県防災会議専門部会 被害想定調査委員会* 委員長、防災・減災対策検討会議* 委員）

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、従前より指摘されてきたこと、課題と認識されてきたこと、これらがすべて現実のものとなりました。

例えば、既存不適格建築物（建築時には適法に建てられた建築物であっても、その後の法令改正等によって現行法に対して不適格な部分が生じた建築物）については、建替や改修の必要性、そして危険性が指摘され続けてきました。地震で大きな被害を受けるであろうことは予想されていたのですが、対策に結びつかないまま、多くの建物が倒壊しました。また、至るところで火災も発生しました。火災の多くは倒壊した建物から発生しました。



多くの建物が倒壊しました。また、至るところで火災も発生しました。火災の多くは倒壊した建物から発生しました。

多くの人々が、建物倒壊により命を落とすとともに、生き埋めや下敷きとなり、火災から逃げるができなくなりました。冬の発災でしたので、寒さで体力が低下し、助け出されるまでの間に命を落とすこともあったのではないかと思います。また、倒壊した建物が道路を塞ぎ、消火活動や救出・救助活動の大きな妨げともなりました。

つまり、「建物が弱い」ということに起因して、さまざまな被害が発生し、その連鎖が被害をさらに深刻化させました。

住宅や事業所など建物の耐震化は、家族や社員の命を守るだけでなく、まち全体を守ることに繋がります。もっと、耐震対策の重要性についての理解を深めていく必要があります。

それでも、お金がない、近くに相談相手がいないなど、耐震化は難しいと感じている方もいると思います。しかし、耐震化はまち全体を守ることに繋がるのですから、ご近所の方、工務店などとも協力して、ぜひ進めるべきです。

県には、こうした耐震化に関する相談を市町レベルで把握し、実現に向けたアドバイスができる体制を整えておくことが望まれます。また、地震が発生した時には、建物内部でどのようなことが起こるのかを具体的にイメージできるような啓発を継続していくことも必要です。

「自助」「共助」「公助」、それぞれの立場から、行動を起こし、この「新地震・津波対策行動計画」を実現できるようにしていきましょう。

（平成26年2月インタビュー）

3 基本方針Ⅱ：津波への備えと対策を行う

選択・集中テーマ 「避難をあきらめないための対策を進める」

1 現状と課題

東日本大震災では、15,000人を超える死者のうち、9割超が津波の犠牲者でした。平常時から高台への避難訓練を繰り返し行い、震災時も直ちに避難を開始した人が助かった一方で、津波は来ないとの思い込みや一旦自宅に戻る等の行為によって避難が遅れた多くの方が津波に巻き込まれました。

この日を境として、大規模地震に伴う津波に対しては「逃げる」というコンセプトが明確になりました。

今回の地震被害想定調査では、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合の、三重県における想定死者は最大で約53,000人となっています。このうち、津波による死者は約42,000人で約8割を占めています。これは、早期避難率が低い場合ですが、すべての人が地震発生直後から避難行動をとるような状態となった場合には、津波による死者は、約3分の1の約13,000人にまで減らすことができると予測しています。なお、これらの減災効果については、第7章において詳述します。

対策に取り組めば、確実に人的被害を軽減することができる。このことをふまえ、着実に取組を進めていくことが必要です。

南北に長い海岸線を有する三重県では、伊勢湾と熊野灘の沿岸地域で津波到達時間や津波高が大きく異なるなど、地勢の違いを考慮に入れた対策に取り組んでいく必要があります。

平野が続く伊勢湾沿岸部では、近くに高台が存在しないエリアが広がるものの、津波到達までの時間的猶予は比較的事あることから、浸水予測区域外まで逃げるのが避難行動の基本となります。そして、それでも高台等へ避難することが難しい場合の最後の手段として津波避難ビル*等への緊急避難を行います。この地域では、「より遠くまで逃げることをあきらめない」ための対策を進める必要があります。

一方、リアス式海岸が続く熊野灘沿岸部は、地震発生から津波到達までの時間が短く、短時間で高台避難が必要となるものの、地域内に安全な避難場所がない、津波避難路の整備が進んでいない、高齢化が進み迅速な避難行動に困難が伴う等の課題を抱えています。この地域では、「最後の最後まで命が助かる

ことをあきらめない」ための対策を進める必要があります。

第2章の「1 対策上想定すべき南海トラフ地震の考え方」の項で述べたとおり、県は、平成23年度に実施した県独自の津波浸水予測調査をもとに、津波避難に最善を尽くすための基準を示した津波浸水範囲を提示するとともに、「緊急地震対策行動計画」を策定して、津波ハザードマップ*の作成・更新、津波避難施設*の設置、津波避難訓練の実施など、さまざまな避難対策に取り組んできました。

具体的な取組として、地域減災対策推進事業（地域減災力強化推進補助金）では、津波避難路の整備、津波避難ビルへの外付け階段の設置、津波避難タワー*の整備など、市町が主体的に取り組む津波避難対策に対して積極的な支援を行っています。

第1章の「4 三重県緊急地震対策行動計画の成果と課題」の項でも触れましたが、震災後、地域の住民が自分たちの手で整備した避難路に対して、行政が手すりを設置して、住民の避難行動を支援するといった先進的な事例も出てきました。

また、県が、市町や関係機関と連携して取り組む総合防災訓練では、平成24年度から、住民参加による避難訓練を取り入れて実施しています（平成24年9月；鈴鹿市、同年11月；鳥羽市、平成25年9月；熊野市・御浜町・紀宝町）。

このうち、例えば、鈴鹿市の訓練では、地元住民とともに、聴覚障がい、視覚障がいをお持ちの方、車いすの方、さらには外国人の方々など、多くの住民の皆さんに参加していただき、約2kmの道のりを皆で歩くという避難訓練を実施しました。

また、沿岸部の市町、さらには学校においても、震災を機に、避難訓練が盛んに行われています。「平成24年度学校防災取組状況調査」によれば、小・中・県立学校において、地震避難訓練が1,329回（平成23年度は1,190回）、津波避難訓練が540回（平成23年度は446回）実施されるなど、前年度からの増加が見られました。

さらに、平成24年度には、前述した伊勢湾沿岸部と熊野灘沿岸部の津波到達時間の差に着目して伊勢市二見町と熊野市有馬町を選定し、「津波避難に関する三重県モデル*」の実証事業に取り組みました。その取組の中で、地勢や人口構成など地域の実情に応じた津波避難計画を住民一人ひとりが自らの手で作ることの必要性を訴え、この津波避難計画を「Myまっぷラン*」と名づけたところです。

ここにおいて最も重要なことは、取組の主体は、地域と住民であるということです。「行政によるお仕着せではなく、住民一人ひとりが自ら考え、自らが作

成し、自らが行動する」、これが基本スタンスです。行政（県と市町）に求められるのは、地域や住民の自主的な取組が促進されるよう、支援する側としての姿勢です。

しかし、三重県の沿岸部を眺めたとき、伊勢湾沿岸部と熊野灘沿岸部に二分するだけでは整理できない、言い換えれば「My まっぷラン」を活用した津波避難の取組だけでは、どうしても解決できない課題もあります。

県北部の伊勢湾奥沿岸部には、海拔ゼロメートル地帯が広がっています。この地域は、津波到達までの時間的猶予はあるものの、地震の揺れや液状化*により河川堤防が壊れると、津波が来る前に一気に浸水が始まることが危惧されています。したがって、自分が住むまちの中では安全な場所が確保できず、市町境を越えての広域避難が必要となる可能性が高く、そのための避難方法とともに、避難者の受入態勢の整備など検討すべき困難な課題を抱えています。関係市町等と協議しながら対策を講ずる必要があります。

いずれにせよ、こうした津波避難対策は、「命を守り抜く」という観点から、理論上最大クラスの南海トラフ地震に伴う津波を想定して対策を進めることにより、「より遠くまで逃げることをあきらめない」、そして「最後の最後まで命が助かることをあきらめない」ことにつなげていくことが必要です。

また、避難行動をより確実なものとしていくためには、過去、繰り返し襲ってきた歴史津波の痕跡などを知ることも重要です。ここまでは津波は来ないだろうとの思い込みが、東日本大震災では、大きな犠牲につながる要因の一つとなりました。

そこで、今回の地震被害想定調査においては、被害想定に加え、本県沿岸部に押し寄せた津波の歴史記録及び痕跡等についての調査も実施しました。今後、こうした過去の津波遺産等を、地域での防災啓発や学校での防災教育に生かしていくことが必要です。

さらに、津波避難対策は言うまでもなくソフト対策だけでは十分ではありません。100%完璧な防御は困難だとしても、海岸保全施設の整備等のハード対策を加えることにより、逃げるための時間を1分1秒でも長く確保するなどして、避難行動をバックアップしていくことが重要です。この場合、ハード対策の前提となるのは、第2章でも述べたとおり、過去最大クラスの地震・津波です。理論上最大クラスの地震がもたらす津波を前提としたソフト対策に、このハード対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な対策に取り組んでいくことが必要です。

2 取組方針

国の報告書では、津波対策の目標は「津波から『命を守る』こと」とした上で、最も重要なことは、「一人ひとりが主体的に迅速に適切に避難すること」であると述べています。

そこで、平成24年度に実証事業として実施した「津波避難に関する三重県モデル」の取組が、市町や地域において広く展開されるよう、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、市町に対して取組の意義や必要性について、繰り返し説明をし、取組の水平展開が図られるように努めます。また、地域や住民の皆さんに対しては、自主防災組織*リーダー研修や出前トーク等において、取組の基本的なスタンスを説明するなど具体的な働きかけをしていきます。一方、すでに取組が始まっている地域については、実践的なワークショップ等を通じて、積極的な支援を行っていきます。

海抜ゼロメートル地帯における避難のあり方については、関係市町を含めた広域的な枠組みでの協議を重ねることにより、具体的な対策を検討していく必要があります。「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」を活用し、県と市町の広域的な応援・受援体制の整備を進めていく中で、広域避難の活動方針、活動要領等についての検討を行います。また、広域かつ大規模となる住民の避難行動を支援する方策として、バスを移送手段とした避難方法について、バス事業者との協定の締結、バスを用いた広域避難の実証実験の実施など検討を進めていきます。

次に、熊野灘沿岸部を中心として、各地に建立された津波到達点を表した碑や津波供養塔は、過去に津波が到達したことを示す貴重な歴史遺産です。また、市町村史をはじめとする史料には、当時の被害の様相を伝える貴重な記録が記されています。地域に残された過去の津波痕跡や教訓を防災啓発素材として活用し、県民の皆さんへの意識啓発に取り組んでいきます。

なお、選択・集中テーマの中でも、前述した「住宅の耐震化」と本項で述べている「津波避難」、この2つは「緊急地震対策行動計画」から引き継ぐ、基本的かつ最重要の課題、そして将来にわたって永続的に取り組むべき課題です。そのため、「防災教育を通じて、次世代の防災の担い手を育てる」の項においても後述しますが、「防災ノート」を活用するなど、学校、家庭における防災教育にも力を入れることにより、住民一人ひとりが主体となった津波避難の取組を進めていきます。

最後に、ハード対策については、国の報告書においても、「海岸保全施設等のハード対策や確実な情報伝達等のソフト対策はすべて素早い避難の確保を後押

しする対策として位置づけるべきものである。」とし、さらに「海岸管理者等は、既存の海岸堤防等について、津波到達前に機能を損なうことがないように、耐震対策を行う必要がある。」と、対策の必要性を指摘しています。海岸堤防や河川堤防について、脆弱箇所計画的な補強対策や耐震対策に取り組んでいきます。

3 重点行動項目

- ① 津波避難に関する三重県モデルの促進
- ② 海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討
- ③ 大規模移送にかかるバス事業者との協定の締結
- ④ 地域の津波遺産継承のための過去の津波痕跡・教訓の発掘
- ⑤ 防災ノート等の活用による防災教育の推進（再掲）
- ⑥ 海岸堤防における地震・津波対策の推進
- ⑦ 河川堤防における地震・津波対策の推進

行動項目				主担当部
■津波避難に関する三重県モデルの促進 住民一人ひとりが作成する「Myまっぷラン」等を活用し、地域全体での津波避難計画づくりへの支援を行うことにより、地域における津波避難体制の整備を進める。				防災対策部 (他の取組主体) 県民 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
「Myまっぷラン」等取組市町数	4市町	19市町	19市町	
■海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討 県北部に広がる海拔ゼロメートル地帯では、津波発生時、市町境を越えての広域避難が必要となる可能性が高いことから、広域避難体制のあり方や手続きなどの検討を進める。				防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
広域避難に関する具体的な活動内容を記した活動要領の作成	—	作成完了	—	

行動項目				担当部												
<p>■大規模移送にかかるバス事業者との協定の締結</p> <p>観光客等帰宅困難者*や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等と協定を締結するなど、災害時における輸送手段の確保を図る。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 事業者												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バス事業者等との協定の締結</td> <td>—</td> <td>締結完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	バス事業者等との協定の締結	—	締結完了	—				
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
バス事業者等との協定の締結	—	締結完了	—													
<p>■地域の津波遺産継承のための過去の津波痕跡・教訓の発掘</p> <p>過去の津波痕跡や教訓を発掘し、県民への意識啓発、地域での継承に活用するため、啓発素材等を作成する。</p>				防災対策部												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発素材作成件数(累計)</td> <td>—</td> <td>2件</td> <td>5件</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	啓発素材作成件数(累計)	—	2件	5件				
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
啓発素材作成件数(累計)	—	2件	5件													
<p>■防災ノート等の活用による防災教育の推進（再掲）</p> <p>公立小中学校及び県立学校の児童生徒を対象に防災ノート等を活用した防災教育を実施する。また、私立学校についても、積極的な活用を促していく。</p>				教育委員会 環境生活部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災ノート等を活用した防災教育を実施している公立学校の割合</td> <td>98.3%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	防災ノート等を活用した防災教育を実施している公立学校の割合	98.3%	100%	100%				
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
防災ノート等を活用した防災教育を実施している公立学校の割合	98.3%	100%	100%													
<p>■海岸堤防における地震・津波対策の推進</p> <p>大規模地震発生時の津波からの被害軽減を図るため、海岸堤防等の海岸保全施設について、脆弱箇所の補強対策及び耐震対策を実施するとともに、必要な整備を進める。</p> <p>さらに、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、津波対策の検討を進める。</p>				農林水産部 県土整備部												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地・漁港海岸保全施設等整備延長(累計)</td> <td>1,983m</td> <td>4,134m</td> <td>4,604m</td> </tr> <tr> <td>脆弱化した海岸堤防の補強対策箇所(累計)</td> <td>55箇所</td> <td>200箇所</td> <td>200箇所</td> </tr> </tbody> </table>					目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	農地・漁港海岸保全施設等整備延長(累計)	1,983m	4,134m	4,604m	脆弱化した海岸堤防の補強対策箇所(累計)	55箇所	200箇所	200箇所
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
農地・漁港海岸保全施設等整備延長(累計)	1,983m	4,134m	4,604m													
脆弱化した海岸堤防の補強対策箇所(累計)	55箇所	200箇所	200箇所													

行動項目		主担当部									
<p>■河川堤防における地震・津波対策の推進</p> <p>県が管理する河川堤防のうち津波浸水予測区域内の堤防について、津波の河川遡上による被害を軽減させるため、脆弱箇所の補強を行うとともに、河川改修に合わせた耐震対策を進める。</p> <p>さらに、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、津波対策の検討を進める。</p>		県土整備部									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脆弱化した河川堤防の補強対策箇所(累計)</td> <td>0箇所</td> <td>101箇所</td> <td>183箇所</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	脆弱化した河川堤防の補強対策箇所(累計)	0箇所	101箇所	183箇所		
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)								
脆弱化した河川堤防の補強対策箇所(累計)	0箇所	101箇所	183箇所								


コラム
日頃からの防災意識が園児を救った（岩手県）

海岸から約 500m離れた野田村保育所（岩手県）は、訓練どおりに避難して園児 81 人、職員 14 人全員が無事でした。

指定避難場所は、約 1 km 離れた高台にある広場。事前に、避難の中間地点にある農家宅を、移動中の一時避難先にさせてもらうよう農家に交渉。裏の畑を通らせてもらう許可も得て、指定避難場所に近道できるようにしていました。

また、乳児 10 人が乗れる手押し乳母車「避難車」も購入。毎月の避難訓練では、園児たちに道を覚え込ませていました。

3月 11 日は偶然にも、昼寝の後、避難訓練を行う予定でした。園児たちを起こし着替えさせているときに、地震が発生。職員は急いで園児に上着を着せ、0歳児 2 人はおんぶし、1歳児 9 人は避難車へ。2～5歳児は列になって走りました。

15 分後にはいつもの訓練どおり、農家宅に到着。その後、みんなで畑を通って、指定避難場所に避難しました。

保育所は流失、職員の車もすべて流されました。

現在の保育所は、以前より 1 km ほど内陸にある 17mの高台に移転。以前と同じように園児たちの明るい声が響いています。

岩手県「東日本大震災津波の記録」等より



インタビュー

山本 浩平氏（熊野市有馬町 中の茶屋・サントウン自主防災会 会長）

東日本大震災までは、私の住んでいる地域に津波は来ないと考えていました。しかし、震災後、何度もテレビで放映される映像を見て決して他人事ではないのだと、大きく考えが変わりました。南海トラフを震源域とする大地震が起きたならば、この地域にも当然、大津波が押し寄せる危険があります。命を守る方法を考えなくてはならないと思うようになりました。

そうした中、市の防災担当者の勧めもあり、自分で自分の命を守るツールの一つとして、地域でMyまっぷランを活用した津波避難計画づくりを始めました。

Myまっぷランの作成においては、ただ単に避難経路の色塗りをするだけでなく、実際に避難ルートを自分で歩き、「この電柱は大丈夫か」、「この橋は地震の後に渡れるか」など確認する作業を行うので、おのずと危険箇所が見えてきます。さらに、危険箇所は整備していく必要があるという課題も見えてきます。そして地域住民でそれらのことを話し合い、検証していく作業を行います。できあがったMyまっぷランは、自分の命を守る「道しるべ」となり、また、意識を大きく変えるツールになります。

普段、まちの中を歩いても、何も考えないことが多かったのですが、目的を持ったまち歩きを通して、災害時にこの道は本当に大丈夫なのかなど、「見る」から「視る」という感覚に変わってきたことを実感しています。

住民すべてが同じ意識を持つには、まだまだ時間がかかりますし、Myまっぷランを作成してもそれが生かされなければ、ただの地図になってしまいます。津波避難を含めた防災意識の向上には、やはり訓練を続けていくしかないと思います。災害が発生した時に、自分の命を守るため、いち早く避難することの大切さを学び、それを実践できるよう、今後も地域の課題として取り組んでいきたいと考えています。



（タウンウォッチング）



（ワークショップ）



（避難経路）

4 基本方針Ⅲ：「防災意識」を「防災行動」に結びつける

選択・集中テーマ① 「防災人材が地域で活躍するための対策を進める」

1 現状と課題

震災直後に県民の皆さんの防災意識は急速に高まりました。しかしながら、現在、この防災意識が早くも薄れつつあります。

県が実施している「防災に関する県民意識調査」によれば、平成23年度の調査では、77.1%の人が、震災発生後に「防災に非常に関心を持った」と回答しました。その後の意識変化を調べたところ、「震災発生時に持った危機意識を今も変わらず持ち続けている」人の割合は、平成24年度で39.4%、平成25年度では35.0%と低下した一方、「時間の経過とともに危機意識が薄れつつある」人の割合は、平成24年度で41.9%、平成25年度では45.0%と増加傾向を示しています。

選択・集中テーマでは、最初のテーマとして「住宅の耐震化」を、次に「津波避難」を掲げています。

住宅の耐震改修や家具固定を行う。津波から率先して避難する。これらはすべて「防災意識」の高さに大きく左右される「防災行動」です。

防災意識の高さこそが、身を守り、命を守ることに繋がります。

このため、県では、県民の皆さんの防災意識を高めることを目的として、防災啓発に取り組んできました。

地域や住民が主体となった取組紹介を中心とした啓発番組の放送、地域に根ざした内容となるよう市町等と連携した防災フォーラムの開催、個人備蓄の促進に向けた啓発活動の実施、さらには専門員、指導員による地域での防災講話、防災啓発車（地震体験車）の派遣など、取りうる手段を尽くして啓発に取り組んでいるところです。

また、これまでに、みえ防災コーディネーター*の認定や三重のさきもり*の養成など、地域に多くの防災人材を輩出してきています。

しかしながら、すべての県民の皆さんの意識を、防災人材のレベルにまで高めるのは容易なことではありません。前述した意識調査の結果は、そのことを物語っています。

そこで、これまでに育成してきた防災人材が核となって、周囲の人々の意識に訴える、周囲の人々を活動に誘う、周囲の人々とともに行動するなど、具体的な活動を通じて、県民の皆さんの「防災意識」を高め、「防災行動」へと結びつけていくことが重要となります。

「津波避難に関する三重県モデル」や「避難所運営マニュアルの策定」の取組についても、コーディネーターやさきもり等の防災人材が主体となって、県内各地域への水平展開を図っていく、そうした仕組みを構築する必要があります。

さらに、防災人材という視点で見れば、地域だけでなく、例えば大学等においても、すでにそれぞれの専門分野をもつ研究者が防災分野において活躍されています。

実際、学校や地域における防災の取組は、三重大学の研究者に多くの役割を担っていただき支えられている、という面があります。

このように、県内には地域や大学に多くの人材や研究者、加えて防災意識の向上や防災行動の促進に資するさまざまな研究成果や資料、資源等がありますが、現状として、こうしたリソースを十分に生かしきれているとは言えません。防災人材の育成と活用、新たな人材資源の発掘と活用、さらに防災人材の連携と交流等、リソースを生かした施策展開ができるための新たな枠組みを構築することが必要です。

なお、地域防災の重要な一翼を担っているのが、企業です。

企業に勤める働き盛りの従業員や、堅牢な事業所の建物、保有するさまざまな資機材等は、発災時に大きな力となります。加えて、県内には約 800 軒の宿泊施設が立地し、宿泊可能人員は6万人近くにのぼるなど、その収容力の高さや施設の備蓄等は大きな支えになると考えられます。地域防災において、企業が果たすべき役割や責務についての理解を促進するため、企業防災人材の育成についても取り組んでいく必要があります。

県内には、企業防災力の強化、発災時における企業と地域・行政の相互支援等を目的として、「みえ企業等防災ネットワーク*」が立ち上がっています。現在、同ネットワークにおいて、企業防災人材の育成のほか、会員企業のBCP策定の支援等を進めており、新たに、地域との連携を強化するための検討も始まったところです。

前述した防災人材をはじめ防災に関連するさまざまなリソースの活用等に関する新たな枠組みにより、同ネットワークの取組を支援するなど、企業における防災人材が地域の防災力向上に寄与していくための取組も進めていく必要が

あります。

2 取組方針

三重県と三重大学が中心となり、①地域防災の担い手として、課題解決能力を持ち、実践することができる人材の育成、②学校防災に主体的に取り組むとともに、学校と地域を結ぶことができる人材の育成、③災害対応の最前線に立つ市町職員を対象とした系統的な人材の育成等を行うとともに、こうした人材の積極的な活用を図る新たな枠組みとして、「みえ防災・減災センター（仮称）」を設立します。

同センターを中心として、市町職員、教員、自主防災組織リーダーの研修等を実施するとともに、直ちに地域、学校、企業等の現場で活躍できる環境を創出していきます。

なお、「みえ防災・減災センター（仮称）」は、防災人材の育成・活用だけでなく、調査研究や防災資料の収集などを行うこととし、県内他大学や他県とも連携しながら、さまざまなリソースの有効活用をめざします。

また、東日本大震災では、女性の着替えや洗濯、授乳、トイレ、入浴など避難所生活における女性への配慮の欠如が、大きな課題とされました。こうした教訓もふまえ、現在2割程度であるコーディネーターに占める女性比率を高めるため、女性を中心とした防災人材の育成に取り組み、防災現場における男女共同参画の促進を図るなど、課題解決に直結する取組を、この新たな枠組みを活用して進めていきます。

次に、企業防災人材の育成・活用についても、この枠組みの中で、「みえ企業等防災ネットワーク」と連携しながら、BCPの策定支援や地域防災における企業の役割の検討等を通じて進めていきます。

さらに、「津波避難に関する三重県モデル」や「避難所運営マニュアルの策定」の取組については、取組主体である地域や住民を支援できるよう、コーディネーターやさきもり等への実地研修等を実施します。

3 重点行動項目

- ① 「みえ防災・減災センター（仮称）」による防災人材等リソースの活用
- ② 市町、地域、企業等における防災人材の活動支援
- ③ 女性防災人材の育成
- ④ 津波避難に関する三重県モデルの促進（再掲）
- ⑤ 三重県避難所運営マニュアル策定指針*の活用促進

行動項目				主担当部								
<p>■「みえ防災・減災センター（仮称）」による防災人材等リソースの活用</p> <p>三重県と三重大学が中心となって、「みえ防災・減災センター（仮称）」を創設し、市町や企業、県内他大学との連携・参画を進めながら、それらを結びつける「防災ハブ機能」を持たせるとともに、他県や国の研究機関等とも連携し、県内外のリソースを集結して「シンクタンク機能」も持たせながら、防災人材の育成と活用、調査研究、情報の収集と発信、地域・企業支援等に取り組む。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新たに育成した人材が地域等を支援した回数</td> <td>—</td> <td>3回/年・人</td> <td>3回/年・人</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	新たに育成した人材が地域等を支援した回数	—	3回/年・人	3回/年・人	
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
新たに育成した人材が地域等を支援した回数	—	3回/年・人	3回/年・人									
<p>■市町、地域、企業等における防災人材の活動支援</p> <p>地域の防災・減災取組に関するニーズと防災人材を結びつける場を設けるとともに、OJTにより育成した防災人材のフォローアップ、スキルアップを支援し、地域での活躍に結びつける。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修会開催回数</td> <td>3回/年</td> <td>3回/年</td> <td>3回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	研修会開催回数	3回/年	3回/年	3回/年	
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
研修会開催回数	3回/年	3回/年	3回/年									
<p>■女性防災人材の育成</p> <p>主に女性を中心となって活躍している専門職の職員や地域で先導的立場にある女性を対象として、それぞれの職場や避難所運営の防災現場など、さまざまな場面において、女性の視点で主体的に活動し、リーダーシップを発揮できる人材を育成するとともに、育成した人材のネットワークを構築し、相互の連携と継続的な活動を支援する。</p>				防災対策部								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育成人数(累計)</td> <td>53人</td> <td>230人</td> <td>350人</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	育成人数(累計)	53人	230人	350人	
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
育成人数(累計)	53人	230人	350人									

行動項目				主担当部
<p>■津波避難に関する三重県モデルの促進（再掲）</p> <p>住民一人ひとりが作成する「Myまっぷラン」等を活用し、地域全体での津波避難計画づくりへの支援を行うことにより、地域における津波避難体制の整備を進める。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
「Myまっぷラン」等取組市町数	4市町	19市町	19市町	
<p>■三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進</p> <p>東日本大震災の教訓をふまえ、さまざまな避難者に対応するため、平成24年度に改定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の活用促進を図る。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
取組市町数	—	15市町	29市町	



女性を中心とした専門職防災研修

選択・集中テーマ② 「防災教育を通じて、次世代の防災の担い手を育てる」

1 現状と課題

東日本大震災では、改めて防災教育の大切さが明らかになりました。

多くの犠牲者が出た一方で、日頃の防災教育の積み重ねにより、津波から生き延びることができた児童生徒の避難事例も多く報告されています。

南海トラフ沿いでは、過去概ね 100 年から 150 年の周期で繰り返し、地震、それに伴う津波が発生してきました。このように人の一生のスパンを超える頻度で発生する大規模災害に正しく対応するためには、長期的な視野を持ち、震災の教訓、そして防災教育で学んだことを、親から子へ、子から孫へと、継承していくことが重要です。

防災教育を受けた、三重の子どもたちが、10 年、15 年経って大人となり、自分自身が地域防災の担い手として活躍・貢献するようになったとき、また、親として自分たちの子どもの世代に防災教育の教えや学びを引き継いでいくようになったとき、「防災の日常化」のあるべき姿がようやく実現したと言えるのではないかと思います。

前述の「防災人材が地域で活躍するための対策を進める」における取組を、いわば「防災人材の水平展開」とすれば、本項のテーマ「防災教育を通じて、次世代の防災の担い手を育てる」における取組は、「防災人材の垂直展開」と呼ぶことができるでしょう。

三重県では、東日本大震災の発生を受け、学校における防災対策・防災教育を根本的に見直すため、平成 23 年 12 月に、「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について〈指針〉」をまとめました。

この指針では、「災害発生時に備えた教職員の育成」、「防災教育の充実」、「地域との連携」など、学校における防災対策・防災教育に取り組んでいくための課題を分類しました。そして、それぞれの課題に対して、見直しや取組の強化を行う等、具体的な取組を進めているところです。

学校防災の取組を強力に推進していくためには、教職員の防災に対する意識の向上、災害発生時の教職員の役割分担、学校防災に取り組んでいくための体制づくりなど、それぞれの学校が主体的に活動を展開していくことが重要です。

そこで、平成 24 年度から、すべての公立小中学校、県立学校を対象として、専門的な防災の知識やスキルを持つ学校防災のリーダーとなる教職員の養成に

取り組んでいます。この学校防災リーダー*を中心として、学校現場での取組を進めていくことが必要です。

次に、児童生徒に対する防災教育については、従前より、防災教育副読本や防災教育用ビデオの作成・配布など、一定の取組を進めてきました。しかし、東日本大震災が発生し、その甚大な被害を目の当たりにしたとき、従前の取組ではあまりに不十分であることを痛感したことから、改めて急務の課題として、県内すべての児童生徒に防災教育を実施するため、平成24年2月に、三重県独自の防災教育の教材として「防災ノート」を作成し、県内の私立学校を含むすべての学校に対して配布を行ったところです。

この「防災ノート」は、①児童生徒が、地震及び津波による危険や避難方法、家庭での防災対策を知り、自らの命を守るためにはどうすればよいかを考え、行動する力を育成すること、②児童生徒と保護者がともに家庭で防災ノートに取り組むことにより、家族の防災意識の向上と家庭の防災対策の充実を図ること、この2点を目的としています。

引き続き、「防災ノート」を活用した防災教育の充実が図られるよう取り組み、三重県の重要な防災対策の一つとして、しっかりと定着させる必要があります。

学校と地域との連携については、「平成24年度学校防災取組状況調査」の結果によれば、地域と連携した取組を実施した学校は全体の64.9%であり、平成23年度と比較して9.0ポイント上昇しました。自主防災組織や自治会など地域と連携した取組を進める学校が増えてきています。

防災教育が行われる場所は、学校だけではありません。というより、学校だけでは真の防災教育はできません。引き続き、家庭や地域とも連携して防災教育に取り組んでいくことが必要です。

なお、三重県では、学校における防災の考え方をはじめ、平常時に行っておくべき備え、災害発生時の対応、避難所として学校が果たすべき役割、こころのケアなど、平常時、災害発生時、そして学校再開・復旧に至るまでを内容とした「学校における防災の手引き」が平成22年3月に策定されています。

東日本大震災の発生を受けて、今後、この手引きについても、見直し・改訂を進めていく必要があります。

2 取組方針

学校における防災対策・防災教育を推進するため、学校防災リーダーの養成については、異動等に伴い不在となった学校を対象に、新しいリーダーの養成に取り組むほか、これまで養成してきたリーダーのスキルアップにも取り組んでいきます。

「防災ノート」等を活用した防災教育の推進については、防災学習をより効果的に実施するため、今までの取組の成果や課題、学校からの改善要望等をふまえて内容の見直しを行うなど、必要な取組を進めていきます。

学校と地域が連携した取組については、国の報告書においても、具体的に実施すべき対策として、「児童生徒等による地域防災活動への参画や学校と地域との連携を促進する必要がある。」と位置づけています。引き続き、学校・家庭・地域の連携による防災対策を促進するため、保護者や地域住民等との合同の避難訓練や防災学習の実施など支援を行っていきます。

そのために、テーマ「防災人材が地域で活躍するための対策を進める」の項で述べた「みえ防災・減災センター（仮称）」において、「防災ノート」と「Myまっぷらん」の円滑な連携が図られる仕組みを構築します。

また、「学校における防災の手引き」を活用した取組については、今回の地震被害想定調査の結果等をふまえ、現行の手引きの抜本的な見直し・改訂に取り組むとともに、各小中学校・県立学校での活用に向けた働きかけを実施していきます。

3 重点行動項目

- ① 学校防災リーダーの養成
- ② 防災ノート等の活用による防災教育の推進（再掲）
- ③ 防災に関する学校と地域との連携の推進
- ④ 「学校における防災の手引」の活用

行動項目				主担当部
■学校防災リーダーの養成 公立小中学校及び県立学校に、防災に関する知識、能力を持った教職員を各校1名以上配置し、中核となり、防災教育に取り組む。				教育委員会 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
学校防災のリーダーが中核となり 防災に取り組んでいる学校の割合	99.7%	100%	100%	

行動項目				担当部											
<p>■防災ノート等の活用による防災教育の推進（再掲）</p> <p>公立小中学校及び県立学校の児童生徒を対象に防災ノート等を活用した防災教育を実施する。また、私立学校についても、積極的な活用を促していく。</p>				教育委員会 環境生活部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災ノート等を活用した防災教育を実施している公立学校の割合</td> <td>98.3%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	防災ノート等を活用した防災教育を実施している公立学校の割合	98.3%	100%	100%						
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
防災ノート等を活用した防災教育を実施している公立学校の割合	98.3%	100%	100%												
<p>■防災に関する学校と地域との連携の推進</p> <p>公立小中学校及び県立学校において、保護者や地域住民等との合同の避難訓練、避難経路の確認、登下校時の児童生徒の安全確保等の取組を進める。</p>				教育委員会 (他の取組主体) 県民 市町											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合</td> <td>64.9%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合	64.9%	100%	100%						
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合	64.9%	100%	100%												
<p>■「学校における防災の手引」の活用</p> <p>地震・津波、風水害への備え及び対応、防災教育のあり方などを示した「学校における防災の手引」の見直し・改訂を行うとともに、県立学校や各市町教育委員会に活用を働きかける。</p>				教育委員会 (他の取組主体) 市町											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">「学校における防災の手引」の活用の働きかけ</td> <td>—</td> <td>29市町/年</td> <td>29市町/年</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>全県立学校/年</td> <td>全県立学校/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	「学校における防災の手引」の活用の働きかけ	—	29市町/年	29市町/年	—	全県立学校/年	全県立学校/年			
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
「学校における防災の手引」の活用の働きかけ	—	29市町/年	29市町/年												
	—	全県立学校/年	全県立学校/年												





インタビュー

川口 淳氏（三重大学大学院工学研究科 准教授）

（三重県防災会議専門部会 防災・減災対策検討会議 委員）

（三重県新地震・津波対策行動計画庁内検討 WG アドバイザー）

東日本大震災でマスコミに大きく取り上げられた「釜石の奇跡」は子どもたちに「想定を信じるな」「最善をつくせ」「率先避難者たれ」をしっかりと教育していた成果で「奇跡」として大きく報道されました。

しかしながら、これを単純に、防災教育の勝利と捉えるのは間違いです。というのは、釜石市以外にも東北地方では、30年から50年間隔で地震や津波により甚大な被害を受けており、家庭や地域では過去の津波被害の伝承が行われていました。このことが被害を最小限に抑えることができた大きな要因だと思います。

一方、三重県では、伊勢湾台風の教訓は伝承されていますが、地震や津波については、伝承されているとは言い難い状況だと思います。前回、三重県が大きな被害を被ったのは、昭和19年の東南海地震です。戦時中の情報統制下での発生であったこと、すでに発生から70年が経過し体験を語ることのできる方が少なくなっていることなどが、伝承を困難にしている原因です。

そこで、まず学校で防災教育を実施し、子どもたちの意識を変えます。子どもは、すべてのことに対し経験が少ないので災害の怖さを素直に受けとめることができます。一方、親世代はこれまでの人生の中で被災経験が乏しいので、すぐに意識は変わりませんが、子どもを守りたいという親の意識を刺激することで、結果的に親世代へ防災意識を伝達することができるのです。

三重県教育委員会が作成した防災ノートは、教育現場、家庭に対して強いインパクトを与えたと思います。防災ノートの目的は、すべての子どもに生き残ってほしいというメッセージを伝えるためのものです。そのため、子どもが自分で気づき考え行動するためのエッセンスが記載されています。平易な形で、子どもと一緒にページをめくるものを提供したことは非常に意義のあることであったと思います。今後は、定期的に見直し、現場の先生たちにとって使いやすいものに改定していき、生きた道具にする必要があります。また、長く学校現場が大事に使って、継続していくことも重要です。

Myまっぷランは、防災ノートと同じように自分で生き残る方法を考える道具の一つです。行政が用意している避難場所は、すべての人にとって最良の場所であるとは必ずしも言えません。個人、家庭、地域がより安全な場所はどこか、どこを通過してそこへ行くべきかを考えることがMyまっぷランの取組です。

防災ノートもMyまっぷランも、災害を自分のこととして考え、自分たちで真剣に考えるプロセスが凝縮されています。防災ノートとMyまっぷランの取組を私たちの子どもたち、孫たちにつないで、災害に強い人とまちをつくりましょう。

（平成26年1月インタビュー）



5 基本方針Ⅳ：災害時に特別な配慮が必要となる人々への対策を行う

選択・集中テーマ① 「命が危ぶまれる災害時要援護者への対策を進める」

1 現状と課題

(1) 障がい者

東日本大震災において、聴覚障がい者、視覚障がい者、肢体不自由者など、障がいを持つ方の死亡率は、全体の死亡率の約2倍となっており、避難行動を見ても、自力避難困難者の6割が避難所まで避難しておらず、また、2割の人が避難したくてもできなかったという調査結果が報告されています。

[図 東日本大震災で被害にあった障がい者数]

	全体			障がい者		
	死者	人口	死亡率	死者	人口	死亡率
岩手県（7市町村）	3,315	182,115	1.8%	207	10,827	1.9%
宮城県（11市町）	7,671	539,877	1.4%	1,040	25,446	4.1%
福島県（9市町）	1,867	522,155	0.4%	141	31,236	0.5%
計（27市町村）	12,853	1,244,147	1.0%	1,388	67,509	2.1%

死者：各自治体への問合せによる。なお各市町村で集計時点が異なる。

※陸前高田市（岩手県）、仙台市・気仙沼市（宮城県）は障がい者死者数が問合せ時点で不明のため、上記に含まれていない。

人口：平成22年国勢調査

日本障害者リハビリテーション協会「ノーマライゼーション（2011年11月号）」より

障がい者は、素早く身を守る行動をとることが困難であるほか、津波警報が聞こえなかったり、災害や避難そのものの意味を理解できなかったりする場合があります。

実際に障がいを持たれている方の言葉を借りれば、「支援者なしに自らの命を守る術がない障がい者にとっての最大の自助は、『助けて』と訴えることである。」と言います。行政や地域には、障がい者が災害発生時に命が助かることをあきらめず、何の気兼ねもなく「助けて」と訴えることができる環境をつくること、そしてその声に応え、障がい者の命をしっかりと守り抜く責務があると考えます。もちろん障がいの程度はさまざまであり、すべての障がい者がそうというわけではありません。しかし、障がい者ができる「自助」には限界があることは紛れもない事実です。

さらに、命が助かって避難所に避難できたとしても、健常者でも不便を強いられる避難所生活は、障がい者にとっては、さらに困難な生活環境となります。通路等の移動や、トイレ・入浴等にかかるバリアフリー環境が十分に整備されていない場合には、支援者の存在が必要となります。日常生活上の連絡（食事

や掃除の時間等)も、目や耳が不自由である場合、十分に伝わりません。必要な支援が受けられないまま、避難生活の中で体調が悪くなるなど、場合によっては震災関連死につながる危険性が高まり、せっかく助かった命をつなぎとめることができなくなります。

また、障がい者や後述する高齢者等の避難支援において直面する課題として、個人情報取り扱いという大きな障壁があります。

災害時要援護者対策において先進的な取組を進めている伊勢市では、援護を要する障がい者や高齢者等から、事前に同意を得た上で、必要な個人情報の提供を受ける仕組みを構築し、三重県聴覚障害者支援センター(以下「支援センター」という。)との間で「災害時における聴覚障がい者支援に関する協定」を締結しています。こういった手続きを経て、災害時に、同市は支援センターに対して災害時要援護者登録台帳(聴覚の部位に障がいを有する者)の写しを提供し、支援センターは聴覚障がい者の安否確認及び避難所支援等を実施することが可能となっています。

これまで個人情報保護のハードルを越えるためには、このような市町の創意工夫が必要とされましたが、平成25年6月に災害対策基本法の改正が行われました。この法改正により、災害時要援護者のうち、特に避難行動に課題がある「避難行動要支援者」(災害対策基本法第49条)について、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、

- ① 名簿の作成を市町村に義務づけるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること。
- ② 要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること。
- ③ 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること。
- ④ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、情報漏えい防止のため必要な措置を講ずること。

など、名簿作成や活用の際の個人情報の取り扱い要件が緩和されました。

障がい者や高齢者等の避難について、自主防災組織や消防団*、地域住民等で支援する体制を構築しようとしても、名簿の整備、支援者との共有が思うようにできず、取組が進んでいかない地域がありました。これを解消できる環境がようやく整いつつあります。

しかしながら、一方で実際の避難支援に際しては、支援者の確保などの課題も残されています。「支援する人がいない」、「支援する人が決まっても、必

ずその人が支援できるとは限らない」という声、さらに、支援にあたっては専門的な知識やケアが必要とされる場合があり、「障がいの種別や度合いがさまざままで、そもそもどうやって避難させるのかが分からないし、決められない」といった声も、地域からは聞かれます。支援者が避難支援に時間を要し、障がい者とともに逃げ遅れて犠牲になるような事態が生じることも懸念されています。

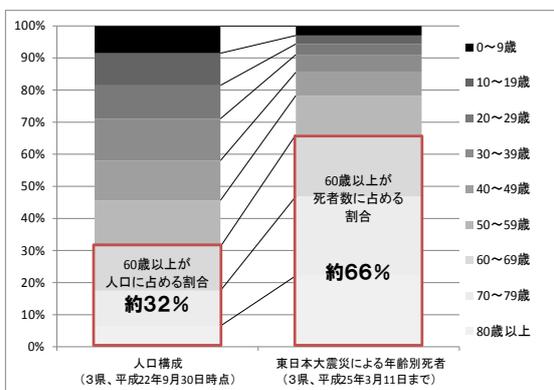
また、要援護者の避難支援を補助するための支援用具の存在も重要です。県では、けん引式車いす補助具の啓発に企業と連携して取り組むなど、支援者のための補助具の開拓を進めていますが、このような開発はまだ始まったばかりであり、さらなる商品開発の促進を図るとともに、普及に努めていく必要があります。

(2) 高齢者

東日本大震災において被害が大きかった岩手県、宮城県、福島県での死亡者の年齢構成は、警察庁の統計によれば、60歳以上の高齢者が全体の約66%（10,360人）を占めています。また、復興庁がまとめた別の統計では、津波等から命を守ることができても、その後の避難生活における過度のストレス等により、2,634人が亡くなって震災関連死と診断され、そのうちの約9割の方が66歳以上であったと報告されています。

〔図 東日本大震災における年齢別の死亡者の割合〕

〔表 東日本大震災における震災関連死者数〕



県	計	年齢別		
		～20歳	21～65歳	66歳～
3県計	2,634	5	287	2,396
岩手県	389	1	48	340
宮城県	862	1	109	752
福島県	1,383	0	121	1,262

(単位：人)

警察庁「東北地方太平洋沖地震による死者の死因等について」より

復興庁「東日本大震災における震災関連死の死者数」(平成25年3月31日現在調査結果)より

震災関連死の主な原因（複数回答）については、①避難所等における生活の肉体・精神的疲労（33%）、②避難所等への移動中の肉体・精神的疲労（21%）、③病院の機能停止（転院を含む）による既往症の増悪（15%）と続き、死亡時期については被災後3か月以内に986人が亡くなっています。また、自宅や病院、介護施設等で亡くなっている方も多く、震災直後の避難行動・避難生活による肉体・精神的疲労が、ある程度生活環境が落ち着いた後でも影響として残

り、体調が回復しなかったことが想像されます。

三重県においても、総人口 1,854,724 人（平成 22 年国勢調査）のうち、老年（65 歳以上）人口が 24.3%（447,103 人）を占め、約 4 人に 1 人の割合となっています。津波到達時間の短い県南部地域における高齢化率は特に高く、本県でも高齢者に多数の犠牲者が出ることを懸念されます。

次に、避難所等での生活段階においても、支援が必要となる要介護高齢者、認知症高齢者などに対する支援体制は特に重要となります。専門的なケアや高齢者特有の生活必需品や補助器具類の確保などが、命をつなぐために必要となります。

また、比較的健康的な高齢者でも、住み慣れた自宅から離れた生活が長く続いた場合は、心身にストレスがかかって体調が悪化するなど、震災関連死につながる危険性が高まります。

このような現状と課題がある一方、本県では、高齢者を災害時要援護者にしない取組が全国に先駆けて始まっています。高齢者の津波避難における課題は避難に要する時間です。特に津波到達時間の短い地域では、いかに早く、遠く、高く逃げられるかが生死を分けます。県南部の南伊勢町や紀北町では、三重大学の支援を受けて、高齢者の健康づくり、体力づくりを進めることで、結果的に津波避難に要する時間を短くするという取組を進めています。「高齢者対策＝防災対策」という発想です。こうした先進的な取組は、積極的に PR し他の市町にも広げていく必要があると考えています。

（3）外国人住民

これまでの震災の教訓から、外国人住民は、日本語が十分に理解できないために津波警報等の意味が分からず、避難行動に困難や支障をきたすことが課題とされてきました。また、震災後に東京都がまとめた「災害時における外国人への情報提供報告」では、外国人住民の約 4 割が来日まで地震未体験であり、日本語や日本の生活習慣にある程度慣れた人でも、その多くがパニックに陥り発災時にどうすればよいか分からなかったという、新たな課題が提起されています。

本県においても、平成 24 年 9 月に鈴鹿市で実施した総合防災訓練に参加した外国人住民からは、「『TSUNAMI』という言葉は初めて知った」という声を聞きましたし、平成 25 年 11 月に鳥羽市で行われた夜間避難訓練では、参加した市内在住の外国人から、「『高台』は、高いところという意味だと分かった」との声も聞かれました。

また、被害を逃れた後の避難所等での生活においても、外国人住民への情報伝達には配慮が必要です。特有の文化・生活習慣を持つ外国人と、避難所運営の管理者や他の日本人避難者との間で、共同生活でのルールやマナーをめぐり、トラブルが発生したことが過去には起きています。これらの教訓を受け、本県では、避難所での外国人とのコミュニケーションツールとなる、「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」を開発し、その普及に努めているところです。

岩手県、宮城県、福島県の外国人登録者数が約 32,000 人だったのに対し、三重県には、約 41,000 人の外国人住民が暮らしています。1 県で 3 県の合計を大きく上回っており、外国人住民に対する防災・減災対策の重要度は高いと言えます。

2 取組方針

(1) 障がい者・高齢者

災害時に特別な支援が必要な障がい者や高齢者については、

- ① 支援が必要な障がい者や高齢者の把握と名簿の作成
- ② 地域における個別支援計画の策定
- ③ 支援の確実性を高めるための対策

に取り組むことで、その命を救い、救った命をつなぎとめます。

具体的には、本県が進めている、My まっぷランを活用した「津波避難に関する三重県モデル」による個別避難計画づくりや、「避難所運営マニュアル策定指針」を活用した各避難所のマニュアルづくりの中で、要援護者の把握や対応を検討するとともに、関係団体・NPO等と連携して障がい者や高齢者の防災訓練への参画を促すことで、これら対策の実効性を高めていくこととします。

また、福祉避難所*の指定や、介護保険施設の相互支援協定の締結、障がい者施設の相互支援ネットワークを促進するなど、障がい者施設や高齢者施設等の理解・協力を得ながら、重度の要援護者への対策を講じます。

そして、これらの取組が円滑に実施されるよう、自主防災組織や消防団、地域住民等に障がい者の障がい特性を理解いただくための研修を実施することで、災害時に支援を行う際の対応力を高めます。

さらに、例えば、けん引式車いす補助具やハンモック型の運搬具など、要援護者の避難支援を補助するための支援用具について、避難訓練での試行やシンポジウムでの展示など、さまざまな機会を捉えた普及啓発により利用促進を図ります。また、新たな支援用具の開発についても「みえ防災・減災センター（仮称）」と連携して県内企業等に公募するなど、研究・開発を促進させるための取組を進めます。

(2) 外国人住民

外国人住民については、災害時に特別な支援を必要とする外国人を可能な限り減らすことを目的として、多言語による啓発や情報提供をはじめとする平時からの事前対策に、市町や企業、関係団体と連携して取り組んでいきます。

また、大規模災害が発生した際、本県では、三重県国際交流財団との協定に基づき、外国人住民への災害情報の提供や相談窓口等の役割を担う、「みえ災害時多言語支援センター」が設置されることとなります。支援を必要とする外国人住民への対策を円滑に進めるため、引き続き、「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の定着促進を図るとともに、新たなコンテンツの開発や訓練等の取組を関係団体やNPO等と連携して進めます。

○本編における災害時要援護者について

災害時要援護者の定義は、日本赤十字社「災害時要援護者対策ガイドライン」にあるとおり、一般的には、①心身障がい者、②認知症や体力的に衰えのある高齢者、③乳幼児 ④日本語の理解が十分でない外国人、⑤妊産婦や傷病者と広く解釈されますが、本編では、対象を、特に発災直後に特別な支援が必要な「障がい者」、「高齢者」、「外国人住民」に限定して記載しています。

3 重点行動項目

(1) 障がい者・高齢者

- ① 災害時要援護者の個別支援計画作成の促進
- ② 福祉避難所の指定等の促進
- ③ 介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設）の相互支援協定の締結促進
- ④ 災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施
- ⑤ 災害時要援護者支援用具等の利用促進及び新たな支援用具等の研究・開発促進

行動項目				担当部
<p>■災害時要援護者の個別支援計画作成の促進</p> <p>市町の災害時要援護者個別支援計画*が早期に完成するよう、支援を行う。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町
	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	作成済市町数	8市町	14市町	29市町
<p>■福祉避難所の指定等の促進</p> <p>市町における福祉避難所の指定、社会福祉施設等との協定締結、福祉避難所の代替となる災害時要援護者の避難場所の確保を促進する。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 市町
	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	福祉避難所または代替避難場所確保市町数	20市町	25市町	29市町
<p>■介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設）の相互支援協定の締結促進</p> <p>災害時において、施設間で入所者の避難等の相互支援が円滑に行われるよう相互支援協定の締結を促進する。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	働きかけを行った施設の割合	—	100%	100%
<p>■災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施</p> <p>自主防災組織や消防団、地域住民等を対象として、災害時要援護者の当事者自らが講師となった研修を実施するなど、障がい者の障がい特性についての理解を深めることにより、要援護者を支援する際の対応力を高める。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民
	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)
	研修実施回数	—	1回/年	1回/年

行動項目		主担当部													
<p>■災害時要援護者支援用具等の利用促進及び新たな支援用具等の研究・開発促進</p> <p>けん引式車いす補助具など、災害発生時の要援護者の避難支援を補助するための支援用具について、避難訓練やシンポジウムなど、さまざまな機会を捉えた普及啓発により利用促進を図るとともに、「みえ防災・減災センター（仮称）」と連携して県内企業等における新たな支援用具の研究・開発を促進する。</p>		防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普及・啓発回数(累計)</td> <td>—</td> <td>20件</td> <td>40件</td> </tr> <tr> <td>県内企業への公募の実施</td> <td>—</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	普及・啓発回数(累計)	—	20件	40件	県内企業への公募の実施	—	1回/年	1回/年		
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)												
普及・啓発回数(累計)	—	20件	40件												
県内企業への公募の実施	—	1回/年	1回/年												



はつらつ健脚運動（ゴムバンド体操）（南伊勢町）

(2) 外国人住民

- ① 外国人住民を対象とした防災啓発の実施
- ② 「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施
- ③ 避難所情報伝達キット - 絵表示・多言語 - 「つ・た・わ・るキット」の活用促進

行動項目				担当部
■外国人住民を対象とした防災啓発の実施 外国人住民向けの防災訓練を市町、市町国際交流協会、外国人労働者を雇用する企業等さまざまな主体と連携して実施する。また、こうした取組を、市町で継続し、日本人住民と外国人住民のより良い関係づくりや、将来災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる。				環境生活部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
外国人住民を対象とした防災訓練実施回数	2回/年	2回以上/年	2回以上/年	
■「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施 さまざまな主体の連携・協力による「みえ災害時多言語支援センター」を通じて、多言語による情報提供、外国人住民からの問い合わせへの対応等を行う。				環境生活部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
多言語情報提供を想定した図上訓練の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	
■「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進 避難所を管理・運営する立場にある行政担当者や自治会及び学校関係者等と、避難所の運営に関わる避難住民などが、ピクトグラム（絵文字）や多言語表示シート等を用い、外国人被災者に避難所生活に必要な基本となる情報（場所やルール等）を伝えるために作成した避難所情報伝達キットの市町への普及を防災訓練や研修を通じて行う。				環境生活部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
「避難所情報伝達キット」を活用した防災訓練実施回数	2回/年	2回/年	2回/年	



インタビュー

松田 慎二氏（特定非営利活動法人ピアサポートみえ 理事長）

（三重県防災会議専門部会 防災・減災対策検討会議 委員）

各自治会や自主防災組織で行われる訓練では、障がい当事者が参加する機会は多くありません。災害時に、どのように避難するのかは、障がいの程度や種類により変わります。支援をしていただく自主防災組織、消防、警察、自衛隊等の方々に、障がい者の生活状況や接し方などを知っていただく機会がまだまだ少ないのが現状です。



要援護者への支援は、障がい当事者とその家族を中心に置き、災害時に助ける側の人事前に学習する場が必要だと思います。

東日本大震災では、障がいの程度により避難所生活が難しく、一部の障がい当事者は、避難所ではなく壊れかけた家や車の中で避難生活をされたと聞いています。そのようなことから、福祉避難所の確保や周知も必要です。支援物資にしても、避難所には届きますが、避難所へ行けない人には物資が届かないので、アウトリーチ（公的機関等が行う地域への出張サービス）が必要となります。そのような支援が必要となる要援護者がいることを知りたいと思います。また、避難所となる学校の体育館などのバリアフリー化も重要な対策であると考えます。さらに、仮設住宅についても、バリアフリーが標準となるなど、要援護者のニーズにあった避難支援が大事であると思います。

災害時の「自助」と「共助」について思うことは、発災時には、確実に逃げ遅れるだろうということです。特に重度の障がい当事者の自助努力とは、当事者自身が諦めずに自らが「助けて」と声をあげることです。障がいの有無、程度、種類に関係なく「命」の重さや尊さは同じはずです。自分の命を守るために周囲の人たちに助けを求めることが「自助」なのです。

しかし、助ける側の人、時と場合によっては、助けられる側となる可能性もあります。「自助」と「共助」は、固定化できないつながりのある関係とも言えるのではないかと思います。

最後に、障がいのある方とそうでない方が、もっと出会いの場を持ち、お互いに知り合う機会が増えれば、より良い要援護者支援につながると考えます。

（平成26年1月インタビュー）



インタビュー

和田 京子氏

(特定非営利活動法人伊賀の伝丸^{つたまる} 代表理事)

東日本大震災での現場経験、そして被災地で実際に外国人支援を行った方々の話を聞き、痛感したことは、「人と人とのつながり」が「人の命に直接関わる大切なこと」だということです。日頃、外国人住民と地域がつながっていないければ、いざ災害時に外国人住民を助けることができません。

伊賀市では、私たち伊賀の伝丸と外国人住民とのつながりは出来つつありますが、地域の人たちとつながっているとまだまだ言えない状況です。大規模地震の発生が危惧される中で、両者をつなぐことが大きな課題です。

私たちが、平成23年度に県に提案した「災害にも強い多文化共生地域づくり事業」は、多文化のトラブルを未然に防ぎ、豊かで楽しい多文化のまちを地域の人々が作っていくための取組を支援する、というものです。

地域で暮らす外国人住民には、アクティブな若者も多く、彼らがまちづくりに参加してくれれば、災害時に外国人だからといって要援護者になるのではなく、支援者として、まちの力になることが期待できます。必要なことは「外国人住民も地域で暮らす仲間だ。」「一緒に楽しいまちにするんだ。」という地域住民の前向きな思いです。

そうした思いを応援するため、「多言語コミュニケーション応援キット」をつくりました。これは、「外国人住民も巻き込んだ地域づくりをしたいけれど、その手法が分からない」もしくは「うまくいかない」という声に応えるため、最初の仲間集めにはじまり、多文化イベントの企画・実施方法などが具体的に掲載されたものとなっています。多文化イベントの中では、防災ワークショップ「空き缶を使ってコンロを作ろう！」も紹介しており、防災意識を確認する絶好の機会ともなります。

防災に特化した取組だけでは、一過性で終わってしまう可能性があります。防災の要素も取り入れながら、外国人住民が地域とつながるための取組、人と人がつながるための取組を進めていきたいと考えています。



(多文化共生まちづくり
ひとつづくり講座の様子)



(多文化共生まちづくり
ひとつづくり講座の様子)

(平成26年1月インタビュー)

選択・集中テーマ② 「命が危ぶまれる観光客への対策を進める」

1 現状と課題

東日本大震災は、発生が3月初旬と観光客が比較的少ない時期であったことから、観光客の被災にかかる、大きな課題は顕在化しませんでした。しかしながら、もしも発生時期が観光客の多い時期であったとしたなら、沿岸部において多数の犠牲者が生じただけでなく、交通手段の喪失により、県外からの観光客が帰宅困難者となって被災地内で滞留し、大きな混乱を招いていたことが予想されます。

現在、三重県では、神宮式年遷宮の効果により、伊勢志摩地域を中心に本県を訪れる観光客が急増しています。平成25年に伊勢神宮を訪れた参拝者数は過去最高だった平成22年の883万人を大きく超え、前年比1.7倍の1,420万人に達するなど、今後も高い水準で推移することが見込まれます。また、若者や家族連れに人気のテーマパークも多く存在し、年間1,000万人を超える国内屈指の集客力を誇っています。

このように、本県は我が国有数の観光県であり、仮に南海トラフ地震の発生時期が観光の繁忙期や週末に重なった場合は、県内に多数の犠牲者や帰宅困難者が発生する事態が想定されます。

特に伊勢志摩をはじめとする沿岸部の主要観光地において津波を伴う地震が発生した場合、避難情報が的確に伝わらず、地理に不案内な観光客の避難行動に迷いや遅れが生じて、多数の犠牲者が発生する可能性があります。

また、地震や津波の発生後は、伊勢湾沿いの平野部や東紀州地域の多くの箇所道路や鉄道が途絶するとともに、高速道路は、安全点検と救出・救命のための緊急車両の通行を優先させるため、相当期間、一般車両の利用はできなくなることを想定されます。この結果、移動がままならない観光客は長期間、帰宅困難者として観光地に留まらざるを得なくなるものと思われれます。

東日本大震災の際、日本三景で知られる宮城県松島町では、役場や観光事業者による的確な避難誘導、避難所収容、帰宅支援が行われましたが、それでも約1,200人の被災観光客全員が帰宅できたのは、発災4～5日後だといえます。繁忙期ではなく、観光客が比較的少なかったにもかかわらず、これだけの期間を要しています。

特に、先の例に挙げた、多くの観光客が集中する神宮近辺は、宿泊施設が少ない上に、参拝者には高齢の観光客が多いことも加わって、帰宅困難者対策に深刻な事態が生じることが想定されます。

さらに近年は、交通網の整備により、近隣府県からの日帰りの観光客が増加しています。これらの府県は、本県同様に南海トラフ地震の発生による甚大な被害を受けている可能性があることから、自宅等の被害情報を入手できない観光客、通信の途絶により家族や友人等と連絡が取れない観光客などが早期の帰宅を求めてパニック状態に陥ることも予想されます。

東日本大震災を経験するまでは、「観光地が表立って防災対策に取り組むと、『危険な観光地である』という誤った理解を呼んで観光地のイメージダウンにつながる。」という声が多く聞かれました。

しかし、今回の震災は、観光地における防災・減災対策の実施を強く求めることとなりました。

例えば、本県では、伊勢志摩地域への修学旅行の誘致に積極的に取り組んでいます。誘致に携わる観光関係者によれば、「震災前は、観光資源の魅力の情報発信が主たるPR要素だった。震災後は、これらの要素に加えて、観光地における地震・津波対策など安全対策の実施状況を的確に説明できることが、誘致を働きかける学校や旅行エージェントから本県が修学旅行の適地として選ばれるための条件となってきた。」とのことです。

また、三重県防災会議専門部会「被害想定調査委員会」の委員を務めていただいている名古屋大学の山岡耕春教授は、「風光明媚な風景と災害の危険性は表裏一体である。安全が確保されている観光地こそが、観光地としての価値を向上させる。」と指摘しています。

観光地の安全・安心をPRできることが、観光地としてのブランド力を保ち、観光客を呼び込むための必須の条件になりつつあるのではないのでしょうか。

県では、県、市町、県民、観光事業者及び観光関係団体が協働して、観光産業を地域に密着した産業として大きく育て、本県の観光振興に取り組んでいくため、平成23年10月に「みえの観光振興に関する条例」を公布・施行しました。

条例の第19条では、「観光旅行の安全の確保」として、「県は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光地における防災対策、観光旅行における事故の発生の防止、観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供等に必要施策を講ずるよう努めなければならない。」とうたっています。

東日本大震災では大きく顕在化はしなかったものの、本県の防災・減災対策において重要な課題である観光客対策、この課題に対して、県や市町の行政機関、観光事業者、観光関係団体等の関係者が真剣に向き合い、互いに連携して

観光地の防災・減災対策に取り組む必要があります。

しかしながら、東日本大震災レベルの地震・津波を想定した観光地の防災・減災対策についての検討や取組は、全国的に見てもまだ緒についたばかりという状況です。

県内では、震災発生前の平成18年より、サーフポイントとして有名な志摩市の国府海岸を中心として、地元住民とサーファー、海水浴客等の海岸利用者等が主体となり津波避難訓練を繰り返し実施しているという先進的な取組があります。また、震災後の平成24年11月には、鳥羽市で実施した防災訓練において、観光地という地域特性を考慮し、観光客の避難誘導を想定した訓練も行われました。

そうした訓練の実績はあるものの、県内の現状としては、比較的取組が進んでいる観光地においても、高い防災意識を有した個々の観光事業者や団体、市町担当課単位の取組にとどまり、互いに連携して観光地として一体的に防災・減災対策に取り組める体制づくりには至っておらず、各々が対策を模索している状態ではないかと思われます。そして、観光地における対策をけん引し、中核となれる人材の育成も喫緊の課題とされています。こうした人材が中心となり、市町など地域と連携して、観光客への対応を想定した訓練等を継続して実施していくことが必要です。

また、観光客に対する情報提供も重要です。土地勘のない観光客は、例えば、津波から避難しようとするとき、どの方向へ逃げればよいのか、どこへ逃げればよいのかが分かりません。また、少しでも早く帰宅しようとする方々にとっては、道路通行や鉄道運行等にかかる情報が必要となります。避難に役立つ情報や帰宅支援に役立つ情報などを、さまざまな手段によって迅速かつ的確に伝達するための対策を講じていく必要があります。

2 取組方針

観光地における防災・減災対策の実効性を高めるための具体的な対策は、観光事業者、関係団体、地元自治体、地域等が主体的に講じることが前提となるものの、観光政策は本県の最重要施策の一つであり、県も広域的な視点から支援に取り組む必要があります。

そのため、まずは、各観光地が各々で課題を抱え、対策を模索しているという現状をふまえ、県と市町や各観光地の関係者が密接に連携できる場づくりから始めます。各々が抱える課題を共有し、個別具体的なテーマを設定して、皆

が一丸となって観光地の防災・減災対策を検討する体制を構築します。

検討するテーマとしては、例えば、修学旅行の誘致に向けたPR方法や、土地勘のない観光客の避難を意識した標識等の設置（観光客のための災害リスク情報の「見える化」）、あるいは、観光客が津波浸水予測図や避難所情報を入手できる携帯電話アプリの開発など多様な手段によりの確な情報提供を行うための対策の検討など、さまざまなものが考えられると思います。

特に、「多くの観光客が集中する観光地」、「高齢者や外国人に人気がある観光地」、「孤立に近い状況が一定期間継続することが想定される観光地」などから重点的に働きかけ、連携しながら必要な対策を検討し、対策を講じていきます。

帰宅困難者対策では、観光客の避難所への受入体制の整備をはじめとする、地域住民の理解と協力のもとで避難対策を講じることが不可欠であり、地域と一体的な避難対策の構築を支援します。また、災害時に水道水、トイレ、道路情報等の提供をしていただける災害時帰宅支援ステーション*の充実のほか、津波避難の項でも述べたバス事業者等との連携について、観光客対策も視野に入れた検討も並行して進めるなど、早期の帰宅支援について具体的な対策に取り組んでいきます。

さらに、こうした対策を進めるには、やはり各々の観光地において核となって動くことのできる「人」の存在が重要です。「みえ防災・減災センター（仮称）」とも連携しながら、現地での活動を最前線で担う、観光事業者・観光関係団体職員等に対する意識の啓発、スキルアップに取り組むとともに、これら人材が中心となって、市町など地域と連携して観光客の避難に資する訓練が実施されるよう、取組を促進していきます。

3 重点行動項目

- ① 主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり
- ② 災害時帰宅支援ステーションの協定締結の推進
- ③ 大規模移送にかかるバス事業者との協定の締結（再掲）
- ④ 観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成
- ⑤ 観光客への対応を想定した訓練の実施

行動項目				主担当部
<p>■主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり</p> <p>観光事業者や観光関係団体、市町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、津波からの避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための課題検討を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する。</p>				防災対策部 雇用経済部 (他の取組主体) 事業者 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
検討テーマ数(累計)	—	3テーマ	6テーマ	
<p>■災害時帰宅支援ステーションの協定締結の推進</p> <p>沿道に拠点を有する事業者との協定締結等により災害時帰宅支援ステーションの充実を図るなど、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
協定の締結	協定締結	協定の 適正管理	協定の 適正管理	
<p>■大規模移送にかかるバス事業者との協定の締結（再掲）</p> <p>観光客等帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等と協定を締結するなど、災害時における輸送手段の確保を図る。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
バス事業者等との協定の締結	—	締結完了	—	
<p>■観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成</p> <p>県内観光地の防災・減災対策を促進するため、観光事業者・観光関係団体の職員を対象として、意識の啓発や知識の習得など人材の育成に取り組む。</p>				防災対策部 雇用経済部 (他の取組主体) 事業者 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
研修会・セミナー等の開催回数	—	5回/年	5回/年	

行動項目				主担当部
■観光客への対応を想定した訓練の実施 地理に不案内な観光客が災害発生時の避難行動に迷いや遅れが生じないように、市町、観光事業者、観光関係団体等とともに、観光客への対応を想定した訓練の実施に取り組む。				防災対策部 雇用経済部 (他の取組主体) 事業者 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	



コラム

東日本大震災の発生後、全国に広がった観光行動の自粛

東北6県の登録旅館・ホテル285施設のうち、大規模損傷を被った8施設をはじめとする約4分の1の施設が営業停止となりました。その他多数の登録旅館・ホテルにおいても、施設の損壊等により限定的な営業を余儀なくされました。

さまざまな活動の自粛等もあり、直接の被災地だけでなく、それ以外の観光地においても旅行者が著しく減少するなど、各地域にとって深刻な状況となりました。

東日本大震災以降、3～4月の宿泊予約が東北地方で約61%、関東地方で約48%、全国では約36%の宿泊予約がキャンセルされました。

国内旅行については、主な被災地である東北方面ツアーはもとより、西日本から首都圏へのツアーキャンセルも相次ぎ、主要旅行業者の国内旅行取扱額が対前年同月比で31.5%の減少となりました。また、各地の観光関連施設についても、前年に比べて入込客数が減少しました。

さまざまな活動の自粛等を受け、観光庁では、観光に関する取組を行うことは被災地への応援にもなる旨、関係者に通知しました。

観光庁「平成23年版観光白書」より

コラム

風評被害の払拭に向けた観光関係者の取組

鳥取県西部地震（平成 12 年）では、震源地である境港市（鳥取県）の「出雲大社上道（あがりみち）協会」の拝殿の倒壊が大々的に新聞やテレビで報道され、これを多くの人が出雲大社そのものと勘違いし、出雲市（島根県）に局地的に被害が及びました。

能登半島地震（平成 19 年）でも、震源地から距離があり被害の少なかった観光地に風評被害が及びました。

被害払拭のため、輪島温泉旅館協同組合等による元気な輪島のPRが行われました。

また、同年7月の新潟県中越沖地震（平成 19 年）では、夏の観光シーズンを直撃し、海水浴客を中心に観光入込に大きな影響を及ぼしました。

地震発生直後は、新潟県内各地域の観光地の営業状況など「正確な情報」を、新潟県観光ホームページ、メールマガジン等を活用し、主に旅行エージェントやマスコミに随時提供するとともに、関係者への風評払拭に対する協力や取組を要請しました。

「誰が何に困ったのかリスト*」より

（中央防災会議地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会「地震対応の事例集」から作成）





インタビュー

山岡 耕春氏（名古屋大学大学院環境学研究科 教授）

（三重県防災会議専門部会 被害想定調査委員会 委員）

過去の災害で、多数の観光客が犠牲になったという例は起きていません。しかし、今まで起きていなかったことが起きるのが災害です。地震や津波は必ず発生しますが、三重県の観光地では「観光客の命を必ず守る」ための取組を進めておきましょう。

三重県に限らず日本の美しい景色は、自然の驚異と隣り合わせの魅力とも言えます。だからこそ、いつ起こるか分からない地震や津波の猛威に対しても、「全力で観光客を守る」と言える事前対策をしておくことが観光地では重要なのです。観光客をお迎えする皆さんが、災害について正しい知識を持っていることが、観光客の安心につながります。

そのことを広く知らしめることで、より観光地としての価値が高まります。ハザードマップ等によって災害のリスクを公表すると「観光客が減る」という考え方は時代遅れです。観光客の安全確保に取り組んでいる先進的な活動を、メディアにポジティブなイメージで伝えてもらうことが効果的です。

観光事業者や、ハザードマップを作成する市町、事例を発信するメディアが上手く連携していく取組を根づかせるため、最初は、県がモデルケースとして実施するなど、適切なきっかけづくりも必要だと考えます。例えば、三重県独自の観光検定や観光事業者向けの講習会を作り、その中で防災についてしっかり学ぶという取組も考えられます。

観光地で、観光客が自ら安全な場所に避難することができるよう、津波が来る場所でも標高をしっかりと示すということも有効でしょう。集客施設では、避難ルートを施設案内のマップの中に記載するくらい、徹底した観光客の避難対策を実施しましょう。

特に三重県では、海拔ゼロメートル地帯と県南部の海に面した地域における観光客の安全確保が今後、重要です。ぜひ、観光事業者、そしてメディアの皆さんは、ポジティブな意識で準備を進めていただければと思います。

住民だけでなく、観光客の命をも守る対策ができてこそ、観光地の価値も守られます。安全が確保できていない観光地では遊ばないというレベルにまで、我が国全体の防災意識が高まればと思います。

（平成26年1月インタビュー）



6 基本方針Ⅴ：発災後72時間の救助力・輸送力を強化する

選択・集中テーマ① 「命をつなぐ『災害対策本部機能・体制』を強化する」

1 現状と課題

災害が発生した場合、県や市町は災害対策本部を設置し、被害情報を収集しながら、消防、警察、自衛隊、海上保安庁など被災地内外からの応援機関等と連携して救助・救急等の応急対策活動を行うこととなります。

県ではこの応急対策活動を適切に行うため、東日本大震災や紀伊半島大水害等の教訓をふまえ、部隊制への組織改編をはじめとする災害対策本部体制の見直しを進めるとともに、県及び市町間の連携を強化するため、「三重県市町災害時応援協定」を見直すなど、県内の災害対策機能の強化に取り組んできました。

しかしながら、部隊制については、平常時業務と部隊活動の内容が一致していない部課が担う部隊活動にあっては、活動を担う職員の人材育成を含め、新たな体制が思うように浸透していかないなどの課題もあり、全庁が一丸となった防災態勢の構築に向けたさらなる取組が必要です。

また、大規模災害時には、自衛隊や海上保安庁をはじめとする救助機関や協定締結機関との速やかな連携による活動が必須であることから、これら機関に総合防災訓練等への参画を要請するなど、顔の見える関係づくりを進めているところです。

さらに、より重要な課題として、災害対策本部への職員参集があります。地震はいつ発生するかが分からず、勤務時間外に発生した場合、災害対策の指揮を執り、意思決定を行う幹部職員や具体的な活動の中核を担う職員がすぐには本庁舎に登庁できず、また連絡も取れないという事態に陥る可能性もあります。これらのことを考慮した上で、重要な意思決定や応急対策の開始に遅れが生じたりすることのない、柔軟な災害対策活動体制の構築を図る必要があります。

地方部への職員参集については、本庁と同様の課題に加え、参集場所の問題があります。理論上最大クラスの地震に伴う津波を想定したとき、地方災害対策部を設置する県地域庁舎は、9庁舎のうち7庁舎が津波の浸水予測区域にあります。地域庁舎の主要な情報通信機器である衛星系防災行政無線*については、すでに前述の津波に対応した安全な場所に移設済みではありますが、例えば大津波警報が発令された場合、そもそも職員を庁舎に参集させること自体が問題となるため、代替拠点等の検討を進める必要があります。

言うまでもなく、職員の居宅の耐震性が不十分であったり、適切な家具固定

がなされていなかったために、職員本人や家族が被害を受け、参集できない状況になるという事態はあってはならないことです。

また、勤務時間内に発生した場合にも、東日本大震災で起きたような、強い揺れと津波によって行政機関の庁舎が壊滅的な被害を受け、庁舎のみならず、災害対策を指揮する職員が被災して、災害対策機能を喪失するという事態は、絶対に避ける必要があります。東日本大震災では、内陸部の庁舎が強い揺れで大きな被害を受けたケースが報告されています。地震の性質によっては震度が比較的小さい場所であっても、執務室内における什器の転倒等によって、災害応急対策に支障が出ることも分かりました。揺れによって、災害対策本部機能に支障を生じさせない対策を講じておくことも必要です。

[表 東日本大震災で市町村庁舎が被災した数]

震度6弱以上を観測した都道府県	本庁舎が地震・津波により被災した市町村数			
	合計	移転	一部移転	移転なし
岩手県:全市町村数34	22(6)	2(2)	2(1)	18(3)
宮城県:全市町村数35	32(3)	3(2)	2(1)	27(0)
福島県:全市町村数59	36(0)	3(0)	3(0)	30(0)
茨城県:全市町村数44	34(1)	3(0)	5(0)	26(1)
栃木県:全市町村数27	26(0)	1(0)	2(0)	23(0)
群馬県:全市町村数35	18(0)	0(0)	0(0)	18(0)
埼玉県:全市町村数64	31(0)	1(0)	0(0)	30(0)
千葉県:全市町村数54	38(0)	0(0)	1(0)	37(0)

()内の数字は本庁舎が津波による被災を受けた市町村

※福島原発事故の影響による移転は含んでいない。また、「移転なし」の数字は被災程度による整理を行っていない値である。

中央防災会議*地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会「東日本大震災の事例」(平成23年12月7日)より

災害初動期において、県民の皆さんの「命を守る」ために最重要となる機能が、情報の収集機能と伝達機能です。本県は、南海トラフ地震が発生した場合、県内の29市町のうち19もの市町において津波浸水が想定され、ほとんどの市町で震度6以上の揺れが想定されます。また、県南部を中心に、多数の孤立地域が発生することも懸念されています。こういった広範かつ多数に及ぶ被災地域の被害状況をいかに早く、的確に収集し、救助機関等に伝達して、適切な救助・救急活動の展開につなげるかが課題とされていますが、現行の防災情報システムは情報の収集と集計を行うための機能しかなく、収集した情報から被害の全体を把握するのに時間を要し災害対策本部での対応立案に遅れが生じるおそれがあるなど、防災情報システムの機能不足が指摘されています。収集した情報を一体的に整理し、視覚的に分かりやすく表示し、災害対策本部での対応立案を迅速化し、大規模災害時でも利用可能な強靱な防災情報プラットフォームの構築が求められています。

さらに、県南部で津波の浸水が想定される地域においては、少しでも早く地

震や津波に関する情報を収集し、少しでも早く住民に避難のために必要な情報を伝達し、少しでも早く避難行動を開始できるようにすることが、多くの住民の「命を救う」ことにつながることから、国において研究・開発が進む、地震・津波の予測システムや観測監視システムの早期活用を図る必要があります。

2 取組方針

揺れや津波による被災者の命を一人でも多く救うためには、速やかな意思決定のもと、発災後72時間の救出・救助活動にいかにより多くの資源を適切に投入できるかが重要な鍵となります。県の災害対策機能を少しでも早く発動させるため、あらゆる事態を想定した活動体制及び活動拠点の確保対策を講じるとともに、各部隊の活動レベルをさまざまな訓練等を通して高めていきます。

特に、地方災害対策部が設置される庁舎などの重要な防災拠点については、まずは過去最大クラスの地震・津波においても浸水が想定される庁舎等から代替機能の検討を始め、その後、理論上最大クラスの地震・津波に対する対応を検討します。また、大津波警報が発表された場合の職員の配備体制や参集ルールを見直すなど、発災初期の防災体制のあり方を再整備します。さらに、災害対策要員となる職員自身が、居宅の耐震化や家具固定、食料等備蓄をはじめとする防災対策に着実に取り組み、率先して「防災の日常化」の定着を図ることとします。

これら発災初動期の対策の確実性を高めるため、今回の地震被害想定調査結果を活用し、各部隊活動のマニュアル等の策定や三重県業務継続計画（BCP）*の策定を進めるとともに、明らかになった各々の課題に着実に対応していきます。

災害情報の収集・伝達に関しては、新たな防災情報プラットフォームの構築による防災情報関連システムの機能強化を図ります。また、少しでも早く津波からの避難指示*を住民に伝達するため、整備や研究が進められている地震・津波の予測・観測監視システムを検証し、大学や研究機関等と共同で実用化を図っていきます。

行動項目				主担当部
<p>■三重県業務継続計画（BCP）の策定</p> <p>大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続または早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、三重県業務継続計画（BCP）を策定する。</p>				防災対策部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
計画策定	—	策定完了	—	
<p>■海底地震観測網を活用した情報の確保</p> <p>熊野灘に展開されている地震・津波観測監視システム（DONET）*等を活用し、大規模地震発生時の災害対策本部活動に資する情報確保に向けた検討を行う。</p>				防災対策部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
基本構想の策定	—	策定完了	—	
<p>■新たな防災情報プラットフォームの構築</p> <p>災害対策本部の活動を支援するとともに、県民に分かりやすい情報を発信するため、新しい防災情報プラットフォームを構築する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
システムの運用開始	—	基本計画の策定完了	運用	



図上訓練（本部員会議）



図上訓練（部隊活動）

コラム

困難を極めた災害対策本部の活動（岩手県）

所属によっては、地域防災計画で決められていた手順や業務の範囲では対応しきれず、状況に応じて判断し、処置を講じました。そのため、調整や実施に時間を要した案件や非効率的となった業務がありました。

通常業務の縦割りやルールに固執し、状況をふまえた柔軟な対応ができないことが少なからずありました。

災害対策本部は、災害発生時にのみ設置されることから、各部局等において、県災害対策本部の各部としての対応についての検討や準備が不足している面がありました。

地方支部には、発災直後の被災市町村の情報収集の役割がありますが、通信網や道路の寸断、人員不足等により、対応が困難となりました。

庁内で災害対応に追われ疲弊する職員と、対応すべき業務のない職員との乖離や温度差が生じました。

業務量が膨大で、応援職員が配置されてもなお、十分に対応できませんでした。

各部署で災害発生時に、優先すべき業務の選定がなされていなかったため、通常業務の見直しがうまく進みませんでした。

自らあるいは家族等が被災した職員もいましたが、業務量が急増した所属では、そうした職員への配慮が不足したり、人員不足等から業務への従事を優先せざるを得ない状況がありました。

「誰が何に困ったのかリスト」より（岩手県「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」から作成）

コラム

状況に応じた災害対策要員の確保（石川県）

能登半島地震（平成 19 年 3 月）で震源に近かった輪島市門前総合支所（石川県）では、現地災害対策本部が設けられるも、地震により多くの地域で通信が途絶え、また行政職員も被災し、初動段階で集まった職員は 40 人と人員不足に陥りました。

年度末の被災であったため、4 月 1 日付け人事異動の中で、門前総合支所への職員異動を前倒しで行い、また、門前総合支所から本庁への異動は凍結することによって人員を確保しました。また、3 月 31 日付け退職職員に協力を求め、臨時職員として雇用することで人員不足を補いました。

「誰が何に困ったのかリスト」より

（中央防災会議地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会「地震対応の事例集」から作成）

選択・集中テーマ② 「命をつなぐ『緊急輸送・拠点機能』を確保する」

1 現状と課題

東日本大震災では、沿岸部へのアクセス道路が津波等によって寸断された結果、被災地内外からの救出・救助活動の本格化が遅れる結果となりました。

人命救助は発災後 72 時間が限界と言われ、この間における活動展開が極めて重要となります。迅速な救出・救助活動のためには、被災地へのアクセスを迅速に確保するとともに、傷病者の十分な治療を行うことができる被災地外の病院等への後方搬送などが必要となります。

南海トラフ地震が発生した場合、県内では、強い揺れや津波によって道路や橋梁に被害が生じ、緊急輸送が困難となって孤立する地域の発生が懸念されています。なかでも、東紀州地域をはじめとする熊野灘沿岸部では、その懸念が強いものとなっています。

県では、平成 8 年度に「三重県広域防災拠点*施設基本構想」を策定し、被災地内外からの応援・支援活動の拠点として、県内を 5 つのエリアに分け、平成 13 年度の中勢拠点を皮切りに、東紀州拠点、伊勢志摩拠点、伊賀拠点と広域防災拠点を順次整備してきており、北勢広域防災拠点の整備を唯一残すのみとなっています。

広域防災拠点は、災害応急対策活動における空と陸の玄関口でもあります。これまでに整備が完了した拠点施設は、拠点の運営訓練をはじめ、ヘリコプターの離着陸訓練や総合防災訓練等に活用され、本県の災害対応力の向上に寄与してきました。

そして平成 24 年度には、県防災会議の専門部会として「広域防災拠点等構想検討委員会」を設置し、今後の広域防災拠点のあり方、北勢拠点の候補地等について検討を行い、「三重県広域防災拠点施設等基本構想〔改訂版〕」を策定したところです。

今後、改訂後の「基本構想」に基づき、必要な検討や整備を進めていく必要があります。

また、これらの拠点施設のほか、県・市町の庁舎など県内各地の防災拠点を結び、発災直後から必要となる緊急輸送を円滑に実施するため、計画的な道路整備を進めるとともに、緊急輸送道路*として指定を行っています。これらの道路は、道路構造そのものの耐震性が確保されているとともに、代替性確保のた

めにネットワーク化されていることが求められています。現在、県内では、平成25年3月にまとめた「三重県緊急輸送道路ネットワーク計画」において、国、県、市町及び中日本高速道路株式会社等管理の道路385路線、1,744kmを指定しているところです。

道路整備については、とりわけ東紀州地域において、緊急時の救助・救援を担う「命の道」として、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路、紀宝バイパス等の幹線道路及びこれらにアクセスする道路の整備が進められてきており、平成25年度内には一定の事業進捗が図られますが、残された課題として、ミッシングリンク*となっている未事業化区間の早期事業化に、引き続き努めていく必要があります。

さらに、陸路での緊急輸送機能を確保するためには、道路が閉塞した際、がれき等障害物の除去や段差修正を行う道路啓開*対策も進めていく必要があります。

これまでに、熊野灘沿岸部における活動展開のため、道路啓開にあたる建設企業の担当区間を決めた道路啓開マップ*を策定し、国、市町、建設企業と連携して同マップに基づく訓練を行うとともに、必要な資材を備蓄する道路啓開基地*の整備、代替路の確保が困難な箇所について道路構造の強化にも取り組んできたところです。引き続き、迅速な道路啓開作業に向けた態勢整備を推進していく必要があります。

以上述べたとおり、①広域防災拠点の整備・機能強化、②県南部のミッシングリンク解消に向けた取組も含めた緊急輸送にかかる道路整備、③道路啓開を迅速に実施するための態勢整備、これらは三重県の災害応急対策活動をハード面から支える重要な対策です。本県の地理的特性も考慮に入れながら、着実に取組を進めていく必要があります。

なお、こうしたハード対策が実効的なものとなるためには、これらを活用したソフト面での対策も重要です。広域防災拠点を活用した訓練や道路啓開マップに基づく訓練の実施については、前述したところですが、緊急輸送に関しても、業界団体との間で物資等の緊急輸送にかかる協定を締結しているところであり、発災時に必要な車両や人員を確実に確保できるよう、平時からの連携を密にしておくことが重要です。

また、これらの対策に加え、発災後72時間の災害応急対策活動を支えていくためには、燃料の確保も必須の対策となります。東日本大震災では、ガソリンスタンドの損傷等によって緊急車両の燃料補給が困難となる事態が発生しまし

た。

こうした反省を生かすため、ガソリンの確保・供給については、現在、資源エネルギー庁が中心となり、大規模災害時に中核的な役割を担う災害対応型中核給油所（中核SS）を選定し、自家発電設備の導入や地下タンクの増強等を図る取組が進められています。

一方、空からの活動を展開するためには、航空燃料の確保・供給にかかる体制整備が欠かせません。特に陸路の寸断が予想される東紀州地域にあっては、発災直後は、空路（ヘリコプター）による緊急輸送が極めて重要な手段となる事態を想定しておく必要があります。

現在、航空燃料については、ヘリコプターの運航基地である伊勢湾ヘリポート（津市）において供給されていますが、発災時には東紀州地域における緊急輸送ヘリコプターの効率的な運用が大きな課題となります。ヘリコプターの無給油での飛行時間は2時間が限界であるため、往復の飛行時間を考慮した場合（例えば、伊勢湾ヘリポートから熊野までは往復70分を要する）、現地での活動時間は1時間に満たないのが現状です。

このことに関しては、前述の「基本構想〔改訂版〕」においても、「今後、広域防災拠点への一定量の燃料備蓄について検討する必要がある。」との提言を受けているところです。

さらに、陸路・空路に加え、海上からの救助・搬送活動も視野に入れておく必要があります。平成25年9月に紀南地域を舞台として実施した総合防災訓練、また、同年12月に尾鷲市にて実施された巨大津波対処機関合同訓練では、地域の孤立化を想定し、自衛隊や海上保安庁等との連携により空と海からの救助・搬送訓練が行われました。

東紀州地域での活動を念頭に置き、発災直後から継続して災害応急対策活動を展開するための対策を進めていく必要があります。

2 取組方針

広域防災拠点に求められる機能と役割は、被害の様相や地理的特性等によって、拠点毎に異なることから、それぞれの広域防災拠点がより効果的に機能を発揮し、役割を果たすことができるよう、計画的に必要な整備を進めていく必要があります。平成24年度に改訂した「基本構想」に基づき、北勢拠点の整備を進めるとともに、整備済の広域防災拠点についても機能拡充を図っていきます。

緊急輸送道路の整備については、災害時に人員や物資などの輸送が確保されるよう、引き続き、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の重点的かつ効

率的な整備を進めていきます。

また、県南部のミッシングリンクの解消については、国の報告書においても、「紀伊半島においては、高規格幹線道路*のミッシングリンクが多数存在するなど、道路ネットワークが脆弱であり、交通機能が寸断すれば、多数の集落が孤立するとともに、復旧・復興に長期間を要するおそれがある。」と指摘しています。未事業化区間について、早期事業化に向けた取組を推進します。

次に、道路啓開対策については、引き続き、道路啓開マップを用いた道路啓開訓練を実施するとともに、熊野灘沿岸部の県建設事務所管内で道路啓開に必要な資材を備蓄する道路啓開基地の整備、代替路の確保が困難な箇所が津波に対して粘り強い構造となるように道路構造の強化に取り組むなど、迅速な道路啓開の態勢整備を推進していきます。

これらの取組については、「みえ県民力ビジョン」の選択・集中プログラムの構成事業としても位置づけられており、本計画においても注力して取り組んでいきます。

あわせて、ソフト面での対策として、広域防災拠点の活用については、前述した訓練等を通じて、また、緊急輸送にかかる車両や人員等の確保については、総合防災訓練や図上訓練*等に業界団体の参画も求め、それら訓練等を通じて、連絡・連携体制の構築など準備を進めていきます。

なお、本項でもすでに触れた国の報告書では、緊急輸送・搬送体制の強化のため、「全国的視野に立って、道路、港湾施設及び漁港施設の被災等に備え、陸海空あわせた緊急輸送・搬送活動に関する輸送戦略の作成やこれに基づく実践的な訓練の実施等により、即時対応力の強化に努める必要がある。」とされています。

緊急輸送ヘリコプターの燃料確保については、大規模災害時に、情報収集、人命救助、救急患者搬送、緊急物資輸送など空路からの災害応急対策活動を展開するため、東紀州（紀南）広域防災拠点において、航空燃料の備蓄貯蔵所の整備など必要な取組を進めていきます。

また、海上からの支援活動の受入については、引き続き、総合防災訓練等を通じて関係機関との連携強化に取り組むことにより、発災後72時間の救助力・輸送力の強化につなげていきます。

3 重点行動項目

- ① 広域防災拠点の整備・機能強化
- ② 緊急輸送道路の整備
- ③ 高速道路のミッシングリンク（未開通区間）の解消

- ④ 道路啓開対策の推進
 ⑤ 緊急輸送ヘリコプターの燃料確保
 ⑥ 総合防災訓練（実動訓練）の実施

行動項目				担当部
■広域防災拠点の整備・機能強化 「三重県広域防災拠点施設等基本構想〔改訂版〕」に基づき、北勢地域における広域防災拠点の整備を進めるとともに、県内各拠点の資機材の整備、拠点を活用した訓練の実施など、機能強化を図る。				防災対策部 (他の取組主体) 市町
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
北勢拠点の整備	—	造成着手	建設完了	
各拠点の機能強化	—	整備数量等の 検討着手	資機材 整備完了	
■緊急輸送道路の整備 災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を推進する。				県土整備部
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路(91路線)の改良率	91.2%	94.5%	94.5%	
■高速道路等のミッシングリンク(未開通区間)の解消 ミッシングリンクとなっている高速道路等の未事業化区間の早期事業化など、緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担うとともに、産業・経済活動を支える高規格幹線道路の整備促進、早期供用に向けた取組を進める。				県土整備部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
高規格幹線道路の供用延長	216.0km	250.5km	250.5km	

行動項目				主担当部															
<p>■道路啓開対策の推進</p> <p>迅速な道路啓開を展開するため、熊野灘沿岸の建設事務所管内で資材を備蓄する道路啓開基地の整備を行うとともに、代替路の確保が困難な箇所が津波に対して粘り強い構造となるように、道路構造を強化する。</p> <p>また、国、市町、建設企業と連携した迅速な道路啓開の態勢整備を推進する。</p>				県土整備部 (他の取組主体) 事業者															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路啓開基地の整備(累計)</td> <td>1箇所</td> <td>13箇所</td> <td>13箇所</td> </tr> <tr> <td>道路構造の強化(累計)</td> <td>4箇所</td> <td>21箇所</td> <td>21箇所</td> </tr> <tr> <td>道路啓開訓練の実施</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	道路啓開基地の整備(累計)	1箇所	13箇所	13箇所	道路構造の強化(累計)	4箇所	21箇所	21箇所	道路啓開訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年		
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)																
道路啓開基地の整備(累計)	1箇所	13箇所	13箇所																
道路構造の強化(累計)	4箇所	21箇所	21箇所																
道路啓開訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年																
<p>■緊急輸送ヘリコプターの燃料確保</p> <p>災害応急対策初動期の緊急輸送ヘリコプターの継続運用を可能とするため、航空燃料の備蓄貯蔵所の整備等を進める。</p>				防災対策部															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域防災拠点への航空燃料保管</td> <td>—</td> <td>整備計画の策定完了</td> <td>貯蔵庫等の建設完了</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	広域防災拠点への航空燃料保管	—	整備計画の策定完了	貯蔵庫等の建設完了										
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)																
広域防災拠点への航空燃料保管	—	整備計画の策定完了	貯蔵庫等の建設完了																
<p>■総合防災訓練（実動訓練）の実施</p> <p>東日本大震災の課題をふまえ、「訓練でできないことはいざ災害の時にも絶対にできない」という視点から、住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化しつつ、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施する。</p>				防災対策部 (他の取組主体) 県民 事業者 市町															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合防災訓練の実施</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	総合防災訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年										
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)																
総合防災訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年																



三重県広域防災拠点（東紀州拠点）



ミッシングリンクの解消（熊野市・熊野尾鷲道路）



道路啓開基地（紀北町）



インタビュー

室崎 益輝氏（公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 副理事長）

（三重県防災会議専門部会 三重県広域防災拠点施設等構想検討委員会* 委員長、防災・減災対策検討会議 委員）

巨大災害が起きると、広範囲にわたり被災地外からの、人や物資の支援が必要となります。しかし、交通網が遮断されてしまうと、被災地への支援が届きにくくなります。そこで、できるだけ広域的な支援を受けやすくするための拠点とネットワークの整備が必要になります。

三重県において、この整備は、特に重要な対策だと考えています。三重県では、南北に長い県域に人々が分散して居住しており、端から端まで支援を行き届かせる必要があります。しかし、現状として、北から南までの交通網は南部に行けば行くほど、その広がりには一定の限界があります。そして、山と海に囲まれているので、急傾斜地の崩壊や津波の襲来などによって、地形的に交通網が遮断される可能性も高いと考えられます。県外から「助けてもらえない」だけでなく、県内からも「助けられない」可能性があるのです。

だからこそ、三重県では、各地域ごとに自分の地域を守るための自立した拠点と、さらに県内の各地域が相互にバックアップできるよう、拠点同士をつなぐネットワークの整備が重要なのです。また、ネットワークが有効に機能するためには、駐車場やヘリコプターの駐機スペース、物資のストックヤードなども必要です。

これまでに、北勢地域を除く各地域で広域防災拠点が整備されてきました。これまでに整備された拠点は、地震や津波だけでなく、風水害が発生した際の支援活動にも役立っています。また、平常時も防災訓練や防災教育の場として使われています。これらはよくやっていると思いますが、まだ十分とは言えません。特に、拠点から先、救出・救助活動の現場や、避難所等に人や物資を運ぶためのネットワークも確保していくことが必要です。重要なルートを事前に決めておき、災害発生後に優先的に道路啓開を行う態勢の構築などは必須の対策と言えます。

巨大災害時に、県内外から「助けられ上手」な地域となれるような備えをしておきましょう。

（平成 26 年 1 月インタビュー）



7 基本方針Ⅵ：命をつなぎとめるための災害医療機能を強化する

選択・集中テーマ 「命をつなぐ『災害医療体制』を構築する」

1 現状と課題

災害時に、救出・救助活動によって生存者を救出できるのは、発災後 72 時間が目安と考えられています。警察、消防、自衛隊等の救助機関によって、できる限り迅速に生存者を救出することが非常に重要なことは言うまでもありませんが、救出された人々に適切な治療が行える環境がないと、せっかく助かった命をつなぎとめることができません。

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災においては、家屋倒壊、家具転倒等により多くの死者が発生しましたが、被災地外の医療施設に搬送し治療すれば救命が可能であった人が 500 人程度いたと推測されています。

東日本大震災では、被災地の病院が津波によって壊滅し、被災した患者を治療する場所が失われただけでなく、入院患者を安全な病院等に移動させる必要が生じました。しかし、通信手段が失われたことや、道路の途絶によって搬送が遅れ、また、移動そのものも患者にとっては負担となるため、結果として命を落とすような事態が発生しました。

[表 東日本大震災における医療機関の診療機能の確保状況]

	病院数	東日本大震災による当時の被害状況		診療機能の状況															
		全壊	一部損壊※1	外来の受入制限				外来受入不可				入院の受入制限				入院受入不可			
				被災直後	6/20現在	9/15現在	10/15現在	被災直後	6/20現在	9/15現在	10/15現在	被災直後	6/20現在	9/15現在	10/15現在	被災直後	6/20現在	9/15現在	10/15現在
岩手県	94	3	59	54	3	5	0	7	3	0	0	48	2	2	1	11	4	4	4
宮城県	147	5	123	40	5	2	0	11	2	1	0	7	4	2	2	38	6	6	6
福島県	139	2	108	66	9	10	調査中	27	11	7	調査中	52	10	14	調査中	35	17	10	調査中
計	380	10	290	160	17	17	調査中	45	16	8	調査中	107	16	18	調査中	84	27	20	調査中

厚生労働省「東日本大震災での医療面での対応について」（災害時多目的船に関する検討会（第3回））より

医療機能が著しく失われた被災地を補完するため、発災直後から DMA T* の派遣が行われました。DMA T は災害時の急性期（発災から概ね 2 日前後）における治療等に対応することを前提として準備されてきましたが、東日本大震災では、津波被害による死者・行方不明者が多く、阪神・淡路大震災のような外傷傷病者への救命医療ニーズが少なかったこと、前述したように病院自体が甚大な被害を受けていたこともあり、従来は想定していなかった慢性疾患の治

療（入院患者等）についても対応を行い、その結果、約 380 チーム、約 1,800 名のDMA T隊員が 12 日間にわたって活動しました。こうした状況を受け、平成 24 年 3 月に日本DMA T活動要領が改正され、DMA T 1 隊の活動時間は 48 時間を基本としつつ、活動が 1 週間など長期間に及ぶ場合は、2 次隊、3 次隊の追加派遣で対応することが明記されました。

また、通信が困難であったために医療ニーズの把握に困難を来たしたこと、多数のDMA Tが被災地に入ったことにより派遣調整を行う本部の対応が困難になったこと等の課題も指摘されています。

被災地において十分な医療機能を継続して確保するために、県外からのDMA Tを中心とした医療スタッフの迅速かつ円滑な受入体制を検討しておく必要があります。そして、これらの体制を整えるためには、EMIS*が重要な役割を果たします。

そうした中、本県では、平成 25 年 8 月 31 日に行われた内閣府広域医療搬送訓練、9 月 1 日の県総合防災訓練で行われた医療搬送訓練において、EMIS の入力に支障があった、県災害対策本部医療本部とDMA T調整本部、SCU*本部との情報共有が不十分で連携が上手くいかなかったなど、EMIS を含む情報伝達についての課題が明らかになりました。

南海トラフ地震が発生した場合、被災地周辺の病院等では、病院施設の被災、多数の患者の受入れによる混乱が考えられるほか、医薬品や医療スタッフの不足、また停電、断水等により、治療が困難になる可能性があります。三重県では、平時においても医師不足、看護師不足が慢性化しています。このため、災害が発生したときには、医療従事者の確保が非常に厳しい状況になることが危惧されます。特に、甚大な津波被災が予想される県南部においては、病院施設の浸水や、職員の被災及び道路等の寸断による医療従事者の確保困難等により、病院機能そのものの停止が考えられます。

このため、県内の病院、特に災害拠点病院*や災害医療支援病院*、二次救急医療機関*において、耐震対策の実施や、電源、水、医薬品等について、いざというときに機能不全に陥らないように平常時から確保しておく、または、確保できる体制を整えておくことが重要になります。

さらに、必要に応じて病院相互の補完・支援体制の確保など、速やかに救急医療が始められる体制を検討しておく必要もあります。

なお、被災地内での治療が困難な患者については、被災地外への搬送が必要となります。そのための拠点としてSCUが設置されることとなりますが、県内の設置予定場所（2 か所）は、今回の地震被害想定調査の予測では、理論上最大クラスの南海トラフ地震の場合は、いずれの場所も浸水予測区域内となっ

てしまいます。また、過去最大クラスの地震の場合であっても、1か所は浸水予測区域内にあり、もう1か所は浸水は免れるものの、周辺道路の浸水が予測されていることから、その代替機能についての検討や実際にSCUが機能するような備えについて検討しておく必要があります。

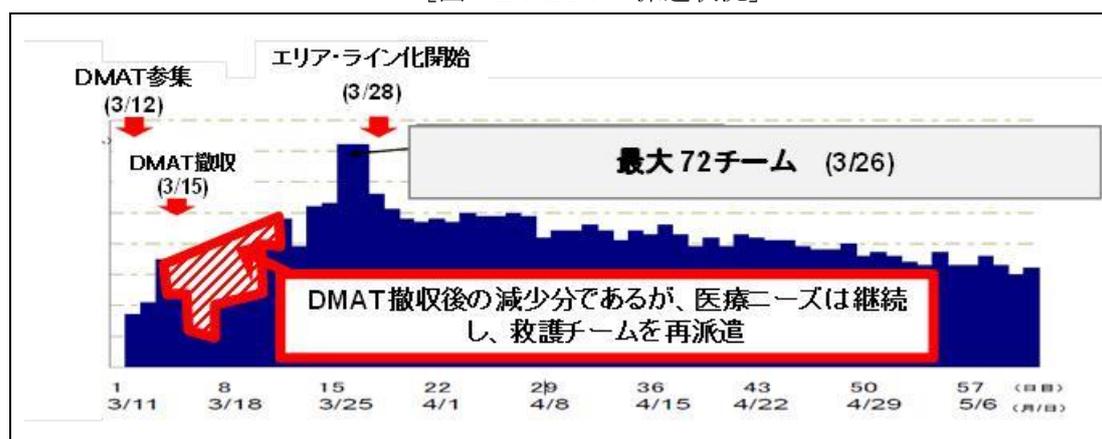
また、これらの急性期の医療確保にあたっては、県内各地域において、医療機関、医師会や薬剤師会等医療関係団体、消防本部、警察署、市町、保健所等の関係機関が日頃から連携できる体制を築き、いざという時に迅速に情報を共有し、スムーズに災害医療体制を築けるようにしておくことも必要です。

東日本大震災では、沿岸部の医療機関が津波による被害を受け、特に慢性疾患患者等に対する医療を提供できない状況が長期間続きました。

そのため、JMAT*、日本赤十字社、国立病院機構等を含む全国の医療機関からの応援が継続して実施されました。三重県からは、津波で被災した県立病院の仮設診療所に3月末から7月末まで約4か月にわたってJMATの身分も兼ねた県の医療救護班として、県内医療機関から医師・看護師等を派遣しました。

なお、三重県は幸い迅速に派遣体制を整えることができましたが、他府県では派遣する医療チーム等の調整を行う県レベルの組織の立ち上げに時間を要したこと、また被災地側においても病院や救護所*への医療救護班の派遣を調整する体制を十分に整えられなかったことなど、DMAT等と医療救護班との引継ぎが円滑にできなかったという報告もあります。

[図 DMATの派遣状況]



厚生労働省「東日本大震災におけるDMAT活動と今後の課題」
(内閣府「東日本大震災における災害応急対策に関する検討会(第2回)」資料)より

南海トラフ地震が発生した場合、三重県でも、前述したとおり、多くの医療拠点の活動停止が予想されます。津波で甚大な被害を負った病院や道路の途絶等により孤立した病院では、慢性疾患患者の域外移送等が間に合わず、入院患者等の対応が必要となることも考えられます。

また、国の報告書でも指摘されているとおり、避難所等での生活が長期化すると、生活環境の悪化やストレスなどで体調を壊す人の増加や、生活習慣病の悪化、感染症発生リスクの増大など、震災関連死発生の可能性が高まることから、これらを防ぐ対策も重要です。東日本大震災では、本県からも保健師を継続して派遣し、避難所での健康相談や被災地の要援護者の保健指導など支援を実施しました。

前述してきたことをふまえ、医療救護班の受入体制の検討や地域での災害医療ネットワークづくりなど、急性期から中長期（発災から概ね1週間以降）への医療提供が円滑に移行できる体制づくりを進めていくことが必要です。また、市町が設置する避難所や救護所の情報を収集し、医療救護班や保健師による適切な対応が行えるよう、医療と保健が連携できる体制についても検討を行っていく必要があります。

2 取組方針

発災直後はもちろん、それ以降も継続して十分な医療機能を確保するため、DMAT 県調整本部や医療救護班の派遣調整本部などにおいて、DMAT や医療救護班の迅速かつ円滑な派遣や受入など、災害医療コーディネーター*による調整を行う体制を検討するとともに、急性期から中長期への医療提供が円滑に移行できる体制づくりを進めます。

これらの体制を整えるために、EMIS に加入する医療機関の増加に努めるとともに、災害時にEMIS 入力ができない医療機関が発生する場合を想定して、代行入力を行う体制についても整備を進めます。

また、県内の病院、特に災害拠点病院や災害医療支援病院等がいざというときに機能不全に陥らないように、耐震対策の実施や、医療従事者の確保に向けた取組を進めるとともに、電源、水、医薬品等について十分検討のうえ、平常時から確保しておく、または確保できる体制を整えていきます。

そして、平成 25 年度に実施した訓練でも課題が明らかになった情報伝達については、訓練を重ねながらよりスムーズな情報伝達、情報共有が行える体制の構築に努めます。

さらに、災害拠点病院が被災等により機能不全に陥った場合に備えて、その機能を補完するため、県独自の取組として、災害医療支援病院を指定しており、訓練などを通じて連携体制を強化していきます。

次に、現行のSCU 設置予定場所については、津波による浸水が予測されているため、設置予定場所の変更や代替地の確保についての検討を進めるとともに、実際にSCU が機能するよう設置訓練を実施するなど、SCU の実効性確

保に努めます。また、SCUをはじめとした災害時におけるドクターヘリ*の活用についても検討を行います。

地域における災害医療ネットワークづくりでは、保健所等を単位とする9地域すべてにおいて、医療機関、医師会や薬剤師会等医療関係団体、消防本部、警察署、市町、保健所等で構成する「地域災害医療対策会議」を設置しており、災害時に円滑な医療の提供ができる体制を整備していきます。

また、平成25年度に委嘱した地域災害医療コーディネーターがコーディネート機能を確保できる体制づくりを進めます。

さらに、避難所や救護所における医療や保健の情報を収集し、これらの場所において医療等が適切に行われるよう、医療と保健の連携体制についても検討を進めていきます。

あわせて、上記で述べた対策や対応に向けた検討状況をふまえ、県災害医療対応マニュアル、地域災害医療対応マニュアルについて随時見直しを行っていきます。

3 重点行動項目

- ① 災害時の医療を迅速かつ円滑に提供できる体制の整備
- ② 災害拠点病院等の耐震化の推進
- ③ 災害拠点病院の被災を予測した補完機能の確保
- ④ SCUの機能の確保
- ⑤ 地域における災害時の医療に関するコーディネート機能の確保
- ⑥ 地域における災害医療ネットワークの構築
- ⑦ 避難所や救護所における医療ニーズの収集方法の検討（体制、ルール作り）

行動項目				主担当部
■災害時の医療を迅速かつ円滑に提供できる体制の整備 DMA Tや医療救護班の派遣や受入、調整機能の確保などに必要な体制を確認するため、災害医療コーディネーターとともに県災害対策本部医療本部の訓練を実施する。				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
目標項目	0回/年	1回/年	1回/年	
訓練実施回数				

行動項目				主担当部								
<p>■災害拠点病院等の耐震化の推進</p> <p>災害拠点病院、災害医療支援病院、二次救急医療機関等における耐震化を進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震化率</td> <td>68.6%</td> <td>82.9%</td> <td>91.4%</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	耐震化率	68.6%	82.9%	91.4%	健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
耐震化率	68.6%	82.9%	91.4%									
<p>■災害拠点病院の被災を予測した補完機能の確保</p> <p>災害拠点病院が機能不全に陥った場合に備えて指定した災害医療支援病院が災害拠点病院と連携して訓練に参加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害医療支援病院の訓練参加率</td> <td>—</td> <td>75.0%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	災害医療支援病院の訓練参加率	—	75.0%	100%	健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
災害医療支援病院の訓練参加率	—	75.0%	100%									
<p>■SCUの機能の確保</p> <p>津波被害を想定し、SCU設置場所の代替地の検討を行うなど、SCUの機能確保に向けた取組を進める。また、SCU設置訓練や関係機関との連携訓練を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SCU設置訓練等実施回数</td> <td>0回/年</td> <td>2回/年</td> <td>2回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	SCU設置訓練等実施回数	0回/年	2回/年	2回/年	健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
SCU設置訓練等実施回数	0回/年	2回/年	2回/年									
<p>■地域における災害時の医療に関するコーディネート機能の確保</p> <p>発災時に災害拠点病院等が災害医療に対処できるとともに、災害医療コーディネーターによる災害医療のコーディネート機能が十分に発揮されるための体制を整備する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域災害医療対策会議開催数</td> <td>—</td> <td>地域ごとに 1回/年</td> <td>地域ごとに 1回/年</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	地域災害医療対策会議開催数	—	地域ごとに 1回/年	地域ごとに 1回/年	健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)									
地域災害医療対策会議開催数	—	地域ごとに 1回/年	地域ごとに 1回/年									

行動項目				主担当部
<p>■地域における災害医療ネットワークの構築</p> <p>地域において、訓練や研修の実施等を通じて災害拠点病院、災害医療支援病院、二次救急医療機関、医師会等の連携を促進するなど、災害医療ネットワークづくりを進める。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
訓練、研修等実施地域数	3地域	9地域	9地域	
<p>■避難所や救護所における医療ニーズの収集方法の検討（体制、ルール作り）</p> <p>避難所や救護所において医療行為が必要な避難者を把握する方法や、医師、看護師、保健師等による避難者の検診体制の充実など、事前の体制検討やルールづくりを行う。</p>				健康福祉部 (他の取組主体) 事業者
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	
地域災害医療対策会議開催数	—	地域ごとに 1回/年	地域ごとに 1回/年	



総合防災訓練（住民によるトリアージ訓練）



総合防災訓練（DMAT医療支援）



インタビュー

竹田 寛^{かん}氏（桑名市総合医療センター 理事長、元三重大学医学部 附属病院長）

（三重県防災会議専門部会 防災・減災対策検討会議 委員）

三重県の医療ネットワーク、なかでも災害医療体制は、他県の関係者から驚きの目で見られています。

災害医療では、被災地の病院や医療関係者などが連携して構築する医療ネットワークが極めて重要です。しかし、過去に起こった幾つかの大規模災害においても、これまで本格的な取組はなかなか進んでいませんでした。阪神・淡路大震災でも、病院同士で医薬品を融通しあったり、患者の受入れを調整するための連絡体制は効率的に働きませんでした。



こうした地域の医療ネットワークは、災害時には役立ちますが平常時の医療業務には必須ではないこともあって、県レベルで大々的に構築を進めているような例はほとんどないのが実情です。しかし、現在、三重県では、EMIS（広域災害・救急医療情報システム）に50を超える医療機関が参加しているほか、県内の15病院が患者さんの医療情報を専用回線によるネットワーク上で共有できるなど、災害時に限らず平常時の連携体制についても構築が進みつつあります。こうした県内の医療関係者によるチームワークが非常に良好であることは、三重県の大きな強みです。

災害時には行政機関との密接な連携も重要です。東日本大震災では、被災地の状況が正確につかめない段階から、医療機関や医師会、看護協会などの関係者が県庁に集まり、県と共同で長期的に被災地を支援する体制を構築することを決定しました。その結果、三重県の医療支援チームは岩手県陸前高田市にて約4か月の間、継続して支援を行いました。派遣された医療チームがお互い協力し交代しながら支援を続けられたのも、三重県には強力な医療ネットワークができており、良好なチームワークがあったからです。

今後、必要な措置としては、避難所等における治療や薬の処方を円滑に行うため、病院だけでなく診療所との連携も進めておかねばなりません。地震被害想定調査結果をふまえ、津波被害を受ける可能性のある病院への対策もしっかりとっておく必要があります。また、ドクターヘリがどこに着陸できるか、あらかじめ具体的に検討しておくことも重要です。さらに津波などの災害時には、病院も近在住民にとって重要な避難所になりますが、寝たきりや体の不自由な人だけが避難し、元気な人は自ら安全な場所へ移動するといった住民と医療機関との協力体制も大切になります。

県民の皆さん、行政機関、医療関係者などが一体となって、災害時のみならず平常時の医療においてもお互い協力し合うことができる、このような良好な関係が今後も継続されますことを心より念願しています。

（平成26年2月インタビュー）

8 基本方針Ⅶ：県民生活の再建復興への準備を進める

選択・集中テーマ 「被災者の生活再建を早める復興プロセスを事前に構築する」

1 現状と課題

○此処でなきゃ駄目なんだ。



○前よりいい町にしてやる。



(「復興の狼煙 (のろし)」ポスタープロジェクト*から)

東日本大震災の被災地では、今もなお、被災住民の皆さんの復興に向けた懸命の努力が続けられています。

しかし、そうした努力とは裏腹に、多くの被災地では、復興が思うように進んでいません。被害が甚大であったため、膨大な行政需要が発生するとともに、復興方針を検討するうえでの解決すべき事項があまりに多く、方針決定に予想外の時間がかかってしまうことが、復興が進まないことの大きな要因の一つとなっています。

このことを住民の側から見れば、もともと価値観の異なる住民の立場が、この震災を境にして各々変ってしまったため、彼らの合意形成を図ることがなかなか容易ではなく、一方、行政の側にも、白紙からの都市計画策定や区画整理事業などの「まちづくり」を経験した職員が少ないことや、取り巻く状況が急速に変化していくため、そのスピードに考えが追いついていかないといった厳しい現実があるようです。

復興庁岩手県復興局の末村祐子復興推進官は次のように話しておられます。「復興の段階では常に状況が変わります。常時メンテナンスしていかなければなりません。人事や組織が一年間のスパンで変わっていくという、行政の慣習やルールは通用しないのです。復興期の状況は一か月ごとに大きく変化する。

そのことを十分に認識した身構え方が必要になってくるのです。」

南海トラフ地震の発生が現実視される本県にとって、こうした東北の現在の姿は、三重県の未来を映し出す鏡だと言えるのかもしれませんが。

県南部の地勢は岩手県の三陸地域のそれに酷似していますし、少子高齢化などの社会的条件も同じです。

今回の地震被害想定調査では、南海トラフ地震が発生した場合、特に志摩半島以南の沿岸地域において、甚大な被害が予想されています。したがって、復興に向けた歩みも、災害廃棄物の仮置場、応急仮設住宅建設用地の確保に始まり、より安全な場所での自宅の再建や災害公営住宅*の建設を終えて、住民がようやく元の暮らしを取り戻すまでには、かなりの長い道のりが予想されます。

災害後の生活再建にかかるこれまでの本県の考え方は、概ね復旧対策までにとどまっていました。地域防災計画*においても、被災者の「本当の意味での生活再建」すなわち「復興」に至るプロセスは示していませんでした。

東日本大震災における復興対策の遅れへの反省から、国においては「大規模災害からの復興に関する法律」（以下「復興法」という。）が制定され、大規模災害により被災した都道府県は復興方針を、同じく市町村は復興計画を策定することとされました。

しかしながら、災害が発生してから復興のことを考え始めたのでは遅い、というのが、東日本大震災で得られた貴重な教訓のはずです。それだけに、三重県が南海トラフ地震に襲われた場合に、その被害を最小化するとともに、速やかな復興作業が進められるよう、できる限りの事前の準備をしておく必要があります。

そうした「事前の準備」を表すものとして「事前復興」という言葉があります。

関西学院大学災害復興制度研究所の山中茂樹教授・主任研究員は、この言葉の定義には次の二通りがあると言っておられます。

一つは、「災害後、限られた時間内に復興に関する意思決定や組織の立ち上げを急ぐ必要がある。そこで、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの収集・確認などを事前に進めておくこと」という、いわばソフト系のもの。そしてもう一つは、「災害が発生した際のことを想定し、被害の最小化につながる都市計画やまちづくりを推進すること。減災や防災まちづくりの一環として行われる取組の一つ」という、こちらはいわばハード系のものです。

本県では、復興対策の手順の明確化を事前に進めておくという前者の定義に基づき、これまで、三重県復旧・復興マニュアル（仮称）の策定に向けた調査・検討を進めてきました。ただし、この調査・検討が東日本大震災発生以前

からのものであったことから、現在の東北地方の実態をふまえ、再検討を要するところとなっています。冷静に発災時を想定し、検討できる、平常時の今こそ、再度これをしっかりと見直し、実効性のあるマニュアル等を策定しておく必要があります、

一方、後者については、事前の備えと言っても、新たな社会づくりをめざすという内容であることから、今まさに被災地が直面しているように、住民との合意形成などに相当の時間を要することも考えられるため、一朝一夕で準備できるというものではありません。しかし、平成26年2月、国土交通省中部地方整備局が事務局を務める「地震・津波災害に強いまちづくり検討委員会」において「地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン」が策定されました。このガイドラインの策定過程の平成25年8月に開催された意見交換会には複数の県内市町が参画しており、今後、県内のさまざまな地域から、災害に強いまちづくりへの需要が生まれてくることも考えられます。そのため、前者のソフト系の対策を進める一方で、後者についても検討を進めていく必要があります。

2 取組方針

国の報告書においても、復興を円滑に進めるための事前準備となる対策を講じ、復興プロセスを示しておくことの重要性が指摘されています。

大規模災害が発生したとき、事前の準備がなされていなかったため、将来のビジョンが描けず、多くの県民の皆さんが生まれ育った地での生活再建をあきらめて被災地外へ転出してしまい、その結果、復興に向けて必要な人材までもが失われてしまうという状況は絶対に避けなければなりません。

このことから、発生が危惧されている南海トラフ地震を想定し、東日本大震災をはじめとする過去の巨大地震の教訓をふまえた事前復興対策に着手します。

まずは、ソフト系の事前復興対策として、県の復興体制や復興対策の手順を明確化し、復興法に基づく復興方針を速やかに市町等関係機関に示すための指針を策定するとともに、市町における復興計画の事前準備を促していきます。

ただし、仮設住宅や復興住宅の建設場所、災害廃棄物の仮置場や処理処分施設等に使用するオープンスペースの確保等、東日本大震災において課題として顕在化した個別対策については、地震被害想定調査結果をふまえ、先行して取り組みます。

また、県民の皆さんの県外流出を防ぐため、国の震災等緊急雇用対応事業の活用による雇用の場の創出や各種給付金・貸付金制度の活用等について検討・整理し、それを、三重県が被災後も安心して働ける場であるための事前対策の一つとして指針の中に位置づけていきます。

さらに、ハード系の事前復興対策についても検討を進めます。

平成 23 年 12 月、津波災害警戒区域、特別警戒区域等を設定することにより津波被害を事前に防ぐまちづくりを進める、ということを柱とする「津波防災地域づくりに関する法律」が制定されました。また、平成 25 年 11 月には「南海トラフ地震対策特別措置法」が制定され、津波被害が予想される地域を国が特別強化地域として指定して財政支援するほか、地域住民が集団で高台に移転する場合などについても財政支援することなどが定められました。

これらの法律について、地域の実情に応じたより弾力的な運用が可能となるよう国に提言していくとともに、前述した「地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン」もふまえ、さまざまな地域からの、災害に強いまちづくりにかかる要望に的確に対応できるよう、その適用や活用のあり方について検討していきます。

3 重点行動項目

- ① 「三重県復興指針(仮称)」の策定
- ② 住宅復興計画策定のための事前検討
- ③ 災害廃棄物処理計画の策定
- ④ 被災時の緊急雇用創出のための情報収集とノウハウの蓄積
- ⑤ 地震津波に強い都市計画指針検討

行動項目				主担当部
■「三重県復興指針(仮称)」の策定 大規模な地震・津波による甚大な被害からの速やかな復興を目的に、東日本大震災の被災地の復興事例を参考として、県の復興体制や復興の手順等を整理した本県の震災復興にかかる指針を策定する。				防災対策部 (他の取組主体) 事業者 市町
	目標項目	現状 (24 年度末)	目標 (27 年度末)	目標 (29 年度末)
	指針の検討及び作成	—	作成完了	—

行動項目				担当部												
<p>■住宅復興計画策定のための事前検討</p> <p>実際の被害に応じた住宅再建等の戸数の算定（災害公営住宅を含む）、支援策等についての計画が速やかに策定できるようにするため、事前に検討しマニュアルを作成する。</p>				県土整備部 (他の取組主体) 市町												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マニュアルの作成</td> <td>—</td> <td>作成完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	マニュアルの作成	—	作成完了	—					
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
マニュアルの作成	—	作成完了	—													
<p>■災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>発災後、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うために、県及びすべての市町で災害廃棄物処理計画が策定されるよう取組を行う。また、策定済の21市町についても、国災害廃棄物対策指針に沿った見直しを進める。</p>				環境生活部 (他の取組主体) 市町												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画策定市町数</td> <td>21市町</td> <td>29市町</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>県計画の策定</td> <td>—</td> <td>策定完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	計画策定市町数	21市町	29市町	—	県計画の策定	—	策定完了	—	
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
計画策定市町数	21市町	29市町	—													
県計画の策定	—	策定完了	—													
<p>■被災時の緊急雇用創出のための情報収集とノウハウの蓄積</p> <p>早期に県民生活の回復を図るためには、雇用の創出が不可欠であることから、震災時緊急雇用対応事業*等の制度を用いて東北地方の自治体がどのように雇用を生み出したのか等、効果的な制度の活用方法について、情報収集とノウハウの蓄積を進める。</p>				雇用経済部												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>他県の事例など必要な情報収集の実施</td> <td>—</td> <td>実施完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	他県の事例など必要な情報収集の実施	—	実施完了	—					
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
他県の事例など必要な情報収集の実施	—	実施完了	—													
<p>■地震津波に強い都市計画指針検討</p> <p>被災地のほか、他府県の取組等も参考としながら、中長期的な視点に立った地震津波に強い都市計画について検討し、指針を作成する。</p>				県土整備部 (他の取組主体) 市町												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>現状 (24年度末)</th> <th>目標 (27年度末)</th> <th>目標 (29年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県地震津波対策都市計画指針(仮称)の策定</td> <td>—</td> <td>作成完了</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)	三重県地震津波対策都市計画指針(仮称)の策定	—	作成完了	—					
目標項目	現状 (24年度末)	目標 (27年度末)	目標 (29年度末)													
三重県地震津波対策都市計画指針(仮称)の策定	—	作成完了	—													



インタビュー

末村 祐子氏（復興庁岩手復興局復興推進官）

復興に携わる者として思うことは、平常時しか防災・減災に関する意識の醸成や意識改革はできない、ということです。平常時しか、という観点では、個々人が土地の所有者を明確にしていれば復興はもっと容易に進んだであろう、ということを経験後に改めて認識したことなどが代表例です。

また、発災後の現場で貢献したのは刻々と変化する状況に多様・柔軟に対応しえたリーダーでしたから、平常時から非常時を見据えたリーダーシップのあり方を学んでおくことも重要です。災害ボランティアも同様です。平常時から県内のボランティアだけで何が出来るか、行政との協力関係はどうあるべきか、事前にそれらが見える形にしておくことが大切です。その上で、県内だけで足りない部分は県外からの支援で助けてもらう、ということになるのだと思います。三重県の場合、防災人材の育成に力を入れておられますから、人材育成のカリキュラムにボランティアコースというのを取り入れるのも有効だと思われます。



佐藤 稲満氏（大槌町安渡町内会 会長）



町内会では、年4回の訓練にもかかわらず多数の被害者が出ました。でも、そうした訓練があったからこそ、皆が協力して避難生活を乗り越えることができたのも事実です。

しかし、復興となると、容易ではありません。山を造成して高台移転をしようとしても、私有地の権利関係が明らかでないためになかなか進みません。また、工場誘致をすればもちろん雇用につながるのですが、そこで働くためには、例えば、保育所や学校の整備もあわせて必要になります。つまり、復興というのは、部分ではなく全体を見たうえで検討しなければならないのです。復興がなかなか進まない所以です。

岡本 翔馬氏（特定非営利活動法人桜ライン311

代表理事（SAVE TAKATA 元理事）

SAVE TAKATA というNPOでの活動事例の一つに「陸前高田 復幸マップ」の作成がありま



す。震災後に店舗が次々と建設される中で、どこにどんなお店が復活したのかがわからない。車を持たない仮設住宅の住民の場合、永遠にそうした情報を入手できないことにもなりかねない。ですから、復興したお店の場所や電話番号をマップに記載して情報発信することにしました。

幸せを取り戻したいのです。それで、「復幸」というネーミングを思いつきました。

（平成25年8月インタビュー）



第7章 減災効果

第7章では、第5章及び第6章で掲げた対策が着実に実施された場合、地震被害想定調査において推計した被害数量について、どのくらいの減災効果が見込まれるのかを示すこととします。

1 施策推進による減災効果

(1) 住宅の耐震化による死者・負傷者（重傷者、軽傷者）の減少

第2章の「1 対策上想定すべき南海トラフ*地震の考え方」の項で述べたとおり、本県の地震・津波対策の基本となるのは、過去最大クラスの南海トラフ地震です。

そこで、揺れ対策に取り組むことによる減災効果については、過去最大クラスの地震の被害想定結果に基づき試算を行っています。

地震被害想定調査では、このクラスの地震が発生した場合、揺れに伴う建物倒壊は県全体で約 23,000 棟に上り、家具等の転倒・落下に伴う被害も含め、建物倒壊等に伴う死者は、約 1,400 人に及ぶと予測しています。また、負傷者のうち、重傷者（1か月以上の治療が必要となる負傷者）は約 2,300 人、軽傷者（治療に必要な期間が1か月未満の負傷者）は約 15,000 人と予測しています。

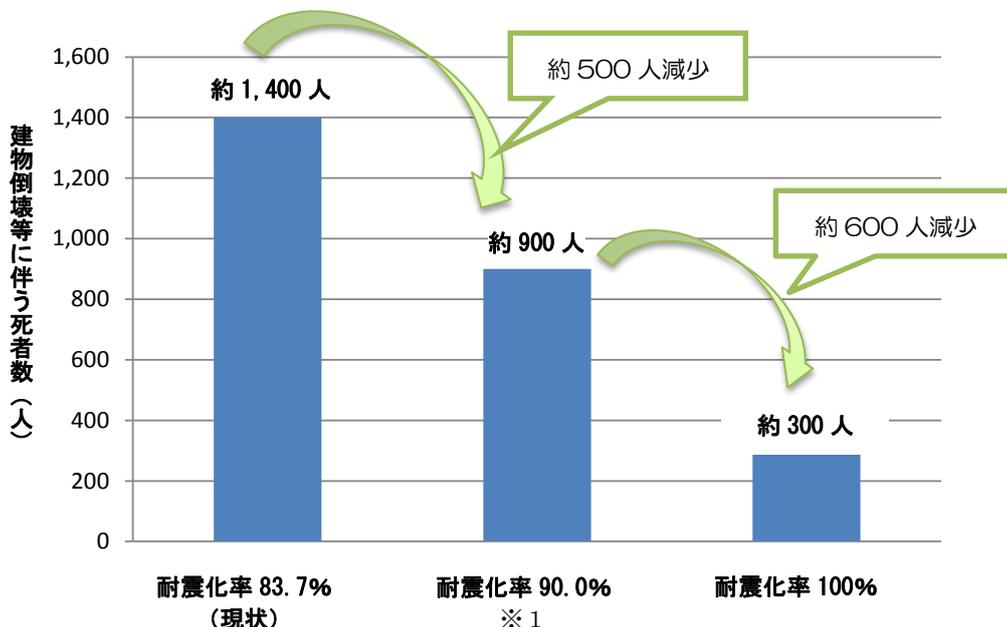
第6章の選択・集中テーマ「家庭における耐震対策を進める」の項でも触れましたが、本県の個人住宅における耐震化率は、平成 24 年度末時点で 83.7% と推計しています。

重点行動項目「住宅の耐震化の促進」（170 頁）により、未耐震化住宅を減らしていくことが、建物倒壊の軽減につながるとともに、死者、重傷者、軽傷者の減少に直結します。

減災効果として、住宅の耐震化率が 90.0% に向上した場合、死者は約 1,400 人から約 900 人に、重傷者は約 2,300 人から約 1,600 人に、軽傷者は約 15,000 人から約 10,000 人に減少することが見込まれます。

さらに、言うまでもなく、耐震化率を 100% にすることができたとすれば、

死者は約 300 人に、重傷者は約 700 人に、軽傷者は約 4,500 人となるなど、さらなる抑制につながります。



※1 重点行動項目「住宅の耐震化の促進」の平成 27 年度末目標値

	耐震化率 83.7% (現状)	耐震化率 90.0%	耐震化率 100%
死者	約 1,400 人	約 900 人	約 300 人
重傷者	約 2,300 人	約 1,600 人	約 700 人
軽傷者	約 15,000 人	約 10,000 人	約 4,500 人

冬・深夜ケース

しかしながら、住宅の耐震化は、県民の皆さんが自らの私財を投じて行うものであることから、容易には進んでいきません。

平成 25 年度に実施した「防災に関する県民意識調査*」（以下「県民意識調査」という。）によれば、自宅の耐震補強が必要と診断されながら、補強工事に多額の費用がかかるとの理由で、工事をためらっている人のうち、実に 7 割以上の人が、「建物全体の安全性は劣ったとしても、費用が安価であり、少しでも安全性が向上するのであれば、建物の一部分の補強工事を実施したい。」との意向を示しています。

なかでも、特に耐震化が進んでいない高齢者等の住宅の倒壊を避けるなど、重点行動項目「部分的な耐震改修など高齢者等住宅の安全・安心を高める対策の検討」（170 頁）により、さまざまな切り口から対策を検討していくことが、

人命に関わる住宅被害を生じさせないための取組につながっていきます。

また、防災啓発や防災教育の側面からは、第5章の施策「県民の防災行動の促進」に位置づけた、行動項目「『子どもや孫を地震から守るために』を切り口とした防災啓発の強化」(72 頁)、「地震防災シンポジウム・講演会の開催・参加促進」(71 頁)、「出前トーク等による住民への周知啓発」(71 頁)、「家庭の耐震化につながる防災教育の実施」(71 頁)など、取り得る手段を講じていくことが、県民の皆さんの理解を深めることにつながります。

特に、地域等で活躍している防災人材の協力を得て、啓発等を進めていくことが重要です。選択・集中テーマ「防災人材が地域で活躍するための対策を進める」の重点行動項目「市町、地域、企業等における防災人材の活動支援」(184 頁)により、それぞれの地域や企業等において、あらゆる機会を通じて耐震対策の必要性を訴え続けることが、県民の皆さんの行動促進につながっていきます。

さらに、重点行動項目「防災ノート*等の活用による防災教育の推進」(171 頁)により、耐震対策の重要性を学んだ児童生徒が、その学びを家庭に持ち帰って、家族との話し合いの場を持つことで、親や祖父母等の危機意識が高まり、家庭における耐震化の促進、人的被害の低減へと結びついていきます。

(2) 家具等の転倒・落下防止対策による死者・負傷者（重傷者、軽傷者）の減少

地震被害想定調査では、過去最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、家具等の転倒・落下による死者は約 70 人、重傷者は約 300 人、軽傷者は約 1,400 人と予測しています。

さらに、次の「(3)避難の迅速化による津波死者の減少」の項で述べるとおり、津波浸水予測区域では、家具等の転倒・落下による負傷や、通路・出口の封鎖等によって迅速な避難行動が取れなくなり、津波で命を失うことも想定されています。

県民意識調査の結果によれば、半数近くの人が「家具等を固定していない」と回答し、さらにそのうちの6割弱の人が「安全な状態とは言えない」と答えるなど、対策がまだまだ広がりを見せていないのが実態です。

阪神・淡路大震災の時、建物の中でけがをした人の約半数（46%）は家具の転倒・落下が原因だったという調査結果があります。これにガラスの飛散によってけがを負った人（29%）を加えると、実に 75%の人が家具やガラスでけがをしたこととなります。

こうしたことから、家具等の転倒・落下防止対策を進めていくことが、死者や負傷者の減少につながることをわかります。

このため、選択・集中テーマ「家庭における耐震対策を進める」の重点行動項目「家具固定、転倒防止対策の促進」（170 頁）により、家具の転倒等によって、けがを負うことがないように啓発活動を行うとともに、市町と連携して転倒防止対策を具体的に進めることが被害の軽減につながっていきます。

減災効果の算出にあたっては、現状の対策実施率を 44.8%と設定しています。この率は、「家具等の大部分を固定している」、もしくは「固定しなくても家具等が安全な状態にある」と、県民意識調査で回答した人の割合を合計したものです。

まずは、この率を、せめて住宅の耐震化率と同等程度にまで引き上げていくことが必要です。家具固定等の対策実施率を 80.0%にまで高めることができれば、死者は約 70 人から約 40 人に減少させられるほか、重傷者は約 300 人から約 200 人に、軽傷者は約 1,400 人から約 1,000 人に減らすことができます。

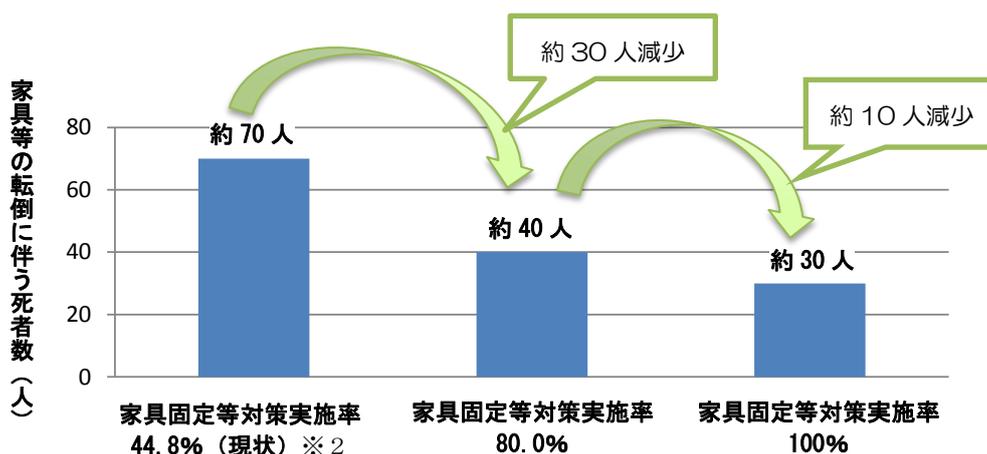
また、現実には、住宅の構造上、どうしても対策をとることができなかつたり、賃貸住宅であるため、壁面に穴を開けることができないなど、対策を実施することが困難な事情を抱えた人がいることもふまえた上で、仮に、すべての人が対策をとった場合には、死者は約 30 人、軽傷者は約 800 人と被害はさらに減少する（ただし、重傷者については、対策実施率が 100%であったとしても、約 200 人との予測のまま）と見込んでいます。

なお、県民意識調査では、家具等の固定を行わない主な理由として、半数近くの47.4%の人が、「手間がかかるから」と回答し、次いで、「固定しても被害は出ると思うから(33.5%)」、「費用がかかるから(25.3%)」と答えています。

しかし、住宅の耐震化よりもはるかに安価で、行動さえ起こせば、対策を講じることができるのが、家具等の転倒・落下防止対策です。

「(1)住宅の耐震化による死者・負傷者(重傷者、軽傷者)の減少」の項でも述べた、防災啓発や防災教育の取組は、家具の固定等においても被害の軽減効果を発揮する対策であり、これらを強力に進めていくことが、県民の皆さんの行動へと結びついていきます。

さらに、住宅の耐震化や家具等の転倒・落下防止対策により、死者や負傷者を減らしていくことは、発災直後に必要となる救出・救助活動や医療活動の負担軽減にも直結し、より多くの命を救うことにつながっていきます。



※2 県民意識調査において、「家具類・冷蔵庫・テレビなどの大部分を固定している」(11.2%)、「一部の固定もしくは固定していないが家具転倒等から安全な状態にある」(33.6%)と回答した県民の割合

	家具固定等対策 実施率 44.8% (現状)	家具固定等対策 実施率 80.0%	家具固定等対策 実施率 100%
死者	約 70 人	約 40 人	約 30 人
重傷者	約 300 人	約 200 人	約 200 人
軽傷者	約 1,400 人	約 1,000 人	約 800 人

冬・深夜ケース

(3) 避難の迅速化による津波死者の減少

三重県では、東日本大震災の発生を受け、早急に津波避難体制を確立していく必要があるとの認識のもと、平成23年度に、東日本大震災と同等規模の地震を想定した、三重県独自の津波浸水予測調査を実施しました。

この調査結果に基づき、現在、県内各地域において、津波避難対策が検討・実施されていることは、第2章の「1 対策上想定すべき南海トラフ地震の考え方」の項ですでに述べたところであり、津波から逃げて命を落とさないためには理論上最大クラスの南海トラフ地震を想定して対策を講じるべき、との考え方も、同項において改めて示したところです。

このため、津波避難の迅速化に取り組むことによる減災効果は、このクラスの地震の被害想定結果に基づき試算を行っています。

地震被害想定調査では、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、津波による死者は県全体で約42,000人に上ると予測しています。

その内訳は、津波からの逃げ遅れに起因する死者が約37,000人、建物倒壊や家具転倒等に伴い、自力脱出困難な状態のまま津波に巻き込まれる死者が約5,400人となっています。

さらに、津波到達時間の差を考慮して、県内を伊勢市以北の伊勢湾沿岸部と鳥羽市以南の熊野灘沿岸部に区分した場合、伊勢湾沿岸部での死者は約15,000人、熊野灘沿岸部での死者は約27,000人になるとしています。

この予測では、地震発生後すぐに避難する人の割合（早期避難率）を20.0%に設定しています。この割合は、国の南海トラフ地震対策の被害想定で用いられた避難率の設定と同じものです。

県民意識調査によれば、「夜遅くに、今まで経験したことのないような大きな揺れが1分以上継続し、かつ、停電もしている。揺れが収まった後、すぐに避難する。」と回答した人、つまり、早期避難者の割合は21.8%となっており、今回の減災効果の試算に用いた避難率は、今の三重県の現状をほぼ再現したものとと言えます。

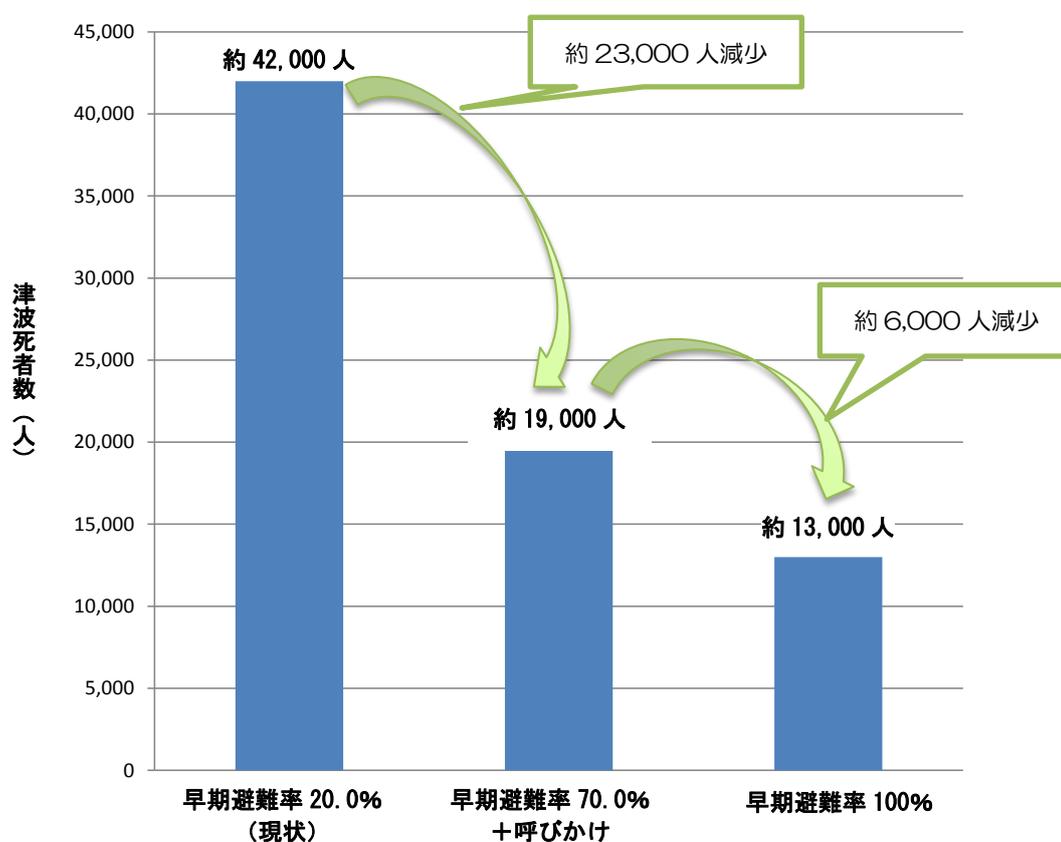
この早期避難率が、70.0%にまで向上し、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効果的に行われた場合（国の被害想定と同じ設定）、津波による死者は約42,000人から約19,000人に減少します。

その内訳として、逃げ遅れに起因する死者については、早期避難率20.0%の場合と比較して、県全体で約3分の1（約37,000人→約13,000人）となるほか、地域別では、伊勢湾沿岸部で10分の1以下（約11,000人→約900人）に、

熊野灘沿岸部で約2分の1（約26,000人→約12,000人）に減少すると見込まれます。

さらに、すべての人が地震発生直後から避難行動をとるような状態が実現できた場合、つまり早期避難率が100%となった場合には、津波による死者は県全体で約13,000人に減少します。

また、この避難率100%という状態では、特に熊野灘沿岸部において大きな減災効果が見込まれ、逃げ遅れに起因する死者を、さらに約2分の1（約12,000人→約6,400人）に抑制できると予測しています。



		早期避難率 20.0% (現状)	早期避難率 70.0% +呼びかけ	早期避難率 100%
県全体	計	約 42,000 人	約 19,000 人	約 13,000 人
	うち逃げ遅れ	約 37,000 人	約 13,000 人	約 7,200 人
	うち自力脱出困難	約 5,400 人	約 5,400 人	約 5,400 人
伊勢湾沿岸 (伊勢市以北)	計	約 15,000 人	約 4,800 人	約 4,700 人
	うち逃げ遅れ	約 11,000 人	約 900 人	約 700 人
	うち自力脱出困難	約 3,900 人	約 3,900 人	約 3,900 人
熊野灘沿岸 (鳥羽市以南)	計	約 27,000 人	約 14,000 人	約 8,000 人
	うち逃げ遅れ	約 26,000 人	約 12,000 人	約 6,400 人
	うち自力脱出困難	約 1,500 人	約 1,500 人	約 1,500 人

冬・深夜ケース

選択・集中テーマ「避難をあきらめないための対策を進める」の重点行動項目「津波避難に関する三重県モデル*の促進」(177 頁)により、個人や地域の避難計画の作成を行うとともに、そうした取組を通じて避難意識を高め、その意識が実際の行動につながるよう、地域が一体となって繰り返し訓練を重ねていくことで、より迅速な避難行動の確立につながっていきます。

防災啓発や防災教育の面からは、重点行動項目「地域の津波遺産継承のための過去の津波痕跡・教訓の発掘」(178 頁)の取組により、過去の貴重な教訓を防災啓発素材として活用することで、各々の地域における津波避難対策の必要性に現実感を持たせることが可能となります。また、「(1)住宅の耐震化による死者・負傷者(重傷者、軽傷者)の減少」、「(2)家具等の転倒・落下防止対策による死者・負傷者(重傷者、軽傷者)の減少」の項でも述べた防災教育の取組は、津波からの避難においても、高い効果が期待できる対策です。家庭や地域とも連携した防災教育に取り組んでいくことが、その地域全体の早期避難率の向上につながっていきます。

さらに、避難の呼びかけを迅速に行うためには、1分1秒でも早く、津波からの避難情報を伝達する取組も重要となります。選択・集中テーマ「命をつなぐ『災害対策本部機能・体制』を強化する」の重点行動項目「海底地震観測網を活用した情報の確保」(214 頁)により、地震・津波の発生をいち早く把握し、避難のために必要な情報を伝達するシステムの実用化に向けた検討を進めていくことが、特に津波到達までの時間が短い熊野灘沿岸部における迅速な避難行動の促進につながります。

なお、本項ですでに述べたとおり、早期避難率が 20.0%から 100%になった場合には、大きな減災効果が見込まれるわけですが、この効果を実現するため

には、自ら避難することが可能な健常者だけでなく、支援を必要とする災害時要援護者*も含めて、早期避難を可能とする体制を構築していくことが欠かせません。

選択・集中テーマ「命が危ぶまれる災害時要援護者への対策を進める」の項で述べた、さまざまな取組を着実に進めていくことが、災害時要援護者の命を守ることに繋がっていきます。

また、こうしたソフト対策に加え、確実な避難を手助けするためのハード対策も重要な取組です。

海岸堤防や河川堤防の整備については、本計画の中で繰り返し述べてきたように、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定し、重点行動項目「海岸堤防における地震・津波対策の推進」(178 頁)、「河川堤防における地震・津波対策の推進」(179 頁)により、堤防施設の補強対策など必要な取組を進めていきます。

津波を完全に防ぐことはできなくても、これらの施設が粘り強く機能を維持・発揮することにより、少しでも浸水が始まる時間を遅らせることが、尊い命を一人でも多く救うことにつながるとともに、浸水による家屋倒壊など経済被害の軽減にもつながっていきます。

(4) 津波避難場所の確保による津波死者の減少

住んでいる場所によっては、地震発生後直ちに避難を開始しても、高台等の緊急避難場所までの距離が遠いために、津波から逃げることができない場合があります。

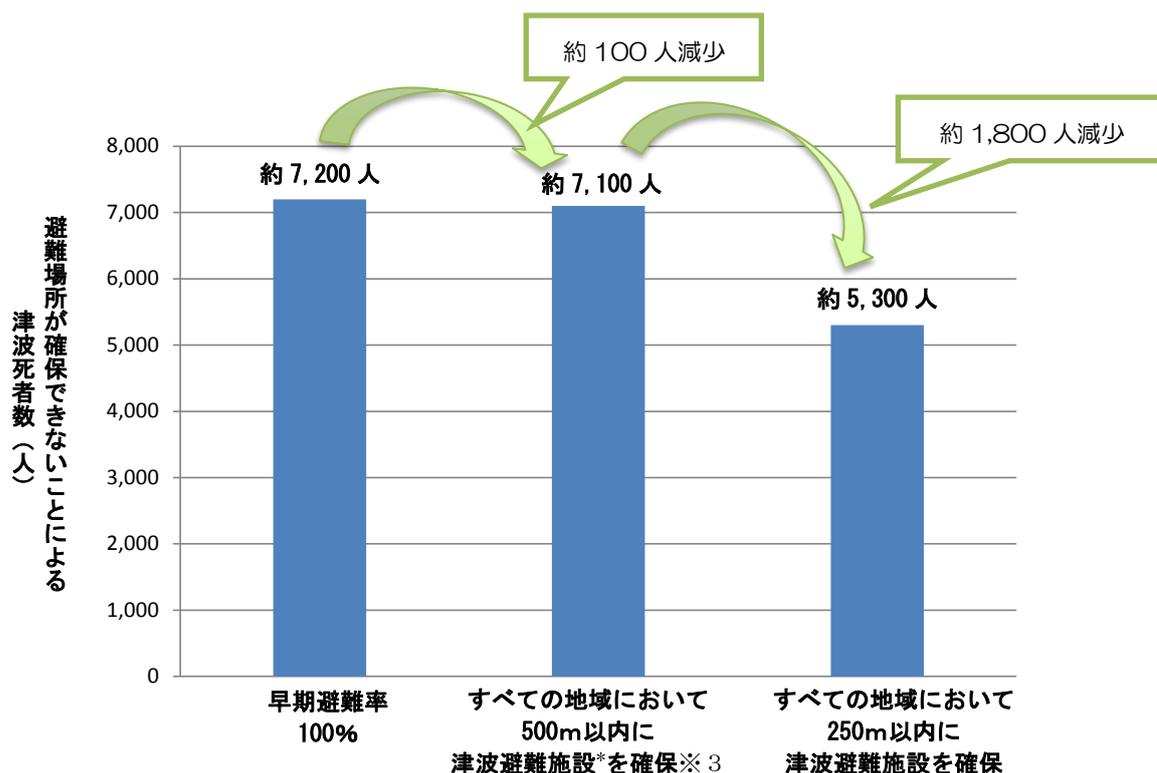
地震被害想定調査では、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、「(3) 避難の迅速化による津波死者の減少」の項の表中(246頁)で記載したように、早期避難率が100%であったとしても、逃げ遅れに起因する死者が県全体で約7,200人発生すると予測しています。

地域別では、伊勢湾沿岸部において約700人、熊野灘沿岸部において約6,400人という内訳となっています。

国の調査によれば、東日本大震災において、「徒歩で避難した人の平均距離は438mであった。」、「徒歩避難者のうち72%の人が500m以内の移動であった。」、「避難速度は平均2.3km/時であった。(=500m移動するのに要する時間は約13分間)」と報告されています。

そこで、この調査結果に基づき、現実的な津波からの避難可能距離を500mと設定した上で、津波浸水が予測される地域において、居住地から500m以内の地点に津波避難ビル*や津波避難タワー*などの緊急避難場所が確保できた場合には、この死者を約7,200人から約7,100人に、また250m以内に確保することができた場合には、約5,300人に減らすことができると予測しています。

なお、緊急避難場所を250m以内に確保することができた場合の地域別の減災効果としては、伊勢湾沿岸部で約700人から約600人に、熊野沿岸部で約6,400人から約4,700人に減少するとしています。



※3 国土交通省が平成 23 年 12 月に公表した「東日本大震災の津波被災現況調査結果（第 3 次報告）～津波からの避難実態調査結果（速報）～」を基に、現実的な避難可能距離を 500 m と設定

	早期避難率 100%	すべての地域において 500m以内に 津波避難施設を確保	すべての地域において 250m以内に 津波避難施設を確保
県全体	約 7,200 人	約 7,100 人	約 5,300 人
伊勢湾沿岸 (伊勢市以北)	約 700 人	約 600 人	約 600 人
熊野灘沿岸 (鳥羽市以南)	約 6,400 人	約 6,400 人	約 4,700 人

冬・深夜ケース

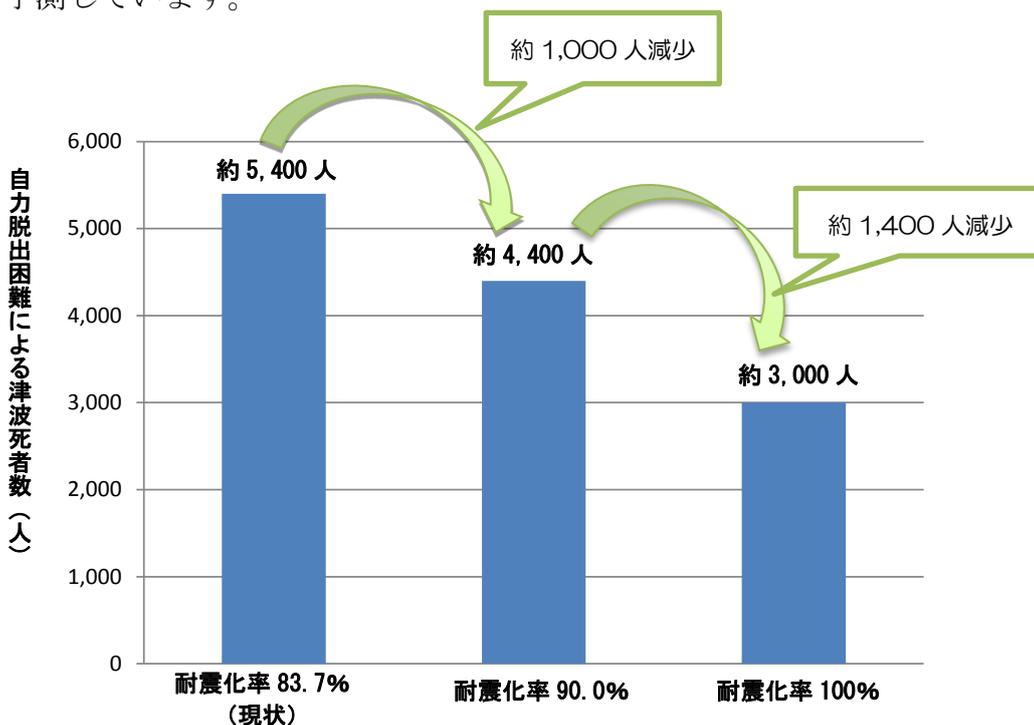
(5) 自力脱出困難者を減らすことによる津波死者の減少

地震被害想定調査では、理論上最大クラスの南海トラフ地震による津波浸水予測区域において、建物倒壊等に伴い、自力脱出困難な状態となり、逃げたくても逃げるができず津波に巻き込まれることにより、約 5,400 人が命を落とすと予測しています。

住宅の耐震化は、倒壊した建物の下敷きとなって死亡することを防ぐだけでなく、津波避難の面においても、命を守ることにつながる対策です。

住宅の耐震化を進めることが、自力脱出困難な状態となる人を減らし、さらに、これに起因する津波死者を減らすことにもつながっていきます。

「(1)住宅の耐震化による死者・負傷者（重傷者、軽傷者）の減少」の項で述べた減災効果の算出方法と同じく、住宅の耐震化率が 90.0%に向上すれば、自力脱出困難による津波死者は約 5,400 人から約 4,400 人に減少し、また、すべての住宅を耐震化することができれば、約 3,000 人にまで減らすことができると予測しています。



	耐震化率 83.7% (現状)	耐震化率 90.0%	耐震化率 100%
自力脱出困難による津波死者数	約 5,400 人	約 4,400 人	約 3,000 人

冬・深夜ケース

(6) 避難者数の抑制及び震災関連死の防止

① 避難者数の抑制

地震被害想定調査における避難者数は、揺れや津波で住宅が全壊して住む場所を失った人と、住宅は無事でも断水等が長引くことで自宅での生活が困窮するなど避難の必要性に迫られた人の合計となっています。

発災直後は、前者の事由による避難者が多くを占め、その後、時間の経過とともに、後者の事由による避難者が増えてくることにより、避難者全体としては、発災1日後、発災1週間後、発災1か月後と、徐々に増加すると予測しています。

これら避難者への対策については、発生確率が極めて低い理論上最大クラスの南海トラフ地震ではなく、これまで実際に発生した過去最大クラスの地震の被害想定結果に基づき、対策を講じていくことは、すでに述べました。

そこで、本項では、過去最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合を想定して、減災効果の予測を行っていくこととします。

	発災1日後	発災1週間後	発災1か月後
避難者数 (避難所+避難所外)	約 411,000 人	約 447,000 人	約 480,000 人

冬・夕18時ケース

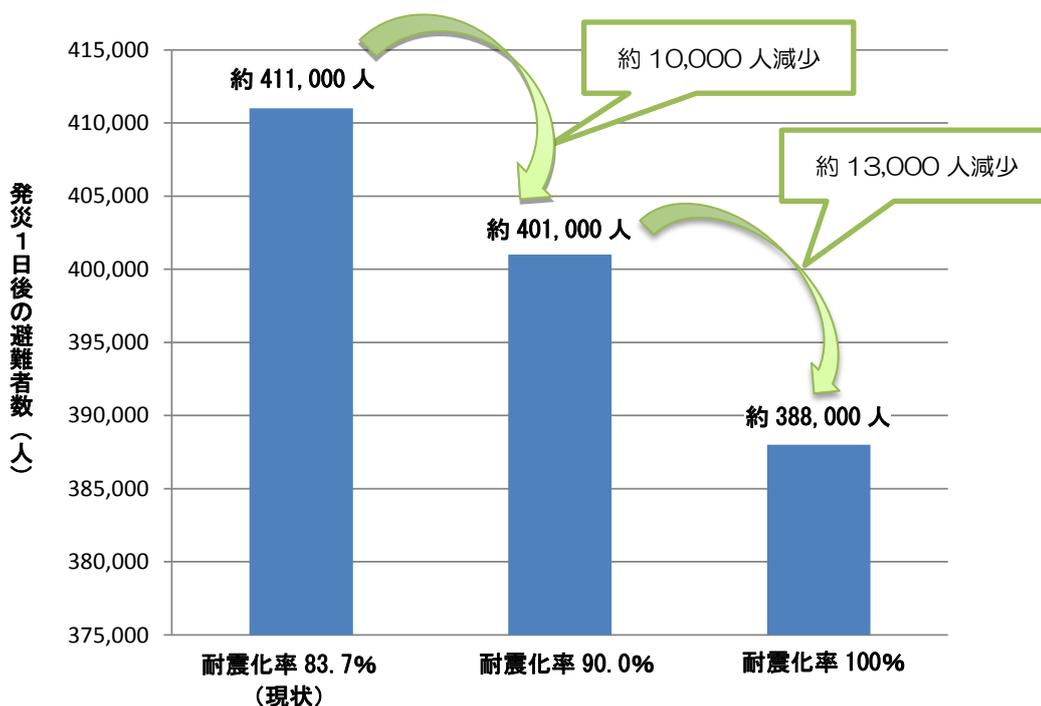
この予測にあたっては、住宅が全壊して住む場所を失い、避難生活を余儀なくされる人を減らしていくという観点で、試算を行っています。

同じ避難生活であっても、自宅を失い、長期間にわたる避難所生活を覚悟しなければならない状態と、ライフラインさえ復旧すれば自宅に戻ることができる状態とでは、あらゆる面で、前者の方が厳しい状況に置かれていることは間違いありません。

特に発災直後の大混乱の中で、避難者をできる限り抑制することができれば、避難者の対応に要する時間や災害対策要員を、救出・救助など別の応急対策活動にあてることも可能となります。

「(1)住宅の耐震化による死者・負傷者(重傷者、軽傷者)の減少」の項と同じく、住宅の耐震化率が90.0%に向上すれば、発災1日後の避難者数は、約411,000人から約401,000人に減少するとともに、さらに耐震化率が100%になれば、約388,000人にまで減らすことができると予測しています。

さらに、第5章の施策「県民の防災行動の促進」に位置づけた、行動項目「個人備蓄など災害時の緊急物資等における備蓄のあり方検討」(69頁)、「個人備蓄の促進に向けた啓発活動の実施」(69頁)など、発災後に自活するための備えを進めていくことも、避難者数の低減につながります。



	耐震化率 83.7% (現状)	耐震化率 90.0%	耐震化率 100%
発災1日後の避難者数	約 411,000 人	約 401,000 人	約 388,000 人

冬・夕 18 時ケース

②震災関連死の防止

地震被害想定調査では、発災1日後に避難所に入所している人は約 267,000 人であり、そのうち災害時要援護者は下表に記載した人数になると予測しています。

選択・集中テーマ「命が危ぶまれる災害時要援護者への対策を進める」の項では、要援護者を「障がい者」、「高齢者」、「外国人住民」に限定して、対策を述べてきたところですが、地震被害想定調査では、特別な支援を要する方々の総数を把握するため、前述の方々に加え、「5歳未満乳幼児」、「要介護認定者」、「難病患者」、「妊産婦」を含めて試算を行っています。

	65歳以上 高齢者	5歳未満 乳幼児	障がい者	要介護 認定者	難病患者	妊産婦	外国人 住民
発災1日後の 避難者のうち 災害時要援護者	約 9,900 人	約 11,000 人	約 14,000 人	約 9,700 人	約 1,800 人	約 4,300 人	約 4,000 人

冬・夕 18 時ケース

表中の人数には重複を含む

東日本大震災の被災地からは、避難生活中に体調を崩す等によって震災関連死に至ったという、悲痛な教訓が伝わってきています。

選択・集中テーマ「防災人材が地域で活躍するための対策を進める」の重点行動項目「三重県避難所運営マニュアル策定指針*の活用促進」(185 頁)を通じて、災害時要援護者に十分配慮した避難所運営を行うとともに、選択・集中テーマ「命をつなぐ『災害医療体制』を構築する」の重点行動項目「避難所や救護所*における医療ニーズの収集方法の検討(体制、ルール作り)」(231 頁)により、医師、看護師、保健師等による支援体制を構築することが、震災関連死の防止につながっていきます。

また、要援護者に必要な支援を行うことができる生活環境を確保するためには、一般の避難所では限界があるのも事実です。そこで、選択・集中テーマ「命が危ぶまれる災害時要援護者への対策を進める」の重点行動項目「福祉避難所*の指定等の促進」(197 頁)や「介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設)の相互支援協定の締結促進」(197 頁)などの取組を通じて、要援護者の避難先を事前に確保していくことも、痛ましい事態を回避することにつながります。

また、選択・集中テーマ「避難をあきらめないための対策を進める」の項で述べましたが、県北部の海拔ゼロメートル地帯では、市町域を超えての広域的な避難が必要となる可能性があります。また、浸水した水がなかなか引かずに、避難生活が長期化するおそれもあります。

その場合、収容人員を超えた避難所に入所せざるを得ないなど生活環境が十分に整わない状況下で避難生活を強いられたり、避難先が頻繁に変わったりするなど、避難者は心身の疲労を蓄積させることとなります。

重点行動項目「海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討」(177 頁)によって、事前に広域避難体制のあり方や手続きなどの検討を進めておくことは、避難者数を抑制するほか、混乱に伴う避難者の関連死等を未然に防ぐことにつながります。

また、東日本大震災では、広域避難に際して、移動中または移動するまでの待ち時間の間に、体力が尽き、死亡に至った事例も報告されています。重点行動項目「大規模移送にかかるバス事業者との協定の締結」(178 頁)によって避難者を早期に避難させるために必要な輸送手段を確保しておくことも、こうした事態の抑制につながっていきます。

(7) 観光客の被害の軽減及び滞留旅客の抑制

選択・集中テーマ「命が危ぶまれる観光客への対策を進める」の項でも述べたとおり、本県は我が国有数の観光県です。

「平成 24 年三重県観光レクリエーション入込客数推計書（三重県）」（以下「推計書」という。）によれば、平成 24 年の三重県への観光レクリエーション入込客数（以下「観光客数」という。）は、実数で年間 37,868 千人と推計されています。地域別の内訳は、北勢地域で 17,236 千人、中南勢地域で 7,039 千人、伊勢志摩地域で 9,041 千人、伊賀地域で 2,781 千人、東紀州地域で 1,771 千人となっています。

北勢地域	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中南勢地域	津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町
伊勢志摩地域	伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、度会町、玉城町
伊賀地域	伊賀市、名張市
東紀州地域	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

（推計書による地域別の市町区分）

これらの観光客数には、祭りや花火大会などのイベントへの参加者も含まれていますが、地域別の年間観光客数から、単純に 1 日あたりの観光客数を推計したものが下表です。

	北勢地域	中南勢地域	伊勢志摩地域	伊賀地域	東紀州地域
1 日あたりの観光客数	約 47,000 人	約 19,000 人	約 25,000 人	約 8,000 人	約 5,000 人

一方、「平成 21 年伊勢市観光統計（伊勢市）」には、伊勢神宮（内宮・外宮）の参拝者数が平日と土日祝日に区分してまとめられており、この比率をもとに、「土日祝日（1 日あたり）の観光客数は、平日（1 日あたり）の観光客数の約 3 倍である。」と仮定し、これを県内すべての地域に適用して県内各地域の平日と土日祝日別の 1 日あたりの観光客数を試算すると下表のとおりとなります。

	北勢地域	中南勢地域	伊勢志摩地域	伊賀地域	東紀州地域
1 日あたりの観光客数（平日）	約 28,000 人	約 12,000 人	約 15,000 人	約 5,000 人	約 3,000 人
1 日あたりの観光客数（土日祝日）	約 85,000 人	約 35,000 人	約 45,000 人	約 14,000 人	約 9,000 人

さらに、「平成 24 年度三重県観光客実態調査（三重県）」（以下「観光客実態調査」という。）における観光客の発地調査の結果に基づき、土日祝日における

県外からの観光客数を以下のとおり試算しました。

	北勢地域	中南勢地域	伊勢志摩地域	伊賀地域	東紀州地域
1日あたりの 県外からの 観光客数 (土日祝日)	約 64,000 人	約 9,000 人	約 36,000 人	約 10,000 人	約 4,000 人

これらの試算結果から見てくることは、本県には、市町など自治体の人口に匹敵する規模の観光客が毎日のように来訪しているということであり、土日祝日には、その傾向がより顕著になるということです。

そして、確実に言えることは、発災時には、ただでさえ対応が容易ではない住民の避難に加えて、地理に不案内な観光客にも避難行動を求めなければならないなど、対応に困難を極めるような事態が想定されるということです。

選択・集中テーマ「命が危ぶまれる観光客への対策を進める」の重点行動項目「主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり」(206頁)や「観光客への対応を想定した訓練の実施」(207頁)などの取組により、観光客への的確な情報提供や迅速な避難誘導を行うことができる体制づくりなど、観光地全体で防災対策に取り組んでいくことが、観光客の命を守ることにつながります。

また、第5章の施策「市町防災力の向上に向けた支援」に位置づけた、行動項目「市町が主体的に取り組む防災・減災対策への支援の実施」(130頁)により、市町が主体的に進める観光客の避難対策についての支援を進めていくことも、観光客の迅速な避難の促進につながっていきます。

次に、円滑な帰宅を支援していくことも極めて重要な観光客対策の一つです。前述のとおり、県内各地域には多くの観光客が来訪していることから、発災時には、相当な規模での滞留旅客の発生が予測されます。

発災時に、観光客がそのまま観光地に留まると仮定した場合、近傍の宿泊施設が一時的な避難場所として使用されることが想定されます。

そこで、推計書に基づき、県内各地域の宿泊収容力と、宿泊収容力から見て、宿泊施設に入所することができずに施設外で滞留する可能性のある観光客数を地域別に試算したものが次頁の表です。

この表からわかるとおり、観光の繁忙期である土日祝日では、我が国屈指の宿泊収容力を誇る伊勢志摩地域も含め、県内すべての地域において、多くの滞留旅客が発生すると想定されます。

	北勢地域	中南勢地域	伊勢志摩地域	伊賀地域	東紀州地域
宿泊収容力	約 13,000 人	約 8,000 人	約 33,000 人	約 3,000 人	約 3,000 人
発災時、宿泊施設に入所できずに施設外で滞留する可能性のある観光客数（平日）	約 15,000 人	約 4,000 人	0 人 (さらに約 18,000 人宿泊可)	約 2,000 人	0 人
発災時、宿泊施設に入所できずに施設外で滞留する可能性のある観光客数（土日祝日）	約 72,000 人	約 27,000 人	約 12,000 人	約 11,000 人	約 6,000 人

宿泊収容力は、ホテル、旅館等の収容人員から、保養所、寮、キャンプ場、バンガローの収容人員を除いて算出

地震被害想定調査では、地震・津波により、道路・鉄道等が被災または点検等のため、一定期間、通行制限・運休することも想定されています。

伊勢志摩地域は、公共交通機関を利用した来訪比率が特に高い地域です。前述の観光客実態調査に基づき推計した結果、土日祝日（1日あたり）の伊勢志摩地域への観光客、約 45,000 人のうち、自家用車以外の交通手段による観光客は、約 21,000 人に上ると試算しています。

重点行動項目「災害時帰宅支援ステーション*の協定締結の推進」（206 頁）により、帰宅困難となった観光客の早期の帰宅を支援するとともに、「(6)避難者数の抑制及び震災関連死の防止」の項でも述べた重点行動項目「大規模移送にかかるバス事業者との協定の締結」（206 頁）により、災害時における大規模移送手段を確保する体制を構築していくことが、滞留旅客の抑制につながります。

また、第5章の施策「重要施設の耐震化」に位置づけた、行動項目「多数の者が利用する建築物の耐震化の促進」（96 頁）により、ホテル等の耐震対策が促進されることも、宿泊収容力を確保することにつながり、滞留旅客を抑制することにつながっていきます。

(8) 住宅の耐震化による直接経済被害額の減少

地震被害想定調査では、過去最大クラスの南海トラフ地震の発生による直接的な経済被害額を、県全体で約 9.08 兆円と推計し、そのうち約 6 割にあたる約 5.49 兆円が、倒壊した住宅及び住宅内の家財等の資産価値が喪失したことに伴う被害額、また 3 割弱の約 2.40 兆円が、住宅以外の建物、つまり非住宅である事業所及び事業所内の製品等の資産価値の喪失に伴う被害額としています。

住宅の資産価値とは、全壊した住宅 1 棟を新しく建て直すのに必要な金額です。「建築統計年報（国土交通省）」によれば、木造住宅 1 棟あたり約 2,200 万円、非木造住宅 1 棟あたり約 3,300 万円であり、これらを積算基礎としています。

また、住宅の中には、さまざまな家財等があります。建物全壊に至った場合、これらの家財等も失われることとなります。

家財等の資産価値については、1 世帯あたり約 800 万円と設定しています。「東日本大震災での適用評価額」の調査（国税庁）によれば、全壊した住宅 1 棟の中にある主要耐久消費財の評価額は、単身世帯で 300 万円、2 人以上世帯では世帯主の年代別に 29 歳以下で 500 万円、30 歳代で 800 万円、40 歳代で 1,100 万円、50 歳代以上で 1,150 万円という結果が出ており、これらの評価額に基づき、1 世帯あたりの平均額を約 800 万円と算出した上で、積算基礎としています。

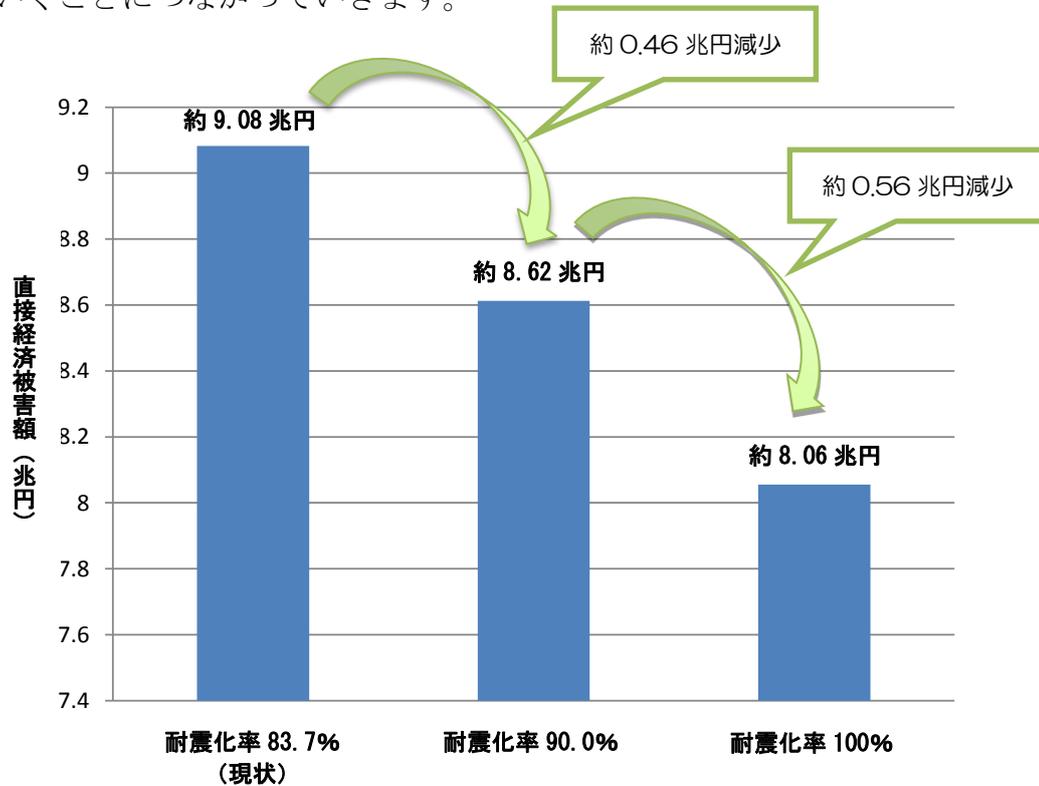
事業所等の資産価値については、全壊した建物 1 棟を新しく建て直すのに必要な額として、前述した「建築統計年報」に基づき、非木造の事業所（非住宅）1 棟あたりの被害額を約 1 億 2,500 万円と評価するとともに、発災時に有していた製品や原材料（在庫資産）を復旧するのに必要な額を合計して、積算基礎としています。

減災効果の算出にあたっては、定量的な予測が可能な手法を採用することとし、住宅の耐震化が進むことにより、住宅及び住宅内の家財等の資産価値の喪失を、どの程度防ぐことができるかという観点で、試算を行っています

「(1) 住宅の耐震化による死者・負傷者（重傷者、軽傷者）の減少」の項と同じく、住宅の耐震化率が 90.0% になれば、経済被害額は約 9.08 兆円から約 8.62 兆円に、さらに、耐震化率が 100% になれば、約 8.06 兆円にまで抑えることができると予測しています。

また、住宅の耐震化に加え、第 5 章の施策「企業防災活動の促進」に位置づけた、行動項目「みえ企業等防災ネットワーク*を通じた企業防災力の向上」

(102 頁) や「事業所等における業務継続計画 (BCP) *策定の促進」(102 頁) などの取組により、企業の防災力を高めていくことも、経済被害額をさらに抑えていくことにつながっていきます。



	耐震化率 83.7% (現状)	耐震化率 90.0%	耐震化率 100%
直接経済被害額	約 9.08 兆円	約 8.62 兆円	約 8.06 兆円

2 減災効果の考察にあたってのまとめ

これまで述べたことから、第5章及び第6章で掲げた対策、なかでも住宅の耐震化、家具等の転倒・落下防止、迅速な避難など「自助」の取組を進めることが、死者や負傷者等を減少させるだけでなく、経済被害の減少を含め、大きな減災効果へと結びつくことがわかります。

これを、第6章の選択・集中テーマにおける「7つの基本方針」別に見れば、「Ⅰ 強い揺れへの備えと対策を行う」、「Ⅱ 津波への備えと対策を行う」、「Ⅲ 『防災意識』を『防災行動』に結びつける」を中心とした行動項目の着実な実践がとても重要であると言えます。

しかし、もちろん「自助」の取組だけで十分というわけではありません。

「(1) 住宅の耐震化による死者・負傷者（重傷者、軽傷者）の減少」から「(8) 住宅の耐震化による直接経済被害額の減少」の中でも言及してきましたが、これら「自助」の取組に加え、「Ⅳ 災害時に特別な配慮が必要となる人々への対策を行う」、「Ⅴ 発災後72時間の救助力・輸送力を強化する」、「Ⅵ 命をつなぎとめるための災害医療機能を強化する」などの基本方針に則って掲げた「共助」「公助」の各行動項目を推進していくことにより、減災効果はさらに高まることになるのです。

第3章「計画の基本的な考え方」に記載した「県民」「事業者」「行政」などの取組主体が、それぞれ自らの役割を担い、力を結集し、連携・協力して、これらの行動項目を進めていくことが必要です。

本章のまとめ、そして、本計画の締めくくりにあたって、もう一度、わたしたちの決意を述べます。

わたしたちの「郷土」みえの未来を守るために、今、なすべきは何かを考え、着実に対策に取り組んでいきます。



参考資料

1 三重県新地震・津波対策行動計画の策定の流れ

(1) 策定経過

本計画の策定を進めるにあたり、平成 24 年度は、市町との意見交換、有識者による三重県防災会議専門部会「防災・減災対策検討会議」での議論、庁内ワーキンググループにおける検討等を行い、平成 25 年 3 月に、144 項目の「行動項目」をそろえて、中間案としてのとりまとめを行いました。

平成 25 年度は、市町との意見交換や専門部会での議論を継続したほか、パブリックコメントによる意見募集も実施するなど、ご意見やご提案の反映に努めました。その結果、192 項目の「行動項目」をとりまとめたほか、三重県地震被害想定調査の結果や減災効果、本県として特に注力すべき課題を解決するための「選択・集中テーマ」の設定など、新たな章を設けて計画の構成を再編するとともに、県民の皆さんのより深い理解の促進につながるよう、過去の震災の教訓等を紹介したコラム記事や有識者からお聞きしたインタビュー記事を盛り込むなど、拡充を行いました。

(2) 意見交換など検討の経緯

市町、有識者、県民の皆さんからの意見反映、庁内検討など、主な検討の経緯をまとめました。

(市町)

時期	内容
平成 24 年 7 月～8 月	防災対策部長の市町訪問
平成 24 年 11 月	市町防災担当者との意見交換（県内 6 か所）
平成 25 年 2 月	市町防災担当者との意見交換（県内 7 か所）
平成 25 年 7 月～8 月	防災対策部長の市町訪問
平成 25 年 10 月～11 月	市町防災担当者との意見交換（県内 8 か所）
平成 25 年 12 月 25 日～ 平成 26 年 1 月 23 日	市町あて意見照会 （パブリックコメントによる意見募集）

(有識者)

時期	内容
平成 24 年 4 月 26 日	三重県防災会議専門部会 平成 24 年度第 1 回「防災・減災対策検討会議」
平成 24 年 8 月 23 日	三重県防災会議専門部会 平成 24 年度第 2 回「防災・減災対策検討会議」
平成 24 年 11 月 22 日	三重県防災会議専門部会 平成 24 年度第 3 回「防災・減災対策検討会議」
平成 25 年 2 月 9 日	三重県防災会議専門部会 平成 24 年度第 4 回「防災・減災対策検討会議」
平成 25 年 3 月 14 日	三重県防災会議専門部会 平成 24 年度第 5 回「防災・減災対策検討会議」
平成 25 年 9 月 18 日	防災・減災対策検討会議委員による意見交換
平成 26 年 1 月 29 日	三重県防災会議専門部会 平成 25 年度第 1 回「防災・減災対策検討会議」

(県民の皆さん（事業者等を含む）)

時期	内容
平成 24 年 10 月	防災に関する県民意識調査（回答者数 2,971 人）
平成 25 年 1 月	災害ボランティア団体等との意見交換
平成 25 年 3 月	企業防災研修会（企業防災担当者等との意見交換）
平成 25 年 3 月	防災フォーラム（伊賀市）（参加者との意見交換）
平成 25 年 3 月	三重県ライフライン企業等連絡会議
平成 25 年 8 月～9 月	県内観光地における防災対策状況調査
平成 25 年 10 月	防災に関する県民意識調査（回答者数 3,114 人）
平成 25 年 10 月	三重県ライフライン企業等連絡会議（業種別に 4 回）
平成 25 年 12 月 25 日～ 平成 26 年 1 月 23 日	パブリックコメントによる意見募集 防災関係団体・事業者あて意見照会

(有識者を交えての庁内検討)

時期	内容
平成 24 年 8 月～ 平成 25 年 2 月	新地震・津波対策行動計画ワーキンググループ（4 回） ※小ワーキンググループの全体会

平成 24 年 9 月～ 平成 25 年 2 月	防災・減災対策検討小ワーキンググループ (17 回) (検討テーマ) 災害に強い社会づくり・まちづくり (7 回) (検討テーマ) 防災意識の向上・人材活用 (10 回)
-----------------------------	---

○三重県防災会議専門部会「防災・減災対策検討会議」

(敬称略 50 音順)

	所属等	氏名
委員長	関西大学社会安全学部・社会安全研究センター 理事・センター長・教授	河田 恵昭
委員	熊野市防災対策推進課 課長 (三重県市長会)	尾中 弘明
委員	三重大学大学院工学研究科 准教授	川口 淳
委員	みえ防災コーディネーター、三重のさきもり	新谷 琴江
委員	桑名市総合医療センター 理事長 (元三重大学医学部 附属病院長)	竹田 寛
委員	大紀町防災安全課 課長 (三重県町村会)	西村 鎮雄
委員	三重大学大学院工学研究科 教授	畑中 重光
委員	名古屋大学減災連携研究センター センター長・教授	福和 伸夫
委員	特定非営利活動法人ピアサポートみえ 理事長	松田 慎二
委員	公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 副理事長	室崎 益輝
委員	みえ災害ボランティア支援センター 元事務局長	若林 千枝子
委員	三重県防災対策部 部長	稲垣 司

○庁内検討ワーキンググループアドバイザー

(検討テーマ：災害に強い社会づくり・まちづくり)

(敬称略)

	所属等	氏名
	三重大学大学院工学研究科 准教授	浅野 聡

(検討テーマ：防災意識の向上・人材活用)

(敬称略)

	所属等	氏名
	三重大学大学院工学研究科 准教授	川口 淳

2 用語の説明

本文に掲載されている用語の説明です。

(1) 用語一覧

【あ行】	一日前プロジェクト、衛星携帯電話、液状化
【か行】	活断層、学校防災リーダー、可搬型衛星無線装置、感震ブレーカー、帰宅困難者、救急告示医療機関、急傾斜地崩壊防止施設、救護所、業務継続計画（BCP）、緊急速報メール、緊急消防救助等広域応援活動拠点、緊急輸送道路、検案、検視、広域防災拠点、高規格幹線道路、港湾機能継続計画、コミュニケーションカード
【さ行】	災害医療コーディネーター、災害医療支援病院、災害救助法、災害拠点病院、災害公営住宅、災害時帰宅支援ステーション、災害時要援護者、災害時要援護者個別支援計画、自主防災組織、消防団、地震・津波観測監視システム（DONET）、地震防災対策強化地域、地震防災対策推進地域、震災時緊急雇用対応事業、図上訓練、水管橋、水防団、石油コンビナート等防災アセスメント調査、石油コンビナート等防災計画、せんたくネット
【た行】	誰が何に困ったのかリスト、地域防災計画、地籍調査、中央防災会議、長周期地震動、津波避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー）、津波避難に関する三重県モデル、津波避難ビル等にかかるガイドライン、道路啓開、道路啓開基地、道路啓開マップ、ドクターヘリ
【な行】	南海トラフ、二次救急医療機関、二次保健医療圏
【は行】	ハザードマップ、被害想定調査委員会、非構造部材、被災建築物応急危険度判定コーディネーター、非常通信ルート、避難勧告、避難指示、避難マウンド、福祉避難所、「復興の狼煙」ポスタープロジェクト、防災・減災対策検討会議、防災すごろく、防災に関する県民意識調査、防災ノート、防災行政無線
【ま行】	みえ企業等防災ネットワーク、三重県広域防災拠点施設等構想検討委員会、三重県防災対策会議、三重県保健医療計画、三重のさきもり、みえ防災コーディネーター、みえの防災大賞、三重県防災対策推進条例、三重県避難所運営マニュアル策定指針、ミッシングリンク
【や行】	—
【ら行】	陸閘
【わ行】	—

D	DMAT
E	EMIS
J	JMAT
M	Myまっぷラン
S	SCU

(2)用語の説明

用語	説明	掲載箇所
一日前プロジェクト	内閣府がまとめている災害のエピソード集。「災害の一日前に戻れるとしたら、あなたは何をしますか」と、被災者の方々に問いかけ、その話の中から、身につまされる小さな物語を生み出すことをねらいとしている。	第5章 第6章
衛星携帯電話	人工衛星を利用した携帯電話。山間部や島嶼（とうしょ）部及び海上等でも利用できる。	第1章
液状化	地中から水を含んだ砂や泥（土質）が液体のように噴き出す現象。地盤が支持力を失って建物が倒れたり、地下に埋設されている浄化槽など内部が空洞の構造物やマンホールが浮き上がる等の被害となる。	第1章 第2章 第5章 第6章
活断層	過去に繰り返し活動したことから将来も活動して地震を発生させると考えられる断層。	第1章 第2章 第5章 第6章
学校防災リーダー	防災についての知見を有し、児童生徒への防災教育や学校と地域との連携等について、主導的な役割を果たす教職員。	第1章 第5章 第6章
可搬型衛星無線装置	持ち運びが可能な県防災通信ネットワークの衛星通信装置。	第5章
感震ブレーカー	地震を感知する信号が設定値（震度6等）以上となった場合に、電気を自動的に遮断する機能を備えた遮断器。一般的なブレーカー（漏電がある場合のみ自動遮断）では防げない通電火災の防止効果がある。	第5章
帰宅困難者	大規模災害が発生し交通機関等が麻痺した場合、自宅等に帰宅することが困難な通勤・通学者や旅行者。	第1章 第4章 第5章 第6章
救急告示医療機関	救急医療に対応可能な医師、資機材及び病床が確保された医療機関。	第5章
急傾斜地崩壊防止施設	がけ崩れの発生、被害を防止する施設。	第5章

用語	説明	掲載箇所
救護所	避難所等に設置され、搬送前の応急処置や軽傷者の治療等を行うために確保された場所。	第5章 第6章 第7章
業務継続計画 (BCP)	災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から事前に対応策などを定めた計画。BCP (Business Continuity Plan) ともいう。	第1章 第5章 第6章 第7章
緊急速報メール	気象庁が発表する緊急地震速報や津波警報、国・地方自治体が発表する災害・避難情報を、特定エリアの携帯電話に一斉配信する携帯電話会社のサービス。	第1章 第5章
緊急消防援助隊広域活動拠点	大規模災害時に、県外から応援に来る緊急消防援助隊の本部機能、ベースキャンプ機能、物資等の確保機能等を有する活動拠点。	第1章
緊急輸送道路	大規模災害時に、救助・救急・医療・消火活動及び避難者への物資供給等に必要で、人員及び物資等の輸送を行うため、各地の防災拠点や避難地を連絡する道路。	第1章 第2章 第4章 第5章 第6章
検案	医師が死体に対し、死亡を確認し、死因、死因の種類、死亡時刻、異状死との鑑別を総合的に判断すること。検案の結果、異状死の疑いがある場合は警察に連絡し、検視を行うこととなる。	第5章
検視	変死者または変死の疑いのある死体について、その死亡が犯罪によるものかどうかを調べること。	第5章
広域防災拠点	市町単独では対応が困難になる大規模災害時に、広域的な応急対策活動を実施するための拠点となる施設。空輸機能、物資集配機能、一時保管機能、応援要員等受入機能、情報通信機能、連絡・調整機能などを有している。	第1章 第5章 第6章
高規格幹線道路	国土を縦貫あるいは横断して、主要都市間を連絡する循環型ネットワークを形成し、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。	第5章 第6章
港湾機能継続計画	大規模災害時に、港湾における緊急物資の受入機能や物流機能を速やかに回復するため、事前に必要な方策を取り決めておく計画。	第5章
コミュニケーションカード	意思疎通が十分とれない外国人に対して、伝えたい内容を翻訳等して、コミュニケーションを円滑に図るために用いるカード。	第5章
災害医療コーディネーター	大規模災害時に、医療・救護活動が円滑に行われるよう、内部・外部の調整を行う人のことで、主な役割として医療救護班の配置調整等がある。	第5章 第6章

用語	説明	掲載箇所
災害医療支援病院	三重県において、災害拠点病院が被災した場合に、各地域で医療救護活動や医療救護班の派遣、応急用資機材の提供など、災害拠点病院が実施する機能を補完する病院として指定された病院。	第2章 第5章 第6章
災害救助法	災害直後の応急対策などについて定めた法律。被災した市町村単位の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合に適用され、食料品や住居等の一時的な支援を行うこと等について定められている。	第5章
災害拠点病院	地震・津波・台風等の災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のことで、各都道府県の二次保健医療圏ごとに原則1か所以上整備される。	第1章 第2章 第5章 第6章
災害公営住宅	災害によって自宅を失った被災者に対して、比較的低廉な家賃で提供される公営賃貸住宅。	第5章 第6章
災害時帰宅支援ステーション	災害時の徒歩帰宅者を支援するため、水道水、トイレ、道路情報等の情報の提供をさせていただける店舗。	第5章 第6章 第7章
災害時要援護者	障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人住民等で、災害対策上特別な支援や配慮が必要な者。	第1章 第2章 第4章 第5章 第6章 第7章
災害時要援護者個別支援計画	要援護者の避難先や避難方法などについて、要援護者本人や家族等とも調整の上、支援に関する必要事項等を整理した要援護者一人ひとりについて作成される計画。	第1章 第5章 第6章
自主防災組織	地域住民が自主的に結成し、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う組織。	第3章 第5章 第6章
消防団	平常時は各自の職業に従事しながら、火災や震災時に常備消防機関と連携し、消火・救助等の活動を行う、非常勤特別職の地方公務員で構成される非常備の消防機関。	第1章 第5章 第6章
地震・津波観測監視システム（DONENT）	東南海地震を対象としたリアルタイム観測システムの構築と、地震発生メカニズムの解明等を目的に開発された海底ケーブルネットワーク型の観測システム。従来の観測システムではなし得なかった深海底における多点同時、リアルタイム観測を行う。DONENTとは、Dense Oceanfloor Network system for Earthquakes and Tsunamis の略称。	第5章 第6章

用語	説明	掲載箇所
地震防災対策強化地域	東海地震の発生に備え、地震防災対策を強化すべき地域。警戒宣言が発令された場合の活動計画等を策定する必要がある。県内では、桑名市、木曾岬町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、尾鷲市、紀北町、熊野市の10市町が指定されている。	第1章
地震防災対策推進地域	東南海・南海地震の発生に備えた地震防災対策を推進すべき地域。三重県内全市町が指定されている。	第1章
震災時緊急雇用対応事業	震災により被災した失業者等に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業。	第5章 第6章
図上訓練	実際に行えないような大規模訓練を机上で地図等を用いて、手順の確認、災害時の状況予測や判断、関係機関との連携確認、意思決定能力の向上等を図る訓練。	第1章 第5章 第6章
水管橋	深い谷間や河川を超えて水を運ぶための橋。橋に水の通る管を設置しているもの。	第5章
水防団	平常時は各自の職業に従事しながら、水防管理者（市区町村等）の指示により参集し、洪水や高潮等の被害を最小限に食い止めるための水防活動に従事する組織。	第1章
石油コンビナート等防災アセスメント調査	地震動、液状化、津波などに対する石油コンビナートの防災力の調査。	第1章 第5章
石油コンビナート等防災計画	石油コンビナート等特別防災区域にかかる災害の防止に関し、特定事業所、国、県、関係市町及びその他の防災関係機関等が実施すべき防災業務を定めた計画。	第1章 第5章
せんとくネット	仙台の女性たちが被災女性の本音を沢山くみ取って一緒に解決していくネットワーク。	第5章
誰が何に困ったのかリスト	本計画の策定にあたり、事実に基づく検討を行うため、過去に発生した震災で実際に起こった事実を収集したリスト。「誰が」「いつ」「どんなことが発生したために」「何に困ったのか」等の区分で整理している。	第5章 第6章
地域防災計画	住民の生命、財産を災害から守るためにとるべき災害対策を規定するため、都道府県や市町村などの地方自治体が策定する防災計画。	第1章 第4章 第6章
地籍調査	主に市町が主体となって、土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。	第5章
中央防災会議	災害対策基本法に基づいて設置された防災に関する重要政策を決定する国の会議。	第1章 第5章 第6章

用語	説明	掲載箇所
長周期地震動	周期が数秒以上のゆっくりとした長い揺れ。震源から遠くまで伝わり、特に平野部で高層ビルなどの大型構造物が大きく揺れる可能性が指摘されている。	第1章
津波避難施設 (津波避難ビル、津波避難タワー)	(津波避難ビル) 津波による被害が想定される地域の中で、十分な高さ、強度を有するビルやマンション等を、地域住民等が一時もしくは緊急避難する施設として指定したもの。	第2章 第5章 第6章 第7章
	(津波避難タワー) 近くに安全な高台や適切なビルがない地域において、津波避難ビルと同様の用途に用いるもので、上部に避難ステージを持つタワー状の構造物。	第6章 第7章
津波避難に関する三重県モデル	津波からの避難に関して、災害時要援護者の避難支援等の課題も含め地域ぐるみで検討し、対策を実施していくための取組。	第1章 第5章 第6章 第7章
津波避難ビル等にかかるガイドライン	津波からの避難が困難な地域において、津波避難ビル等の普及を促進するため、ビル等が満たすべき構造的要件、位置的要件、指定や運用にあたっての留意点等を取りまとめたガイドライン。	第5章
道路啓開	緊急車両等が通れるように、がれきなどを処理し、段差を修正するなど、救援ルートとして最優先で確保すること。	第1章 第5章 第6章
道路啓開基地	道路啓開に必要な資材（鋼材、コンクリート管、砕石、土嚢など）を備蓄する基地。	第1章 第5章 第6章
道路啓開マップ	復旧・支援ルートを効率的かつ迅速に啓開するための道路啓開ネットワーク上に津波浸水予測区域、孤立集落、地域で啓開作業を担う建設企業の所在地やその担当区間を示したマップ。	第1章 第6章
ドクターヘリ	医療機器を装備し、救急医療の専門医・看護師が搭乗した専用ヘリコプター。	第6章
南海トラフ	静岡県の駿河湾から九州東方沖までの海底で、約700kmにわたって続く水深4,000m級の深い溝(トラフ)の名称。マグニチュード8クラスの巨大地震が概ね100年から150年ごとに発生している。	第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章 第7章

用語	説明	掲載箇所
二次救急医療機関	主に入院治療を必要とする重症患者への対応機関。	第1章 第5章 第6章
二次保健医療圏	医療機能を考慮した病院や救急医療体制の整備のほか、一般的な入院医療への対応を図るとともに、保健・医療・福祉の総合的な取組を行うために、市町を越えて設定する地域の範囲。	第2章
ハザードマップ	災害（地震・津波・水害・土砂災害等）の危険度を予測して地図上に表したもの。	第1章 第5章 第6章
被害想定調査委員会	三重県防災会議の専門部会。地震被害想定調査についての調査手法の検討や想定結果の検証等を行うため、有識者等により構成された会議。	第5章 第6章
非構造部材	柱、梁、壁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内・外装材、照明器具、設備機器、窓ガラス、家具等。	第1章 第5章
被災建築物応急危険度判定コーディネーター	応急危険度判定業務に精通し、判定活動を円滑に実施するため、判定士の受入準備、判定エリアの決定、判定業務の指示、判定資機材の配布、判定結果のとりまとめ等、判定活動の中心的役割を担う人材。	第5章
非常通信ルート	市町から県及び県から国への情報伝達に通常の通信ルートが使用できない場合を想定し、非常通信協議会に加入している団体の自営通信システムを利用する通信ルート。	第5章
避難勧告	災害等により、人的被害の発生する可能性がある場合に、市町村長が必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し発令する避難情報。	第1章
避難指示	災害等により、人的被害の発生する危険性が非常に高く、急いで避難すべきと判断される場合に、市町村長により発令される避難情報。避難勧告よりもさらに強く、住民等に避難を求める場合に用いられる。	第1章 第6章
避難マウンド	土盛り等の人工構造物により人工的な高台等を設置し、津波からの避難場所として活用するもの。	第5章
福祉避難所	大規模災害時に、避難所生活が困難な障がい者や高齢者など、何らかの特別な配慮を必要とする方が避難する施設で、障がい者療護施設や老人ホームが多い。	第1章 第5章 第6章 第7章
「復興の狼煙」ポスタープロジェクト	岩手県釜石市や大槌町など三陸地方で懸命に復旧に向かう姿に感銘した有志の人たちが、この姿を伝えるためのポスターを自主制作し、国内外に広めているプロジェクト。	第6章
防災・減災対策検討会議	三重県防災会議の専門部会。三重県の新たな防災・減災対策を検討するため、有識者等により構成された会議。	第5章 第6章

用語	説明	掲載箇所
防災すごろく	危険を避けるにどのような選択がよいのか、遊びながら学ぶことができる、すごろくと防災に関するクイズ等を組み合わせたゲーム。	第5章
防災に関する県民意識調査	防災に対する県民の備えや意識などを把握することを目的に、平成14年度から毎年、県が実施している調査。	第1章 第5章 第6章 第7章
防災ノート	児童生徒が自然災害から自らの身を守るために、発達段階に応じて防災意識を高め、防災対策に取り組むことを目的に、平成24年2月に作成した三重県独自の防災教育の教材。	第1章 第5章 第6章 第7章
防災行政無線	国、都道府県及び市町村、防災関係機関・事業者など、災害時に連絡が必要な各機関を結ぶ通信ネットワーク。	第1章 第5章 第6章
みえ企業等防災ネットワーク	民間企業・団体、行政、大学等で構成し、企業等の自然災害に対する被害の軽減や復旧の迅速化をめざすことを目的に設置されたネットワーク。	第5章 第6章 第7章
三重県広域防災拠点施設等構想検討委員会	三重県防災会議の専門部会。三重県の広域防災拠点のあり方等について検討するため、有識者等により構成された会議。平成25年3月に「三重県広域防災拠点施設等基本構想〔改訂版〕」をとりまとめた。	第1章 第6章
三重県防災対策会議	防災対策にかかる情報の共有化、防災対策の事業計画の策定及び検証等を行うため、知事を議長として、関係部局長等により構成された会議。	第4章
三重県保健医療計画	三重県の保健医療行政推進のための基本方針で、県内の医療提供体制の実態を把握し、適切かつ効率的な医療サービスの提供体制を整えるための計画。	第1章 第2章
三重のさきもり	三重大学と三重県が連携して、平成22年度に開塾した「三重さきもり塾」を通じて育成した、防災・減災に関する専門知識と実践力を身につけ、地域づくりに貢献する人材。	第1章 第6章
みえ防災コーディネーター	県が育成している防災人材。平常時は地域や企業等で防災啓発活動を行い、災害時には公的な組織と連携して、復旧・復興活動を支援できる人材。	第1章 第5章 第6章
みえの防災大賞	県内各地で取り組まれている自主的な防災活動を行っている団体を対象とした表彰制度。	第5章

用語	説明	掲載箇所
三重県防災対策推進条例	三重県の防災対策の基本理念を定め、県の責務や市町の役割等を明らかにするとともに、災害が発生した場合における被害の軽減を図るための施策についての基本事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い地域社会の実現に寄与することを目的とした条例。	第4章
三重県避難所運営マニュアル策定指針	災害時に、円滑に避難所を運営するための手順を示した指針。平成15年度に策定していたが、東日本大震災において、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営や避難所における障がい者、外国人住民への対応など、新たな課題が明らかになったことから、これらの課題に対応するための改定を平成24年度に行った。	第1章 第5章 第6章 第7章
ミッシングリンク	幹線道路などの交通ネットワークの欠落区間。	第5章 第6章
陸閘	通常時は、部分的に堤防天端高を下げて道路や通路を通し、洪水や高潮時にゲート等で塞いで堤防の役割を果たす施設。	第1章 第5章
DMA T	Disaster Medical Assistance Team（災害医療派遣チーム）の略で、大震災及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。	第5章 第6章
EM I S	Emergency Medical Information System（広域災害・救急医療情報システム）の略で、被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況、医師・看護師等の医療従事者の状況、ライフラインの確保、災害医療にかかる総合的な情報を共有するためのシステム。	第5章 第6章
J M A T	Japan Medical Association Team（日本医師会災害医療チーム）の略で、主に被災地医師会等と協力し、避難所や救護所における活動支援や、被災地内の病院・診療所等における日常診療への支援活動、在宅患者の医療、健康管理等を担う。	第6章
M y まっぷらん	川口淳三重大学大学院工学研究科准教授が提唱する住民一人ひとりが津波避難計画を作成するための手法で、自ら津波避難を考えるツール（道具）になり、家族などで津波避難に関する話し合いをするきっかけになるとともに、津波避難に関する地域の課題を明らかにし、住民の間での共有に活用できる意義がある。	第1章 第5章 第6章
S C U	Staging Care Unit（広域搬送拠点臨時医療施設）の略で、広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するにあたり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設のこと。	第5章 第6章

む す び に

本計画のむすびにあたり、三重県政策アドバイザーであり、三重県防災会議専門部会「防災・減災対策検討会議」の委員長を務めていただいた河田恵昭教授（関西大学社会安全学部・社会安全研究センター 理事・センター長）から、お言葉をいただきました。

被害を減らすための「減災」に、特効薬はありません。工夫しながら、さまざまな対策を組み合わせていくしかないのです。

例えば、津波避難タワーを設置すれば、その周辺に住んでいる人は助かる可能性が高まります。しかし、それよりも重要なことは、地域の人々が、毎日の生活の中で、タワーを見上げることにより、知らず知らずのうちに、津波に対する危機感を持ち、迅速な避難を心がける意識が高められる、という効果なのです。



防災対策は、特別な行動ではありません。

日頃から、少し多めに水や食料を準備しておく、車のガソリンを満タンにしておくといったことが、いつ発生するかわからない地震への備えとなります。

日常生活の中で、備えを習慣化しておくことが減災効果につながるのです。

災害が起こったら当面の間、何に困るのか、そんな発想をもとに気づいたことから率先して進めることが大事です。

東日本大震災の教訓や課題をふまえて、今回策定した「三重県新地震・津波対策行動計画」では、復興に向けての準備など、新たな対策が多く盛り込まれています。

こうした対策を実行していくのは、決して簡単なことではありませんが、まずはチャレンジすることが重要です。

三重県では、東日本大震災直後から、防災対策に力を入れてきたことから、多くの県民の皆さんが防災に関心を持ち、地域とのつながりを築くなど、県全体で計画に取り組んでいくための素地が十分にできています。

県民の皆さん、地域、行政が一体となって、命を守り抜くための対策に取り組まれ、災害に強い三重づくりを進められることを期待しています。

三重県新地震・津波対策行動計画

平成 26 年 3 月

発 行 三重県
連絡先 〒514-8570 三重県津市広明町 1 3 番地
(防災対策部 防災企画・地域支援課)
TEL 059-224-2184
FAX 059-224-2199
E-mail bosai@pref.mie.jp
URL <http://www.bosaimie.jp/>

